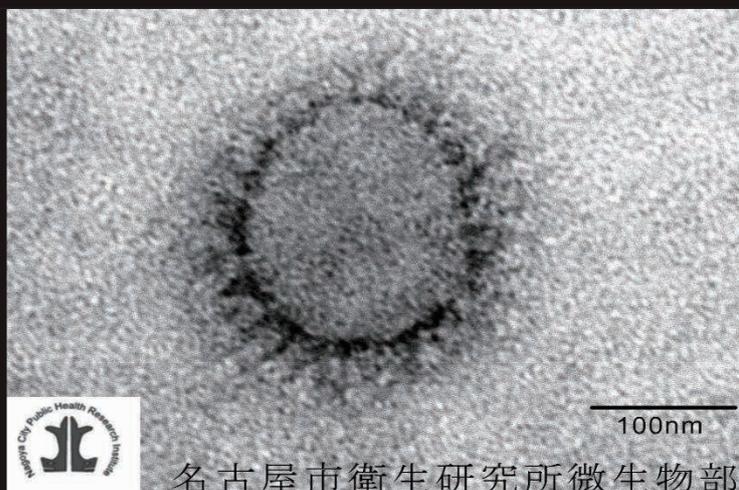




名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録



はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、2020年1月に国内初の感染事例が確認され、翌月の2月14日には本市初の陽性者が確認されました。その後、ウイルスは変異を繰り返しつつ拡大し、本市においても、延べ68万2,018人が感染し、1,550人が亡くなる（2023年5月7日時点）というこれまで経験したことのない未曾有の事態をもたらしました。

およそ3年余の時を経て、新型コロナウイルス感染症については、2023年5月8日から季節性インフルエンザと同様の5類感染症に位置づけられました。まさに、大きな転換期を迎えたこととなります。

この間、本市では、感染拡大の防止・医療提供体制の確保、ワクチン接種、社会経済活動の維持・両立、基本的な感染防止対策の徹底をはじめとした広報・啓発など、市民の皆様の「いのちと暮らし」を守るためのあらゆる対策を講じつつ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて懸命に対応してきたところです。

本記録誌は、これまでの本市の新型コロナウイルス感染症への対応について、感染第1波（2020年2月）から5類感染症への移行（2023年5月8日）までを中心に取りまとめることで、今後発生し得る新たな感染症への対応や、その他の危機的事象への備えとするものです。

最後に、これまでの本市の対応については、医療関係者の皆様のご尽力と、市民・事業者の皆様のご理解・ご協力のもとで行政の取組みを支えていただいたことにより成り立ったものと考えています。ここで改めて深く感謝申し上げます。

名古屋市

目次

第 1 編	新型コロナウイルス感染症の概要	004
I	感染症と関係制度	005
1	新型コロナウイルス感染症	005
2	関係制度	006
II	名古屋市の感染状況	007
第 2 編	名古屋市の対応	010
第 1 章	名古屋市の体制	011
I	対策本部等	011
1	名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部	011
2	幹事会等	012
II	組織・応援	014
1	組織体制	014
2	応援体制	019
3	業務継続計画	021
第 2 章	感染拡大の防止・医療提供体制の確保	023
I	医療・検査対応	023
1	相談体制	023
2	検査	025
3	疫学調査	034
4	療養者支援	042
5	宿泊療養施設	044
6	医療提供体制	047
7	救急搬送・移送	059
8	その他	065
II	新型コロナワクチン接種	067
1	概要	067
2	初回接種（1・2回目接種）	070
3	第一期追加接種（3回目接種）・第二期追加接種（4回目接種）	086
4	令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチン等接種）	103
5	小児及び乳幼児への接種	112
6	接種体制の確保	113
7	救済等	122
第 3 章	社会経済活動の維持・両立	126
I	施設・催物	126
1	市施設	126
2	催物	132

目次

Ⅱ	経済対策	136
Ⅲ	学校・幼稚園	142
1	全国一斉臨時休業	142
2	教育活動再開後の対応	144
Ⅳ	市民生活の維持・確保	146
1	上下水道	146
2	廃棄物	147
3	公共交通	149
4	子どもの居場所等	151
5	高齢者・障害者等	154
6	その他	156
第4章	広報・啓発	167
Ⅰ	市民・事業者への広報啓発	167
1	期間を通じた広報啓発	167
2	対象に応じた広報啓発	172
Ⅱ	不当な差別等を防止するための啓発	177
第5章	市役所の対応	179
Ⅰ	来庁者・来所者及び職員への対応	179
1	庁舎における感染防止対策	179
2	職員の感染防止対策	180
Ⅱ	職員の勤務形態	183
1	時差勤務	183
2	在宅勤務	184
3	その他	186
Ⅲ	市会の対応	187
第3編	資料編	192
Ⅰ	時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応	193
Ⅱ	新型コロナ対策における業務縮小・中止等の経過	207
Ⅲ	本部会議等の開催状況	209
Ⅳ	新型コロナワクチン接種の主な出来事	212
Ⅴ	本市における年齢階級別の陽性者数	217
Ⅵ	本市職員の感染状況	218
Ⅶ	市施設の休館等の対応状況	219
Ⅷ	主な催物の中止等の対応状況	226
Ⅸ	支援策一覧	231
Ⅹ	新型コロナ対策に係る予算対応状況	240
Ⅺ	新型コロナ対策に係る地方創生臨時交付金の主な活用状況	243

第1編

新型コロナウイルス感染症の概要

本記録誌における新型コロナウイルス感染症の「波」の期間は、以下のとおりとする。

区分	期間
第1波	2020（令和2）年2月～4月
第2波	2020（令和2）年7月～8月
第3波	2020（令和2）年10月21日～2021（令和3）年3月30日
第4波	2021（令和3）年3月31日～7月20日
第5波	2021（令和3）年7月21日～12月27日
第6波	2021（令和3）年12月28日～2022（令和4）年6月20日
第7波	2022（令和4）年6月21日～2022（令和4）年10月31日
第8波	2022（令和4）年11月1日～2023（令和5）年5月8日

I 感染症と関係制度

1 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）が原因によって引き起こされる急性呼吸器感染症である。

発熱やのどの痛み、咳、倦怠感などの症状がみられ、多くは軽症例であるが、重症化すると肺炎となり死亡例も確認されている。

陽性者の咳やくしゃみ、会話などによりウイルスを含む飛沫等が排出され、これを吸入したり、ウイルスが付いたものに触った後、目や鼻、口などの粘膜を触ったりすることで感染することがある。

また、ウイルスの遺伝情報が変化する「変異」により、感染の広がりやすさ（伝播性）や引き起こされる病気の重さ（病毒性）が変化する事や、ワクチンや薬が効きにくくなる（免疫逃避や耐性獲得）ことがある。

新型コロナウイルスの新たな変異株は世界各地で確認されており、日本でも、第4波では B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）、第5波では B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）、第6波以降では B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）による感染の拡大が顕著にみられた。

新型コロナウイルスの構造

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスの正式名称)のさまざまな部位についての理解が、同ウイルスによる感染症「COVID-19」に対する特効薬の開発につながる可能性

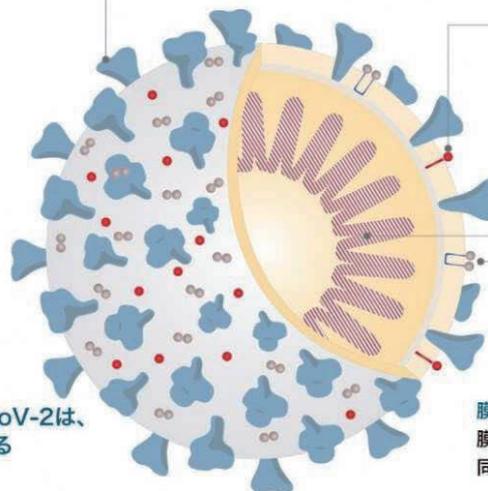
スパイク(S)

タンパク質

スパイクで宿主細胞に結合して侵入

ウイルスの名称は、電子顕微鏡を通して見えるスパイクでできた輪の形にちなみ、王冠を意味するラテン語「コロナ」に由来

COVID-19を引き起こすSARS-CoV-2は、ヒトに感染することが確認されている複数のコロナウイルスの一つ



エンベロープ(E)タンパク質

Eタンパク質は、新しいウイルスの形成や出芽(宿主細胞からの放出)に関与

ヌクレオカプシド(N)タンパク質

ヌクレオカプシドはウイルスを複製するための最も重要な遺伝情報、RNAを取り囲む

膜(M)タンパク質

膜はすべての部位を一つにまとめ、タンパク質同士の配位においても重要な役割

出典: virology.biomedcentral.com/courses.lumenlearning.com/mdpi.com

© AFP

【新型コロナウイルスの構造】

2 関係制度

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響を最小とするため、平成 24 年 5 月に制定され、平成 25 年 4 月に施行された。

令和 2 年 3 月の法改正により、新型コロナウイルス感染症は同法の適用の対象に暫定的に位置づけられ、令和 3 年 2 月に、同感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)の「新型インフルエンザ等感染症」に追加されたことに伴い、当然に特措法の適用対象となった。

なお、令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行したため、同感染症は特措法の適用対象外となった。

● 名古屋市インフルエンザ等対策行動計画

特措法では、市町村は新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を策定するものとされており、本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等を定めた行動計画を平成 26 年 3 月に策定した。

令和 2 年 3 月の特措法の改正により、新型コロナウイルス感染症は同法の適用の対象になったことから、新型コロナウイルス感染症対策は当計画に基づき実施することになった。

令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象外となったことに伴い、当計画を根拠とする対策も終了となった。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び推進を図るため、平成 10 年 9 月に制定され、平成 11 年 4 月に施行された。

令和 2 年 2 月に新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が施行され、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定して対策が講じられてきたが、令和 3 年 2 月の法改正により、同感染症は新型インフルエンザ等感染症に追加された¹。

令和 4 年 12 月に成立した感染症法改正法案の国会審議の過程において、速やかに法上の位置づけについて検討する旨の規定が追加され、厚生科学審議会感染症部会等で検討が行われた。その後、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じなかったため、令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症の法上の位置づけが 5 類感染症に移行した。

コラム

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例

令和 2 年 3 月に、市、事業者及び市民の責務等を定め、全市一丸となって新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた取組を推進するため、新型コロナウイルス感染症に特化したものとしては全国初となる条例を制定した(令和 3 年 2 月失効)。

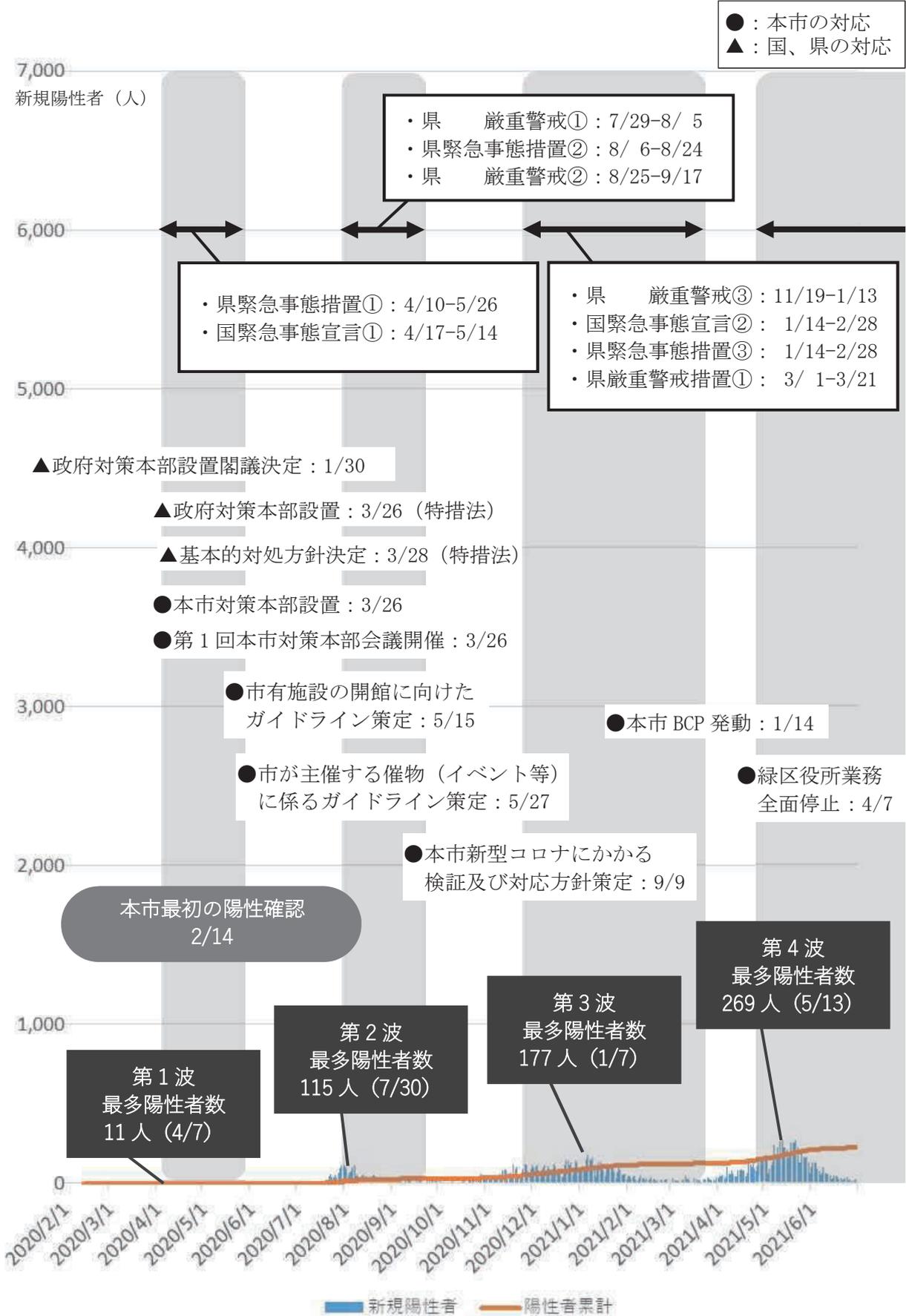
各主体の責務とは

- ①市：正しい知識の普及啓発並びに情報の収集、整理及び発信に努める
- ②事業者：正しい知識を持つとともに、自己の管理する場所または施設で発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める
- ③市民：正しい知識を持つとともに、感染拡大の防止に十分注意を払うよう努める 等

¹ これに伴い政令は廃止された

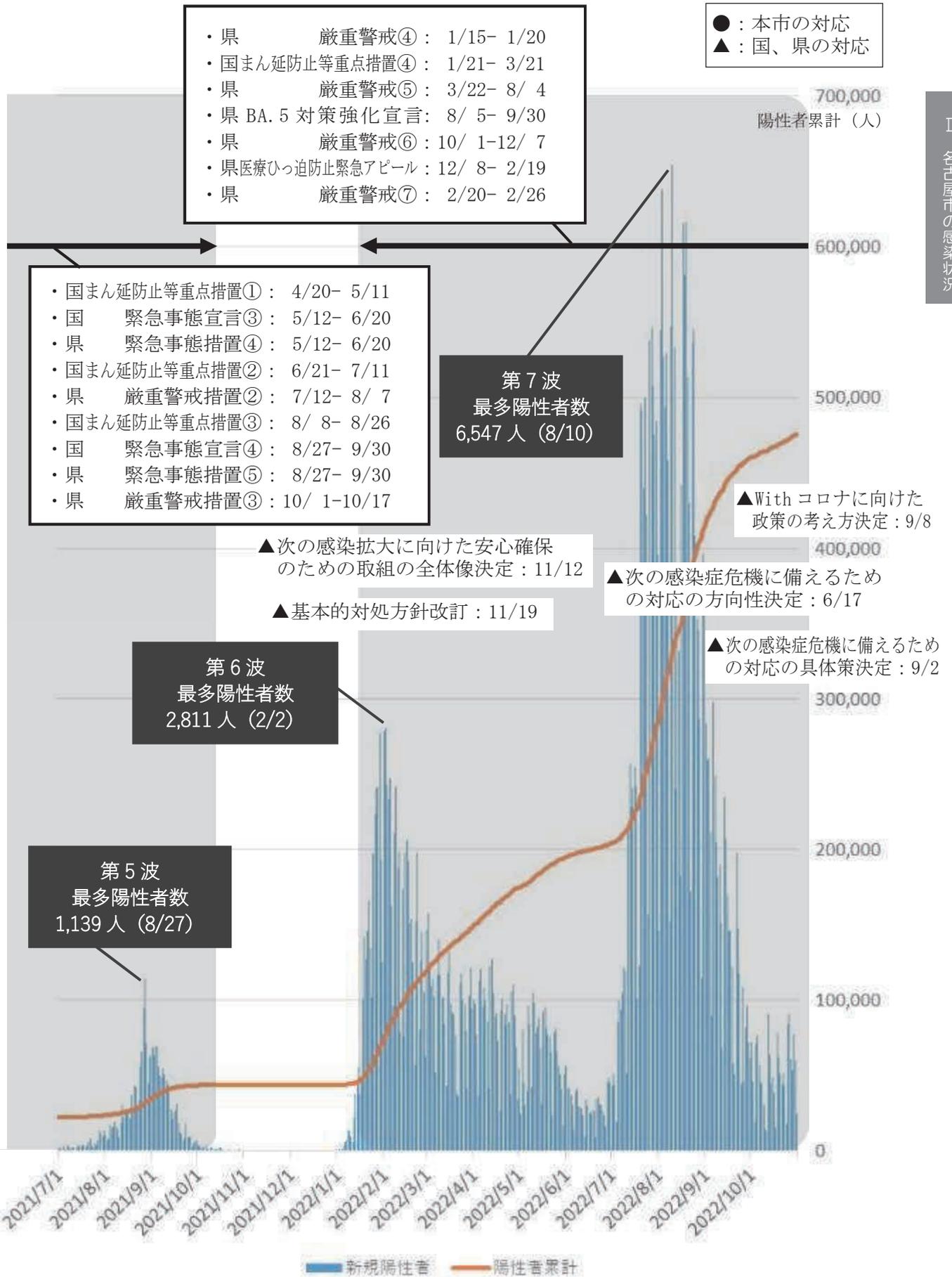
Ⅱ 名古屋市の感染状況

Ⅱ 名古屋市の感染状況



名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅱ 名古屋市の感染状況

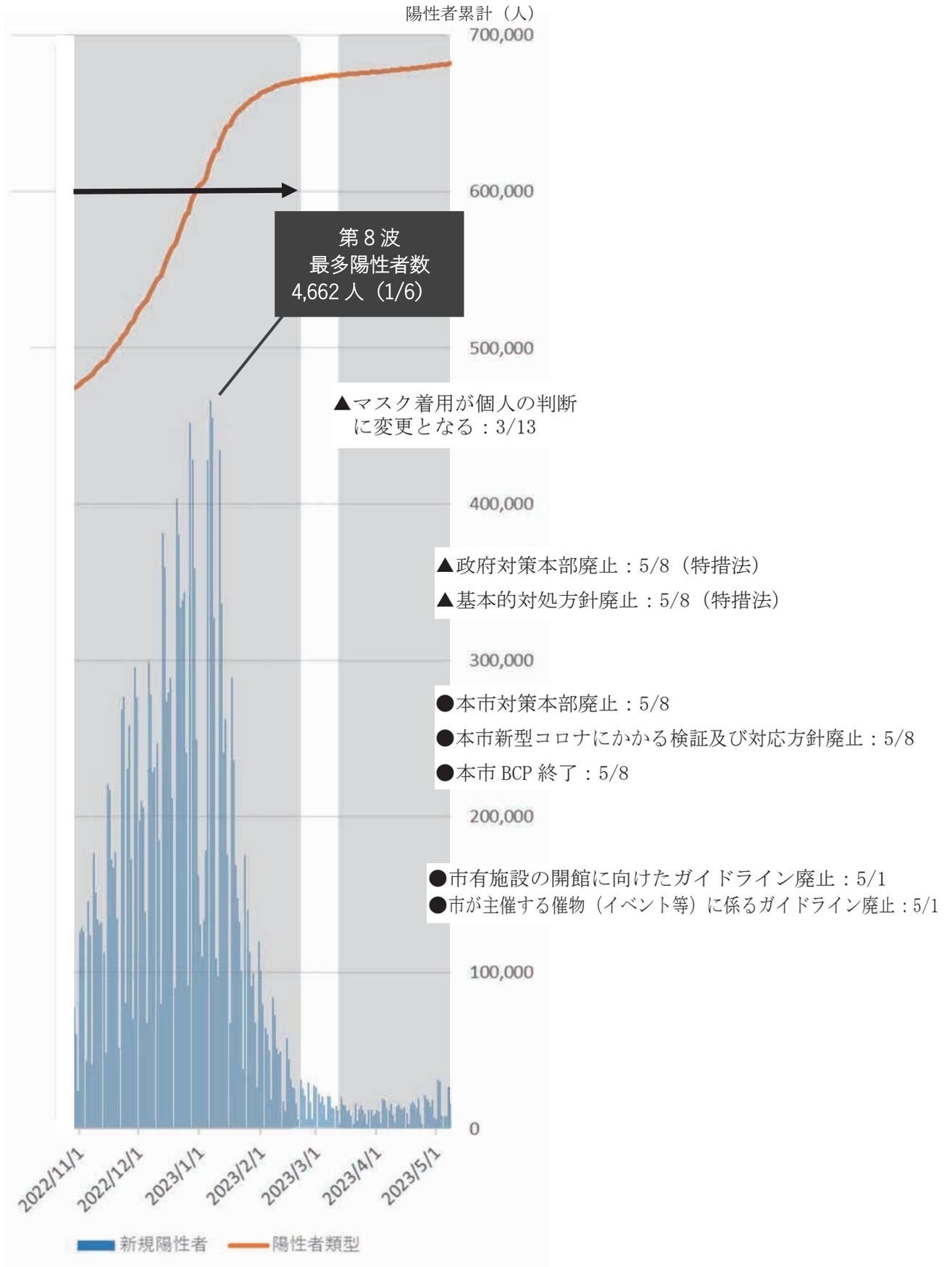


名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

II 名古屋市の感染状況

- : 本市の対応
- ▲ : 国、県の対応

II 名古屋市の感染状況



第2編

名古屋市の対応

第1章 名古屋市の体制

I 対策本部等

1 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部

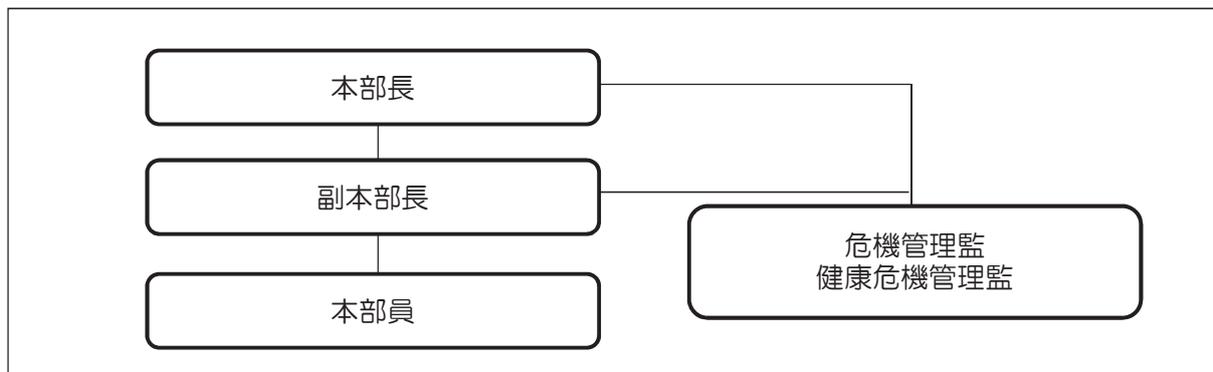
新型コロナウイルス感染症への対応は、当初は市長をトップに局長級で構成する危機管理対策本部において、基本的な方針の決定や情報の収集、共有化を行うとともに、防災危機管理局次長を幹事長とする課長級による幹事会において事務レベルでの調整等を行った。

令和2年3月の特措法の改正により、新型コロナウイルス感染症が同法の適用の対象に位置づけられて以降は、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画に則り政府対策本部の設置をもって本市の対策本部を設置し、全庁的に取り組むこととなった。

【本市の対策本部の構成（令和5年4月1日時点）】

区分	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	会計管理者、市長室長、総務局長、総務局企画調整監、財政局長、スポーツ市民局長、経済局長、観光文化交流局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、住宅都市局長、緑政土木局長、市会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、消防局長、上下水道局長、交通局長、中村区長、中区長、その他本部長が必要と認めるもの
危機管理監	防災危機管理局長
健康危機管理監	健康福祉局医監

【組織体系】



【会議の開催状況】

区分	回数
危機管理対策本部会議（～令和2年3月25日）	4回
新型コロナウイルス感染症対策本部会議（～令和5年5月7日）	21回
計	25回

2 幹事会等

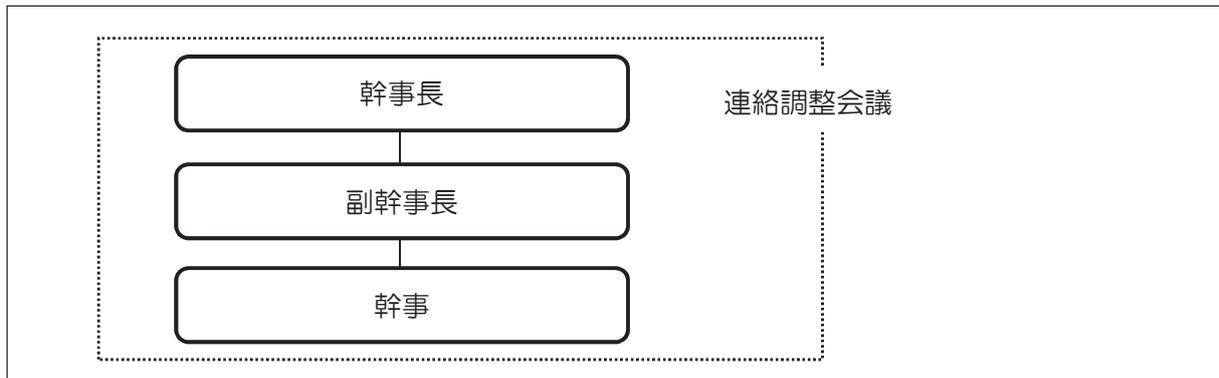
(1) 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会

【幹事会の構成（令和5年4月1日時点）】

区分	構成員
幹事長	防災危機管理局次長
副幹事長	防災危機管理局危機対策室長、健康福祉局感染症対策室長
幹事	会計室次長、防災危機管理局総務課長、市長室次長、市長室広報課長、 総務局総務課長、総務局職員部人事課長、総務局職員部安全衛生課長、 財政局総務課長、スポーツ市民局総務課長、スポーツ市民局地域振興部区政課長、 経済局総務課長、観光文化交流局総務課長、 観光文化交流局観光交流部国際交流課長、環境局総務課長、健康福祉局監査課長、 健康福祉局健康部主幹（医務指導）、子ども青少年局総務課長、 住宅都市局総務課長、緑政土木局主幹（道路等の危機管理・水防）、 市会事務局総務課長、監査事務局次長、人事委員会事務局次長、 教育委員会事務局総務部総務課長、選挙管理委員会事務局次長、 消防局総務部総務課長、上下水道局経営本部総務部防災危機管理室長、 交通局営業本部総務部総務課長、中村区区政部総務課長、中区区政部総務課長、 その他幹事長が必要と認めるもの

I
対策本部等

【組織体系】



(2) 連絡調整会議

刻一刻と状況が変化する中で迅速に方針を決定していくには、日頃の情報共有が必要なことから、関係者を絞り、実務的な調整も含めた場として課長級による「連絡調整会議」を新たに設置し、週1~2回定期的に会議を開催し、庁内の情報共有、事務調整などを進めた²。

【連絡調整会議の構成（令和5年4月1日時点）】

【事務局】

- ▶ 防災危機管理局次長、防災危機管理局危機対策室長
- ▶ 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室長

【参加者】

- ▶ 市長室次長
- ▶ 防災危機管理局兼務主幹（危機管理に係る連絡調整）16名

総務局総務課長、財政局総務課長、スポーツ市民局総務課長、経済局総務課長、観光文化交流局総務課長、環境局総務課長、健康福祉局監査課長、子ども青少年局総務課長、住宅都市局総務課長、緑政土木局主幹（道路等の危機管理・水防）、教育委員会事務局総務部総務課長、消防局総務部総務課長、上下水道局経営本部総務部防災危機管理室長、交通局営業本部総務部総務課長、中村区区政部総務課長、中区区政部総務課長

- ▶ 防災危機管理局総務課長、防災危機管理局危機対策室主幹（新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報担当）
- ▶ 総務局職員部安全衛生課長、総務局企画部企画課長、総務局企画部大都市・広域行政推進室長、総務局総合調整部総合調整室長
- ▶ スポーツ市民局地域振興部区政課長

² 令和5年5月7日までに連絡調整会議を169回開催した

Ⅱ 組織・応援

1 組織体制

(1) 新型コロナウイルス感染症対策班の体制

令和2年2月に健康福祉局健康部感染症対策室13名の体制から始まり、同年12月には健康部から移管・新設する形で新型コロナウイルス感染症対策専任の部・室を設置し、監以下の人員を配置したほか、ワクチン接種のための体制を順次整えるなど、局面に応じて適宜体制の強化を図ってきた。

なお、組織の拡大及び応援状況に応じ、庁内の複数の会議室を執務室として活用しており、正庁のほか、第2会議室、特別会議室などを使用した。

時期	組織・応援の理由	職員数（役職者の兼務含む。）						応援人数 ³	計
		局長級	部長級	課長級	係長級	係員級	計		
令和2年 2月	・感染症対策室で対応開始	—	—	1	2	10	13	—	13
4/ 1	・新型コロナウイルス感染症対策に係る業務 執行体制強化（主査2） ・局内応援体制の構築	—	—	1	4	10	15	内8	23
4/14	・新型コロナウイルス感染症対策班を設置 し、疫学調査・情報発信機能強化（主幹1、 主査1、係員2）	—	—	2	5	12	19	内8	27
4/30	・事務支援・検体搬送業務のため、全庁的な 応援体制の構築 ・医療体制等の確保に向けた体制強化（主幹 1、主査2）	—	—	3	7	12	22	内10 外15	47
7/27	・入院調整や患者調査業務のため、局内応援 の増員	—	—	3	7	12	22	内24 外10	56
8/ 5	・宿泊療養施設設置等に係る体制強化（主幹 1、主査2）、局外応援の増員	—	—	4	9	12	25	内24 外18	67
8/11	・指揮命令機能強化（主幹3、主査7）	—	—	7	16	12	35	内24 外18	77
8/13	・局外応援の増員	—	—	7	16	12	35	内24 外26	85
12/ 1	・ワクチン接種体制の準備・確保に向けたワ クチンチーム設置（主幹1、主査2、係員2）	—	—	8	18	14	40	内24 外26	90

³ 「内」は健康福祉局内からの応援、「外」は同局外からの応援を示す

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第1章 名古屋市の体制 II 組織・応援

時期	組織・応援の理由	職員数（役職者の兼務含む。）						応援人数 ⁴	計
		局長級	部長級	課長級	係長級	係員級	計		
12/ 7	・感染拡大への対応のため、局外応援の増員	—	—	8	18	14	40	内24 外47	111
12/14	・局長級の監始め新型コロナ対策専任の部及び室設置（監 1、部長 1、室長 1、主査 3）	1	1	9	21	14	46	内24 外47	117
令和3年 1/ 4	・感染拡大への対応のため、局外応援の増員	1	1	9	21	14	46	内24 外58	128
2/ 8	・保健所と消防の連携強化及び入院移送調整機能強化（主査 2）、局外応援の増員	1	1	9	23	14	48	内24 外59	131
2/24	・ワクチンチームの総合調整機能、集団接種等の実施に向けた体制強化（参事 3 [健康部長、中村・中区区政部長兼務]、主幹 4、主査 4、係員 4）	1	4	13	27	18	63	内24 外59	146
4/ 1	・組織体制強化（企画係・推進係の 2 係制） ・陽性者数の増加やワクチン接種業務への対応として 2 段階の応援体制レベルを構築（Lv1）	1	4	13	20	40	78	内13 外20	111
4/26	・陽性者数の増加に伴う応援段階引上げ（Lv2）	1	4	13	20	40	78	内13 外38	129
5/21	・ワクチン接種体制等強化（参事 1、主幹 5、主査 9） ・入院及び移送調整等機能強化（主幹 1、主査 1） ・疫学調査機能強化（主査 1、係員 4） ・大規模接種会場開設に伴う体制を 6 月～7 月にかけて段階的に強化	1	5	19	31	44	100	内17 外54	171
7/ 1	・大規模接種会場開設に伴う体制強化	1	5	19	31	46	102	内17 外54	173
8/ 1	・過員の減員、局内応援の減員	1	5	19	31	45	101	内13 外54	168
8/25	・陽性者数の増加に伴う緊急応援配置	1	5	19	31	45	101	内21 外58	180
9/ 8	・陽性者数の減少に伴い緊急応援解除	1	5	19	31	45	101	内13 外54	168
10/ 1	・ワクチン接種相談受付体制見直し（主幹△1） ・ワクチン応援見直し	1	5	18	31	48	103	内13 外52	168

⁴ 「内」は健康福祉局内からの応援、「外」は同局外からの応援を示す

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第1章 名古屋市の体制 II 組織・応援

時期	組織・応援の理由	職員数（役職者の兼務含む。）						応援人数 ⁵	計
		局長級	部長級	課長級	係長級	係員級	計		
10/20	・陽性者数の減少に伴い応援段階引下げ（Lv1）	1	5	18	31	48	103	内13 外34	150
11/ 1	・ワクチン大規模接種体制見直し（主幹△1、主査△4） ・ワクチン応援見直し	1	5	17	27	48	98	内13 外29	140
12/ 1	・ワクチン応援見直し	1	5	17	27	48	98	内13 外25	136
12/ 8	・陽性者数の減少に伴う応援段階引下げ	1	5	17	27	48	98	内13 外13	124
12/10	・事業所疫学調査チーム設置に係る体制強化（主幹2）、過員の減員	1	5	19	27	45	97	内13 外13	123
令和4年 1/14	・陽性者数の増加に伴う応援段階引上げ（Lv1）	1	5	19	27	45	97	内13 外24	134
1/21	・陽性者数の増加に伴う応援段階引上げ（Lv2）	1	5	19	27	45	97	内13 外42	152
4/ 1	・組織体制強化（一層の感染症対策の推進） ・体制強化と業務効率化に伴い応援体制見直し（Lv2）	1	4	18	30	65	118	内8 外21	147
6/ 1	・陽性者数の減少に伴い応援体制見直し（Lv1）	1	4	18	30	65	118	内8 外10	136
7/ 1	・陽性者数の減少に伴い応援段階引下げ（Lv1）、過員の増員	1	4	18	30	66	119	内4 外10	133
7/19	・陽性者数の増加に伴う応援段階引上げ（Lv2）	1	4	18	30	66	119	内8 外21	148
10/ 1	・陽性者数の減少に伴い応援段階引下げ（Lv1）	1	4	18	30	66	119	内4 外10	133
令和5年 1/ 1	・陽性者数の増加に伴う応援段階引上げ（Lv2）	1	4	18	30	66	119	内7 外10	136
2/ 1	・陽性者数の減少に伴い応援段階引下げ（Lv1）	1	4	18	30	66	119	内4 外10	133
4/ 1	・組織体制の見直し ・全庁的な応援体制の終了	1	4	16	25	67	113	0	113
4/21	・組織体制の見直し	1	4	15	21	63	104	0	104

⁵ 「内」は健康福祉局内からの応援、「外」は同局外からの応援を示す

(2) 保健所における疫学調査の体制

保健所長の指揮のもと、16区の保健センターにおいて、約200名の保健師が中心となって最大約950名体制⁶で積極的疫学調査⁷を実施し、陽性者の健康観察、濃厚接触者の特定・検査により感染拡大の防止に努めた。

令和2年8月より、保健センターの体制確保のため、地域ごとの感染状況や業務負担に応じて派遣職員を配置し、最大150名まで体制強化を図った。

また、派遣職員の配置に合わせて、第5波以降の感染拡大時には区役所・各局室からの応援のもと、全庁的な体制で保健センターの業務ひっ迫に対応した。令和4年1月からは、感染フェーズごとの職員応援体制の考え方をあらかじめ定めることで、各区の実情に応じた柔軟な応援体制の構築に努めた。

なお、派遣職員や応援職員は、主に陽性者本人・企業・職場等への疫学調査、自宅療養者・濃厚接触者の健康観察及びその他新型コロナウイルス感染症に関する相談などの業務に従事した。

時期	概要
令和2年 8/6	・各区から2名以上の応援職員を保健センターへ派遣
8/11	・4区保健センターに4名の派遣職員（事務職）を配置（12/28まで）
10/1	・12区保健センターに12名の派遣職員（看護職）を配置（12/28まで）
12/15	・16区保健センターに75名の派遣職員（事務職、看護職）を配置
令和3年 4/1	・派遣職員の人員を拡充（75→91）
9/8	・第5波感染拡大に伴う区役所からの職員応援（最大108、9/30まで）
10/1	・派遣職員の人員を拡充（91→150）
令和4年 1月中旬	・第6波感染拡大に伴う区役所からの職員応援（最大128）
1/19	・保健センターへの職員応援について感染フェーズごとの応援体制の考え方を整理
1/28	・第6波感染拡大に伴う各局室からの職員応援（最大63、2/27まで）
令和4年度	・第7波及び第8波の感染拡大期には、令和4年1月に整理した応援体制の考え方にに基づき、各区で職員応援体制を構築

【派遣職員の人数】

区分	事務職	看護職	計
令和2年度	17名	58名	75名 ⁸
令和3年度	17名	74名	91名 ⁹
令和4年度	47名	103名	150名

⁶ 令和4年2月8日時点

⁷ 感染症法に基づき医師が行う発生届を起点として、届出のあった陽性者について、①感染源の推定、②濃厚接触者の調査の2つの調査を組み合わせて実施することにより、感染拡大を防止することを主な目的とするもの

⁸ 令和2年12月15日以降、75名体制で配置

⁹ 令和3年度9月補正予算の成立により、10月より150名体制に増員

(3)新型コロナウイルス感染症対策班以外における組織体制

健康福祉局における感染症対策班のほかにも、各種給付金や事業者支援等に対応するため、適宜関係局において体制を強化した。

時期	概要（兼務組織の設置を除く。）	所属
令和2年 4/30	・特別定額給付金事業の実施（主幹1、主査3、係員4） ※事業収束により廃止（令和2年度末）	スポーツ 市民局
5/ 8	・県・市町村新型コロナ対策協力金等事業者支援の実施（主幹1、主査2）	経済局
	・子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施（主査1） ※事業収束により廃止（令和2年度末）	子ども 青少年局
6/18	・総合調整機能の強化（主幹1）	防災危機 管理局
	・ひとり親世帯臨時特別給付金事業の実施（主査1） ※事業収束により廃止（令和2年度末）	子ども 青少年局
令和3年 4/ 1	・総合調整・広報業務執行体制の強化（主査1）	防災危機 管理局
	・金融支援及び事業者支援等業務執行体制の強化（主査2、係員2）	経済局
	・学校における新型コロナ対策等業務執行体制の強化（主査1） ※事業収束により廃止（令和4年度末）	教育委員会 事務局
4/ 2	・子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施（主査1、係員1） ※事業収束により廃止（令和3年度末）	子ども 青少年局
12/ 7	・子育て世帯への臨時特別給付事業の実施（主査2、係員1） ※事業収束により廃止（令和4年度末）	子ども 青少年局
12/10	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施（主幹1） ※事業収束により廃止（令和4年度末）	健康福祉局
12/16	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務執行体制の強化（主査3、係員6） ※事業収束により廃止（令和4年度末）	健康福祉局
令和4年 4/ 1	・総合調整・広報業務執行体制の強化（係員1）	防災危機 管理局
7/11	・県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金等事業者支援の実施（主幹1、主査2）	経済局

2 応援体制

職員応援体制の基本的な考え方として、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務量が増加した場合や、陽性者や濃厚接触者とされる職員が同一の所属において多数発生した場合は、まずは自局区室内の他課室職員による応援を原則とした。

しかしながら、自局区室内の応援で対応できない場合には、全庁的な応援体制を構築することとし、本庁所属において他所属からの応援が必要となった場合には、他の本庁所属職員による応援体制を構築したほか、区役所において他所属からの応援が必要となった場合には、他区職員や本庁所管局職員による応援体制を構築した。

職員応援を実施する所属の決定にあたっては、所属内応援の状況、応援職員が従事する業務内容などについて精査し、応援開始後も、応援職員の人数や応援期間について随時見直しを行い、必要に応じて人数の増減または期間の延長・短縮を実施した。

(1)健康福祉局への応援

令和2年4月に市内陽性者数が2桁を記録し、県独自の緊急事態宣言及び国の緊急事態宣言が発出される状況となったことから、業務量の増加に対応するため、4月30日より健康福祉局への全庁的な職員応援を開始した。当初は全庁から係員46名までの応援が可能な体制を構築し、同局感染症対策室からの要請に応じて、関係機関との調整や市民対応、検体搬送業務などに従事する応援職員を局内外から派遣した。

同年7月からの第2波到来時には、市内陽性者数の増加を受けて、8月11日以降は全庁から課長級3名、係長級7名、係員100名の計110名の応援が可能な体制へと強化し、感染症対策室からの要請に応じて局内外からの応援職員を増員した。同年10月からの第3波においては、市内陽性者数の増加及び新型コロナワクチン接種への対応が必要になったことに伴い、12月7日以降、同室への応援職員をさらに増員したほか、令和3年1月4日からは、保健センターとの連絡調整機能を強化するため、同局新型コロナウイルス感染症対策室（以下「新型コロナ対策室」という。）へ各区から1名を派遣した。

また、宿泊療養施設の運営についても、令和2年8月11日から11月1日まで及び同月30日から令和3年2月28日までの間、局外から応援職員を派遣し、施設の運営支援や宿泊者からの内線電話対応、清潔ゾーンでの物品運搬、清掃などにあたった。

令和3年度については、陽性者数の増減や緊急・一時的な業務の発生に対応するため、あらかじめ新型コロナ対策室への応援レベルを2段階に設定し、市内陽性者数の週平均が30名を超えた段階でレベル1、60名から90名を超えた段階でレベル2の応援職員をそれぞれ局内外から派遣する体制を構築した。

また、新型コロナワクチン接種業務に対応するため、令和3年2月24日以降、局内外から応援職員を派遣したほか、ワクチン接種の本格実施に伴い5月21日に体制強化を図り、6～7月には大規模集団接種の実施に伴い順次追加で応援職員を局内外から派遣した。

令和4年度については、令和3年度に引き続き応援レベルを2段階に設定し、市内陽性者数の週平均が50名を超えた段階でレベル1、200名を超えた段階でレベル2の応援職員を局内外から派遣する体制を構築し、局内外から職員応援を行った。なお、新型コロナ対策室の組織体制の見直しに合わせて、令和4年度末をもって、同室への職員応援を終了した。

(2)健康福祉局以外への応援

● 経済局への応援

令和2年3月から利用が増加したセーフティネット保証の認定に係る業務執行体制を確保するため、令和2年3月から局内応援を開始した。

令和2年4月16日から県が行った、施設の使用停止などの休業協力要請に協力した中小企業者等に対する「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金」の交付業務の執行体制を確保するため、5月8日から局内外からの職員応援を開始した。7月からは「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金¹⁰」や「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染防止対策協力金」の申請受付が開始されたことに伴い、随時応援職員を局内外から派遣した。

令和3年度については、4月1日から30日までの間は10名の応援職員を局内外から派遣し、5月1日から令和4年3月31日までの間は局内応援にて対応した。

● 子ども青少年局への応援

令和2年4月20日に閣議決定された子育て世帯の生活を支援する取組の一つである「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給に伴い、支給審査事務等に係る業務の執行体制を確保するため、5月8日から12月6日までの間、局内応援にて対応した。

● スポーツ市民局への応援

令和2年4月20日に閣議決定された「特別定額給付金」事業の実施に伴い、支給審査事務等に係る業務執行体制を確保するため、5月15日から9月30日までの間、局内外からの職員応援にて対応した。

● 防災危機管理局への応援

危機管理体制を強化するため、令和2年6月18日から令和3年2月28日までの間に2名、3月1日から31日までの間に1名、局内外からの職員応援を行った。

● 各保健センターへの応援

令和2年8月の第2波到来に伴う市内陽性者数の増加を受け、同年8月6日より各区から2名以上の応援職員を保健センターへ派遣した。

令和3年8月の第5波到来に伴う保健センター業務のひっ迫を受け、各区から保健センターへの応援を増員し、9月1日時点で延べ130名の応援職員を派遣したほか、各局保健師や保健センターでの勤務経験のある職員による応援も行った。

● 緑区役所への応援

令和3年4月に緑区役所内でクラスターが発生し、緑区役所の職員全員が自宅待機など出勤できない事態になったことに伴い、4月7日以降緑区職員が復帰するまでの間、緑区での勤務経験のある職員等を派遣した¹¹。また、緑区役所を閉庁した4月7日には区役所業務を徳重支所で行ったため、緑区役所と徳重支所間で臨時の市バスによるシャトル輸送を行った。

¹⁰ 県独自の緊急事態宣言で位置付けられた「基本的に休止を要請しない施設」のうち、消費者と対面して商品等を提供する事業を継続する中小企業者等に交付する補助金

¹¹ 詳細は22頁を参照

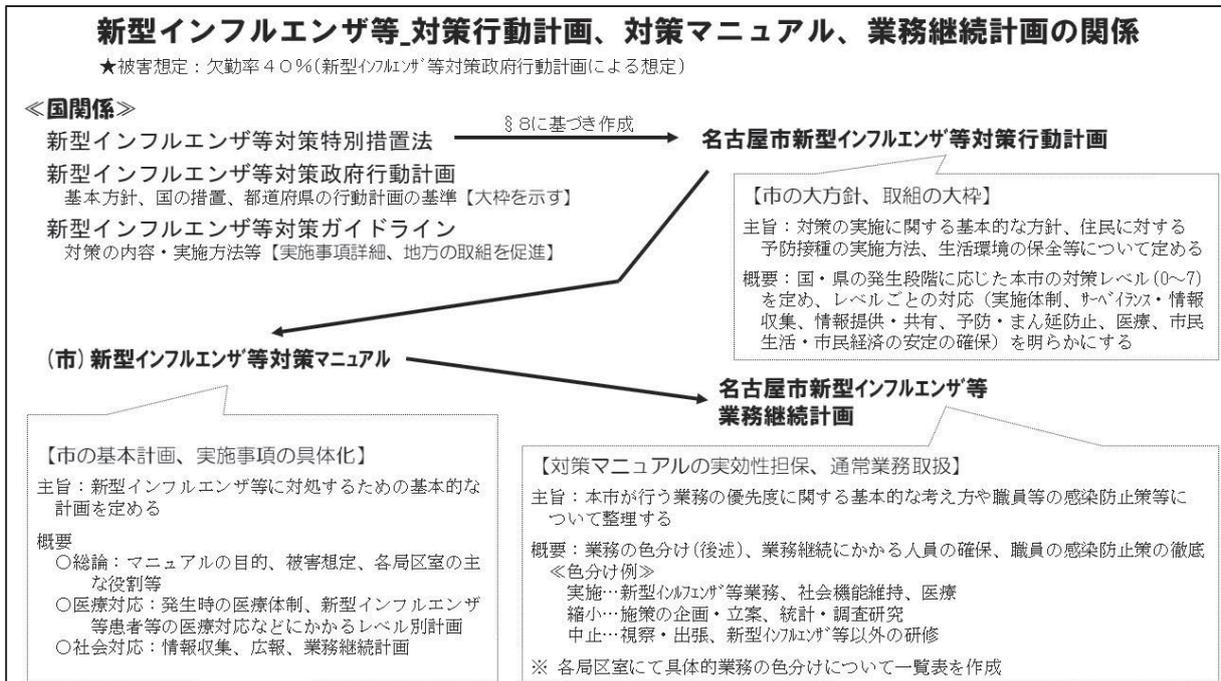
3 業務継続計画

(1) 名古屋市の業務継続計画

名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）は、新型インフルエンザ等発生時における医療対応、社会対応等を含めた本市の対策全般について定めた「新型インフルエンザ等対策マニュアル」の社会対応編の一部として位置づけられている。

同マニュアルに規定する対策の実効性を確保し、市民生活への影響を最小限に抑えるため、計画では、本市が行う業務の優先度に関する基本的な考え方や職員等の感染防止策等について予め整理されている。

【新型インフルエンザ等対策に係る関係計画等の関係】



(2) 計画の発動

新型コロナウイルス感染症への対応を円滑かつ効果的に実施するため、令和3年1月14日にこれまでの対応を踏まえた計画の改正を行い、業務の段階的な縮小・中止について整理した。

具体的には、市内の感染状況等に応じた柔軟な対応を可能にするため、市民生活への影響が少ない業務など、縮小または中止できる業務の考え方について、第1段階から第3段階を設定した。

また、同日、県が緊急事態措置を実施すべき区域に定められたことを受け、緊急事態宣言下の広報や積極的疫学調査、ワクチン接種体制の調整など、新型コロナウイルス感染症対策業務のさらなる増加が見込まれたため、新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、緊急事態宣言の終期である同年2月7日までの間、業務継続計画を「第1段階」で発動することを決定した。

その後、緊急事態措置の状況や本市の感染状況等を踏まえ、発動期間を延長し、終期を当面の間とした。

なお、新型コロナウイルス感染症について、厚生労働大臣より、令和5年5月8日から感染症法上の「5類感染症」に位置づける旨が公表されたことに伴い、同日付けで業務継続計画の「第1段階」は終了した。

【「業務継続計画の発動時の運用」の3段階の考え方（抜粋）】

段階	内容
第1段階	市民生活に概ね影響がない業務または感染拡大防止のため早めに中断する業務の縮小・中止（全業務の概ね5%程度）
第2段階	中長期的な業務のうち影響が少ない業務または感染拡大防止のため中断すべき業務の縮小・中止（全業務の概ね20%程度）
第3段階	縮小・中止が可能な業務の概ねを縮小・中止（全業務の概ね40%程度）

(3) 計画の改定

● 緑区役所の全面閉鎖

令和3年4月1日、緑区保険年金課の職員1名の感染が判明し、以降フロアを超えて感染が拡大するとともに、変異株による感染も判明したことから、同月7日に緑区役所を閉庁し、緑区役所全職員を自宅待機としたほか、庁舎の消毒作業等を行った¹²。また、同日の緑区役所での業務を徳重支所で行ったため、緑区役所と徳重支所間で臨時の市バスによるシャトル輸送を行った。

翌8日の再開に向け、総務局が緑区役所での勤務経験のある職員、中区が区役所の各部会からの応援職員について調整を行い、緑区勤務経験職員、区各部会応援職員、局職員による応援により、通常の5割程度の体制で業務を限定したうえで区役所業務を再開した。

同月12日からは、緑区役所の一部の所属で職員が2班体制で勤務に復帰したため、応援職員は順次引き上げ、また、同月19日からは緑区役所の業務を全面再開した。

● 計画の改定

緑区役所における感染事例やその対応を踏まえ、感染力の強い新型コロナウイルス感染症の変異株に起因する感染拡大による業務への影響をできる限り軽減し、円滑に業務を継続するため、令和3年9月に計画を改定し、区役所・支所及び公所において職員全員が短期間において欠勤となる場合（欠勤率100%）の想定を追加するとともに、その場合を想定した業務継続のための準備・対応を新たに明記した。

【欠勤率100%の追加に伴う新たな対応】

	区分	内容
平常時から準備	応援体制の早期構築	<ul style="list-style-type: none"> 業務の特性に応じて、求められる職員の経験や業務能力を踏まえた応援体制を想定 総務部門経験者を事前にリストアップ
	庁舎管理等の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎管理等の対応の順序を記載したチェックシートや必要物品等を事前に用意
	連絡窓口・緊急連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 応援を必要とする部署と応援する部署との連絡窓口の一本化 委託業者など市職員以外への対応方法を準備
緊急対応時に実施	応援体制における責任者の設置	<ul style="list-style-type: none"> 応援を必要とする部署の責任者に役職者を配置
	市民・事業者等への周知	<ul style="list-style-type: none"> 業務の中止時は「事態の説明」「継続・中止業務の内容」「不要不急の来庁自粛」を、再開時は安全確保の対応等を周知

¹² 緑区役所の陽性者数（令和3年4月1日～18日）は27名（委託業者2名を含む。）

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保

I 医療・検査対応

1 相談体制

(1) 帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルス感染症の発生初期は、感染が疑われる場合にどの医療機関を受診すべきかわからないという市民の不安を軽減する必要があった。そこで、流行地域からの帰国者や患者と接触歴のある者等からの相談を受け付け、疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につなげるため、国の方針¹³等に基づき、令和2年2月12日から11月8日までの間、16区の保健センターに「帰国者・接触者相談センター」を設置した。

【相談体制】

区分	設置場所等	従事者
平日 9:00~17:30	各保健センター	保健センターの職員・応援職員
平日 17:30~22:00 土・日・祝 9:00~22:00	中保健センター	当番区の各保健センター職員・応援職員 (状況に応じてオンコール対応)
全日 22:00~翌9:00		夜間対応の派遣看護職員 (状況に応じてオンコール対応)

【相談実績（令和2年2月12日~11月8日）】

帰国者・接触者相談センター (16区保健センター)		79,634件
	一般相談	53,289件
	受診相談	26,345件
時間外帰国者・接触者相談センター (中保健センター内)		25,631件
	一般相談	11,938件
	受診相談	13,693件
計		105,265件
	一般相談	65,227件
	受診相談	40,038件

¹³ 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け厚生労働省）

(2) 受診・相談センター(コールセンター)

「帰国者・接触者相談センター」は、令和2年9月4日付けの国の事務連絡にて、季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱等の症状のある者から多数の電話相談が寄せられることを想定し、「受診・相談センター」として体制を維持・確保することが明記された。

本市では、同年11月9日に受診・相談センター(コールセンター)を設置し、発熱等の症状があり、かかりつけ医等を持たない者や相談する医療機関に迷う者等の電話相談窓口として、業務委託により看護保健職を配置して24時間体制で運営した。令和3年10月からは、医師オンコール体制を実施したほか、令和4年9月26日以降、全数届出の見直しに伴い、陽性者の健康フォローアップなどを行う一般相談ダイヤルを追加するなど相談体制の強化を図った。

【主な相談内容】

- ①発熱等の症状がある者からの受診に関する相談
- ②陽性者の体調不良など、健康に関する相談
- ③新型コロナウイルス感染症の症状、検査、消毒方法などに関する相談
- ④罹患後も続く症状(いわゆる後遺症)に関する相談
- ⑤療養サービス等の手続きに関する相談

【相談体制】

区分	時間帯	看護保健職の従事者数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度 4/1-9/25	令和4年度 9/26-3/31	令和5年度
昼間(平日・土)	9:00~17:30	9人	7人	7人	30人	20人
昼間(日・祝)		5人	4人	7人	30人	20人
夜間	17:30~22:00	5人	4人	5人	15人	20人
深夜・早朝	22:00~翌9:00	2人	2人	2人	2人	2人

※従事者数は令和4年9月25日までは最低人数、それ以降は原則の従事者数。

【相談実績(令和5年5月7日時点)】

区分	健康相談	受診相談	医療機関 ・救急隊	一般相談	その他	計
令和2年度	10,169件	23,486件	1,336件	—	2,221件	37,212件
令和3年度	25,438件	83,235件	4,699件	—	20,311件	133,683件
令和4年度	14,422件	117,948件	4,046件	23,578件	24,865件	184,859件
令和5年度	102件	1,176件	49件	542件	252件	2,121件
計	50,131件	225,845件	10,130件	24,120件	47,649件	357,875件

2 検査

医師が診断上必要と認めた場合や、重症化リスクがあるクラスター発生の予防対策として、PCR検査等を実施し、陽性者の特定を行った。

令和2年1月に国内初の感染事例が確認された際は、PCR検査に必要な試薬（プライマー）の準備が国立感染症研究所にしかない状態だったため、全国における感染疑い例の検体は国立感染症研究所にて検査する体制がとられていた。本市においても、検体1例を令和2年1月に国立感染症研究所に搬送した（検査結果は陰性）。

その後、国立感染症研究所による病原体検出マニュアルの作成・配布（令和2年1月24日）、試薬の配布（令和2年1月29日受領）等により本市においてもPCR検査体制が整ったため、令和2年4月から業務開始予定だった市衛生研究所新庁舎において、予定を前倒して同年2月1日からPCR検査を開始した。本市における最初の検査は2月8日に実施し、最初に陽性が確認されたのは2月14日だった。

同年4月には国立感染症研究所へ職員を派遣し、新型コロナウイルスの全ゲノム解析を実施できる体制をとり、以後、変異株の動向を追跡し、国際的なデータベースGSAIDへの登録・国立感染症研究所への提供も実施した。

同年12月には、国立感染症研究所とのコラボで変異株のスクリーニング検査（N501Y変異）の立ち上げに参画し、厚生労働省からの変異株検査に関する通知が発出（令和3年2月5日付け）される前の令和3年1月1日より、市衛生研究所にて同検査を開始し、ウイルスの変異に対応し、スクリーニングポイントを変更しつつ実施した。

また、市衛生研究所以外においても、医療機関、保健センター、PCR検査所、民間業者を活用し、検査体制の拡充を更に進めた。

なお、県では令和4年1月から感染症法上の位置づけが変更されるまで、感染不安を感じる無症状者等を対象とするPCR等検査無料化事業を実施した。

【検体搬送体制の強化】

検体搬送について、従来は各区保健センターから市衛生研究所に直接持ち込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の対応により業務がひっ迫し、保健センターでの対応が困難となった。そのため、令和2年4月より検体を搬送する業務を感染症対策室に集約し、全庁応援により車4台で職員が搬送を行った。ただし、恒久的に維持できる体制ではなく、外部委託により組織体制の適正化を図る必要があったため、令和2年6月以降は民間搬送業者に検体回収・搬送を委託し、土日祝日を含め検査体制を確保した。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

【検査実績（令和5年5月7日時点）】

区分	市衛生研究所	医療機関 ¹⁴	保健センター	PCR検査所 ¹⁵	自己検査 ¹⁶	計
令和元年度	1,038件	231件	—	—	—	1,269件
令和2年度	14,578件	118,905件	27,550件	1,680件	—	162,713件
令和3年度	10,328件	423,242件	78,545件	—	—	512,115件
令和4年度	2,906件	879,608件	15,640件	—	24,057件	922,211件
令和5年度	—	39,486件	—	—	255件	39,741件

【主な検査の種類】

PCR検査	ウイルス遺伝子（核酸）を特異的に増幅し、検体中に遺伝子が存在しているか否かを定量的に確認する方法
抗原定量検査	ウイルスの構成成分であるたんぱく質をウイルスに特異的な抗体を用いて検出する方法。専用の測定機器を用いることにより、抗原定性検査よりも感度が高く、抗原の定量的な測定が可能である。
抗原定性検査	ウイルスの構成成分であるたんぱく質をウイルスに特異的な抗体を用いて検出する方法。PCR検査と比べると検出率は劣るが、短時間で結果が判明し、特別な検査機器を必要としないことから、速やかに判断が必要な場合に活用されている。

【衛生研究所における変異株スクリーニング検査実績¹⁷（令和5年5月7日時点）】

期間 (搬入日基準)	変異株 検査検体数	内訳 ¹⁸					
		野生株	変異株	N501Y	G339D	L452R	解析不可 ¹⁹
令和2年度	196件	172件	15件	—	—	—	9件
令和3年度	7,597件	120件	885件	313件	882件	5,047件	350件
令和4年度	13,092件	—	—	—	—	10,392件	2,700件
令和5年度 ²⁰	80件	—	—	—	—	44件	36件

【衛生研究所におけるNGS解析（オミクロン株）検査実績²¹（令和5年5月7日時点）】

期間 (搬入日基準)	内訳					
	BA.1系統	BA.2系統	BA.4系統	BA.5系統	XBB系統	計
令和3年度	—	145件	—	—	—	145件
令和4年度	186件	1,705件	34件	8,546件	18件	10,489件
令和5年度 ²⁰	—	11件	—	22件	25件	58件

¹⁴ 当初は、帰国者・接触者外来を設置する医療機関でのみ検査を実施していたが、令和2年8月からその他の医療機関とも行政検査に係る委託契約を締結し、検査を実施

¹⁵ 令和2年5月21日～同年9月30日

¹⁶ 陽性者登録センターに登録された者の内、自己検査分を計上

¹⁷ 令和3年2月13日より変異株スクリーニング検査を実施

¹⁸ 野生株・変異株の判定は令和3年6月19日まで実施。変異株が半数以上を占めたことから、N501Y検査に切り替えを行い、以後G339D及びL452R検査を追加

¹⁹ ウイルス量が少なく、解析を完全に実施できなかった検体数

²⁰ 令和5年度の実施期間は、令和5年4月1日から5月7日まで

²¹ オミクロン株の流行が確認された令和4年1月1日よりNGS解析を開始

【検査機器（次世代シーケンサー）の導入】

市衛生研究所では、令和元年度に導入した次世代シーケンサー（1台）を活用し、検出した新型コロナウイルス陽性検体のほか、市内25カ所の医療機関から持ち込まれる陽性検体の解析のためゲノム読取を行っていた。ゲノム読取は1回につき2日間要するが、もう1台導入し読み取り装置が2台になることで、毎日実施することができ、より早く解析結果を出すことができる。さらに、当初の1台はフル稼働の負担による機器の小さなトラブルが頻回に発生しており、万が一故障した場合は、検査業務が停止する恐れがあった。



【次世代シーケンサー-MiSeq SY-410-1003】

そこで、県の補助金要綱（「令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金」）に基づき、休日等問わず迅速かつ確実に検査を実施する体制を確保するため、令和4年9月に市衛生研究所においてゲノム解析が可能な次世代シーケンサーを導入した。

なお、1台1回につき96検体のNGS解析が可能。

【（参考）各検査の内容】

新型コロナウイルス判定検査	ウイルス遺伝子（核酸）を特異的に増幅し、検体中に遺伝子が存在しているか否かを定量的に確認する検査
変異株スクリーニング検査	医療機関より提供された陽性検体を変異の特定の個所（N501Y,L452R,G339D）の変異のあるなしを確認する検査
NGS解析検査	次世代シーケンサー（NGS）によりコロナウイルスの全遺伝子情報を解析し、特定個所以外の変異を特定し、変異株の分類を行う検査

(1)名古屋市 PCR 検査所の運営

令和2年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いPCR検査体制を強化するため、市医師会の協力のもと、「地域外来・検査センター」として名古屋市PCR検査所を開設し、行政検査（PCR検査）を実施した。

なお、身近な診療所で検査が可能になるとともに、感染状況が落ち着き、閉所前には検査数が1日数件のみとなったため、同年9月に閉所した。



【市PCR検査所の様子】

【内容】

開設月日	令和2年5月21日～9月30日（検体採取日が89日間）
開設場所	～7月22日：名城公園西亀甲広場愛知県体育館 広場 7月27日～：名古屋国際会議場地下駐車場
対象者	市医師会所属医療機関受診者で医師が必要と認めた者 ／予約制（前日までに医師が予約をしたもの）
定員	～7月31日：30名、8月1日～：36名
検査費用	無料（行政検査として実施）
体制	2ブースを設置し、各ブースに医師1名（市医師会派遣）・看護師2名（介助・事務補助、人材派遣）を配置

【実績（結果報告日：令和2年5月23日～10月2日）】

5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
71件	306件	380件	691件	222件	10件	1,680件

(2)繁華街対策新型コロナ感染防止対策協力店認定制度

令和2年8月24日の国の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、大都市の歓楽街は他地域との往来も多く、クラスターが発生すると、歓楽街を起点に各地に感染が拡大する可能性があることから、早期に介入し対策の強化を図ることが重要とされた。そこで、繁華街における感染防止対策の推進と、同年8月に県が営業時間短縮・休業要請を行った錦・栄地区の盛り上げ策の一つとして、同年11月に本市が定める感染防止対策に協力してもらえぬ施設を「新型コロナ感染防止対策協力店」として認定する制度を設けた。

認定にあたっては、店舗の実地調査を行い、従業員に対して唾液によるPCR検査を実施して陰性確認を行った。



【協力店ステッカー】

認定後には、協力店の従業員や利用客から発熱等の感染が疑われる症状等の申し出があった場合、小型バスを活用した移動可能な検査所等においてPCR検査を実施し、感染拡大の防止に努めた。

【内容】

募集期間	令和2年11月4～20日（申請から認定まで一定の時間を要するため、忘年会シーズンの一月前までを目途に期間設定）
認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年8月の営業時間短縮、休業要請の対象地区にある ② 県の「安全・安心宣言施設」の登録を受け、感染防止対策に関する全8項目の取組（三密回避の徹底、消毒の実践など）を実施している ③ 風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の許可を受けている ④ 本市の定める感染防止対策（患者発生時における従業員名簿の提供など）に協力することができる ⑤ 代表者や管理者等が暴力団員ではない ⑥ 従事者を対象にPCR検査を実施し、全て陰性との結果が確認されている
申請から認定後までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定基準を全て満たす店舗が名古屋市電子申請サービスにより申請 ② 本市による店舗調査（県の「安全・安心宣言施設」登録内容の遵守状況と本市の感染防止対策に協力できることを確認） ③ 従業員に対する唾液によるPCR検査での陰性確認 ④ 認定（協力店のステッカー等を交付し、市公式ウェブサイトへ店名を掲載） ⑤ 認定後は、感染防止対策を中心とした相談受付や協力店の従業員・利用客へのPCR検査の機会を提供
認定件数	54店舗
PCR検査数	延べ304件

● 繁華街飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策相談センター

令和2年11月2日より令和3年3月31日までの間、繁華街で飲食店を営業する事業所等からの、主に感染防止対策の相談に応じる「繁華街飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策相談センター」を市役所（新型コロナ対策室（本庁舎1F分室））内に設置した。

同センターでは応援職員が相談を受け付けるとともに、新型コロナ感染防止対策協力店の認定業務も担った。

(3) 移動式PCR検体採取用車両の導入

陽性者数が増加する中、PCR検査体制の拡充について検討していたところ、令和2年10月、日本赤十字社愛知県支部及び中京車体工業㈱から車両提供の提案があり、駐車スペースが確保できればどこでも使用でき、車内で受検者自らが唾液等の検体採取を行うことが可能な移動式PCR検体採取用車両として導入した（運転手は民間事業者から派遣）。その他、透析が必要な陽性患者の搬送にも利用された。

また、交通局との協議により、同局所有の廃車予定の市バスについても活用できることとなった。

【移動式 PCR 検体採取用車両の利用実績】

区分	実施日 ²²	場所	検査実績
年末年始臨時 PCR 検体採取所	令和 2 年 12 月 30 日 ～令和 3 年 1 月 3 日	西庁舎駐車場	なし
交通局陽性者発生 による行政検査	令和 3 年 1 月 2 日～1 月 5 日	交通局緑営業所	約 200 名
透析患者移送	令和 3 年 1 月 26 日、30 日	守山いつき病院	2 名

(4) 年末年始・ゴールデンウィークの対応

医療機関の休診期間である年末年始とゴールデンウィークも、発熱患者等に対して適切な診療・検査体制を整備する必要があるため、市医師会の協力を得て検査体制を整備した。

【検査体制】

令和 2 年 12 月 29 日 ～令和 3 年 1 月 4 日	市内 15 か所の休日急病診療所及び急病センターにて検体採取。 臨時で設けた PCR 検査所（市役所敷地内）、市衛生研究所及び、 民間検査機関にて検査を実施（PCR 検査）
令和 3 年 5 月 1～5 日	市内 15 か所の休日急病診療所及び急病センターで検体採取し、 市衛生研究所、民間検査機関で検査を実施（PCR 検査）
令和 3 年 12 月 30 日 ～令和 4 年 1 月 3 日	
令和 4 年 5 月 3～5 日	
令和 4 年 12 月 29 日 ～令和 5 年 1 月 3 日	市内 15 か所の休日急病診療所及び急病センターで検体採取し、 検査を実施（抗原定性検査）
令和 5 年 5 月 3 日 ～令和 5 年 5 月 7 日	

(5) 検査等の民間委託

検査需要が増加したことに伴い、市衛生研究所の検査能力を超えることが想定されたため、令和 2 年 7 月から、保健センターにおいてクラスター対応等が必要と判断した市内の事業所で実施する検査について、保健センターが採取した検体の検査を民間検査機関に委託した。

なお、同検査は、保健センターが検査を必要と判断した者（濃厚接触者など）を対象に実施した。

²² クラスター発生時等、検査の依頼があった日のみ実施

(6) 高齢者施設等職員へのスクリーニング検査

高齢者施設等の入所者は、特に重症化リスクが高いため、施設内感染を防ぎ、新たなクラスターの発生を予防する必要があった。高齢者施設の従事者等の検査の徹底を要請する国の通知²³を受けて、令和3年3月より、県と連携し、高齢者施設等の従事者に集中的にPCR検査を実施した。令和4年7月25日からは、PCR検査に加えて、本市独自の取組として抗原検査キットを用いたスクリーニング検査を開始した。

【検査実績】

令和2年度 (PCR検査)	実施期間 (回数)・実績	令和3年3月9～31日(期間中1人1回) 施設数700件、検査数17,844件、発生届出数2件
	対象	高齢者入所施設及び障害児(者)入所施設等の職員
令和3年度 (PCR検査)	実施期間 (回数)・実績	【第1回】令和3年5月10日～6月30日(週1回) 施設数632件、検査数92,373件、発生届出数36件
		【第2回】令和3年7月12日～8月30日 (2週に1回、希望により週1回) 施設数1,221件、検査数142,785件、発生届出数56件
		【第3回】令和3年10月7日～12月15日 (月1回、希望により2週に1回) 施設数767件、検査数58,152件、発生届出数0件
		【第4回】令和4年1月31日～3月31日 (月1回、希望により2週に1回) 施設数1,029件、検査数88,594件、発生届出数460件
	対象	高齢者施設及び障害児施設等の従事者 (第2回から、通所系事業所等の従事者も対象に含む。)
令和4年度 (PCR検査 及び抗原検査)	実施期間 (回数)・実績	【PCR第1回】令和4年4月6日～6月30日 (2週に1回) 施設数834件、検査数102,051件、発生届出数233件
		【PCR第2回】令和4年7月8日～令和5年3月31日 (2週に1回) 施設数948件、検査数279,310件、発生届出数1,899件
		【抗原検査キット】令和4年7月25日～令和5年3月31日(週2回) 施設数1,280件、検査数702,402件、陽性判明数2,819件
	対象	高齢者施設及び障害児施設等の従事者 (入所施設及び通所系事業所に加え、令和4年11月17日より訪問系事業所が追加)
令和5年度 (抗原検査)	実施期間 (回数)・実績	【抗原検査キットのみ】令和5年4月3日～5月7日(週2回) 施設数355件、検査数53,723件、陽性判明数10件 (5月7日時点)
	対象	高齢者施設及び障害児施設等の従事者 (入所施設及び通所、訪問系事業所)

²³ 「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について(要請)」(令和3年2月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

(7) 事業所 PCR 検査業務

感染拡大に伴い保健センターの業務がひっ迫し、濃厚接触者等に対する連絡・検体採取が滞る状況が生じたため、第5波以降の感染拡大期に、クラスターの発生リスクが高い事業所を対象にした検査を一部民間委託により実施した。

【検査実績】

第5波	実施期間 ・実績	令和3年9月1日～10月15日 検査数 6,162 件、陽性者数 18 名（陽性率 0.29%）
	対象	次の①～③を除く事業所 ①医療機関、高齢者施設、障害者施設 ②高齢者や乳幼児などの唾液採取が困難な事業所 ③保健センターで対応する必要があるとセンター長が判断した場合
第6波	実施期間 ・実績	令和4年1月20日～3月31日 検査数 9,073 件、陽性者数 609 名（陽性率 6.71%）
	対象	保健センターで直接対応する必要がないと判断した事業所
第7波 ～ 第8波	実施期間 ・実績	令和4年4月1日～6月19日（一旦休止） 令和4年7月4日～令和5年5月7日 検査数 11,135 件、陽性者数 723 名（陽性率 6.49%） （令和5年5月7日時点）
	対象	第6波と同じ

(8) 事業所への抗原簡易キット配布事業

感染リスクがある者を早期に発見し、事業所内での感染拡大を防止するため、必要時に迅速に検査ができるよう、民間委託により配布希望のあった市内事業所に対して抗原簡易キット（正式名称：Pandio COVID-19 Antigen ラピッド テスト²⁴）を配布した。

【検査実績】

令和3年度	実施期間 ・実績	令和4年1月4日～3月31日 配布数 15,820 件、検査数 2,108 件、陽性件数 95 件 ※抗原簡易キット不足により1月27日～3月2日まで配布を中止。
	対象	市内に事業所を有し、常時2名以上働いている事業所

²⁴ 抗原定性検査キット

(9) 音楽イベント「波物語 2021」に対応した検査の実施

県緊急事態措置の適用期間中である令和3年8月29日に常滑市で開催された音楽イベント「NAMIMONOGATARI（波物語）2021」が、マスク着用や酒類提供の自粛等の感染防止対策が徹底されない状態で開催され、マスコミ報道に全国的な注目が集まる事態となった。

当該イベントには相当数の市民が参加した可能性があり、市内の感染拡大の一因となる恐れがあったことから、感染拡大を抑止し他の市民を感染から守る目的で、県と本市が参加者向けに無料 PCR 検査を実施することとし、本市はイベントに参加した市内在住・在学・在勤者を対象に検査を実施した（申込数 609 件、検査数 361 件、陽性件数 4 件）。

このことに対し、主催者や参加者に費用負担させるべきとの苦情が数多く寄せられ、社会的にも大きな問題となった。県は第三者検証委員会を設置し、事実関係の検証や再発防止策の検討を行った。その後、主催者から県・市に対し、イベントにより陽性者を発生させ地域の医療機関や医療従事者に迷惑をかけたとして寄附金の申し入れがあった。

3 疫学調査

(1)陽性者の把握・情報管理

- 感染症法に基づく医師の届出(発生届)

感染症法第12条に基づく発生届の全数報告により陽性者の把握をした。また、同法第16条に基づき、陽性者数等を毎日公表した。

- 新型コロナウイルス陽性者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の活用

厚生労働省が保健所等の業務負担軽減及び関係者間の情報共有・把握の迅速化のため、新型コロナウイルス陽性者等情報把握・管理システム(HER-SYS)を令和2年5月末に導入した。それまで書面で提出されていた発生届が電子化されるとともに、MyHER-SYS²⁵、自動架電といった健康観察機能を活用することで患者の健康状態を簡易かつ迅速に把握することが可能となった。

本市では、第5波の感染拡大に伴う保健センターの業務ひっ迫を踏まえて、HER-SYSの活用を推進することとし、発生届のHER-SYS入力の徹底及びHER-SYSの健康観察機能の積極活用を行った。しかしながら、医療機関からは書面での発生届の提出が多く、各保健センターでHER-SYSに入力する必要があった。

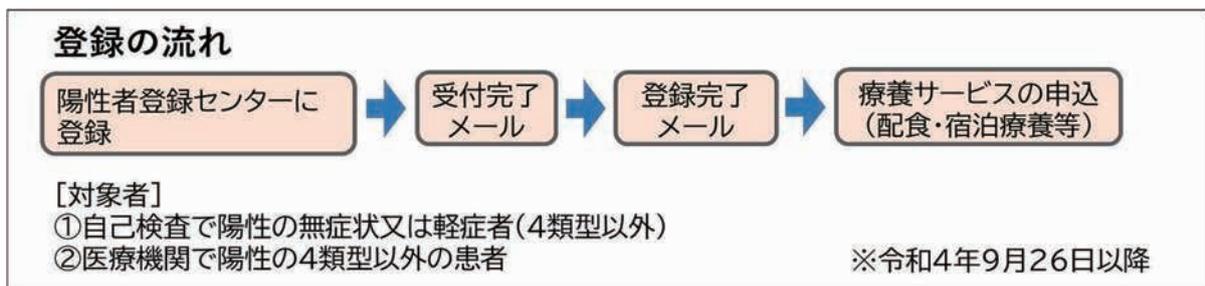
- 患者管理事務サポートセンター(HER-SYSセンター)

第5波の感染拡大に伴う保健センターの業務ひっ迫を踏まえ、保健センターで行っていた事務作業を集約して行う患者管理事務サポートセンター(HER-SYSセンター)を令和4年1月17日に開設した。HER-SYSセンターにおいては、医療機関から保健センターに書面で提出された発生届のHER-SYS入力作業及び療養証明書・入院勧告書等の発行、入院医療に関する業務等を実施した。

- 陽性者登録センター

令和4年8月10日、第7波の感染拡大に伴う診療・検査医療機関への受診の集中を緩和するため、自己検査等で陽性と判明した、無症状または軽症の者について、医療機関を受診せず、迅速な陽性判定ができるよう「名古屋市陽性者登録センター」を設置した。陽性者登録センターにおいて陽性判定・発生届の提出を行うことにより、自己検査で陽性となった者についても健康観察や療養サービスの対象となる陽性者として把握することを可能とした。

同年9月26日以降、全数届出の見直しを受け、医療機関を受診するも発生届の対象とならない者についても陽性者登録の対象とし、希望する療養サービスを受けられる体制を整えた。



²⁵ HER-SYSに登録された陽性者を対象とした個人向け健康観察機能

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

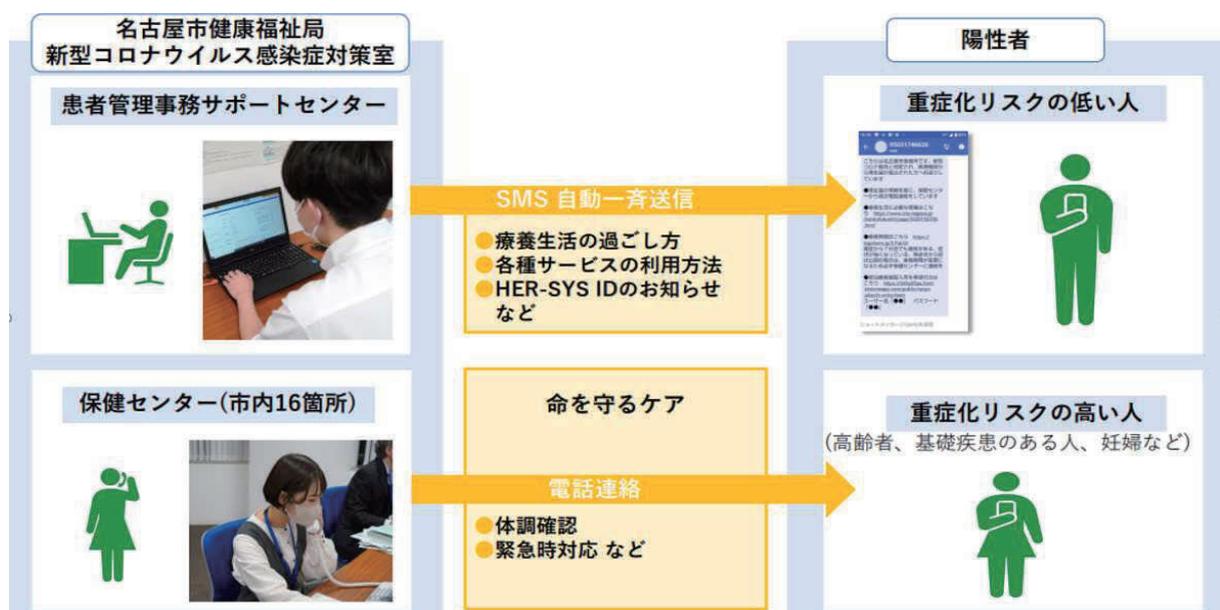
【陽性者登録センター 申請数・登録数（令和5年5月7日時点）】

期間	申請数	登録数
令和4年 8/10～31	8,412件	7,374件
9/ 1～25	3,416件	2,767件
9/26～30	1,254件	1,001件
10/ 1～31	5,725件	4,870件
11/ 1～30	15,770件	13,549件
12/ 1～31	26,221件	22,390件
令和5年 1/ 1～31	19,336件	16,614件
2/ 1～28	2,883件	2,479件
3/ 1～31	1,080件	925件
4/ 1～30	1,111件	937件
5/ 1～ 7	278件	234件
計	85,486件	73,140件

● SMS 配信(ショートメッセージ配信サービス)

第7波の感染拡大に伴う陽性者に対するファーストタッチ業務²⁶の増大を踏まえ、効率的な業務の実施を目的として、令和4年7月15日にHER-SYS登録者全員に発生届等に記載された電話番号へのMyHER-SYSへのログインURLや配食サービス等の療養サービス案内を記載したSMS配信を開始した。開始から1週間は、SMS配信と保健センターからの電話連絡の2方向からのアプローチを全員に行い、同年7月22日からは重点観察対象者以外については、SMS配信のみに切り替えた(エラーメッセージ等で不届が判明した場合は、電話連絡を実施)。なお、SMS配信のみとなる対象者は、以下の項目のすべてに当てはまる陽性者を指す。

- (1) 担当自治体が名古屋市である
- (2) 軽症者以下の者(理由を問わず入院をしている場合を除く)
- (3) 65歳未満かつ重症化リスクがなく、妊娠していない
- (4) SMS受信可能な電話番号を有している



²⁶ 保健センターから陽性者に対する健康観察を目的とした電話連絡

● 全数届出の見直し

令和4年9月26日より感染症法に基づく医師の届出（発生病）の対象が以下に示す4類型に限定された。これを受け、保健センター業務の重点化・効率化がなされ、発生病の対象者に対して、電話による丁寧な支援を継続した。

また、発生病の対象外となった者が療養サービスを希望する場合は、陽性者登録センターに陽性者登録のうえ、療養サービスを提供することとした。また、受診・相談センターの体制を強化し、発生病や陽性者登録の有無にかかわらず、すべての陽性者が体調悪化時に相談できる体制を確保した。

- (a) 65歳以上の者
- (b) 入院を要する者
- (c) 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新たに酸素投与が必要となる者
- (d) 妊婦

(2) 積極的疫学調査

積極的疫学調査とは、感染症の発生状況、動向及び原因の調査を目的とし、感染症法第15条を読み替え、実施されるものである。

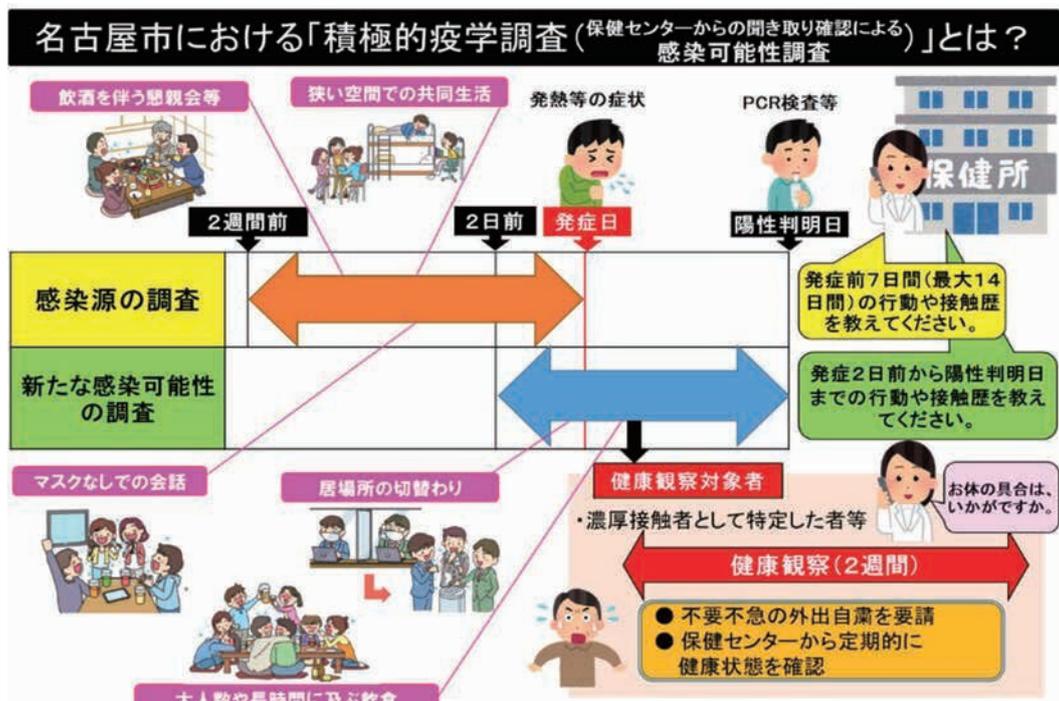
国（国立感染症研究所）が定める「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に基づき、陽性者本人への感染源の特定と、陽性者から他者への感染伝播等を主眼とした調査を実施した。

感染源を推定（特定）するために、陽性者の発症前の行動調査は、潜伏期間を考慮したうえで発症前14日間の調査を実施した。

また、陽性者から他者への感染伝播を防ぐため、発症前2日以降に陽性者と接触した他者を濃厚接触者として健康観察・スクリーニング検査を実施した。

【積極的疫学調査】

区分	内容
陽性者の発症前の行動調査	原則として、発症前14日間について、調査を実施
濃厚接触者の特定対象	限定なし



(令和3年11月21日時点)

● 本市独自基準

本市では、令和2年2月のクラスター関連調査において、感染伝播時期を「発病した日以降から」とする国の基準では感染経路等の説明がつかない事例があることを確認した。

その後、接触時期の調査及び検証を重ね、令和2年2月16日に感染伝播時期を「発病した日の2日前から」とする市独自基準を採用した。同年4月には、国も濃厚接触者の定義を同様の基準に改めている。

● 積極的疫学調査の重点化

新規陽性者の増加に伴い、高齢者等重症化リスクの高い患者の命を守る取組を優先するため、積極的疫学調査の重点化を順次実施した。

【重点化の内容】

時期	重点化の内容
令和2年2月16日	濃厚接触者の探索のための患者の行動調査に関し、「発病した日以降」という当時の国の基準に加えて、本市独自に「発症日の2日前以降」に拡大した調査を実施
令和4年1月14日	陽性者の発症前の行動調査を、原則14日間から明らかな感染源に突き当たるまで（最大7日間）に重点化
1月19日	濃厚接触者の特定対象を、同居者及び医療施設、福祉施設、幼稚園・保育園、学校等ハイリスク集団のみに重点化
1月24日	発症前の行動調査の対象を高齢者施設、障害者施設に関するものみに重点化
2月4日	基礎疾患のない50歳未満の方で無症状者及び軽症者に対する健康観察を、自身による健康観察を基本とする内容へ見直し
5月10日	国の方針変更に応じて、陽性者への定期的な健康観察を重点観察対象者（65歳以上、40～65歳未満で重症化リスクが複数ある、妊婦等）に限定
7月22日	重点観察対象者（65歳以上、40～65歳未満で重症化リスクが複数ある、妊婦等）以外へのファーストタッチ業務（健康観察等を目的とした電話連絡）を、SMSによるメッセージ配信のみへ変更
9月26日	国の全数届出の見直しに伴い、積極的疫学調査の対象を、発生届の対象者（65歳以上、重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要、入院を要する、妊婦）に限定

(3)健康観察

健康観察（発熱・咳等の症状、血中酸素濃度、摂食状況等確認）は、陽性者全員に対して実施していたが、陽性者数の激増を受けて、重症化リスクのある陽性者への支援が適切にできるようにするため、令和4年2月4日からは本市独自で基礎疾患のない50歳未満の者、無症状者、軽症者に対する健康観察の頻度を減らし、自己による健康観察での対応を主とする体制に切り替えた。また、同年5月10日には、国の方針変更に応じて、重点観察対象者（65歳以上、40～65歳未満で重症化リスクが複数ある、妊婦等）に対して定期的な健康観察を実施するよう、健康観察の重点化を実施した。また、令和4年7月15日から、陽性者へ制度案内等についてSMSの活用を開始、同年7月22日からは、非重点観察対象者への健康観察の案内をSMSによるメッセージ配信のみとした。その後、同年9月26日からの全数届出の見直しに準じ、本市も健康観察の対象を変更した。

● 療養期間等の変遷(概要)

時期	有症状者	無症状患者 (無症状病原体保有者)	濃厚接触者
令和2年 2月6日	解熱後24時間経過かつ 症状が改善傾向の場合、 48時間後に核酸増幅法の 検査を12時間空けて2 回連続陰性が確認された場合	12.5日間の入院の後、拡 散増幅法の検査を12時 間空けて2回連続陰性が 確認された場合	
5月29日	発症日から14日間かつ、 症状軽快後72時間経過	検体採取日から14日間	最終曝露日（陽性者との接 触等）から14日間
6月12日	発症日から10日間かつ、 症状軽快後72時間経過	検体採取日から10日間	
令和4年 1月14日			最終曝露日（陽性者との接 触等）から10日間
1月28日		検体採取日から7日間	最終曝露日（陽性者との接 触等）から7日間
3月16日			当該陽性者の発症日（無症 状の場合は検体採取日）ま たは住居内で感染対策を 講じた日のいずれか遅い 方から7日間
7月22日			当該陽性者の発症日（無症 状の場合は検体採取日）ま たは住居内で感染対策を 講じた日のいずれか遅い 方から5日間
9月7日	発症日から7日間かつ、 症状軽快後24時間経過 した場合 (現に入院している者) 発症日から10日間かつ、 症状軽快後72時間経過 した場合	検体採取日から7日間 5日目の検査で陰性を確 認した場合には、5日間経 過した場合	

(4) クラスタ発生への対応

陽性者発生時の施設に対する初期指導は原則保健センターが行っていたが、令和2年11月中旬から高齢者福祉施設等でクラスタが多発したことから、初動対応を強化するため12月より、施設所管課とともに施設訪問等による指導を開始し、ゾーニングや換気等について現場での感染対策指導や個人防護具の配布・着脱指導等を行った。また、市公式ウェブサイトやパンフレット等を活用して、各施設への啓発活動も実施した。

さらに、同月より、陽性者が発生し専門家による感染管理指導が必要と考えられる施設には、DMAT（災害派遣医療チーム）や感染管理認定看護師等を派遣する、県設置の医療体制緊急確保チームの活用を本市も開始した。

また、令和3年3月末からの第4波以降は、職場内での感染事例も増加した。そこで、事業所のクラスタ発生予防を目的として、同年8月1日、新型コロナ対策室に医師・保健師・衛生職をメンバーとする事業所クラスタ対策チームを設置し、保健センターと連携して陽性者が発生している一般事業所（ハイリスク集団²⁷を除く事業所、営業所、商店、飲食店等）を訪問し、感染拡大状況の把握や換気等の感染対策指導を行った。さらに同月2日には、中村区・中区の保健センターに、事業所対応に特化した事業所疫学調査担当を設置した。

令和4年1月11日には、16区の事業所調査・感染対策指導等の対応を集約し、中保健センターに名古屋市保健所事業所チームを設置し、事業所における感染拡大防止のための体制を強化した。

● 事業所疫学調査の集約化

企業や福祉施設等の事業所の疫学調査専門部署を設け、各区保健センターにてそれぞれ実施していた事業所疫学調査を集約し、対象事業所の疫学調査及びスクリーニング検査、陽性者が発生している事業所からの感染対策に関する電話相談に対応した。

【経過】

時期	内容
令和3年 8月 1日	中村・中区内の一般事業所疫学調査について、新型コロナ対策室保健師および派遣職による保健センター応援開始
12月 24日	中村・中区内一般事業所の疫学調査を本部に集約して試行実施
令和4年 1月 11日	全市一般事業所の疫学調査を集約実施
3月 22日	対象事業所を5名以上同時に陽性者が発生している事業所、高齢者・障害児者通所施設及び訪問系事業所に変更
9月 26日	対象事業所に障害児者入所施設を新たに集約
令和5年 4月 1日	対象事業所に高齢者入所施設を新たに集約

【実績】

時期	調査件数	電話相談件数
令和4年1月11日～3月21日	2,761件	1,252件
3月22日～9月25日	2,629件	3,225件
9月26日～ 令和5年3月31日	1,728件	2,096件
令和5年4月 1日～5月 7日	19件	72件

²⁷ 医療機関、福祉施設（入所）、幼稚園・保育園、学校関係（高校・大学・専門学校を含む）

● 施設指導

クラスターが発生している事業所及び福祉施設、医療機関等に、県設置の医療体制緊急確保チーム、保健センター、新型コロナ対策室が訪問による感染対策指導を実施した。また、陽性者が発生していない施設に対しても、平常時支援として訪問し、感染対策の啓発を行った。

【実績（令和5年5月7日時点）】

区分	一般事業所	高齢者施設	障害者(児)施設	医療機関	その他
令和2年度	0件	25件	5件	2件	2件
令和3年度	18件	68件	5件	8件	22件
令和4年度	0件	26件	8件	5件	0件
令和5年度	0件	2件	1件	0件	0件

(5)療養証明書の発行

就業制限とは、感染症法第18条に基づき、感染症を公衆にまん延させるおそれなくなるまでの期間、陽性者の就業を制限するものである。

保健センターでは就業制限通知書及び就業制限の解除通知書（本市においては「確認通知書」）を陽性者全員に発行していたが、第5波感染拡大に伴う保健センターの業務ひっ迫を踏まえ、令和4年1月17日に患者管理事務サポートセンター（HER-SYSセンター）を開設し、就業制限通知書及び確認通知書の発行事務について集約化を行った。

令和4年1月31日に厚生労働省から「就業を行わないことについて、患者から協力をいただける場合、感染症法第18条に基づく就業制限を行う必要はない」との見解が示されたことから、同年2月4日より、就業制限を行わない（就業制限通知書等の発行を終了）こととし、申請に基づき療養証明書の発行を開始した。

第6波感染拡大により保険会社の医療保険等の入院給付金の請求資料などを目的とした申請者が増加したことから、療養期間の確認等の業務量が増加した。令和4年7月22日からの陽性者に対するSMS配信において、HER-SYS IDとMy HER-SYS ログインURLを配信し、My HER-SYSによる療養証明書の発行が可能となったこと、加えて、同年9月26日から発生届の対象が4類型に限定されたことなどにより、療養証明書の発行件数は落ち着いた。

その後、5類感染症への移行に伴い、療養証明書の発行を終了した。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

【発行実績（令和4年2月4日～令和5年5月7日）】

発行月	電子申請による発行	郵送申請による発行	計
令和4年 2月	2,528件	4件	2,532件
3月	9,433件	661件	10,094件
4月	15,793件	1,791件	17,584件
5月	13,138件	1,597件	14,735件
6月	6,280件	1,110件	7,390件
7月	4,237件	672件	4,909件
8月	12,255件	3,426件	15,681件
9月	7,134件	4,051件	11,185件
10月	1,246件	1,224件	2,470件
11月	532件	435件	967件
12月	270件	444件	714件
令和5年 1月	300件	449件	749件
2月	190件	326件	516件
3月	136件	211件	347件
4月	68件	118件	186件
5月	15件	18件	33件

(6)入院公費

入院公費とは、感染症法第19条又は第20条に基づく入院勧告の期間内において、法第37条又は第42条に基づき新型コロナウイルス感染症に係る療養費を患者からの申請に基づき公費負担するものである。

各保健センターにて入院勧告書を発行していたが、令和4年1月17日以降、HER-SYSセンターの開設に伴い、発行事務の集約化を図った。

その後、令和5年4月28日に厚生労働省より、令和5年5月1日以降、感染症法に基づく入院勧告は行わないとされたが、5月1日から5月7日の間は、従来通り全額公費負担とした。また、5月8日から9月末までに入院した場合、高額療養費の自己負担限度額から原則2万円を減額する措置が実施された。

【実績（令和5年5月7日時点）】

区分	国保連合会分	支払基金分	本人支給分	計
令和2年度	712件	492件	179件	1,383件
令和3年度	3,659件	2,738件	11件	6,408件
令和4年度	10,598件	4,535件	154件	15,287件
令和5年度	1,632件	456件	15件	2,103件

4 療養者支援

医師の診断及び保健センターの健康観察において、入院等の必要がないと判断された陽性者（自宅療養者）に対しては、必要に応じて、令和2年5月19日からパルスオキシメーターの貸出しを、同年9月7日からは、1日3食の配食サービスを実施するなど、外出することなく療養できるよう支援を行った。

また、自宅療養者等に対し、急な体調変化時などに速やかに医療を提供する体制を整備することを目的として、診療を実施した医療機関等に補助金を交付した。

(1) 自宅療養者等への医療提供事業

自宅療養者等に必要な医療を提供するため、令和3年4月1日から本市独自の事業として、電話診療、外来診療、往診等を行った医療機関に対する補助金の交付を試行的に実施した。同年6月16日からは県補助事業として本格的に実施し、訪問看護ステーションによる訪問看護も補助対象に加えた。さらに令和3年10月1日からは訪問看護（電話等）を、令和4年11月1日からは薬局による服薬指導を補助対象に加えた。

【補助金額】

● モデル事業(令和3年4月1日～6月15日)

項目	単位	補助金額
電話・オンライン診療	回	3,000円
往診	回	15,000円
往診（同日同一建物2人目以降）	回	3,000円
外来診療	回	15,000円

● 県補助事業(令和3年6月16日～令和5年5月7日)

項目	単位	通常	夜間・休日	深夜
電話・オンライン診療	回		4,000円	
往診	回		50,000円	
外来診療	回		30,000円	
訪問看護	回	10,000円	20,000円	30,000円
訪問看護（電話等）※R3.10.1～	回		1,000円	
服薬指導（薬局）※R4.11.1～	回		1,000円	

【補助実績（令和5年5月7日時点）】

項目	令和3年度		令和4年度	令和5年度
	4月1日～6月15日	6月16日～		
電話・オンライン診療	163件	29,797件	112,452件	837件
外来診療	664件	37,595件	336,601件	4,731件
往診	33件	3,252件	12,853件	201件
往診（同日同一建物2人目以降）	6件			
通常訪問（訪看）		1,639件	9,173件	84件
夜間・休日（訪看）		583件	3,553件	49件
深夜（訪看）		23件	249件	1件
電話等（訪看）		432件	1,103件	7件
服薬指導（薬局）			7,235件	310件
計	866件	73,321件	483,219件	6,220件

(2) 配食サービス等

令和2年9月7日から、自宅療養者等が療養に専念できるよう、常温食等の配達を実施した。食事内容として、ご飯食・パン等の軽食の計3食分（飲み物付き）を1日2回にわけて毎日配達を行った。ご飯食についてはアレルギーや軟食の対応を行った。さらに、名古屋市独自の取り組みとして令和3年4月1日から同居の濃厚接触者をサービスの対象に追加した。また、令和2年9月以降、既に自宅に食料がないなど緊急で支援が必要な場合は、保健センターから約2日分の緊急療養支援セット²⁸を配付した。



【配食サービスの提供例】

【配食サービスの経過・実績（令和5年5月7日時点）】

令和2年9月7日	自宅療養者を対象に事業開始（アレルギー、軟食等に対応）
令和3年4月1日	同居の濃厚接触者を対象に追加
令和4年1月25日	食事内容をご飯食・パン等の軽食・レトルト食の計3食分（各種飲み物付き）、配達を1日1回へ変更
令和4年4月25日	幼児食の提供開始
令和4年6月1日	レトルト食セットの臨時的運用開始（令和5年3月31日まで）
令和5年5月7日	事業終了

【配食サービスの実績（令和5年5月7日時点）】

令和2年度	配食件数	延べ23,791件（陽性者のみ）
令和3年度	配食件数	延べ678,325件（陽性者314,900件＋同居人363,425件）
令和4年度	配食件数	延べ1,345,626件（陽性者635,103件＋同居人710,523件）
令和5年度	配食件数	延べ4,587件（陽性者2,742件＋同居人1,845件）

【緊急療養支援セットの配布実績（令和5年5月7日時点）】

令和2年度	配布数	524セット
令和3年度	配布数	2,144セット
令和4年度	配布数	1,021セット
令和5年度	配布数	14セット

(3) パルスオキシメーターの貸出し

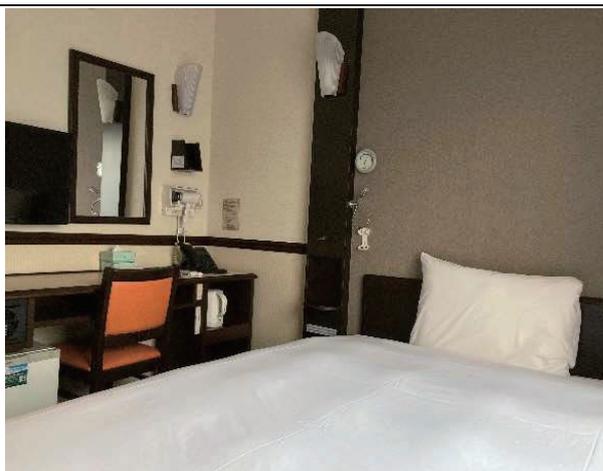
医師の判断及び保健センターが行う健康観察の一環として、自宅療養者を対象に令和2年5月19日から必要に応じてパルスオキシメーターの貸出しを行った。保健センターが陽性者の状況を聞き取り、貸出しを行う際は各区の保健センターから職員等が自宅療養者の自宅へ届けた。第5波においては自宅療養者数が急増し業務がひっ迫したため、令和3年8月25日から貸出しの手段として郵便の活用を追加で行った。

²⁸ トイレットペーパー、石けん、ゴミ袋、レトルトごはん・パウチ食品、スポーツ飲料等

5 宿泊療養施設

宿泊療養施設の確保は、感染症法で都道府県が行うこととされているため、県内の宿泊療養施設については県がホテルを借り上げ設置した。本市は、市内に設置された宿泊療養施設の運営や市内での新規開設にあたり、県に協力した。

宿泊療養施設では、健康観察に必要な体温計やパルスオキシメーターを各部屋へ配備したほか、食事や飲料等も提供し、個室で外出することなく療養できる環境を整えた。また、看護師が常駐して入所者の体調確認を行い、入所者からの相談に24時間体制で対応するとともに、入所者の症状が悪化した場合にはオンコールで対応している医師の指示により医療機関への受診調整も行った。



【宿泊療養施設 室内の様子】

【宿泊療養施設入所者数²⁹（令和5年5月7日時点）】

名称	部屋数	開設日	運営終了日	入所者数（上段：総数 下段：うち市民）			
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東横INN名古屋 名駅南	805	令和2年 8月7日	令和5年 2月6日	3,346 (1,932)	9,246 (5,684)	7,994 (4,963)	— (—)
R&Bホテル 名古屋新幹線口	262	令和3年 8月24日	令和5年 5月7日	— (—)	2,295 (1,558)	4,868 (2,506)	55 (31)
ホテルウィング インターナショナル 名古屋	224	令和4年 1月28日	令和5年 3月6日	— (—)	1,053 (1,017)	3,904 (3,903)	— (—)
ベッセルイン栄駅前	225	令和4年 2月4日	令和5年 3月6日	— (—)	605 (0)	3,784 (2)	— (—)
ホテルルートイン 名古屋栄	363	令和4年 8月8日	令和5年 3月6日	— (—)	— (—)	2,483 (1,918)	— (—)
アパホテル名古屋栄	400	令和5年 2月1日	令和5年 5月7日	— (—)	— (—)	216 (133)	147 (84)

²⁹ 宿泊療養施設の利用は市民に限らないため総数を計上

(1) 宿泊療養施設の入所

県が定めた入所基準を満たし、かつ医師が入所可能と判断した患者が入所した（この際の患者移送は、県が移送車を手配）。この入所基準は、新型コロナの影響が長引く中、より多くの人を受入れる必要があったため、高齢者を中心に段階的に緩和がなされた。また、入所者は療養費、食費の自己負担はなかった。

なお、入所を希望しても速やかに入所できない事態も生じたことから、本市では令和3年12月から、県全体では令和4年1月から、優先的に入所することのできる要件も定めた。

【入所基準】

< 次の条件に該当しない無症状・症状が軽快した・軽症の患者のうち本人の同意が得られたもの >
重症患者（ICU等での管理が必要な者等）/中等症患者（酸素投与が必要な者または $SpO_2^{30} < 94\%$ ）/入院相当の基礎疾患を有する患者/免疫抑制状態にある患者/妊娠している患者/ADLに支障がある患者/65歳以上の患者³¹

< 18歳未満の患者の入所 >

- ① 15歳以上は、単独での生活に支障（理解度、自立性等）がない場合、単独での入所を認める。
- ② 12歳以上15歳未満は、単独での入所を認めない。ただし、18歳以上の親族（親・兄弟等）が患者として同時に入所する場合、各個室での入所を認める。
- ③ 5歳以上12歳未満は、単独での入所を認めない。ただし、18歳以上の親族（親・兄弟等）が患者として同時に入所する場合、親族と同室に限り入所を認める。
- ④ 5歳未満は、入所を認めない。

【優先入所の条件】（令和3年12月以降の運用）

< 次の①と②の要件を両方満たす者（これに準じる者を含む。） >

- ① 独居（同居者の事情など、容体急変時のサポートを得難い場合を含む。）
- ② 強い症状（ SpO_2 の低下（96%未満で酸素投与を要しない者）、呼吸困難など強い呼吸器症状、全身の強い倦怠感、38℃以上の発熱の3日以上継続、食事の摂取が困難等）

< または、次の③～⑤のいずれかの要件を満たす者 >

- ③ 利用を避けることができない共用スペース（風呂・トイレなど）があり、クラスターが発生する恐れのある施設（例：学生寮や会社寮）に居住している者
- ④ 陽性でない重症化リスク因子を有する者と同居し、隔離が困難
- ⑤ その他やむを得ない事情等により、保健センターが迅速な入所が必要と判断

(2) 本市の宿泊療養施設での対応

● 酸素濃縮器の配備

第5波では、感染拡大による病床のひっ迫から SpO_2 が低下し酸素投与が必要な状態の患者であっても入院調整が難航する事態が生じた。そこで、令和3年7月から、入所者の症状が悪化しても入院できない場合を想定し、市が県に先行して施設（東横 INN 名古屋名駅南）に酸素濃縮器³²を4台配備した。その後、県が全施設に配備し、ピーク時には東横 INN 名古屋名駅南において、一日に最大14台が稼働した。

³⁰ 酸素飽和度（血液中にどの程度の酸素が含まれているかを示す数値）

³¹ 令和2年12月21日以降は、CT検査等による重症度の評価を踏まえ、医師が総合的に入所可能と判断した患者は入所可。令和3年9月2日以降は、ADLが良好で自立し、かつ、医師が総合的に入所可能と判断した患者は入所可

³² 窒素を吸着し、酸素濃度90%以上の空気を作り出す装置。医師の指示の下、看護師が患者に対して酸素投与のために使用した

● 往診及びオンコール対応

入所者の症状が悪化した場合に備え、県及び市医師会の協力を得て、医師によるオンコール対応の体制を整備した。オンコール対応では、健康相談や救急搬送の判断を行った。

病床がひっ迫し入所者の症状が悪化しても適切な医療を受けられない事態に備え、令和3年7月から、療養者の多い東横 INN 名古屋名駅南への往診の対応を開始し、同年8月からは、1日1回（2時間）の往診を実施する体制を整備した。なお、他の市内施設についても、要請があった場合には、往診を実施した。

【オンコール対応】

名称	開設期間	担当
東横 INN 名古屋名駅南	R2.8.7～R5.2.6	県医師会（R3.8 より市医師会）
R&B ホテル 名古屋新幹線口	R3.8.24～R5.5.7	市医師会（R5.3.7 より県医師会）
ホテルウィング インターナショナル名古屋	R4.1.28～R5.3.6	県医師会
ベッセルイン栄駅前	R4.2.4～R5.3.6	県医師会
ホテルルートイン名古屋栄	R4.8.8～R5.3.6	県医師会
アパホテル名古屋栄	R5.2.1～R5.5.7	市医師会（R5.3.7 より県医師会）

● オミクロン株への対応

感染力の強い変異株「オミクロン株」の発生初期においては、オミクロン株が確定した患者又は疑われる者については、原則、入院措置を行うこととされ、海外からの入国者のうち濃厚接触者に対しては、国の確保施設への滞在を求めていた。しかし、該当者が増加し³³国の確保施設のみでは受入が困難となったため、国からの依頼に基づき宿泊療養施設でも受入を行うこととなり、本市では令和3年11月から、オミクロン株に関する取扱いが変更される令和4年1月までの間、東横 INN 名古屋名駅南及び R&B ホテル名古屋新幹線口で受入を行った。

なお、オミクロン株に感染した入所者が退所する際には、PCR 検査による陰性化の確認を行った。

● 障害者の受入れへの対応

重症化リスクの高い障害者については、急な病状の変化に対して自宅での対応が難しいことから、できるだけ優先的に障害者の受け入れを行った。また、入所調整コールセンタースタッフ向けに障害者を理解し、配慮ある接し方をできるように研修を行った。

³³ 水際対策として同一機内で陽性者が判明した場合、搭乗者全員を濃厚接触者に認定する取扱いであったため

6 医療提供体制

医療提供体制の確保については、特措法に基づき都道府県が行うこととされているが、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画では、県が保健所設置市を含む基礎自治体と連携して医療提供体制を整備することとされており、本市としても医療機関に対して病床確保について依頼するなど、県と連携して医療提供体制の確保に努めた。

新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づき、2 類相当の指定感染症に指定された発生初期においては、まん延防止の観点からすべての患者が入院措置の対象とされた。しかし、急激な患者の増加により病床がひっ迫したことから、令和2年4月2日より、無症状病原体保有者及び軽症患者は宿泊療養施設や自宅での療養を可能とする運用がとられた。

感染拡大期になると、病床のひっ迫を繰り返していたことから、専用病床も含めた病床の確保のほか、病床の回転率を上げるための取り組みや高齢者施設対策など、様々な取り組みを医療機関や高齢者施設等との連携のもとに実施した。

(1)実施主体

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画において、下表のとおり整理している。

区分	事項	実施主体
外来	帰国者・接触者外来の設置	県
	診療・検査医療機関の指定	県
入院	病床確保	県
	入院勧告	県（保健所設置市以外） 市（保健所設置市）

(2)外来体制

● 帰国者・接触者外来

新型コロナウイルス発生初期においては、都道府県は、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置することとされた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け、帰国者・接触者外来へ受診調整を行った。

名古屋市においては、愛知県と連携し、令和2年2月12日に帰国者・接触者外来を設置し、感染症指定医療機関である日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院³⁴及び名古屋市立大学医学部附属東部医療センター³⁵を始めとして、最大14か所の設置に至った。

● 名古屋市地域医療体制緊急応援金

医療従事者に対する手当の支給や医療資機材の高騰による負担増など、帰国者・接触者外来を設置する医療機関の負担軽減を図るため、「名古屋市地域医療体制緊急応援金」を創設し、外来受診者1人あたり35,000円を交付した。

第2波において、新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の搬送事案が急増したことから、疑い救急患者の受入れの促進を図るため、令和2年8月27日から、消防局救急車による疑い救急患者の受入れについても本応援金の対象とした。

【名古屋市地域医療体制緊急応援金の交付実績】

期間	延べ患者数	医療機関数
令和2年2月12日～令和2年10月25日受入分	5,852人	25施設

※帰国者・接触者外来の廃止に伴い、本支援金についても廃止。但し、救急患者等の受入れの支援については、「救急患者受入医療機関支援金」に移行（「7(1)救急搬送対応」参照）。

³⁴ 令和3年7月1日名称変更（旧：名古屋第二赤十字病院）

³⁵ 令和3年4月1日名称変更（旧：名古屋市立東部医療センター）

● 診療・検査医療機関

令和2年9月には、冬のインフルエンザの流行に備え、国から発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについて示された。帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、令和2年10月を目途に整備することとされ、愛知県と連携して体制整備を進めた。令和2年10月26日には、愛知県が、発熱等の症状が生じた患者の診察が可能な医療機関を「診療・検査医療機関」として指定し、帰国者・接触者外来は廃止された。市内では最大、852施設が診療・検査医療機関の指定を受けた。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴い、「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に呼称が変更された。

(3) 入院医療体制

新型コロナウイルス感染症は発生当初の令和2年2月1日、感染症法の2類相当の指定感染症に指定された。法第19条又は第20条に基づき、市長は2類相当の患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告することができることとされている。入院については、原則、感染症指定医療機関における感染症病床に入院させなければならないこととなっているが、新型コロナウイルス感染症については、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能とされた。市内における感染症病床は感染症指定医療機関である日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院の2床及び名古屋市立大学医学部附属東部医療センターの10床、独立行政法人国立病院機構東名古屋病院の結核病床40床、社会医療法人大同病院の結核病床10床、計62床であり、感染拡大に伴い、入院医療体制を整備することが必要となった。病床確保は病床確保計画に基づいて県が実施することとされているが、本市としても病床の確保に向けて、新型インフルエンザ患者入院医療機関を中心に、病床の確保を依頼した。



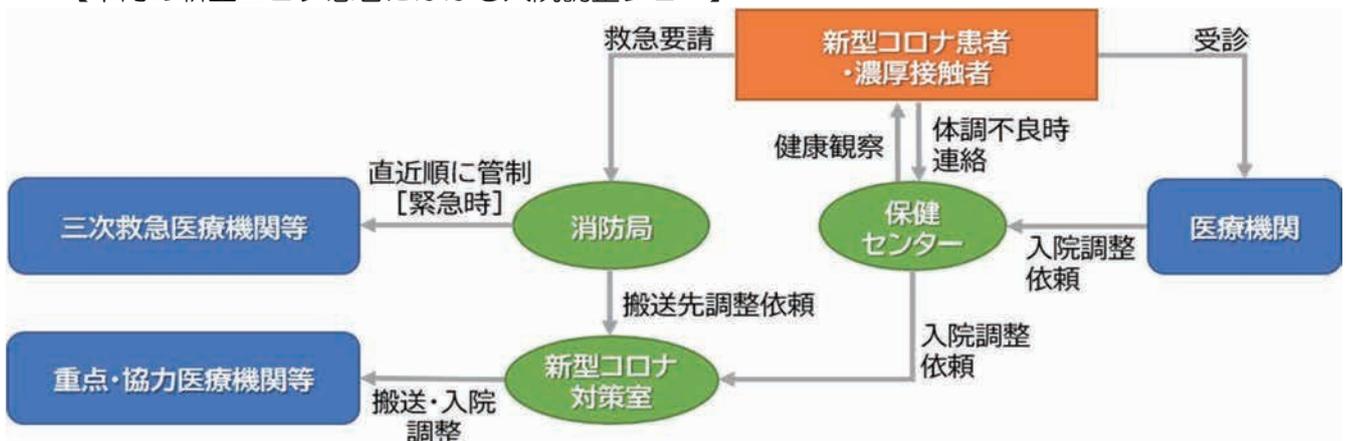
【東部医療センター】

その結果、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行するまでの間に、感染症指定医療機関を含む市内36か所の医療機関が入院受け入れ病床を確保するに至った。

なお、病棟単位で病床を確保した場合には「重点医療機関」、疑い患者の病床を確保した場合には「協力医療機関」として県から指定を受け、患者を受入れるために休床とした病床を含め、空床病床に対して県から国の財源により補助金が支給された。

市内の入院調整については、感染症法に基づく入院勧告・措置に付随する業務として新型コロナ対策室が実施した。

【市内の新型コロナ患者にかかる入院調整フロー】



名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

令和3年11月8日に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から「新たなレベル分類（フェーズ）の考え方」が示された。病床は、患者受入要請があれば、即時受入れが可能な「即応病床」と、都道府県からの要請後、一定の準備期間ののちに患者の受入れが可能な「準備病床」とに分けられ、都道府県は、フェーズごとに必要な即応病床数を設定し、それを満たすよう医療機関と調整して即応病床の確保を行うとともに、次のフェーズ移行に備え、準備病床の確保に努めることとされた。

この国の考え方にに基づき、県における新たなレベル分類と指標が整理され、令和3年12月1日から病床フェーズの運用が開始された。県内のフェーズは、フェーズ0から緊急フェーズⅡの5段階に設定された。県内の病床使用率が基準を超えるとフェーズが引き上げられ、重点医療機関及び協力医療機関（以下「重点・協力医療機関」という。）に対し、県から準備病床の即応化が要請され、一方、病床使用率が基準を下回るとフェーズが引き下げられた。

日付	病床フェーズ
令和3年12月1日	フェーズ1
令和4年1月28日	フェーズ2
2月14日	緊急フェーズⅠ
4月1日	フェーズ2
6月14日	フェーズ1
7月15日	フェーズ2
10月12日	フェーズ1
11月21日	フェーズ2
令和5年2月27日	フェーズ1

本市も県と連携し、病床フェーズ移行に伴い、重点・協力医療機関に対して、準備病床の即応化や、さらなる病床の確保を依頼した（市内最大確保病床数：672床）。

【病床フェーズについて】（令和3年12月1日時点）

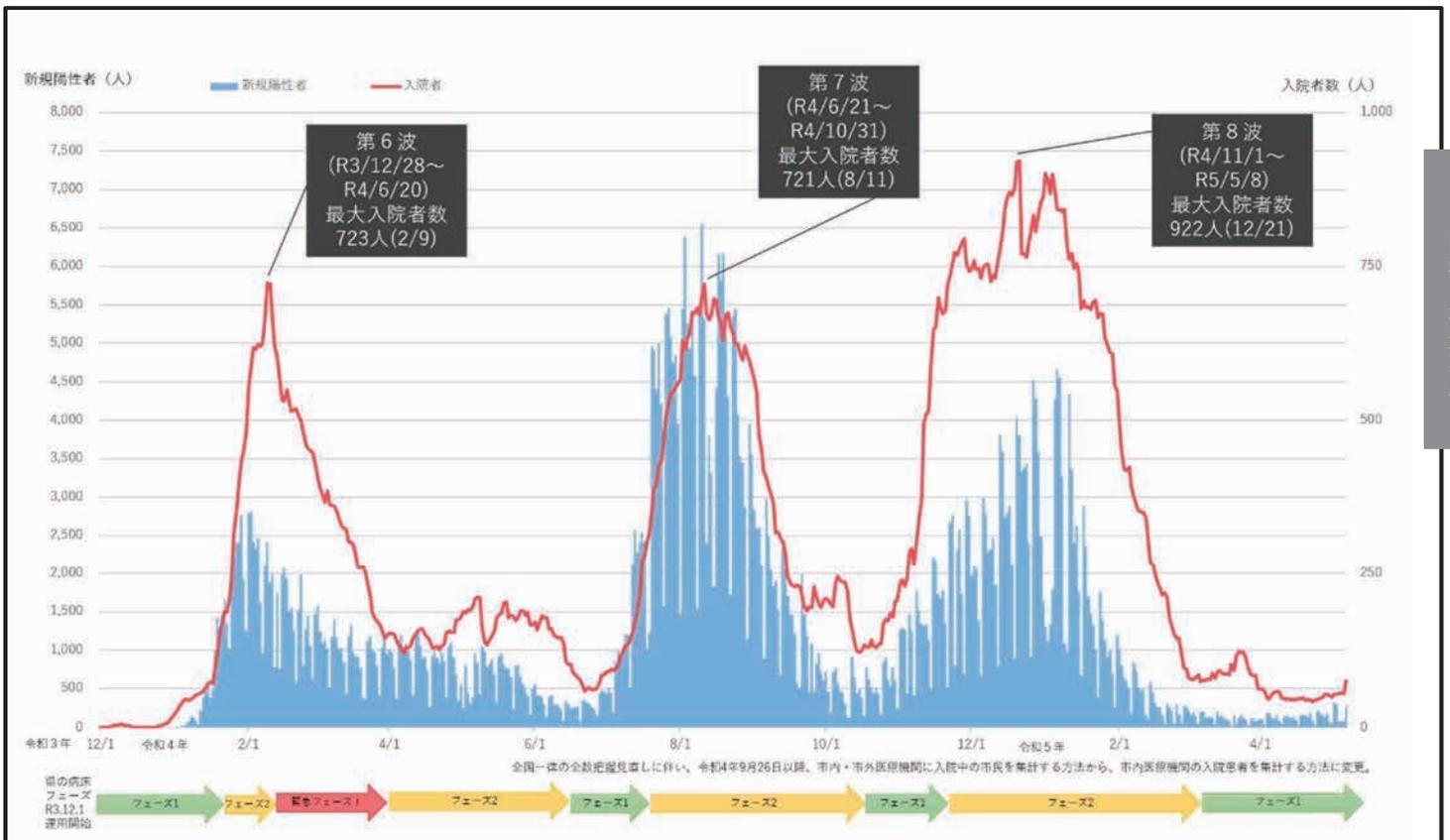
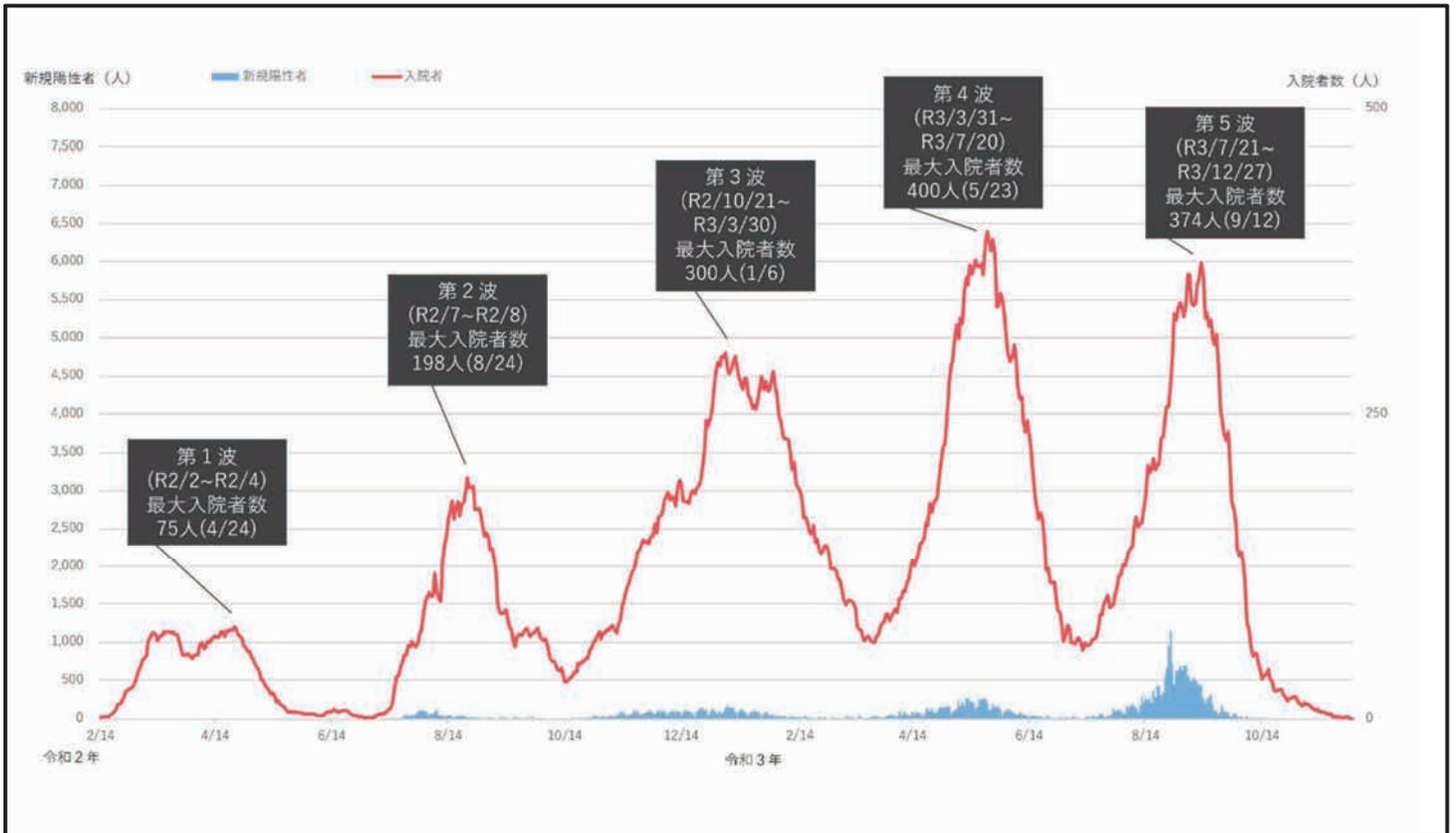
国の新たなレベル分類	レベル0（感染者ゼロ）	レベル1（維持すべき）	レベル2（警戒を強化）	レベル3（対策を強化）	レベル4（避けたい）
状況	新規陽性者ゼロが維持されている	安定的に一般医療が確保され、コロナ患者にも対応できている	新規陽性者が増加傾向で、医療に負荷が生じはじめているが、コロナ病床を増やすことで対応できている	一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ患者に対応できない	一般医療を大きく制限しても、コロナ患者に対応できない
求められる対策	・ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 ・医療提供体制の強化（治療薬のアクセス向上を含む） ・基本的感染防止対策をはじめ、総合的な感染対策の継続	・感染リスクの高い行動自粛 ・保健所の体制強化	・強い感染拡大防止策の実施（非常事態措置等） ・ワクチン検査パッケージの停止を検討	・更なる一般医療の制限 ・積極的疫学調査の重点化 ・災害医療的な対応	
国が示すレベル移行の考え方		保健所のひっ迫を考慮し、病床使用率、新規陽性者数も含め各都道府県が設定	病床使用率50%以上3週間後に病床が不足	病床使用率50%未満重症・中等症患者が減少傾向新規陽性者数が2週間減少し、50人/10万人/週程度になる	

県の領域	注意（グリーン）		警戒（イエロー）	嚴重警戒（オレンジ）	危険（レッド）		
県のレベル分類	レベル0	レベル1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
病床フェーズ	フェーズ0	フェーズ1		フェーズ2	緊急フェーズⅠ	緊急フェーズⅡ	
稼働病床数	66床 (感染症指定病床)	1, 141床 (①即応病床)		1, 666床 (①+②準備病床)	1, 888床 (①+②+③緊急確保病床)	2, 534床(うち臨時医療施設429床)	
県の指標 基準項目	入院患者数	単日入院患者228人以上 (1,141床の20%) 7日間平均の入院患者228人未満	単日入院患者456人以上 (1,141床の40%) 7日間平均の入院患者456人未満	単日入院患者833人以上 (1,666床の50%) 7日間平均の入院患者833人未満	単日入院患者1,132人以上 (1,888床の60%) 7日間平均の入院患者1,132人未満	単日入院患者2,027人 (2,534床の80%) 7日間平均の入院患者2,027人未満	
	新規陽性者数	7日間平均の新規陽性者数50人 (5人/10万/週)	7日間平均の新規陽性者数160人 (15人/10万/週)	7日間平均の新規陽性者数530人 (50人/10万/週)			

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

【入院者数の推移】



名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

● 入退院の取扱いの変遷

令和2年 2月 1日	感染症法に基づく指定感染症(2類相当)に指定する政令が施行され、新型コロナ患者は入院の勧告・措置の対象
3月 1日	国事務連絡により、今後の状況の進展に応じて、高齢者や重症化リスクのある者以外の軽症者は、原則、自宅での安静・療養
4月 2日	国事務連絡により、無症状や軽症で、重症化リスクのある者に当たらず、入院の必要がないと医師が判断した場合には、宿泊療養又は自宅療養を行うことが可能
5月29日	国事務連絡の改正により、発症日から14日間経過かつ症状軽快後72時間経過で退院可能とし、陰性化確認を必要としない退院・解除基準に変更
6月12日	国事務連絡の改正により、退院・解除基準が14日間→10日間に短縮
10月24日	政令の改正により、入院の勧告・措置の対象を65歳以上などの重症化リスクのある者や中等症以上の者に重点化
11月17日	病床ひっ迫につき、市から重点・協力医療機関へ増床の依頼
12月23日	国事務連絡により、変異株(アルファ株)の患者・疑い患者は全員入院対象(～令和3年4月7日)
令和3年 4月23日	県が重点・協力医療機関に即応病床への早急な切替えを依頼
7月28日	市内病床の使用状況を踏まえ、段階を2つに分け、入院すべき患者(自宅療養者、施設入所者、宿泊療養施設(東横1NN名古屋名駅南))の市独自の入院基準を設定、運用開始(第1段階) 【第1段階の入院基準】 中等症Ⅰ以上又は軽症者のうちリスクの有る者
8月12日	市独自の入院基準第2段階へ切り替え 【第2段階の入院基準】 中等症Ⅱ以上又は中等症Ⅰ、軽症者のうちリスクの有る者
8月25日	県が受入医療機関に対し、受入促進(一般85%、重症100%)依頼及び延期可能な入院・手術の一時延期要請
9月 2日	県が災害拠点病院に対し、受入病床緊急確保要請
10月 1日	市独自の入院基準第1段階へ切り替え
11月30日	国事務連絡により、変異株(オミクロン株)の患者・疑い患者は全員入院対象(～令和4年1月4日)
令和4年 1月31日	県が受入医療機関に対し、入院加療の必要がなくなった患者の早期退院による病床回転率の向上を依頼
2月 7日	県通知より、入院基準「基礎疾患の有無を問わず原則、中等症以上」、医師が延期可能と判断した入院・手術の一時延期しコロナ患者対応に必要な人員を確保するよう受入医療機関に要請
2月18日	県が受入医療機関に病床回転率の向上を依頼
3月31日	県が2/7通知(入院基準「原則、中等症以上」等運用)の終了
7月19日	県通知より、入院基準「原則、中等症Ⅱ以上(酸素投与が必要者等)」
8月17日	県が病床使用率の算出方法を、確保病床を超えた入院患者をコロナ病床以外の入院患者とし、確保病床への入院患者に含めない方法に変更
令和5年 5月 1日	感染症法に基づく入院勧告の終了

(4) 専用病床の確保

第2波、第3波では、新型コロナウイルス感染症患者の急増により病床がひっ迫し、本市の公立病院においても病床の確保が急務だった。そこで、令和元年12月まで感染症病棟として稼働し、最も早期に稼働できる可能性が高いと見込まれた東部医療センターの旧東病棟5階予備室22床を専用病床として令和2年度に整備した。

整備にあたっては、当時の病院局と健康福祉局が協力して調査を行い、その結果と実際に患者の対応をしている病院スタッフの声を踏まえ、老朽化している設備の改修等を実施した。

なお、東部医療センターの専用病床は新型コロナウイルス感染症に係る医療法に基づく臨時的な取り扱いにより、令和3年4月1日より新型コロナウイルス感染症専用病床として運営を開始することとなった。また、同日から東部医療センターが名古屋市立大学医学部附属病院となったため、名古屋市立大学と協定書を締結し、人件費や設備維持、管理経費等、専用病床の運営に必要な経費を本市が負担した。

(5) 後方支援医療機関

第3波では、陽性者数の爆発的な増加により病床がひっ迫し、入院が必要な患者であっても自宅等で療養せざるを得ない事態が多発した。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって一般医療もひっ迫し、一般救急においても搬送困難事案が発生する事態となった。

そこで、令和3年5月以降、退院基準を満たした入院患者の転院を促進し、一般医療と新型コロナウイルス対策を両立させるため、確保病床を有する医療機関と後方支援医療機関との間で、円滑に転院調整が実施できるよう、新型コロナ対策室が転院調整のマッチング支援や、病病連携による調整が困難な事案に係る転院調整を実施した。

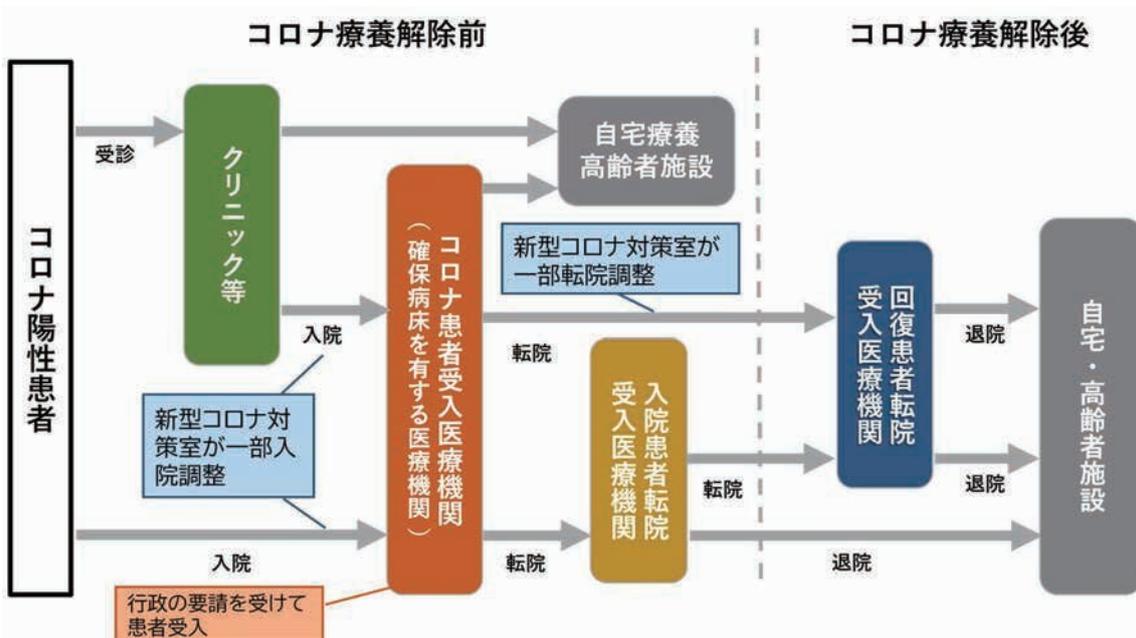
なお、後方支援医療機関は、以下の2種類に分類された。

- 入院患者転院受入医療機関：確保病床に入院している退院基準を満たす前の陽性患者の転院を受け入れる、確保病床を有しない医療機関
- 回復患者転院受入医療機関：確保病床に入院していた患者のうち、退院基準を満たした患者の転院を最初に受け入れた医療機関

【新型コロナ対策室による転院調整実績（令和5年5月7日時点）】

医療機関からの依頼件数	248件
うち転院調整成立件数	147件

【後方支援医療機関への転院調整の流れ】



(6)退院患者受入短期入所生活介護等事業所支援金

高齢者の入院期間が長期化する傾向にあり、病床ひっ迫の一因となっていたことを踏まえ、感染拡大期における病床の確保等を目的として、退院基準を満たした患者を医療機関から直接受け入れた短期入所生活介護等事業所に対し、支援金を交付する事業を令和4年12月1日より開始した。

なお、事業実施期間は、県が定める病床フェーズ2以上の期間等とした。

【支援金の概要】

事業実施期間	令和4年12月1日～令和5年2月26日 ※県の病床フェーズが令和5年2月27日よりフェーズ1に引き下げられたため。
交付金額	退院患者1人あたり100,000円

【令和4年度実績】

交付事業所数	受入人数
11	15

(7)夜間入院調整

市内の入院調整については、感染症法に基づく入院勧告・措置に付随する業務として、当初は新型コロナ対策室が昼夜を問わず実施していたが、令和3年2月8日からは、受診・相談センターにおいて、夜間における入院調整を開始した。

令和4年10月1日より、今後の感染状況や感染拡大時の課題に迅速に対応するため、これまで受診・相談センターで行っていた夜間入院調整業務を切り離し、業務委託により人員体制等を拡充した「夜間入院調整班」を設置し、夜間の入院調整を行った（医師：オンコール1名、看護師：通常期3名、感染拡大期5名、往診医：感染状況に応じ0～2名）。

【夜間入院調整体制の経緯】

令和2年12月10日	「夜間休日救急当番制」の運用開始に合わせて入院調整を24時間対応とし、局内健康部課長級による夜間オンコールを開始（なお、対応困難事例は新型コロナ対策室課長級による新型コロナバックアップ当番で対応）
令和3年2月8日	夜間入院調整業務を受診・相談センターへ委託
令和4年10月1日	夜間入院調整班の運用開始
令和5年1月31日	局内課長級による夜間オンコール当番終了 （新型コロナバックアップ当番は継続）

(8) 夜間往診体制

陽性者の増加による病床のひっ迫により、入院先の確保が困難になり、自宅療養者が増加したことを受け、令和4年8月1日から、受診・相談センターから依頼を受けた医師が往診による医療を提供する事業を実施し、自宅療養者等が夜間に容態急変した場合に、医師による往診を受けられるよう体制を整備した。なお、令和4年10月1日からは、往診による医療提供も含め、夜間入院調整班が対応する運用とした。

【往診実績】

令和4年8月1日～令和5年3月31日	27件
令和5年4月1日～5月8日	0件

(9) 高齢者施設における対策

オミクロン株が主流となった第6波以降は特に、入院患者の多くが高齢者であることと、患者が高齢であるほど入院期間が長期化する傾向となった。第7波において、高齢者施設からの入院調整に応じられない事例が多かったことを踏まえ、高齢者施設に対し、無症状者・軽症者の施設内療養や早期退院受入の協力依頼、施設における医療支援体制の向上についての情報提供などを施設所管課と連携して実施した。

また、在宅で介護サービスを受けながら生活する高齢者が、感染した場合であっても適切にサービス提供を受けることができる体制を確保するため、訪問介護事業所向けの研修を実施した。

【新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設・事業所向け研修（令和5年5月7日時点）】

日付	名称	内容	対象者
令和5年 1月11日	高齢者施設代表者等を対象とした新型コロナウイルス感染症対策に関する会議	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ医療の現状 入院調整の現状 施設内療養等への協力依頼 DMATによるクラスター発生施設における対応について、北川喜己氏（名古屋掖済会病院）の講演 	特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設
2月24日			特定施設（有料老人ホーム等）・認知症高齢者グループホーム
4月12日 19日 26日 28日 (全4回)	新型コロナ対策研修「新型コロナの基礎知識と個人防護具の着脱方法」	個人防護具の適切な着脱方法・手順 【実践】	訪問介護事業所
5月1日	訪問介護事業所代表者等を対象とした新型コロナウイルス感染症対策に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの基礎知識 新型コロナの感染防止対策 5類移行後の対応 	訪問介護事業所

● 高齢者施設入所者本人・家族向けリーフレットの配布

本市における新型コロナウイルス感染症の流行状況、入院調整の考え方及び人工呼吸器装着の意向確認について、高齢者施設の入所者本人及び家族に周知するため、リーフレットを作成し、希望する施設（75施設）に対して約1万部配布した。

(10)愛知県入院待機ステーションの開設

第5波では、病床のひっ迫によりSpO₂が低下し酸素投与が必要な状態の患者であっても入院調整が難航するケースが生じた。これを受けて県は、令和3年9月6日に、入院先が決まるまでの間、入院待機者を一時的に受け入れ、酸素投与等の必要な措置を行う施設として、県武道館に入院待機ステーションを開設した。しかしながら、開設後に陽性者数が減少していったことから、利用実績がないまま、同年10月31日に閉鎖した。

(11)医療機関・団体等との情報共有

● 関係機関との会議

感染拡大防止を図り、陽性者が速やかに必要な医療を受けられる市内の医療体制を構築するため、令和2年2月より「新型コロナウイルス感染症に関する医療体制連絡会議」を開催した（令和元年度：2回、令和2年度：9回、令和3年度：19回、令和4年度：9回、令和5年度：2回）。

同会議は、本市に加え、市内の確保病床を有する医療機関、重点・協力医療機関、関係団体（市医師会、愛知県病院協会）、県（オブザーバー）で構成し、ウェブ会議等により本市の感染状況を共有するとともに、夜間休日救急当番制、病床の確保などへの協力依頼を行った。

また、令和4年11月には、救急医療及び感染症対策の専門家から助言を得ることを目的とした「名古屋市新型コロナウイルス感染症対策等懇談会」を設置し、医療提供体制のあり方などについて協議を行った（令和4年度：3回、令和5年度：1回）。

小児医療に関しては、県内の小児医療を担う主要医療機関の医師から構成される「愛知県内新型コロナウイルス感染症例対応会議」に本市も参加し、県内小児医療機関と情報共有を図った。令和4年1月24日の会議においては、本市小児自宅療養者対応フロー案についての意見を伺った。

なお、これらの会議の他にも、第3波以降に課題となった入院調整における挿管希望の聴取に関してDMAT（災害派遣医療チーム）の花木芳洋氏（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院）を招いて意見交換を行うなど、医療提供体制に係る諸課題について、適宜、関係者間で情報共有に努めた。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

【新型コロナウイルス感染症に関する医療体制連絡会議実施状況（令和5年5月7日時点）】

開催日	主な議題
令和2年 2月17日 (対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来の設置依頼 ・「本市医療体制」提案
2月28日 (対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、入院受入病院の拡充依頼
5月29日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への補助金、公費負担、感染防御物資の案内 ・地域外来・検査センターの設置報告
9月 4日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日救急受入体制（当番制）の検討 ・疑い救急患者受入に係る医療機関への支援制度案内 ・夜間における移送タクシーの利用案内
10月19日 (対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日救急当番制の承認（12月10日より運用開始） ・政令の改正により、入院勧告・措置の対象を65歳以上などの重症化リスクのある者や中等症以上の者に重点化する旨説明 ・インフルエンザ流行に備え、受診・相談センター、診療・検査医療機関を設置する等、今後の医療体制の方向性説明
11月20日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・病床がひっ迫しており、医療機関へ病床増床の依頼
11月27日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日救急当番制の運用について議論 ・年末年始における重点・協力医療機関への外来診療協力依頼
令和3年 1月 8日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大により一般医療が制限される状況も起きている中、医療体制の維持について意見交換 ・退院の取り扱いを再周知
1月14日 (専門家WG、ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・隔離解除基準（案）及び入院優先度判断スコア表（案）について議論
1月19日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・病床確保のため、回復患者を受け入れる後方支援医療機関の事例紹介、受入意向調査依頼
3月30日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3波の検証報告、夜間休日救急当番制の振り返り ・挿管希望の聴取とACPについて意見交換 ・変異株事例（疑い含む）の対応について共有
4月 9日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・病床確保に向けた取組みの共有及び変異株の状況等の共有
4月15日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について県より説明
4月22日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床を持つ医療機関へ軽症及び回復期以降の患者受入れを依頼
4月28日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3波を上回るペースで入院患者が増加している状況を共有 ・4月23日付けの県通知による準備病床の即応化について説明・依頼
5月21日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の病床の現状と今後の病床の活用に向けて、重症者用の病床確保、中等症患者の入院受入れ、退院基準を満たした患者の転院受入れ等を依頼
5月28日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4波の現状とパンデミック時の想定の提示 ・病床運用の工夫について共有 ・夜間休日救急当番制の実施状況を報告
7月 2日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4波におけるICU使用状況、死亡例、夜間休日救急当番制の実施状況を報告
7月 5日 (専門家WG、ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ステロイド投与を考慮する際の目安について議論し、手引きを策定

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

開催日	主な議題
7月 8日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第4波の振り返り 専門家WGの意見を踏まえ、ステロイド投与の手引きを共有 宿泊療養施設の利用状況、後方支援医療機関への転院調整の実績、自宅療養者等への医療提供事業の実績を報告
7月21日 (専門家WG、ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第5波に向けて、入院基準について議論
7月26日 (ウェブ講習会)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者の診療について、進藤有一郎氏(名古屋大学医学部附属病院)の講演
7月28日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 専門家WGの意見を踏まえ入院基準及び各医療機関の対応を提案 愛知県病院協会の病床運用状況共有システム(FRESH-AICHI)の導入について依頼 抗体カクテル療法の情報共有
8月19日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第5波に向けて、病床の確保と拡張を依頼
9月 1日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 感染の急拡大により病床がひっ迫しており、県による患者の受入れ促進及び医師が延期可能と判断した入院・手術の一時延期依頼について説明
10月19日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第5波の振り返り 新たな感染拡大を見据えた医療機関等の役割分担の提案及び中和抗体薬の積極的投与の依頼 抗体カクテル療法について、武藤義和氏(公立陶生病院)の講演
10月28日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第5波の振り返り 新たな感染拡大を見据えた医療機関等の役割分担の提案及び中和抗体薬の積極的投与の依頼 抗体カクテル療法について、武藤義和氏(公立陶生病院)の講演
11月18日 (ウェブ講演会)	<ul style="list-style-type: none"> 第6波に備えるため、これからの疫学調査で注意することについて、中島一敏氏(大東文化大学)の講演
12月24日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第5波の自宅療養者増加状況について説明 在宅酸素療法導入など訪問看護の依頼にあたり、訪問看護ステーションの活用方法を共有
令和4年 1月 6日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株の流行について説明 第6波に向けて、重点・協力医療機関へ病床確保依頼、夜間休日救急当番制における三次医療機関の軽症受入協力依頼 中和抗体薬や経口薬の情報提供
4月20日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第6波の振り返り(救急搬送困難事例が増加) 次の感染拡大に向けて、抗ウイルス薬投与等を医療機関へ依頼 クリニックで行えるCOVID-19治療について、清水秀康氏(としわ会診療センターレクリニック)の講演
6月27日 (専門家WG、ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 小児コロナ患者の救急搬送先選定基準・目安を策定
7月 8日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 専門家WGの意見を踏まえ、小児コロナ患者の入院及び救急体制を提案 小児コロナ患者の診療体制について、石井睦夫氏(日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院)の講演
7月21日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 小児コロナ患者急増のため、小児コロナ患者の入院及び救急体制を再依頼
9月22日 (ウェブ)	<p>(病院対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養期間の見直し、全数届出の見直しについて説明
9月22日 (ウェブ)	<p>(診療所対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養期間の見直し、全数届出の見直しについて説明

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

開催日	主な議題
12月16日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 第8波における名古屋市のコロナ医療体制の重点事項について共有 夜間休日救急当番制、早期退院・転院・転床の促進について共有
12月21日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 後方支援医療機関への協力依頼 アフターコロナ（療養解除後のコロナ患者）受入れについて、春日井貴雄氏（笠寺病院）の講演
令和5年 3月23日 (ウェブ)	<ul style="list-style-type: none"> 5類移行後の国の方針、本市の見通し、本市の医療提供体制等の方向性について共有
4月27日 (ウェブ)	<p>(病院対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5類移行に伴う国の対応方針と本市施策の方向性説明 5類移行後の入転院調整、病病・病診連携による感染対策の推進について共有（全病院による新型コロナ患者受入れについて依頼） 流行状況及び医療ひっ迫の予測指標について説明 新型コロナ感染症への対応について説明
4月27日 (ウェブ)	<p>(診療所対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5類移行に伴う国の対応方針と本市施策の方向性説明 5類移行後の入転院調整、病病・病診連携による感染対策の推進について共有 流行状況及び医療ひっ迫の予測指標について説明 健康福祉局所属の医師による新型コロナ感染症への対応についての講演

【名古屋市新型コロナウイルス感染症対策等懇談会実施状況（令和5年5月7日時点）】

開催日	主な議題
令和4年 11月30日	<p>以下の第8波の課題と対策について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期退院・転院の徹底 療養解除後の医療機関・高齢者施設への受入れの促進 入院調整方法の見直し、地域医療連携の強化 With コロナの意識の醸成
12月 9日	<ul style="list-style-type: none"> 先回会議の意見集約 第8波における名古屋市のコロナ医療体制の重点事項（案）について協議 症状が慢性化した患者の療養解除について協議
令和5年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ患者の発生状況等について報告 5類移行後の国の方針・本市の見通しについて報告 5類移行後の病病・病診連携による感染対策相談（案）について提案
4月19日	<ul style="list-style-type: none"> 5類移行に伴う本市の医療提供体制等の方向性について説明 新型コロナ患者の入転院の指針、病病・病診連携による感染対策の推進、医療機関における感染対策について協議 医療ひっ迫の指標となるアラート（案）について提案

● 病床情報の共有システム

名古屋市においては新型コロナウイルス感染症発生前から、新型インフルエンザ等感染症の流行に備え、病床運用状況を共有するシステム「名古屋市新型インフルエンザ情報共有ウェブサイト」を有していた。これを、新型コロナウイルス感染症発生当初より、新型コロナウイルス感染症用に改修し「名古屋市新型コロナウイルス情報共有ウェブサイト」として活用した。当該システムに、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を有する名古屋市内の医療機関が、各々入院状況等入力し、その情報を行政による入院調整に活用した。

令和3年8月に、愛知県病院協会が愛知県全体で病床運用状況について共有するためのシステム「FRESH-AICHI」（First-line REgional bed control System for public Health-AICHI）の運用を開始したことから、名古屋市においても、上述の情報共有ウェブサイトの活用を終了し、令和3年8月16日から「FRESH-AICHI」に移行した。

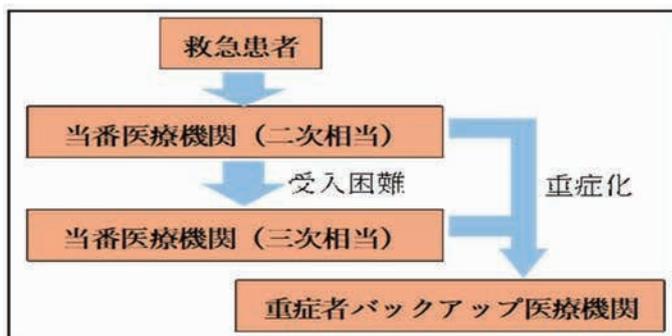
7 救急搬送・移送

(1) 救急搬送対応

令和2年7、8月の第2波では、夜間・休日の陽性者及び濃厚接触者の救急搬送困難事例が多発した。そこで、医療機関・消防局とのさらなる連携強化を図るとともに、事態を改善し、市民にとって安心・安全な医療体制を構築するため、特に平日夜間・休日における患者の受入体制を整備した。

● 救急医療体制運営費補助金(コロナ救急患者受入医療機関の当番制)

各医療機関の陽性者及び濃厚接触者の救急受入件数に偏りが発生し、夜間・休日の不搬送事例も多発したことから、救急搬送困難事例の解消を目的として、令和2年12月10日より新たに新型コロナウイルス感染症に特化した夜間・休日の救急医療機関の当番制を構築し、当番病院に対し、補助金を交付した。



【体制イメージ (令和2年12月時点)】

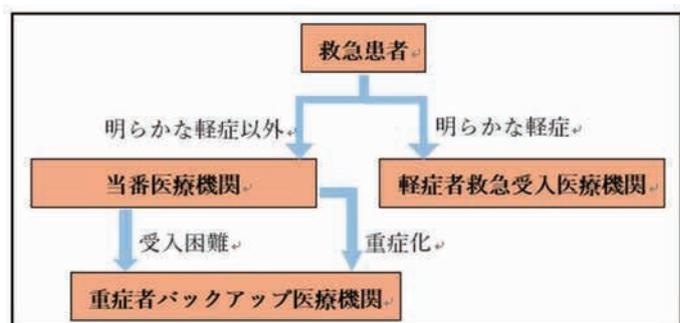
対象患者等	救急搬送要請された者のうち、 ①陽性者 (自宅等や宿泊療養施設で療養中の者) ②陽性者の濃厚接触者 ※一般の発熱患者等は通常の救急対応
構成	患者等の受入を行う20医療機関

● 救急医療体制運営費補助金(一般救急医療機関に係る補助の増額)

一般救急医療機関においても、救急医療体制確保に係る補助金について人件費相当分の単価を増額することで、医療機関の負担軽減を図った。

● 軽症者救急受入医療機関の確保

第6波以降、院内感染や救急要請の増加等により、当番病院の負担が過剰となった。特に第7波では、入院を要しない軽症者からの救急要請が激増したことから、令和4年8月29日より、市医師会急病センターでの軽症者の救急受入(外来)を開始した。また、確保病床を有する医療機関とは別に、同年11月14日より新たに6ヶ所の医療機関において外来に限定して軽症者救急受入れを開始した。



【体制イメージ (令和5年1月4日時点)】

なお、令和5年1月4日からは、明らかな軽症であると救急隊が判断した場合には、夜間・休日においても、当番病院ではなく、まず軽症者救急受入医療機関へ調整する対応に変更した。

● 救急患者等受入医療機関支援金

新型コロナウイルス感染症患者等の救急受入の促進を図るため、「名古屋市地域医療体制緊急応援金」（「6(2)外来体制」参照）の廃止に伴い、「救急患者等受入医療機関支援金」を創設し、令和2年10月より救急患者等を受け入れた医療機関に対し、患者等1人あたり35,000円の支援金を交付した。

【救急患者受入医療機関支援金の交付実績（令和5年4月30日時点）】

年度	期間	延べ患者数	医療機関数
令和2年度	令和2年10月26日～令和3年3月受入分	1,217人	24施設
令和3年度	令和3年4月～令和4年3月受入分	4,670人	27施設
令和4年度	令和4年4月～令和5年3月受入分	7,731人	37施設

(2) 移送対応

新型コロナウイルス感染症患者は、医療機関への外来受診や入院に際し、まん延防止の観点から、公共交通機関を使用できないため、市衛生研究所の移送車や消防局の救急車による移送を実施してきた。しかしながら、感染拡大により移送需要過多となったため、令和2年6月より独歩可能な軽症者や無症状陽性者の移送手段として、民間事業者と契約し移送タクシーの運用を開始した。また、同年12月より車椅子を使用している患者や酸素投与が必要な患者の移送手段として、民間事業者と契約し患者搬送車（いわゆる民間救急車）の運用を開始した。令和3年度、令和4年度、令和5年度は各年度、移送タクシーについて1法人、患者搬送車について1法人と契約し運用した。

なお、令和3年8月31日から同年9月17日の平日、令和4年1月21日から同年3月22日の平日、令和4年7月27日から同年9月12日の平日の9時から17時について、車両を効率的に稼働させることを目的として、移送業務の受託者に、移送タクシーの稼働状況をリアルタイムに把握する運行管理者を新型コロナ対策室に配置するよう依頼した。

また、令和4年10月24日から、より迅速かつ円滑な患者の送迎及び移送に必要な情報の伝達ミス防止を目的として、移送業務の受託者が直接保健センターや医療機関からの依頼を受け付け、移送タクシーの手配を行った。

令和3年2月16日から令和5年3月31日までは、転院、退院を促進し病床のひっ迫を解消するために、民間事業者1法人と契約し、退院基準を満たしており自力での車両への乗降が困難な患者を対象に、後方支援医療機関や高齢者施設への移送を実施した。

【移送件数実績（令和5年5月7日時点）】

区分	移送車 (市衛生研究所)	移送タクシー	患者搬送車	退院基準を満たした患者の移送
令和元年度	44件	—	—	—
令和2年度	345件	1,940件	267件	18件
令和3年度	205件	5,415件	1,308件	43件
令和4年度	28件	7,395件	1,540件	14件
令和5年度	0件	118件	38件	—

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応

【最大運用台数等】

区分 ³⁶	稼働台数	主な移送対象	導入時期
移送車 (市衛生研究所)	1台	中等症以上の患者及び自力での移送タクシー乗車が困難な患者等	—
移送タクシー	昼間帯：28台、夜間帯：8台	自力でのタクシー乗降が可能な患者	令和2年 6月1日
患者搬送車 (民間救急車)	昼間帯：7台(土日祝は6台) 夜間帯：4台(土日祝は3台)	中等症以上の患者、自力での移送タクシー乗車が困難な患者等	令和2年 12月16日

【移送対象】

対象	内容
	新型コロナ対策室が入院調整を行った患者/保健センターが受診調整を行った患者/医療機関を受診し陽性となった患者(帰宅時)/その他保健所長が必要と認める場合

【移送依頼の流れ(令和4年10月23日まで)】

機関名	対応(移送タクシー、患者搬送車共通)
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ▶受診調整した患者及び管轄区内診療所からの依頼に基づき、移送手段が無い患者の移送窓口機能を担当 ▶移送手段の選定、移送依頼書の作成、新型コロナ対策室に移送依頼書を送付
重点・協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ▶管轄保健センターを介することなく新型コロナ対策室へ移送を依頼し、移送手段の選定、移送依頼書の作成、新型コロナ対策室への移送依頼書を送付 ▶新型コロナ対策室対応時間外(19:00～翌9:00)は、各事業者へ直接依頼
新型コロナ対策室	<ul style="list-style-type: none"> ▶保健センター及び医療機関から送付される移送依頼書をもとに、事業者等と移送を調整 ▶入院調整に係る移送手段の選定及び各事業者との移送も調整(9:00～19:00)

【移送依頼の流れ(令和4年10月24日以降)】

機関名	対応	
	移送タクシー	患者搬送車
保健センター	▶受診調整した患者及び管轄区内診療所からの依頼に基づき、直接民間事業者へ依頼	10月23日までの対応と同様
重点・協力医療機関	▶管轄保健センターを介さず直接民間事業者へ依頼	
新型コロナ対策室	▶発生届対象外の市民から依頼を受け付け、民間事業者へ依頼(18:00～翌9:00は受診・相談センターが対応)	対応時間が9:00～18:00に変更 その他は10月23日までの対応と同様

³⁶ 移送車・患者搬送車は、車いす、ストレッチャー及び酸素投与対応

(3) 消防局の対応

● 現場活動における感染防止対策の強化

令和2年2月に市内で初めて陽性者が確認されて以降、救急活動を担う消防局においても様々な対策を行い、業務継続体制を整えた。具体的には同乗者を含む全ての傷病者へのマスク着用の徹底、消毒用アルコール等の補填及び救急及び救助活動に携わる全ての警防要員に対する感染防止用ゴーグルの配置など標準予防策³⁷を強化した。

加えて、第2波からは、新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送や移送を行う際の感染拡大防止のため、「陰圧装置付隔離型搬送資器材（アイソレーター）」を救急車に配備した。なお、アイソレーターの使用実績としては、令和5年5月7日時点で294件であった。



【アイソレーター】

● 救急搬送困難事案への対応

第3波においては、救急医療体制のひっ迫による搬送困難事案が発生し、医療機関へ搬送途上の傷病者が心肺停止状態になる事案が2件発生した。

この深刻な事案を受け、消防局から健康福祉局（新型コロナ対策室）に対し、令和3年2月から併任の主査2名を配置し、加えて令和3年5月からは主幹1名及び主査1名を派遣し、日々の医療機関等との患者受入調整、医療機関の受入態勢整備、患者搬送態勢整備に係る業務などを行っている（令和5年4月から主幹1名及び主査1名を廃止し、救急課長及び救急課指導係長を併任とした。）。

また、令和3年5月には、名古屋市メディカルコントロール協議会³⁸に所属する市内医療機関の救急担当医師等からなる「搬送困難事案に関する検討会（タスクフォース）」が設置され、コロナ禍における救急医療体制の円滑化のための具体的な対応策が検討された。当該対応策については、代表医師が知事及び名古屋市長に面会し、要望書として提出した。

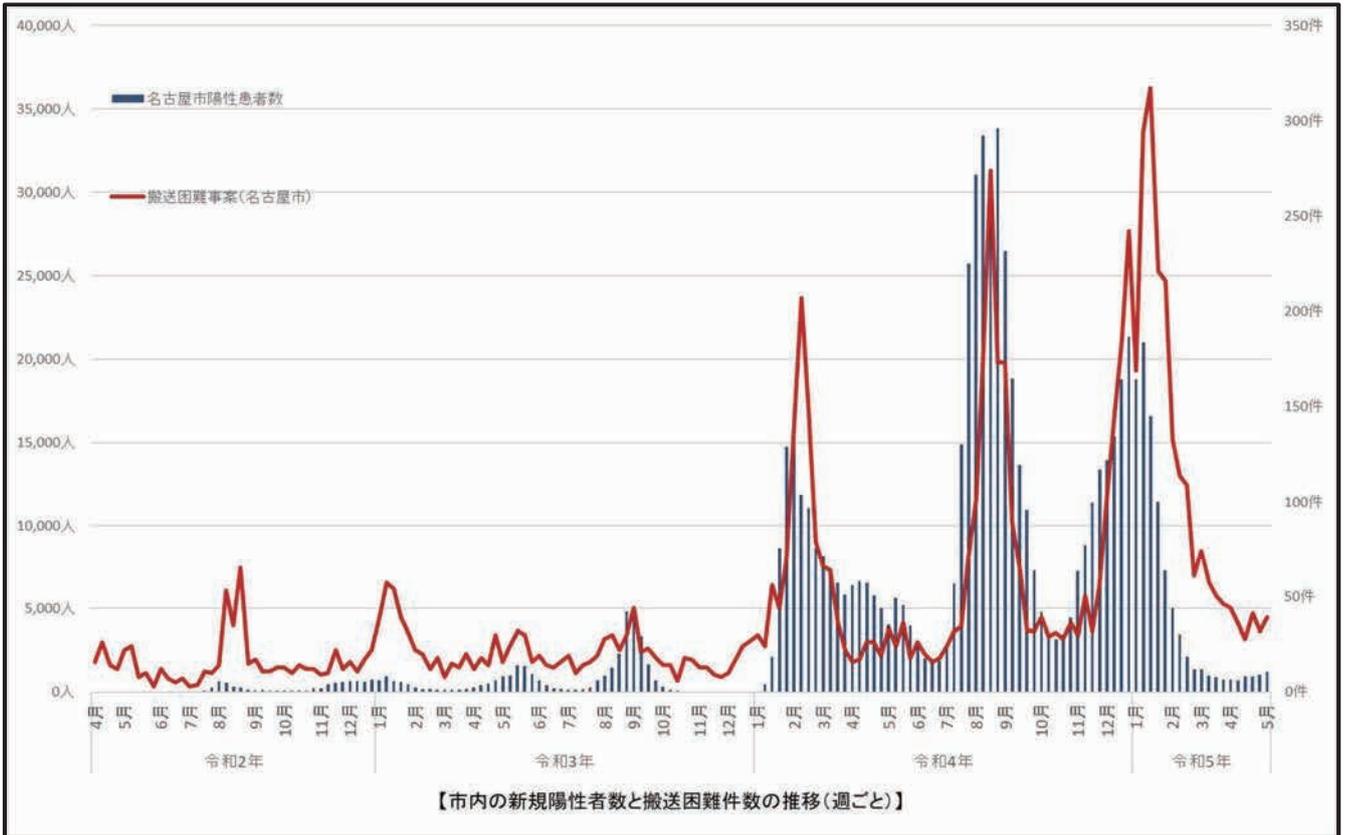
消防局では、当該対応策を参考に、令和3年8月には日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院と、同年9月には名古屋掖済会病院、令和4年12月には藤田医科大学病院と「重度傷病者の搬送先確保困難時における緊急的な立寄り協力に関する協定」（緊急立寄り協定）を締結した。これは、締結先の医療機関に救急車で一時的に立ち寄り、車内等で緊急的な医療措置を行ってもらう趣旨の協定で、医療機関の病床ひっ迫において、受入先調整中の患者の病状悪化を防ぐことを目的としたもので、令和5年5月7日時点における緊急立寄り協定に基づく搬送件数は28件に上った。

³⁷ 感染源の有無にかかわらず、血液・体液、分泌物、排泄物、創傷のある皮膚・粘膜を介する、微生物の伝播リスクを減らすために、すべての患者に対して行う標準的な感染予防策

³⁸ 本市におけるプレホスピタル・ケア（病院前救護）の一層の充実を目的に、消防局と医療機関が連携し、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実、救急救命士の研修の充実等のメディカルコントロール体制を構築するため設置する機関

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

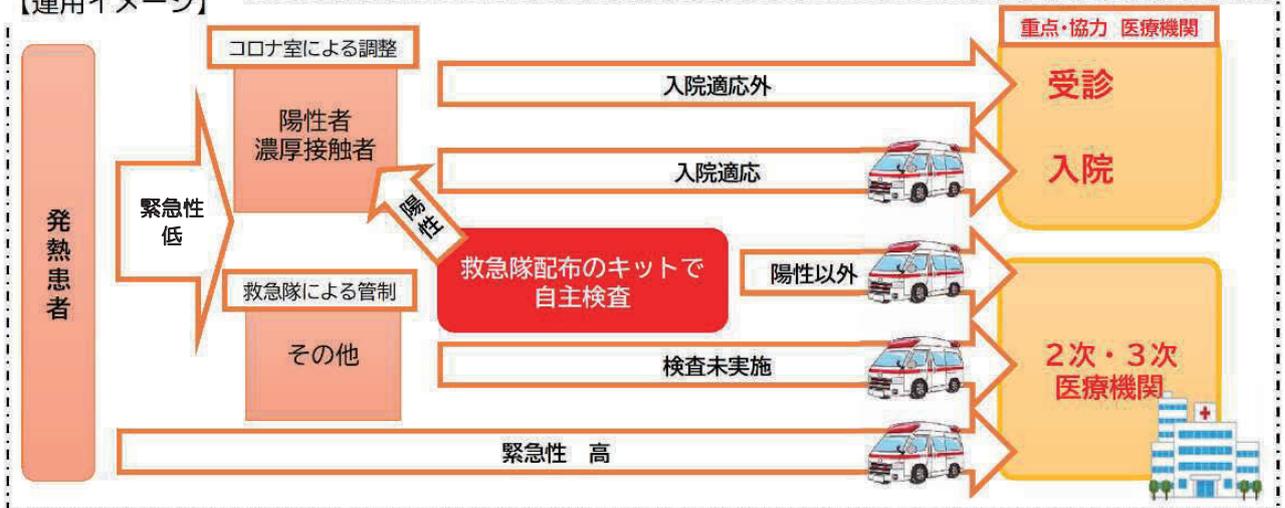
第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 I 医療・検査対応



また、令和5年1月4日から早期に受診・入院への医療調整に繋げることを目的とし発熱傷病者で搬送先医療機関の確保に時間がかかることが予想される場合の希望者に対して、救急車内で新型コロナウイルス抗原検査キットを使用した患者による自己検査を行っていただいている。なお、令和5年5月7日時点における検査実施件数は231件であった。

抗原検査キットを活用した発熱患者の救急医療体制

【運用イメージ】



● 非常用救急車の運用

本市では、市民の救急要請に対して、基本的に各消防署及び出張所に配置している24時間運用の救急隊46隊及び昼間時間帯に運用する救急隊2隊の計48隊（令和5年4月3日時点）で対応するが、救急需要が集中した場合に、迅速に患者を救急搬送するため、非常用救急車として各消防署及び本部救急隊に1両ずつ（計17両）車両を配備している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においては、救急要請の多発により救急医療体制がひっ迫し、加えて、救急要請の需要期である夏季及び冬季では、救急需要が例年以上に著しく増加したため、非常用救急車を運用し、増加する救急需要に対応した。

新型コロナウイルス感染症の「第7波」に猛暑が重なり、救急出動件数が激増するなか、令和4年8月下旬には、職員の陽性者及び濃厚接触者が多数発生し、消防部隊の編成が一時困難な状況となったが、消防署日勤職員の応援及び本庁職員の派遣を行うことによって警防体制を確保し、非常用救急車を常時運用する緊急対策を実施した。

なお、非常用救急車の出動件数の実績としては、令和2年2月14日から令和5年5月7日までで1,892件であった。

8 その他

(1) 県との連携体制

関係機関で情報共有を図るとともに、連携してクラスターの早期探知及び対策を推進するため、令和2年3月には、県保健医療局技監及び本市健康福祉局保健所長をプロジェクトリーダーとし、県、市各数名の職員と東海北陸厚生局職員等が参加する新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチームを設置し、週1回程度(感染状況次第では毎日)チーム会議を開き、クラスターの発生状況の調査や疫学的分析を行い、連携して感染拡大防止対策に取り組んだ。

(2) 医療資器材の備蓄

新型コロナウイルス感染症の患者等を受け入れる帰国者接触者外来及び入院受入医療機関においては、国が構築した「新型コロナウイルス感染症の医療機関情報支援システム(G-MIS)」を活用することにより、緊急時に医療用物資の配布を国に要請することができる。しかし、供給までに一定期間を要することが見込まれることから、本市においても重点協力医療機関、各保健センター及び衛生研究所等に向けて必要時に医療資器材の配布を行えるよう、令和2年9月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に必要数を算定し備蓄に努めてきた。

また、一般救急医療機関向けにも新型コロナウイルス感染症や新興、再興感染症の拡大に際して、各救急医療機関へ配付を行うため、令和3年2月1日から衛生物資の備蓄を開始した。

【医療資器材の計画数】

区分	計画数	区分	計画数
サージカルマスク	1,860,000 枚	フェイスシールド	166,725 枚
ガウン	166,725 着	手指消毒液	2,133L
手袋	3,334,500 枚	N95 マスク	166,725 枚

【重点協力医療機関等への配布実績（令和5年5月7日時点）】

区分	配布数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サージカルマスク	825,500 枚	611,000 枚	10,000 枚
フェイスシールド	102,815 枚	37,160 枚	1,000 枚
ガウン	217,005 着	65,470 着	1,720 着
手指消毒液	200.5L	7,845L	90L
手袋	3,757,800 枚	1,017,400 枚	18,000 枚
N95 マスク	162,308 枚	44,400 枚	2,100 枚

【一般救急医療機関向け備蓄数（令和5年5月7日時点）】

区分	備蓄数量	区分	備蓄数量
サージカルマスク	3,500,000 枚	フェイスシールド	188,000 枚
サージカルガウン	75,000 着	ゴーグル	40,000 個
アイソレーションガウン	9,000 着	N95 マスク	17,000 枚
手袋（非滅菌）	1,690,000 枚	手指消毒液（低濃度）	600L
手袋（滅菌）	140,000 枚	手指消毒液（高濃度）	35,030L

(3) 新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金

病院を運営する医療法人が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りが悪化した場合に、経営を安定させ、地域の救急医療体制を維持するため、令和2年8月17日に貸付金制度を県と共同で創設した。

なお、本市では貸付実績はなく、令和5年5月7日をもって事業終了とした。

(4) 治験への協力

令和3年12月より、本市は県とともに興和(株)と協定書を締結し「イベルメクチン」の治験に協力することとなり、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センターにおいて治験が実施された。宿泊療養施設である東横INN名古屋名駅南においても、令和4年8月まで協力を行った。

(5) 国への提案活動

市政の一層の推進のため、本市から国に対して制度改善や財源措置等を提案する「国の施策及び予算に関する重点事項の提案」については、令和3年度向け（令和2年度提案活動）から、感染拡大防止策の強化や事業者等への支援など時宜に応じた新型コロナウイルス感染症に係る様々な提案を行ってきた。

令和5年度向け（令和4年度提案活動）から、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的な対応が可能となるように、道府県知事の事務権限を財源と併せて、本市等希望する指定都市に対して移譲することを新たに加えて、関係省庁等への提案活動を実施した。また、事務権限の移譲等については、内閣府が地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を自治体から募る制度も活用して国へ提案を行った。

令和6年度向け（令和5年度提案活動）においては、令和5年9月末までの措置としている各種措置の終期についての柔軟な対応に加えて、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関や高齢者施設等に対する各種措置や支援についても、引き継ぎ実施するよう提案を行った。

Ⅱ 新型コロナワクチン接種

1 概要

新型コロナワクチンの接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的として、予防接種法の特例臨時接種とされ、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県知事の協力により市町村長が実施するものとされた。

接種に係る費用は国が負担し（自己負担なし）、健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の規定を適用することとされた。

(1) 新型コロナワクチン

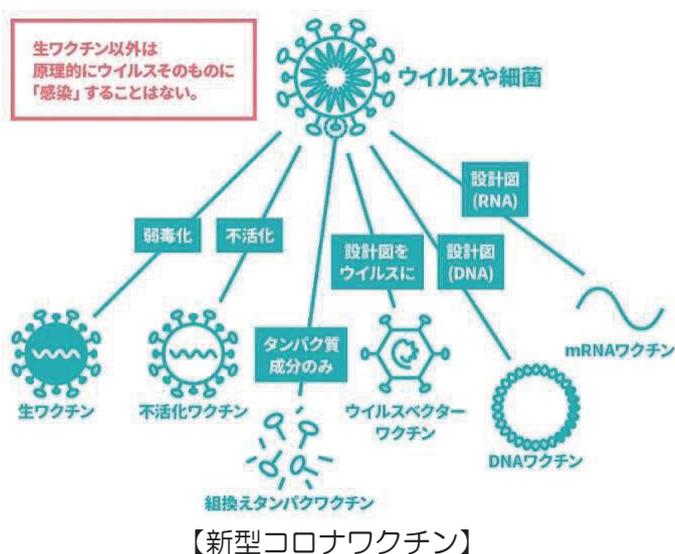
一般に、感染症にかかると、原因となる病原体（ウイルスや細菌など）に対する「免疫」（抵抗力）ができ、免疫ができることで、その感染症に再びかかりにくくなったり、かかっても症状が軽くなったりするようになる。

予防接種とは、このような体の仕組みを使って病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くしたりするためにワクチンを接種することをいい、原体（ウイルスや細菌など）そのもの、または病原体を構成する物質などをもとに作ったワクチンがある。

これまで我が国において使用されていたワクチン（不活化ワクチン、組換えタンパクワクチン、ペプチドワクチン）はウイルスの一部のタンパク質を人体に投与し、それに対して免疫が出来る仕組みであった。

新型コロナワクチンは、mRNA（メッセンジャーRNA）ワクチンやウイルスベクターワクチンという新しい仕組みのワクチンで、ウイルスのたんぱく質をつくるもとになる遺伝情報の一部を注射する。人の身体の中で、この情報をもとに、ウイルスのタンパク質の一部が作られ、それに対する抗体などができることで、ウイルスに対する免疫ができる。

日本では、薬事承認され予防接種法に基づいて接種できるワクチンは、次のとおりとなっている。



名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

【従来型ワクチン（令和5年5月7日時点）】

区分	1・2回目接種対象者	3回目接種対象者	4回目接種対象者	5回目接種対象者	ワクチンの有効期間
ファイザー社ワクチン	12歳以上	—	—	—	18か月
武田社ワクチン（ノババックス）	12歳以上	12歳以上	12歳以上	12歳以上	9か月
小児用ファイザー社ワクチン	1回目の接種時に5～11歳	—	—	—	18か月
乳幼児用ファイザー社ワクチン	1回目の接種時に6か月～4歳	1回目の接種時に6か月～4歳	—	—	18か月

【オミクロン株対応 2価ワクチン³⁹（令和5年5月7日時点）】

区分	1・2回接種対象者	3～5回目接種対象者	ワクチンの有効期間
ファイザー社2価ワクチン	—	12歳以上	18か月
モデルナ社2価ワクチン	—	12歳以上	9か月
小児用ファイザー社2価ワクチン	—	5～11歳	18か月

なお、接種は、接種を受ける日に住民基本台帳に記載されている者を対象として行うものとされ、戸籍または住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記載されていないやむを得ない事情があると市町村長（特別区長を含む。）が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができるとされた。

● ワクチンの有効期限到来による供用終了・省令等の一部改正

アストラゼネカ社ワクチンは令和4年9月30日に、モデルナ社の従来型ワクチンは令和5年2月11日に、供給されているすべてのワクチンの有効期限が到来したため供用終了となった。また、省令等の一部改正により、第一期追加接種（3回目接種）及び第二期追加接種（4回目接種）が令和5年3月31日で終了した。

(2)実施期間

特例臨時接種の実施期間は当初、令和3年2月17日から令和4年2月28日までとされていたが、3度にわたり延長され、令和5年5月7日時点で、終期は令和6年3月31日までとされている。

なお、初回接種に加え、令和3年12月1日以降は第一期追加接種（3回目接種）を、令和4年5月25日以降は第二期追加接種（4回目接種）を、同年9月20日以降は令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチン接種等）をそれぞれ行った。また、令和5年度は、5月8日から令和5年春開始接種を開始し、9月からは令和5年秋開始接種が予定されている。

³⁹ 令和4年9月20日から接種開始

コラム

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する
手引き

新型コロナワクチンの接種に係る市町村の事務は、予防接種法第29条の規定により第一号法定受託事務とされており、その内容については、地方自治法第245条の9に基づく処理基準として手引きが示されている。

【市町村の主な役割】

➤ 医療機関等との委託契約、接種費用の支払

市町村は、郡市区医師会等と連携し、住民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保する。また、接種を行った医療機関等に対して接種費用の支払いを行う。

➤ 医療機関以外の接種会場の確保等

市町村は、接種体制構築の検討の結果、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外での接種会場の確保を行う。また、必要に応じて都道府県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行う。

➤ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行う。
また、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じる。

➤ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築

市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設等を把握し、その上で、高齢者施設等に対して、接種体制等の説明を行う。また、高齢者施設等の入所者の接種場所を把握するとともに、介護保険施設の嘱託医等が、接種実施医療機関に該当しない場合は、市町村が郡市区医師会と相談し、接種医の調整を行う。

➤ 健康被害救済の申請受付、給付

市町村は、予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けた者に接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、救済給付を行う。

➤ 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

2 初回接種(1・2回目接種)

(1)接種方針

本市における初回接種の実施にあたり、令和3年3月22日の市長定例記者会見において、①中区在住の80歳以上約6,100人に限定した集団接種を実施し⁴⁰(3月29日から接種のための接種券を発送)、②市内在住の65歳以上を対象に4月19～26日にかけて接種券を順次発送することを公表した。

また、本市のワクチン接種に係る方針と実施計画を取りまとめた「なごや新型コロナウイルスワクチン接種プラン」を同年4月14日に策定・公表した。

コラム

なごや新型コロナウイルスワクチン接種プラン

国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」において、市町村に策定が求められる「予防接種実施計画」として策定した。

<実施方針>

- 個別接種と集団接種を組み合わせる接種を実施する。
- 市の目標接種率を75%とし、希望する市民への接種を年内に終わらせるよう取り組む。
- エssenシャルワーカー等への接種を推進する。
- 正確な情報をタイムリーに、きめ細かく提供する。

● 接種対象者

本市に住民登録のある16歳以上(後に12歳以上へ拡大)

● 優先順位

当初は確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しだったため、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととされた。

初回接種における接種順位の上位の者の具体的な範囲については手引きに規定されており、接種目的に照らして接種順位は①医療従事者等、②高齢者、③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、④これら以外の者とされた。

医療従事者については、一部の医療機関で令和3年2月中旬に接種を開始し、その後一般の医療従事者への接種を同年3月から実施した。高齢者への接種については同年4月から実施した。その他の者(基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、それ以外の者)については、自治体において、高齢者への接種状況や予約状況等を踏まえ、順次接種を進めることとされた。

● 使用するワクチン

ワクチン	1回目と2回目の標準接種間隔	対象年齢	備考
ファイザー社	18日以上の間隔において、原則20日の間隔をおく	12歳以上	令和3年 2/17 対象年齢16歳以上で開始 6/ 1 // 12歳以上へ拡大
モデルナ社	20日以上の間隔において、原則27日の間隔をおく		令和3年 5/22 対象年齢18歳以上で開始 8/ 3 // 12歳以上へ拡大
武田社 (ノババックス)	原則20日の間隔をおく		令和5年 2/11 有効期限到来により供用終了 令和4年 5/25 対象年齢18歳以上で開始 7/22 // 12歳以上へ拡大

⁴⁰ 詳細は74頁を参照

(2)接種券

国が定める接種の優先順位に従い、接種券を順次発送した。

接種券は、コールセンターの回線数を125回線で運営していた令和3年4月19日及び22日に65歳以上の高齢者約60万人に送付したところ、コールセンターへの電話が非常につながりにくい状態となり、地域の医療機関にも問い合わせが殺到し、区役所に多くの市民が来所するなど、大きな混乱が生じた。

また、その後6月下旬まで新たな接種券を発送しなかったため、接種能力と接種券発送数にアンバランスが生じ、本市が7月に新たに大規模集団接種会場を開設した際には、予約枠に多くの空きが生じることとなった。そこで、関係局・団体の協力を得て、新型コロナ対策室において、急遽、接種券付予約票を発行し、エッセンシャルワーカー等への優先・空き枠接種を実施し予約枠の有効活用に努めるとともに、接種券発送の前倒し、コールセンター回線数の増強、対面で予約を受け付ける臨時予約受付会場の設置にも取り組み、混乱は落ち着いた。

<参考ページ>

- 大規模接種会場における優先・空き枠接種の実施（82頁参照）
- コールセンターの回線数増強（114頁参照）
- 臨時予約受付会場の開設（115頁参照）

【内容】

発送年月日	対象者	対象者数	備考
令和3年 3/29	中区在住の80歳以上	約6,100人	
4/19	75歳以上	約320,000人	
4/22	65歳以上74歳以下	約273,000人	4/26から前倒し
6/28	難病患者（特定医療費受給者等の所持者）	約9,000人	6/30から前倒し
7/ 2	障害者（障害者手帳等の所持者）	約68,000人	7/6から前倒し
7/6~15	65歳未満の重い基礎疾患を有する者	延2,176人	申請に基づく発送 (7/5受付開始)
7/12	60歳以上64歳以下	約117,000人	
7/19	55歳以上59歳以下	約136,000人	
7/26	40歳以上54歳以下	約481,000人	45~49歳:8/2 から前倒し 40~44歳:8/10 から前倒し
8/ 2	12歳から15歳以下	約584,000人	35~39歳:8/17 から前倒し 23~34歳:8/23 から前倒し 16~22歳:8/30 から前倒し
8/10	12歳以上15歳以下	約78,000人	
9月以降	毎月12歳到達者に発送	約14,000人	令和5年5月までの 合計
計		約2,088,000人	

(3) 個別接種

個別医療機関における初回接種の実施にあたっては、市医師会の協力のもと、各医療機関に対して事前に意向調査を行ったうえで、接種医療機関として令和3年3月8日付けで基本型接種施設123施設を選定し、同月26日付けでサテライト型接種施設621施設を選定した。その後も随時選定を行い、令和3年4月19日時点において選定された接種医療機関783施設（基本型接種施設124施設・サテライト型接種施設659施設）のうち、公表に同意した458施設を本市ウェブサイトに掲載した。

5月上旬までに本市へ配分されるワクチンは限定的な量であったが、5月10日の週及び5月17日の週以降、2週間毎にまとまった量のワクチンが本市に供給される見込みが国より県を通じて示されたことから、市医師会と調整のうえで、令和3年5月24日の週から接種を開始した。

● ワクチンの配分と配送

ワクチンについては、国が各クール毎の配送スケジュールや都道府県別の配分量を示した後に、都道府県が市町村の配分量を決定する仕組みとなっており、本市へ配分されたワクチンをもとに、接種医療機関へのワクチンの配送を行った。

基本型接種施設・・・ワクチン保管用の冷凍庫を配置し、国からワクチンの直送を受ける接種施設であり、国が設定するクールごとにワクチンを配送した。

サテライト型接種施設・・・基本型接種施設として市配送センターを市内に1箇所設置し、国から配送されるワクチンの受入・保管を行ったうえで、接種施設からの週ごとのオーダーにもとづき、市配送センターからワクチンの小分け配送を行った。

年月日	内容
令和3年 1/8	市内医療機関を対象に新型コロナワクチン接種への実施に向けた意向調査を実施
2/14・15	新型コロナワクチン接種に関する説明会を実施（ウェブ配信：市医師会会員対象）
3/8以降	一定規模の接種を行う医療機関を対象に「基本型接種施設」として順次選定
3/26以降	基本型接種施設以外の医療機関を「サテライト型接種施設」として順次選定
4/17	市医師会ホームページ[会員用]に、新型コロナワクチン接種事業（個別接種）の概要、ワクチン配送スケジュール・注文方法を掲載
4/19	個別接種の実施を予定している医療機関（458施設（公表同意分））及び個別接種の開始時期を公表
5/24の週	個別医療機関での接種開始
6/23	接種を希望する65歳以上の高齢者接種完了に向け、6月28日からの週及び7月5日からの週の予約枠について空きがあり、情報公表に同意すると回答があった医療機関を公表（148施設）
9/1	9月6日から12歳以上の市民の予約が開始となることを踏まえ、小児・若年層の接種を積極的に実施する医療機関を公表（57施設）
10/5	大部分の医療機関において10月中に1回目接種を終了予定であることを公表
10/25	引き続き希望する者が初回接種を受けられるよう11月以降は接種医療機関を限定して個別接種を継続することを公表（122施設）
令和4年 1/24	モデルナ社ワクチンを使用した新型コロナワクチン接種を接種医療機関でも実施
7/5	武田社ワクチン（ノババックス）を使用した新型コロナワクチン接種を実施

(4) 集団接種

● 庁内体制

市域全体で集団接種を実施するため、各区に部長級職員をトップとする区ワクチンチームを設置し、地域への広報啓発、会場のレイアウト作成、必要物品の確保などの準備、当日の会場運営に取り組んだ。

また、集団接種会場における市職員の体制では、あらかじめ区役所と当該区を担当する本庁局室のペアとで組み、当日の接種会場の運営だけでなく、準備や訓練段階から連携することで全庁一丸となってワクチン接種を推進した。

● ペアリングの一覧

【令和3年3月初期】

千種区	健康福祉局①
東区	観光文化交流局、消防局
北区	環境局、選挙管理委員会事務局
西区	総務局、経済局
中村区	上下水道局①
中区	市会事務局、健康福祉局②
昭和区	財政局①、監査事務局
瑞穂区	緑政土木局①
熱田区	人事委員会事務局、交通局①
中川区	会計室、上下水道局②
港区	財政局②
南区	市長室、子ども青少年局
守山区	緑政土木局②
緑区	住宅都市局
名東区	スポーツ市民局、 教育委員会事務局
天白区	交通局②

【令和4年1月時点】

千種区	健康福祉局①
東区	観光文化交流局、市会事務局、 消防局、上下水道局①
北区	環境局①
西区	総務局、経済局
中村区	上下水道局②
中区	環境局②、健康福祉局②
昭和区	財政局①、監査事務局
瑞穂区	緑政土木局①
熱田区	住宅都市局①、 人事委員会事務局、交通局①
中川区	会計室、上下水道局③
港区	財政局、教育委員会事務局①
南区	市長室、子ども青少年局
守山区	緑政土木局②
緑区	住宅都市局②
名東区	スポーツ市民局、 教育委員会事務局②
天白区	交通局②

● 限定実施

当初、本市に配分されるワクチンが少量であったため、令和3年5月以降の本格実施を見据え、接種券の発送から予約、配送、接種までの各種機能の一連の流れを確認することを目的として、厚生労働省の通知に基づき、地域・対象者を限定して集団接種を実施した。

対象は、人口10万人あたりの陽性者数が最も多いこと、高齢の陽性者ほど重症化するリスクが高いことを踏まえ、中区在住の80歳以上の高齢者約6,100人とした。

令和3年3月29日に対象者に対し接種券を発送し、4月1日に予約の受付を開始、同月14日から中区役所（中保健センター、6階会議室、中区役所ホール）で接種を開始し、混乱なく接種が進められた。

● 予約を巡る混乱

集団接種の予約は、対面での受付は行わず、コールセンターまたはインターネット（本市の予約サイト）で行う方針であった。

しかし、高齢者への接種券の発送時期について、国から「標準的には令和3年4月23日ごろまで」と示されていたこと等を踏まえ、4月19日に75歳以上の者に対し約32万通を、4月22日に65歳以上75歳未満の者に対し約27万通をそれぞれ発送したところ、コールセンターの対応能力を大幅に上回る予約申込や問い合わせが殺到し、4月23日にはコールセンターの応答率が3.5%になるなど、大きな混乱が生じた。

その結果、市役所への問い合わせのほか、区役所・支所でもワクチンに関する問い合わせや予約のために多数の市民が来所したため、急遽、健康福祉局職員を各区に派遣し、市民対応をしたほか、市役所にも窓口を設けて問い合わせに対応した。

一連の混乱は、接種能力の大半を占める個別医療機関のワクチン接種が開始される前に、集団接種のみ予約を受け付けている状況で、接種ニーズの高い高齢者に対して多数の接種券を短期間に発送したことによるものであり、接種券発送数とワクチン供給に基づく接種能力、予約受付能力を総合的に検討することの必要性を示すものであり、その後の接種計画策定に大きな教訓となった。

また、コールセンターの回線数についても以前の臨時福祉給付金の事例を参考に125回線としていたが、混乱を受け、回線数の増強に取り組み、5月10日に150回線に、6月1日に200回線に、6月16日に250回線に、7月7日に300回線に増やし、電話予約の混乱は落ち着いた⁴¹。

インターネット予約についても、令和3年7月17日にサーバーの増強により改善を図り、予約システムの同時利用可能人数を1,200人から2倍の2,400人に増強し、予約登録可能な人数を1時間あたり9,000人から2倍の18,000人とした。これにより予約システムに入る際の待機を減らし、予約入力時のレスポンス遅延を低減させる等の対応を行い、インターネット利用者の多い若い世代の予約受付の体制を整備し、混乱なく予約受付が可能となった。

さらに、インターネット予約などが難しい、主に高齢者を対象に6月19日と6月20日に市内4か所⁴²で対面での予約支援を実施した。

⁴¹ 詳細は114頁を参照

⁴² 愛知大学名古屋校舎、JRゲートタワービル、愛知芸術文化センター、イオンタウン有松

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 16区での集団接種の実施

令和3年5月12日から、ファイザー社製ワクチンを使用した市内16区での集団接種を開始した。

会場は、平日は区役所講堂を中心に市内16か所、土日は小学校の体育館を加え1日最大40か所を設けることとし、市民の身近な場所で接種機会を確保するため、各区1~4か所とした。小学校体育館の中には2階のところも多く、あらかじめ階段での昇降について広報するとともに、車椅子利用者等階段の昇降が困難な方が来場した場合は、接種医等が階下に降りて接種を行う対応を行った。なお、小学校体育館の使用は6月末までとし、7月からは空調設備のある会場で接種を行った。

【会場一覧】

区	会場
千種	千種区役所講堂、大和小学校、自由ヶ丘小学校、東山小学校、内山小学校、宮根小学校、名古屋市立大学北千種キャンパス、名古屋工業大学、千種生涯学習センター
東	東区役所講堂、旭丘小学校、葵小学校、山吹小学校、矢田小学校
北	北区役所講堂、六郷小学校、光城小学校、大杉小学校、城北小学校、楠小学校、名北小学校、飯田小学校、味鋤小学校、名古屋空港ターミナルビル、八王子中学校
西	西区役所講堂、山田支所、栄生小学校、庄内小学校、平田小学校、大野木小学校、なごや小学校、西保健センター
中村	中村区役所講堂、中村保健センター、名古屋サイクルスポーツパーク、岩塚小学校、愛知大学名古屋キャンパス
中	中保健センター、中区役所ホール、中区役所会議室
昭和	昭和区役所講堂、昭和消防署、村雲小学校、伊勝小学校、鶴舞小学校、広路小学校
瑞穂	瑞穂区役所講堂、弥富小学校、穂波小学校、高田小学校、瑞穂保健センター
熱田	熱田区役所講堂、船方小学校、野立小学校、千年小学校、熱田保健センター
中川	中川区役所講堂、戸田小学校、玉川小学校、広見小学校、荒子小学校、千音寺小学校、八幡小学校、常磐小学校、西前田小学校、春田小学校、富田工場、えきさい看護専門学校、富田北プール、中川保健センター
港	港区役所講堂、南陽交流プラザ、稲永小学校、成章小学校、大手小学校、明德小学校、高木小学校、港保健センター
南	南区役所講堂、南保健センター、だいどうクリニック講堂、南区役所1階
守山	守山区役所講堂、廿軒家小学校、瀬古小学校、下志段味小学校、吉根小学校、大森小学校、森孝東小学校、守山小学校、小幡北小学校、サイエンス交流プラザ、愛知県立大学看護学部、守山保健センター
緑	緑区役所講堂、鳴海小学校、片平小学校、小坂小学校、大清水小学校、徳重小学校、熊の前小学校、東丘小学校、鳴子小学校、大高小学校、黒石小学校、イオンタウン有松
名東	名東区役所講堂、名東保健センター、名東小学校、高針小学校、猪子石小学校、上社小学校、前山小学校、牧の原小学校、本郷小学校、平和が丘小学校、香流小学校
天白	天白区役所講堂、天白保健センター、平針小学校、植田小学校、天白小学校、八事東小学校

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

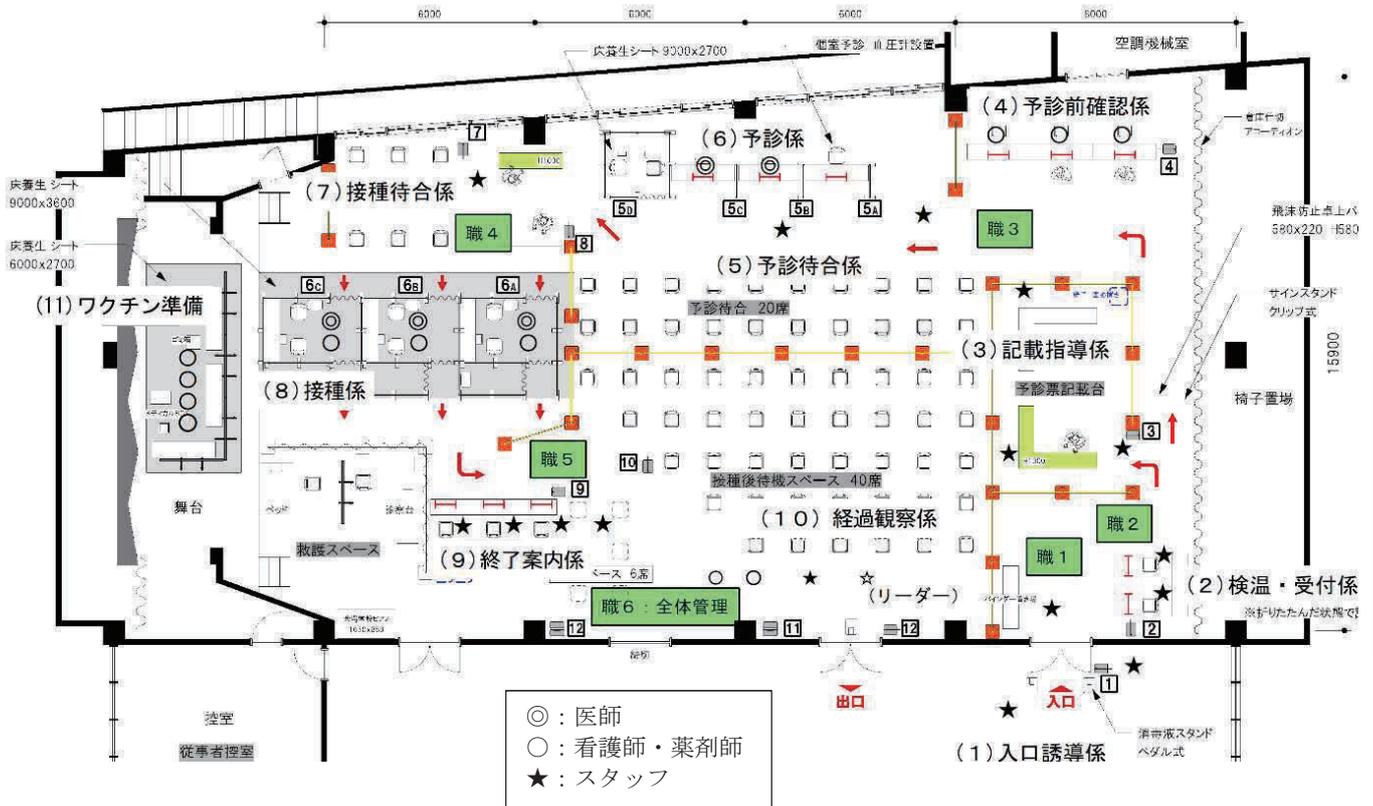
会場では、人と人との間隔を設ける、換気を行う、検温やアルコール消毒を行うなどの感染防止対策を行うとともに、予診・接種ブースやワクチン充填場所のほか、接種後の経過観察（15～30分）のための場所や急なアレルギー反応に対応するための救護ブースを設けた。

予診（2ブースが標準）、接種（水・木・土曜日は2ブース、日曜日は3ブースが標準）は市医師会からの出務医が行い、接種補助・経過観察などを帯同の看護師や県看護協会から派遣された看護師が担当した。市職員は運営管理者などとして6人が従事し、運営補助として受託事業者から23人～30人のスタッフが従事した（駐車場整理の有無、誘導人員配置などで会場によって異なる）。なお、千種区では予診と接種を同一ブースで行うなど、区医師会との調整の結果、独自の方式による運営を行った区もあった。ワクチンの充填は、市薬剤師会からの出務薬剤師が行った。



【中村区役所講堂における集団接種訓練の様子①】 【中村区役所講堂における集団接種訓練の様子②】

【当初の中村区役所講堂レイアウト図】



II 接種
 新型コロナウイルス

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

接種は、出務医が従事しやすい水・木曜日（14時30分～18時30分）のほか、土曜日の午後（14時30分～18時30分、15時00分～19時00分、15時30分～19時30分、会場によって開始時間が異なる。）と日曜日終日（8時30分～16時30分、9時00分～17時00分、9時30分～17時30分、会場によって開始時間が異なる。）とし、予約枠は水・木・土曜日が当初240人、日曜日が480人とし、5月26日（水）からは、水・木・土曜日300人、日曜日600人と拡大した。またこの予約枠は、7月以降はそれぞれ300人・600人を基本としつつ、会場のキャパシティに応じて柔軟に変更することとした。



【集団接種会場の様子①】

区役所では基本的に設営物は残置としたが、小学校会場では都度設営・撤去作業が必要になり、職員はその都度、設営・撤去作業に立ちあった。接種終了後に1日の接種数などを区役所から新型コロナ対策室へFAXで報告することとしていたが、小学校会場など区役所までの移動に時間がかかる会場もあり、新型コロナ対策室では、報告内容の確認とりまとめのため、夜間まで対応することとなった。



【集団接種会場の様子②】

なお、初回接種では、1回目接種の3週間後に2回目接種が必要になるが、3週間後の日程に接種を受けることができない市民も想定されたため、会場で接種を終えた市民へ3週間後の2回目接種希望の有無を聞き取り、3週間後に集団接種で接種できない分の枠については、2回目だけの接種枠として予約を受けつけることとした。



【集団接種会場の様子③】

● 実績(令和3年4月14日～11月28日)

区分		実績
会場数		延 1,685 会場
接種回数		613,378 回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	市医師会	14,304 人
	市薬剤師会	1,971 人
	県看護協会	1,241 人
救急搬送件数		26 件

● ワクチンを無駄にしない取組

集団接種会場ではワクチンを保管する冷蔵庫等の設置が困難なため、接種当日にワクチンを配送する必要があるため、また、ワクチンの取扱い上、一度会場に配送したワクチンを後日使用することができないため、当日キャンセルや予診のみにより、予定したワクチンが使われず余剰が生じた場合、最終的には廃棄せざるを得ない。

初回接種が開始された当初は、確保できるワクチンの量に限りがあった等のため、ワクチンの有効利用に対する意識や関心が高かったこともあり、廃棄を防ぐため様々な対策を講じた。

- ワクチンの配送段階で一定のキャンセルを見込んだ使用分を各会場に配送
- 接種会場に従事する医療従事者等に接種
- 感染拡大により市民生活に影響が生じる業務に従事する職員のうち、地域の防災活動に従事する消防職員や一般廃棄物の収集運搬・処分にかかる公所に勤務する職員のほか、接種を希望する市職員について、予めキャンセル待ちによる接種対象者のリストを作成
- 市民のキャンセル待ちの受付（接種券の配付完了後の令和3年9月以降実施）

【市民生活に影響が生じる業務に従事する職員の接種】

区分		接種時期	接種人数
職員	消防局	6月	104人
	環境局	6月～8月	536人
	防災危機管理局	7月～8月	31人
	教員		3人
	計		
他団体	リサイクル協同組合	7月～8月	96人
	社会福祉協議会		229人
	計		
計			999人

【市民のキャンセル待ち接種】

受付延べ会場数	受付延べ人数	接種人数
延 150 会場	190 人	149 人

【職員のキャンセル待ち接種】

受付延べ人数	接種人数
732 人	401 人

(5)大規模集団接種

● パロマ瑞穂スタジアム

接種を希望する市民のワクチン接種を促進し、当初計画による接種完了時期の1か月前倒しを可能とし、新型コロナ感染症の感染拡大が懸念される冬を前にワクチン接種を完了させるため、令和3年7月1日に、名古屋市瑞穂公園陸上競技場（パロマ瑞穂スタジアム）に大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和3年7月1日から10月20日までの112日間で、接種実績は、155,053回（1日最大回数 2,347回）であった。市が「なごや新型コロナウイルスワクチン接種プラン」に定める目標接種率（2回目）の75%を10月31日に達成したことに大きな役割を果たした。

運営にあたり、公立大学法人名古屋市立大学（市立大学病院、東部医療センター、西部医療センター、薬学研究科、看護学研究科）、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会、厚生院、中央看護専門学校から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社ワクチンを使用した。



【会場の全景】



【会場内の様子】



【充填の様子】



【接種の様子】

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種



【河野太郎衆議院議員（元ワクチン担当大臣）による視察の様子】



【感謝状贈呈式の様子①】



【感謝状贈呈式の様子②】



【感謝状贈呈式の様子③】

● 実績(令和3年7月1日～10月20日)

区分		実績
接種回数		155,053回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	名古屋市立大学	2,939人
	市歯科医師会	299人
	市薬剤師会	172人
	中央看護専門学校	2人
	厚生院	24人
救急搬送件数		9件

コラム

新型コロナワクチンの歯科医師による接種

令和3年4月26日付け厚生労働省医政局医事課、医政局歯科保健課、健康局予防接種室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」により、時限的・特例的な取り扱いとして、必要に応じ、歯科医師の協力を得て特設会場におけるワクチン接種体制の構築に取り組むこととされた。これを受け、本市は、令和3年6月10日に、一般社団法人名古屋市歯科医師会に対して、パロマ瑞穂スタジアムに開設する大規模集団接種会場へ接種を行う歯科医師の派遣を依頼した。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 名古屋国際会議場

国からのワクチン供給の目途が立った令和3年9月23日に、名古屋国際会議場（国際会議室・レストラン）に大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和3年9月23日から11月17日までの延べ50日間で、接種実績は、24,584回（1日最大回数1,225回）であった。

運営にあたり、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社ワクチンを使用した。



【名古屋国際会議場の会場の様子①】



【名古屋国際会議場の会場の様子②（会議室会場）】



【名古屋国際会議場の会場の様子③（会議室会場）】



【名古屋国際会議場の会場の様子④（レストラン会場）】

● 実績(令和3年9月23日～11月17日)

区分		実績
接種回数		24,584回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	市歯科医師会	118人
	市薬剤師会	200人
救急搬送件数		1件

コラム 県が本市内に開設した大規模集団接種会場

県は、本市内に以下の2つの大規模集団接種会場を開設し、運営した。

- バンテリンドームナゴヤ：令和3年7月5日（月）～11月17日（水）
- あいちワクチンステーション栄：令和3年9月11日（土）～11月5日（金）

また、本市は、県が県内に開設した大規模集団接種会場において、それぞれの会場に来場した市民への対応を行うため、本市の予約枠がある日時に、職員を派遣した。

(6) 集団接種・大規模集団接種における優先接種等

● パロマ瑞穂スタジアムにおける優先接種

パロマ瑞穂スタジアムでは、当時ワクチン接種の対象年齢ではなく、マスクの着用が困難な子どもたちと接する職業であること、陽性者の発生により施設全体の休業が必要となる可能性が高く、学校休業期間中も開園し、働く保護者を支援する施設であること等により、保育園、幼稚園等に勤務する教職員及び市立特別支援学校の教職員、市立学校の養護教員に対して、令和3年7月1日から23日まで、専用の予約枠を設けて優先接種を実施した。

区分	1回目	2回目	計
保育園等教職員 (公立・民間保育所、認定こども園、小規模保育)	8,841回	8,798回	17,639回
幼稚園等教職員 (市立・私立幼稚園、特別支援学校、 市立学校養護教諭・特別支援学級担任)	2,944回	2,924回	5,868回
計	11,785回	11,722回	23,507回

● パロマ瑞穂スタジアムの空き枠の活用

パロマ瑞穂スタジアム会場では、コールセンター・予約サイトで予約が入らなかった枠(空き枠)を活用し、関係局と連携し、令和3年7月1日から7月23日まで、以下の対象者へ接種を実施した。消防団員、社会的養護施設等の職員、トワイライトスクール・ルーム・学童保育の職員などのエッセンシャルワーカーを対象に接種を受けていただくよう依頼し、関係局による関係者への周知、希望者の募集、接種に必要なデータ作成等の協力を得て、新型コロナ対策室において接種券付予診票を発行し実施した。

また、各団体の受付のため、関係局からも従事の協力を得た。

区分	1回目	2回目	計
中小企業等従業員	7,406回	7,391回	14,797回
本市職員	3,764回	3,748回	7,512回
名古屋市立大学大学生等	2,554回	2,546回	5,100回
地域団体委員 (区政協力委員、民生・児童委員、保健環境委員)	1,939回	1,936回	3,875回
市立学校教職員等	1,298回	1,298回	2,596回
トワイライト・学童等職員	1,149回	1,134回	2,283回
社会的養育施設職員	906回	906回	1,812回
消防団員	372回	371回	743回
その他(医師会、獣医師会等)	611回	608回	1,219回
計	19,999回	19,938回	39,937回

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 留学予定者ワクチン接種支援事業

ワクチン接種が必要とされる海外への留学を考えている学生が接種を受けられるよう専用の予約枠を設けて接種を実施した。

区分	中村区役所	パロマ瑞穂スタジアム
実施期間	令和3年7月11日	令和3年7月15～28日
実績	29人	49人
備考	ファイザー社製ワクチンを使用して12歳以上17歳以下を対象に実施	モデルナ社製ワクチンを使用して18歳以上を対象に実施

● 妊婦及びそのパートナーに対する優先的な予約枠の設定

感染すると重症化リスクが高いとされる妊婦及び夫やパートナーに対して、優先的な予約枠を設け、早期接種の機会を提供した。令和3年9月23日には対象に出産後1年以内の女性と夫（パートナー）を追加した。

区分	パロマ瑞穂スタジアム	名古屋国際会議場
実施期間	令和3年8月27日～9月22日	令和3年9月23日～10月20日
実績	558人	79人

● 10代・20代の男性に対する優先的な予約枠の設定

国からの事務連絡⁴³により、10代・20代の男性については、ファイザー社ワクチンに比べてモデルナ社ワクチンの接種後に心筋炎等が発生する頻度が高いことから、当該本人が希望する場合には、ファイザー社のワクチン接種ができるように、各自治体での対応を求められたため、令和3年10月23日から11月28日までの間、希望者がファイザー社のワクチンを接種できるよう各区の集団接種に優先的な予約枠を設定し、220人の接種を行った。

● 職域接種で2回目の接種ができない者向けの予約枠の設定

職域接種等でモデルナ社ワクチンによる1回目接種を受けたものの、同一会場で2回目接種を受けることができない者への予約枠を本市の大規模集団接種にて設定し、接種を行った。

区分	パロマ瑞穂スタジアム	名古屋国際会議場
実施期間	令和3年9月23日～10月20日	令和3年9月23日～11月17日
実績	126人	482人

⁴³ 「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における審議を受けた対応について」（令和3年10月15日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室）

● 1回目接種を受けた医療機関等で2回目接種ができない者向けの予約枠の設定

接種機会が限られてくる中で、転居などの事情により1回目の接種を受けた医療機関等で2回目の接種ができない者の接種機会を提供するため、令和3年11月6日から28日まで中区役所の集団接種において専用の予約枠を設けて、240人に接種を行った。

● 予約なし接種

名古屋国際会議場において、予約枠を有効活用するため令和3年10月5日から7日までと同月13・14日に、予約なし接種を実施し、176人に接種を行った。

● 日本在住の外国人に対するワクチン接種の支援

出入国在留管理庁が、使用言語の違い等によって接種予約ができない外国人等のニーズに応え、外国人のワクチン接種機会を増やすための支援を多言語で行う取組を実施した。

本市は、接種会場として名古屋国際会議場を提供し、令和3年10月19・20日に5人の接種を行った。

(7)その他

● 高齢者施設等での接種

高齢者施設等の入所者とその従事者等への接種は、国からの通知⁴⁴等により、施設内接種を中心とすることとされ、その基本的な考え方として、実施主体、対象者、接種場所、接種の大まかな流れ、体制構築に向けた準備の概略や、市町村における接種体制構築の進め方等が示された。

本市では、高齢者入所施設から、新型コロナワクチンの接種予定者数の報告を受け、接種場所及び接種者数を把握し、開始時期と施設内接種の具体的な進め方を示しつつ、接種医が決まっていない施設のうち、希望する施設については、施設での接種が可能な医師とのマッチング（高齢者施設61施設、障害者施設2施設）を行った。

そして令和3年5月10日から23日にかけて、一部の特別養護老人ホーム(37施設)の接種医療機関に対して先行してワクチンの供給を開始した。その後はワクチンの供給状況を考慮しつつ、順次、残りの532施設（特別養護老人ホームと介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付高齢者向け住宅等）の接種医療機関にもワクチンの供給を行った。

● 職域接種

国は、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し接種の加速化を図るため、企業や大学等の職域（学校等を含む。）単位での接種を令和3年6月21日から可能とした。

職域接種の業務は、主として国や県が担っており、市町村は、職域接種実施医療機関等から提出される集合契約に係る委任状を受領するなどの業務を実施した。

⁴⁴ 「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年3月3日付け厚生労働省健康局健康課長、老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長）

● 接種事故等

本市が接種会場を運営していく中で、使用済みの注射針を使用してしまう（血液感染を起こし得る間違い）、既に2回目まで接種を済ませている者へ3回目の接種を行ってしまう（接種間隔の誤り）、といった接種事故が発生した。このため、接種会場の運営では、針・シリンジを専用容器に入れて運搬する、受付での確認内容を精査するなど、つど事故の再発防止に努めた。

【集団接種会場における接種事故】

接種ワクチンの種類の違い	不必要な接種	接種間隔の違い	接種量の違い	血液感染を起こし得る間違い	その他
1件	4件	2件	6件	2件	1件

【大規模集団接種会場における接種事故】

接種ワクチンの種類の違い
1件

3 第一期追加接種(3回目接種)・第二期追加接種(4回目接種)

(1) 接種方針

● 3回目接種

令和3年11月15日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(以下「分科会」という。)において議論され、11月16日の省令等の一部改正により、3回目接種が特例臨時接種に位置づけられた。12月1日から初回接種完了から原則8か月以上を経過した18歳以上の者について、ファイザー社ワクチンによる3回目接種を開始することとされた(モデルナ社ワクチンについては12月17日の省令等の一部改正により追加)。

その後、12月17日に、国から「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスの追加接種を実施する場合の考え方について(事務連絡)」が発出され、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院・有床診療所の入院患者について、接種間隔の2か月の前倒しが可能となり、初回接種の完了から6か月以上、その他の高齢者については、令和4年2月以降、1か月の前倒しにより初回接種完了から7か月以上経過すれば接種ができることが示された。

これを踏まえ、県は各市町村長あてに3回目接種の接種間隔前倒しに関する県の実施方針として、「医療従事者等及び高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院・有床診療所の入院患者(12月20日)」、「一般高齢者(12月24日・令和4年1月7日)」、「医療従事者等の同居家族(1月7日)」については、接種間隔を前倒して初回接種完了から6か月(一般高齢者は12月24日付けの通知では7か月としたが、1月7日付けの事務連絡で6か月とした。)を経過している者に接種を実施する旨の通知を発出した。

さらに、令和4年1月13日に国から、一般高齢者について、令和4年3月以降、初回接種完了から6か月以上(ただし医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への接種が一定完了した段階で令和4年3月を待たず初回接種完了から6か月以上)、その他の一般の者について、令和4年3月以降、初回接種完了から7か月以上(ただし一般高齢者への接種が一定完了した段階で、令和4年3月を待たず初回接種完了から7か月以上)で実施することが示された。

これを踏まえ、県は各市町村長あてに基礎疾患を有する者などについての3回目接種の接種間隔前倒しに関する通知を発出し、「64歳以下で基礎疾患を有する者(令和4年1月13日)」、「その他の一般の者(1月14日付け通知で実施時期は令和4年3月から、1月18日付け通知で実施時期は令和4年2月から実施)」について、接種間隔を前倒して初回接種完了後6か月を経過している者に接種を実施することとした。

また、県は1月21日にも通知を発出し、妊婦(夫及びパートナーを含む。)及び出産を終えた授乳期の女性について、各市町村が発送する接種券が届く前であっても接種を実施することとした。

その後、3月25日に省令等の一部改正により、同日、12歳から17歳の者について、ファイザー社ワクチンによる3回目接種が特例臨時接種に位置づけられた。

なお、3回目接種については4月27日開催の分科会において、4回目接種とともにそのあり方が議論され、5月25日の省令等の一部改正により、同日、3回目接種が第一期追加接種に位置づけられ、ファイザー社及びモデルナ社ワクチンの接種間隔が初回接種完了から5か月经過後に短縮されるとともに、18歳以上の者について、武田社ワクチン(ノババックス)による3回目接種が2回目接種完了から6か月以上の間隔で可能となった。

その後、省令等の一部改正により、第一期追加接種(3回目接種)は令和5年3月31日で終了となった。

● 4回目接種

令和4年4月27日開催の分科会において、オミクロン株の感染が収束しない中で、今後の再拡大も念頭におきつつ、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や、現時点までに得られている4回目接種の有効性・安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目接種を特例臨時接種として位置づけることの議論がされ、5月25日の省令等の一部改正により、同日、3回目接種完了から5か月以上を経過した18歳以上の者について、ファイザー社またはモデルナ社ワクチンによる4回目接種が開始された。

なお、接種対象者は、高齢の者ほど重症化しやすく、一定の基礎疾患をもつ者についても重症化しやすいことが明らかとなっていることから、諸外国の対応状況や60歳以上の者に対する有効性に関する報告等を踏まえ、60歳以上の者及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者とされ、その他の3回目接種完了者については、様々な情報を収集しながら検討することとされた。

その後、7月22日開催の分科会での議論を踏まえ、同日、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働大臣通知）の一部改正により、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種が開始されることとなった。

なお、その他の一般の18歳以上及び12歳から17歳で3回目接種を完了した者に対する4回目接種については、9月20日に開始した令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチン接種等）として実施された。

その後、省令等の一部改正により、第二期追加接種（4回目接種）は令和5年3月31日で終了となった。

(2)本市の対応

● 3回目接種

① 接種間隔・対象者等

国の方針に沿って令和3年12月1日から、初回接種完了から8か月経過後に接種を行うこととして、接種を開始した。

本市では、国及び県からの接種間隔の前倒しの通知を受け、12月27日に医療従事者等及び高齢者施設等の入所者・従事者について接種間隔を初回接種完了から6か月に短縮するとともに、一般の高齢者については、令和4年2月から接種間隔を7か月に短縮した。

また、令和4年1月14日に施設利用者等を除く一般の65歳以上の高齢者について接種券が届き次第、接種を受けられるよう取扱いを変更するとともに、1月31日には、64歳以下の者について接種券が届き次第、接種を受けられるよう取扱いを変更した。

さらに、1月26日に接種医療機関あてに「接種券が届いていない方への新型コロナワクチン接種について」を発出し、医療従事者の同居家族、基礎疾患のある者、妊婦（夫及びパートナーを含む。）及び出産を終えた授乳期の女性について、余剰ワクチンの活用を前提に接種券が届いていない者に接種を実施できることとした。

② 接種会場等

市民に身近な場所で接種を受けてもらうために、まずは個別接種を実施する地域の医療機関で接種できるようにするとともに、2回目接種までに集団接種・大規模接種

等で接種をした者の3回目接種に対応するため、各区役所等と連携して各区で1か所集団接種を実施するとともに、新型コロナ対策室直営の大規模接種会場を設置することとした。

● 4回目接種

① 接種間隔・対象者等

本市では、3回目接種完了から5か月経過した60歳以上の者に令和4年5月30日から接種券を発送するとともに、18歳から60歳未満のうち、1回目接種または2回目接種時の予診票で「基礎疾患を有する」にチェックをした者、令和3年7月12日までに2回目接種を受けている者で「医療従事者等」にチェックをした者及び「高齢者施設等の従事者」にチェックをした者は、4回目接種の対象者に該当する可能性が高いとして、3回目接種完了から5か月経過後の5月30日から接種券を発送することとした。

あわせて、18歳以上60歳未満の者のうち、5月30日時点で障害者手帳または医療受給者証等の所持者についても、接種対象者である基礎疾患を有する者に該当する可能性が高いと考えられるため、3回目接種完了から5か月経過後に接種券を発送することとした。

障害者手帳等	医療受給者証等
①身体障害者手帳	①特定医療費（指定難病）
②愛護（療育）手帳	②名古屋市特定疾患医療給付事業
③精神障害者保健福祉手帳	③先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
④自立支援医療 受給者証	④愛知県特定疾患医療給付事業
⑤小児慢性特定疾病医療受給者証	
⑥特定医療費受給者証等	

4回目接種では、対象者が限定されたため、本市が接種券を発送する者以外にも、4回目接種に該当する者がいると考えられたため、5月30日からインターネットまたは郵送による接種券の発行申請を受付け、申請があった者について、3回目接種完了から5か月が経過している者は申請から2週間以内に、経過していない者は5か月経過後に速やかに接種券を発送した。

併せて、申請内容の確認及び接種券の発送処理を行う接種券発行センターを6月6日から11月30日まで臨時で開設し、開設期間中28,613件の発行申請を受付けたほか、VRSデータによる臨時バッチ処理も行い、当センターでは31,119件の接種券を発行した。

② 接種会場等

身近な場所で接種を受けてもらうため、引き続き個別接種を実施する地域の医療機関で接種を進めた。一方、接種を開始してから1年以上経過し、社会活動が平常化に向かう中で、各区役所の講堂の使用等が難しくなってきたことなどから、各区の集団接種は実施せず、公的な接種会場での接種ニーズに対応するため、大規模接種会場を設置することとした。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

【3・4回目接種にかかる国・県・市の主な動き】

令和3年 11/15	【国】厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会） →3回目接種の対象者や接種間隔について議論
11/16	【国】省令等の一部改正 →18歳以上を対象に3回目接種を特例臨時接種に位置付け
12/ 1	【国】18歳以上3回目接種開始 （初回接種完了から原則8か月以上・ファイザー社ワクチン）
12/16	【国】厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会） →3回目接種でのモデルナ社ワクチンの使用について議論
12/17	【国】省令等の一部改正 →モデルナ社ワクチンを3回目接種に追加（18歳以上）
	【国】事務連絡 →医療従事者等及び高齢者施設等：初回接種完了から6か月以上に短縮 →その他の高齢者：令和4年2月以降初回接種完了から7か月以上に短縮
12/20	【県】通知（市町村あて） →医療従事者等及び高齢者施設等：初回接種完了から6か月以上に短縮
12/24	【県】通知（市町村あて） →一般高齢者：1月以降初回接種完了から7か月以上に短縮
12/27	【市】一部対象者について接種間隔を短縮 →医療従事者等及び高齢者施設等：初回接種完了から6か月以上に短縮 →一般の高齢者：2月以降初回接種完了から7か月以上に短縮
令和4年 1/ 7	【県】通知（市町村あて） →一般高齢者：初回接種完了から6か月以上に短縮
1/11	【県】通知（市町村あて） →医療従事者等の同居家族について初回接種完了から6か月以上で接種可
1/13	【国】事務連絡 →一般高齢者：3月以降初回接種完了から6か月以上に短縮 （医療従事者等及び高齢者施設等が一定完了後は3月を待たず） →その他の一般の者：3月以降初回接種完了から7か月以上に短縮 （一般高齢者が一定完了後は3月を待たず）
	【県】通知（市町村あて） →64歳以下で基礎疾患を有する者：初回接種完了から6か月以上に短縮
1/14	【県】通知（市町村あて） →その他の一般の者：3月以降初回接種完了から6か月以上に短縮
	【市】一部対象者について接種間隔を短縮 →65歳以上の高齢者：接種券が届き次第、接種可
1/18	【県】通知（市町村あて） →その他の一般の者：2月以降初回接種完了から6か月以上に短縮
1/21	【県】通知（市町村あて） →妊婦及び出産を終えた授乳期の女性：接種券なし接種可

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

1/26	【市】一部対象者について接種間隔を短縮 →医療従事者の同居家族、基礎疾患のある者、妊婦及び出産を終えた授乳期の女性：余剰ワクチンの活用を前提に接種券が届いていない者に接種可
1/31	【市】一部対象者について接種間隔を短縮 →64歳以下の者：接種券が届き次第、接種可
3/24	【国】厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会） →12歳から17歳の3回目接種について議論
3/25	【国】省令等の一部改正 →12歳から17歳3回目接種を特例臨時接種に位置付け
	【国】12歳から17歳3回目接種開始 (6か月以上・ファイザー社ワクチンのみ)
4/27	【国】厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会） →4回目接種の対象者や接種間隔について議論 →3回目接種の接種間隔等について議論
5/25	【国】省令等の一部改正 →18歳以上4回目接種を特例臨時接種に位置付け →3回目接種の接種間隔を初回接種完了から5か月以上に短縮 →武田社ワクチン（ノババックス）を3回目接種に位置付け
	【国】18歳以上4回目接種開始 (60歳以上及び59歳以下で基礎疾患を有する者等・初回接種完了から5か月以上・ファイザー社またはモデルナ社ワクチン)
	【国】3回目接種を初回接種完了から5か月以上に短縮 (ファイザー社及びモデルナ社ワクチン)
	【国】武田社ワクチン（ノババックス）3回目接種開始 (18歳以上・初回接種完了から6か月以上)
7/22	【国】厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会） →4回目接種の対象者拡大について議論
	【国】厚生労働大臣通知の一部改正 →4回目接種の対象者を拡大・実施 (59歳以下の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者・初回接種完了から5か月以上・ファイザー社またはモデルナ社ワクチン)

(3)接種券

● 3回目接種

令和3年12月1日からの接種開始に向け、11月22日に令和3年4月末までに2回目接種を完了した者（約1.7万件）に接種券を発送した。

また、12月13日に5月末までに2回目接種を完了した医療従事者（約4.8万件）に、12月20日に5月末までに2回目接種を完了した中区先行接種者等（約4,000件）に接種券を発送した。

さらに、県から「接種券が届いていない方への新型コロナワクチン接種について」の通知を受け、その他の18歳以上の者のうち妊婦（夫及びパートナーを含む。）及び出産を終えた授乳期の女性について、令和4年2月1日から接種券の前倒し発送の申請を受付け、320件の接種券を前倒し発送した。

あわせて、国及び県の接種間隔短縮の方針を受け、順次、発送の前倒しを進め、令和4年1月17日に令和3年7月12日までに2回目接種を完了した医療従事者等（約2.4万件）、6月13日までに2回目接種を完了した高齢者等（約5.0万件）に接種券を発送した以降、別表のとおり接種券を発送した。その後、2月21日に8月21日までに2回目接種を完了した高齢者等（約6.1万件）に、3月7日に9月7日までに2回目接種を完了したその他の18歳以上の者（約12.6万件）に接種券を発送し、以降、すべての対象者に2回目接種完了から6か月経過後に接種券を発送した。

また、令和4年3月25日から12歳から17歳の者について3回目接種が開始されることを受けて、早期の接種を希望される12歳から17歳の方からの接種券発行申請を3月31日まで受付け、4月1日と4月6日に34通発送するとともに、4月11日から2回目接種完了から6か月後に接種券を発送した。

なお、5月25日に接種間隔が初回接種完了から5か月経過後に短縮されたことを受け、5月30日に12月31日までに2回目接種を完了した12歳以上の者（約1.9万件）に接種券を発送し、以降、すべての対象者に初回接種完了から5か月経過後に接種券を発送した。

3回目接種の接種券は、令和3年度は約117.6万件、令和4年度は9月末（令和4年秋開始接種前）までに約45.3万件発送した。主な発送実績は以下のとおり。

【18歳以上（接種間隔6か月前倒し対応完了まで）】

接種券発送日	対象者	2回目接種日	発送件数
令和3年 11/22	医療従事者等	～令和3年4/30 (約7か月経過後まで)	約17,000件
12/13	医療従事者等	～5/31 (約6か月半経過後まで)	約48,000件
12/20	中区先行接種者	5/ 5～5/31 (約7か月経過後まで)	約4,000件
令和4年 1/17	医療従事者等	6/ 1～7/12 (6か月経過後まで)	約24,000件
	高齢者等	6/ 1～6/13	約50,000件
1/24	高齢者等	6/14～6/20	約63,000件

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

接種券発送日	対象者	2回目接種日	発送件数
1/31	高齢者等	6/21~6/29	約 122,000 件
2/ 7	高齢者等	6/30~7/11	約 148,000 件
2/14	高齢者等	7/12~7/31 (約 6 か月半経過後まで)	約 163,000 件
2/21	高齢者等	8/ 1~8/21 (以降 6 か月経過後に発送)	約 61,000 件
	18 歳以上	8/ 1~8/11 (約 6 か月半経過後まで)	約 93,000 件
2/28	高齢者等	8/22~8/28	約 13,000 件
	18 歳以上	8/12~8/25	約 140,000 件
3/ 7	高齢者等	8/29~9/ 7	約 13,000 件
	18 歳以上	8/26~9/ 7 (以降 6 か月経過後に発送)	約 126,000 件
3/14	18 歳以上	9/ 8~9/14	約 91,000 件
計			約 1,176,000 件

【12 歳から 17 歳（接種間隔 6 か月以上）】

接種券発送日	対象者	2回目接種日	発送件数
令和 4 年 4/11	12 歳から 17 歳	~令和 3 年 10/11	約 34,000 件
4/18		10/12~10/18	約 9,300 件
4/25		10/19~10/25	約 11,000 件
5/ 2		10/26~11/ 2	約 11,000 件
5/ 9		11/ 3~11/ 9	約 4,900 件
5/16		11/10~11/16	約 3,100 件
5/26		11/17~11/23	約 1,100 件
計			約 74,400 件

【接種間隔 5 か月に短縮後（4 週（1 か月）分のみ掲載）】

接種券発送日	対象者	2回目接種日	発送件数
令和 4 年 5/30	18 歳以上	令和 3 年 11/24~12/31	約 16,000 件
	12 歳から 17 歳		約 2,800 件
6/ 6	18 歳以上	令和 4 年 1/ 1~1/ 7	約 1,100 件
	12 歳から 17 歳		約 200 件
6/13	18 歳以上	1/ 8~1/14	約 2,000 件
	12 歳から 17 歳		約 300 件
6/20	18 歳以上	1/15~1/21	約 1,300 件
	12 歳から 17 歳		約 200 件
計			約 23,900 件

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 4回目接種

4回目接種の接種券は、令和4年5月30日に令和3年12月31日までに3回目接種を完了した者（60歳以上：約1,900件、18歳から59歳で基礎疾患を有する者に該当する可能性が高い者：約200件）に接種券を発送し、以降、毎週前回接種から5か月経過した者に接種券を発送した。

その後、新たに接種対象者となった医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者に該当する可能性が高い者について、8月1日に令和3年12月15日までに3回目接種を完了した者（約4,500件）に、8月8日に令和4年3月9日までに3回目接種を完了した者（約7.0万件）に接種券を発送し、以降、5か月経過した者に接種券を発送した。

なお、4回目接種の接種券は、令和4年9月末（令和4年秋開始接種前）までで約76.4万件発送した。

【内容】

接種券発送日	60歳以上 (前回接種日)	18歳から59歳		発行申請*
		基礎疾患等 (前回接種日)	医療従事者等 (前回接種日)	
令和4年 5/30	約1,900件 (~令和3年 12/31)	約200件 (~令和3年 12/31)	—	—
6/ 6	約1,000件	約50件	—	—
6/13	約5,500件	約300件	—	約200件
6/20	約13,000件	約600件	—	約200件
6/27	約26,000件	約500件	—	約200件
7/ 4	約71,000件	約800件	—	約200件
7/11	約68,000件	約900件	—	約300件
7/19	約97,000件	約2,000件	—	約400件
7/25	約68,000件	約3,600件	—	約400件
8/ 1	約44,000件	約3,500件	約4,500件 (~令和3年 12/15)	約600件
8/ 8	約63,000件	約9,800件	約70,000件 (~令和4年 3/ 9)	約900件
8/16	約54,000件	約14,000件	約2,200件	約1,100件
8/22	約25,000件	約8,900件	約1,100件	約700件
8/29	約23,000件	約9,000件	約1,300件	約1,000件
9/ 5	約12,000件	約6,000件	約600件	約1,000件
9/12	約11,000件	約6,800件	約700件	約600件
9/20	約9,200件	約6,300件	約600件	約600件
9/26	約4,600件	約3,500件	約400件	約400件
計	約597,200件	約76,750件	約81,400件	約8,800件

※申請により対象者として把握し接種券を発行した件数を計上。

(4)個別接種

● 3回目接種

令和3年12月1日からの接種開始に向け、国から供給されるワクチンの量が不透明な状況を踏まえ、初回接種時の接種体制を見直し、国から直送を受ける基本型接種施設として選定した大部分の接種医療機関を、市からの配送を受けるサテライト型接種施設へ変更した（令和3年12月7日時点で、基本型接種施設40か所、サテライト型接種施設1,064か所）。

初回接種時に、国の定める優先順位にもとづき先行して接種を実施した医療従事者等については、現在勤務している医療機関での自院接種のほか、本市ウェブサイトに掲載した追加接種を実施する他院で接種を受ける体制とした。

また、高齢者を始めとした市民への追加接種については、市内約1,100か所のファイザー社ワクチンを取り扱う医療機関で実施する体制とした。

3回目接種に必要なワクチンについては、国からファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンを合わせて十分な量を配分する方針が示された。ファイザー社ワクチンの接種希望者が多く、また、接種の前倒しに対応できるよう接種医療機関へ多めにワクチン供給を行っていたため、ファイザー社ワクチンについて、令和4年2月14日から始まる週に本市の在庫がほぼ無くなり、一時的に医療機関への供給量が非常に少なくなった。

令和4年2月からは地域の医療機関においてもモデルナ社ワクチンによる接種が始まり、当面の間、国からの供給されるモデルナ社ワクチンの量がファイザー社ワクチンを上回る予定であったため、早期の接種を希望する者にはモデルナ社ワクチンによる接種を呼びかけた上で接種を進めた。

● 4回目接種

令和4年5月25日からの接種開始に向け、3回目接種の接種医療機関数と同規模の接種体制を構築した（ファイザー社ワクチンを取り扱う医療機関約1,100か所、モデルナ社ワクチンを取り扱う医療機関約600か所）。

3回目接種と同様に、4回目接種に必要なワクチンについても、国からファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンを合わせて十分な量を配分する方針が示されたため、市民に対してモデルナ社ワクチンによる接種の検討を呼びかけた上で接種を進めた。

(5) 集団接種

● 庁内体制

1・2 回目接種時の区ワクチンチームとペアリング局との体制を引き続き維持することとした。3 回目接種時の会場運営は民間業者に委託し、各区ワクチンチームとペアリング局は、施設管理者・委託管理者としての立場で会場運営管理を行うこととした。

● 16 区での集団接種の実施

令和 4 年 1 月 29 日から、市内 16 区各区 1 会場での集団接種を開始した。使用するワクチンは、最初の土日 1 月 29 日（土）、30 日（日）の 2 回のみファイザー社ワクチン、2 月 19 日以降はファイザー社ワクチンの供給不足によりモデルナ社ワクチンを使用した。接種は、土日のみ行い、会場となる区役所で日曜窓口がある日程などは、午後のみ開催とした。

【会場一覧】

区	会場	区	会場
千種	千種区役所講堂	熱田	熱田区役所講堂
東	東区役所講堂	中川	中川区役所講堂
北	北区役所講堂	港	港区役所講堂
西	西区役所講堂	南	南区役所講堂、南区役所 1 階、南保健センター
中村	中村区役所講堂	守山	守山区役所講堂
中	中区役所会議室、イーブルなごや	緑	イオンタウン有松
昭和	昭和区役所講堂	名東	名東区役所講堂、名東保健センター
瑞穂	瑞穂区役所講堂	天白	天白区役所講堂

● 集団接種での小児接種対応

接種対象が5～11歳へと拡大したことに対応し、令和4年4月23、24日の集団接種は、ファイザー社製の小児用ワクチンを使用した小児向け集団接種として、1会場あたり土曜日180人日曜日310人の予約枠で実施した。また、3週間後に対応する5月14、15日についても、小児向け2回目接種として小児向け集団接種を実施した。

● 実績(令和4年1月29日～5月22日)

区分		実績
会場数		延 400 会場 (うち小児接種 64 会場)
接種回数		105,109 回 (うち小児接種 1,502 回)
団体別医療従事者数 (延べ人数)	市医師会	3,214 人
	市薬剤師会	208 人
	県看護協会	619 人
救急搬送件数		1 件

コラム

一般社団法人名古屋市医師会、公益社団法人愛知県看護協会等への感謝状の贈呈

令和4年5月22日で集団接種の区切りを迎え、集団接種会場の運営に当たり、一般社団法人名古屋市医師会、各区医師会及び公益社団法人愛知県看護協会から医療従事者の派遣を受けたことに対し、感謝の意を表するため感謝状を贈呈した。



【感謝状贈呈の様子①】



【感謝状贈呈の様子②】

(6)大規模集団接種

● 名古屋国際会議場

国の接種間隔の前倒しを受けて、新規の接種対象者が多い2月に、名古屋国際会議場（国際会議室）に大規模接種会場を急遽開設した。実施期間は、令和4年2月9日から3月13日までの延べ31日間で接種実績は、21,143回（1日最大回数952回）であった。

運営にあたり、公立大学法人名古屋市立大学、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社ワクチンを使用した。



【受付と列の様子】



【会場内の様子】



【充填の様子】



【接種の様子】

● 実績(令和4年2月9日～3月13日)

区分		実績
接種回数		21,143回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	名古屋市立大学	362人
	市歯科医師会	12人
	市薬剤師会	10人
救急搬送件数		1件

● 中区役所ホール

令和4年3月14日に、中区役所ホールに大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和4年3月14日から10月7日までの延べ189日間で、接種実績は、74,536回（1日最大回数820回）であった（令和4年秋開始接種のオミクロン株対応2価ワクチンを含む）。

運営にあたり、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社ワクチンを使用した。

なお、中区役所ホールの開設期間中に、令和4年秋開始接種のオミクロン株対応2価ワクチン接種が開始され、そのニーズに対応するため、9月27日から使用するワクチンをオミクロン株対応2価ワクチン（BA.1）に切り替えるとともに、9月30日までの予定としていた開設期間を10月7日まで延長した。



【中区役所ホール会場の様子①】



【中区役所ホール会場の様子②】

● 実績(令和4年3月14日～10月7日)

区分		実績
接種回数		74,536回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	市歯科医師会	158人
	市薬剤師会	565人
救急搬送件数		1件

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 日本ガイシフォーラム

令和4年4月15日に、日本ガイシフォーラムに大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和4年4月15日から7月17日までの延べ49日間（なお、国の接種間隔前倒しを受け、新規の接種対象者が少ない6月1日から7月7日まで休場し、4回目接種対象者が多くなる7月8日に再開した。）で、接種実績は、11,159回（1日最大回数957回）であった。

なお、5月28日、29日には、12歳から17歳までを対象としたファイザー社ワクチンによる3回目接種を実施した。

運営にあたり、公立大学法人名古屋市立大学、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社ワクチンを使用した。



【会場の様子】



【充填の様子】

● 実績(令和4年4月15日～7月17日)

区分		実績
接種回数		11,159回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	名古屋市立大学	698人
	市歯科医師会	69人
	市薬剤師会	46人
救急搬送件数		1件

● 日本ガイシフォーラムにおける追加接種(3回目接種)の団体予約

国からの事務連絡⁴⁵により、一部の都道府県において、大規模接種会場にて、企業・大学等の単位でまとめて予約を受け付けることで、新型コロナワクチン接種を推進する取組みが進められていることから、他の都道府県や市町村の大規模接種会場等においても取組みを進めるよう依頼があったため、日本ガイシフォーラム会場において、令和4年5月9日から5月31日までの間（16日、28日、29日を除く）を募集対象期間として団体予約を行った。

区分	実績
実施日	5月12日、13日、27日
団体数	1団体
人数	311人

⁴⁵ 「都道府県の大規模接種会場等における企業・大学等の単位での団体接種の実施について」（令和4年4月4日付け総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室室長代理）

● イオンタウン有松

令和4年7月20日に、イオンタウン有松に大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和4年7月20日から8月31日までの延べ43日間で、接種実績は、16,167回（1日最大回数816回）であった。

運営にあたり、公立大学法人名古屋市立大学、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社ワクチンを使用した。



【イオンタウン有松会場の様子①】



【イオンタウン有松会場の様子②】



【イオンタウン有松会場の様子③】



【イオンタウン有松会場の様子④】

● 実績(令和4年7月20日～8月31日)

区分		実績
接種回数		16,167回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	名古屋市立大学	478人
	市歯科医師会	36人
	市薬剤師会	38人
救急搬送件数		0件

(7) その他

● 高齢者施設等での接種

① 3回目接種

高齢者施設等の入所者とその従事者等への接種は、国からの事務連絡⁴⁶によって、手引きに基づく接種体制の構築を行った上で、追加接種を行うことが示された。その後、さらに事務連絡⁴⁷があり、対象の詳細な範囲が示された。

本市においては、通知⁴⁸により、接種時期の前倒しと施設内接種の具体的な進め方を示しつつ、接種医が決まっていない施設のうち、希望する施設については、施設での接種が可能な医師とのマッチング（高齢者施設7施設、障害者施設2施設）を行った。

② 4回目接種

高齢者施設等の入所者とその従事者等への接種は、国からの事務連絡⁴⁹によって、入所者等の大半は、60歳以上の者として4回目接種の対象となり、従事者については、60歳以上の者に加え、18歳以上60歳未満であって基礎疾患を有する者等に該当する場合、接種の対象となることが示された。

その後、県からの通知⁵⁰及び国からの通知⁵¹により、60歳未満の従事者も接種対象に拡大することが示された。

本市においては、通知⁵²により、接種の対象者と施設内接種の具体的な進め方を示しつつ、接種医が決まっていない施設のうち、希望する施設については、施設での接種が可能な医師とのマッチング（高齢者施設2施設）を行った。また、接種対象が拡大された際においても、通知⁵³により、その旨を周知した。

⁴⁶ 「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室）

⁴⁷ 「高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について」（令和3年12月24日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室、老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

⁴⁸ 「高齢者施設での新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）の取扱いについて」（令和3年12月24日付け名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室、介護保険課）

⁴⁹ 「高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種について」（令和4年5月19日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室、老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

⁵⁰ 「医療従事者等に対する新型コロナワクチン4回目接種の実施について（通知）」（令和4年7月15日付け愛知県知事）

⁵¹ 「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」（令和4年7月22日付け厚生労働大臣）

⁵² 「高齢者施設での新型コロナワクチン4回目接種について」（令和4年5月30日付け名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室、介護保険課）

⁵³ 「高齢者施設・障害者施設等の従事者に対する新型コロナワクチン4回目接種について」（令和4年8月1日付け名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室、介護保険課、障害者支援課、子ども青少年局子ども福祉課）

● 職域接種

【3回目接種】

国は、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し接種の加速化を図るため、企業や大学等の職域（学校等を含む。）単位での3回目接種を可能とした。

職域接種の業務は、主として国や県が担っており、市町村は、職域接種実施医療機関等から提出される集合契約に係る委任状を受領するなどの業務を実施した。

【4回目接種】

4回目接種においては、職域接種は実施されなかった。

● 接種事故等

市が接種会場を運営していく中で、定められているワクチンの対象年齢ではない者に接種するなどの接種事故が発生した。このため、接種会場の運営では、受付での確認内容の精査や待合スペース等に対象年齢を掲示するなど、つど事故の再発防止に努めた。

【集団接種会場における接種事故】・・・接種間隔の間違い 1件

【大規模集団接種会場における接種事故】・・・接種間隔の間違い 2件

・・・接種年齢の間違い 1件

4 令和4年秋開始接種(オミクロン株対応2価ワクチン等接種)

(1) 接種方針

令和4年秋開始接種については、令和4年8月8日開催の分科会において、オミクロン株(BA.1)と従来株に対応した2価ワクチンを使用すること、現時点では初回接種を完了した全ての者を対象に実施することを想定して準備を進めること、ワクチンの供給までに必要な期間等を踏まえ10月半ば以降に実施することの議論がされた。

次に、9月14日開催の分科会において、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果及び短い期間である可能性はあるものの、オミクロン株に対する発症予防効果や感染予防効果が期待されること等から、重症化予防・発症予防・感染予防を目的に2回目接種を完了した12歳以上の者に対するファイザー社またはモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン(BA.1)による追加接種を、前回の接種から少なくとも5か月以上の間隔で一人1回行うことの議論がなされた。その後、9月16日の省令等の一部改正により、9月20日から初回接種、第一期追加接種(3回目接種)または第二期追加接種(4回目接種)のうち、最終の従来型ワクチン接種の完了後5か月以上を経過した12歳以上の者について、ファイザー社(12歳以上)またはモデルナ社(18歳以上)のオミクロン株対応2価ワクチン(BA.1)を一人1回接種する令和4年秋開始接種(オミクロン株対応2価ワクチン接種)が開始された。

これに伴い、第一期追加接種(3回目接種)及び第二期追加接種(4回目接種)が未接種の者は、以降、原則オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種となった。

また、10月7日開催の分科会において、薬事承認されたファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5)を令和4年秋開始接種で使用するワクチンに加えることの議論がなされ、10月13日の省令等の一部改正により、同日、ファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5)が令和4年秋開始接種で使用するワクチンとして特例臨時接種に位置づけられた。

その後、10月20日開催の分科会において、ファイザー社及びモデルナ社それぞれの従来型ワクチン及びオミクロン株対応2価ワクチンについて、接種間隔を前回接種から5か月以上から3か月以上に短縮することの議論がなされ、10月21日の省令等の一部改正により、同日、接種間隔が前回接種完了から3か月以上経過後に可能となった。

(2) 本市の対応

① 対象者等

国は、令和4年秋開始接種の開始当初、事務連絡によって「重症化リスクが高い等の理由で、現行の4回目接種の対象となっている者であって、当該接種を未実施であるものを対象に接種すること」、「4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体においては、配送ワクチンの範囲内で、社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など、その他の初回接種が終了した者の接種へ移行すること」、「これら以外の初回接種を完了した全ての者へのオミクロン株対応ワクチンの接種については、引き続

き、10月半ばを目途として準備を進めること」との方針を示した。

本市では、9月26日からファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン（BA.1）を使用した令和4年秋開始接種を開始しており、当初はすでに接種券が手元にある4回目接種の未接種者を対象とし、各接種実施機関において予約枠に空きがある場合は、3回目接種が未接種の者も接種可能とした。

また、新たに新型コロナワクチンの対象者となった4回目接種対象者（12歳から17歳及び18歳以上で第二期追加接種（4回目接種）において接種対象でなかった者）及び5回目接種対象者（18歳以上）については、10月1日から接種券が届き次第、オミクロン株対応2価ワクチンを接種可能とした。

なお、本市では、ファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5）については、10月24日の週以降に使用を開始した。

② 接種会場等

身近な場所で接種を受けられるよう、個別接種医療機関で接種を開始するとともに、本市が運営する大規模接種会場を設置した。

(3) 接種券

① 接種券

国からは、令和4年秋開始接種の開始までに従来型ワクチンによる3回目接種及び4回目接種の対象者として接種券を発送済みの者については、発送済みの接種券でオミクロン株対応2価ワクチンを接種できること、また、まずは3回目接種の完了者であって4回目の接種券が送付されていない者について接種券を発送し、4回目接種の完了者については、10月末までに接種券を送付するよう努めることが示された。

本市では、令和4年秋開始接種により新たに4回目接種の対象者となった18歳から59歳のその他の一般の者について、令和4年10月3日に令和4年2月28日までに3回目接種を完了した者（約2.6万件）に、10月11日に3月1日から3月31日までに3回目接種を完了した者（約17.1万件）に、10月17日に4月1日から5月18日までに3回目接種を完了した者（約22.0万件）に接種券を発送した。

また、令和4年秋開始接種により新たに4回目接種の対象者となった12歳から17歳の者について、10月24日に5月25日までに3回目接種を完了した者（約1.6万件）に接種券を発送した。

その後、10月21日に追加接種の接種間隔が前回接種から3か月以上に短縮されたことを受け、10月31日に8月1日までに2回目接種を完了した3回目接種対象者（約2,700件）及び7月25日までに前回接種を完了した12歳以上の4回目接種対象者（約8万件）並びに5回目接種対象者（約11.9万件）について、11月7日に7月26日から8月8日までに前回接種を完了した12歳以上の4回目接種対象者（約1.6万件）及び5回目接種対象者（約11.3万件）に接種券を発送し、以降、前回接種から3か月経過後に接種券を発送した。

令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチン接種）開始後の追加接種の接種券（3・4・5回目接種）は、10月3日から12月26日までで約116.0万件発送した。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

【3・4・5回目接種（18歳以上）接種間隔3か月対応完了まで】

接種券 発送日	3回目接種券 (前回接種日)	4回目接種券 (前回接種日)		5回目接種券 (前回接種日)
		60歳以上	18歳から59歳	
令和4年 10/ 3	約600件	約2,600件	約26,000件 (~2/28)	—
10/11	約1,000件	約3,700件	約171,000件 (3/ 1~31)	—
10/17	約1,900件	約2,800件	約220,000件 (4/ 1~ 5/18)	—
10/24	約600件	約2,600件	約23,000件 (5/19~ 5/25)	—
10/31	約2,700件 (5/26~ 8/ 1)	約8,000件 (5/26~ 7/25)	約77,000件 (5/26~ 7/25)	約119,000件 (~7/25)
11/ 7	約800件 (以降3か月経 過後に発送)	約1,500件 (7/26~ 8/ 8)	約14,000件 (7/26~ 8/ 8)	約113,000件 (7/26~ 8/ 8)
11/14	約600件	約400件 (以降3か月経 過後に発送)	約4,200件 (以降3か月経 過後に発送)	約34,000件 (以降3か月経 過後に発送)

【3・4・5回目接種（12歳から17歳）接種間隔3か月対応完了まで】

接種券 発送日	3回目接種券 (前回接種日)	4回目接種券 (前回接種日)
令和4年 10/ 3	約250件	—
10/11	約450件	—
10/17	約400件	—
10/24	約200件	約16,000件 (~5/25)
10/31	約1,200件 (5/26~8/ 1)	約12,000件 (5/26~7/25)
11/ 7	約100件 (以降3か月経 過後に発送)	約2,800件 (7/26~8/ 8)
11/14	約100件	約700件 (以降3か月経 過後に発送)

② オミクロン株対応2価ワクチン接種のご案内（お知らせ）

令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチン接種）が未接種で、かつ3回目・4回目の接種券を既に発送済の者に対して、手元の接種券で接種が可能なことを知らせて接種を推進するため、11月21日に3回目接種の接種券を発送済みの者のうち、10月13日時点で接種が確認できなかった者（約36.7万件）に、11月30日に4回目接種の接種券を発送済みの者のうち、11月10日時点で接種が確認できなかった者（約13.3万件）に、オミクロン株対応2価ワクチンによる令和4年秋開始接種にかかるご案内（お知らせ）を発送した。

(4) 個別接種

令和4年秋開始接種においては、4回目接種の接種医療機関数と同規模の接種体制を構築した。（ファイザー社ワクチンを取り扱う医療機関約1,100か所、モデルナ社ワクチンを取り扱う医療機関約800か所）

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンのいずれについても、本市にワクチンが配送された後、9月26日の週からオミクロン株（BA.1）対応2価ワクチンによる接種を開始した。

その後、ファイザー社のオミクロン株（BA.4-5）対応2価ワクチンが薬事承認され、10月24日の週から接種医療機関への供給を開始した。また、モデルナ社のオミクロン株（BA.4-5）対応2価ワクチンは12月1日から供給を開始した。

その他、18歳以上で、mRNAワクチンに含まれる成分へのアレルギーがある等、何らかの理由により、オミクロン株対応2価ワクチンを接種できない者のための選択肢として、令和4年11月8日以降、従来の1価ワクチンである武田社（ノババックス）のワクチンが令和4年秋開始接種として使用できるようになった。

(5)大規模集団接種

● イオンタウン有松

令和4年11月11日、イオンタウン有松に大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和4年11月11日から令和5年1月31日までの延べ71日間で、接種実績は、27,585回（1日最大回数1,079回）であった。

運営にあたり、公立大学法人名古屋市立大学、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社（11月）・ファイザー社（12・1月）のオミクロン株対応2価ワクチン（BA.1又はBA.4-5）を使用した。



【イオンタウン有松会場の様子①】



【イオンタウン有松会場の様子②】



【イオンタウン有松会場の様子③】



【イオンタウン有松会場の様子④】

● 実績(令和4年11月11日～令和5年1月31日)

区分		実績
接種回数		27,585回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	名古屋市立大学	708人
	市歯科医師会	66人
	市薬剤師会	32人
救急搬送件数		0件

● サンシャインサカエ

令和4年11月18日、サンシャインサカエに大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和4年11月18日から令和5年3月26日までの延べ88日間で、接種実績は、28,570回（1日最大回数814回）であった。

運営にあたり、一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン（BA.1又はBA.4-5）を使用した。



【サンシャインサカエ外観】



【サンシャインサカエ会場の様子①】



【サンシャインサカエ会場の様子②】



【サンシャインサカエ会場の様子③】

● 実績(令和4年11月18日～令和5年3月26日)

区分		実績
接種回数		28,570回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	市歯科医師会	70人
	市薬剤師会	175人
救急搬送件数		0件

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 名鉄レジャック

令和4年11月25日、名鉄レジャックに大規模集団接種会場を開設した。実施期間は、令和4年11月25日から令和4年12月28日までの延べ34日間で、接種実績は、8,847回（1日最大回数801回）であった。

運営にあたり、一般社団法人名古屋市薬剤師会から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン（BA.1又はBA.4-5）を使用した。



【名鉄レジャック外観】



【名鉄レジャック会場の様子①】



【名鉄レジャック会場の様子②】

● 実績(令和4年11月25日～令和4年12月28日)

区分		実績
接種回数		8,847回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	市薬剤師会	49人
救急搬送件数		1件

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 名古屋市立大学(看護学部棟)

令和4年12月3日、名古屋市立大学(看護学部棟1階)に接種会場を開設した。実施期間は、令和4年12月の土日(3・4・10・11・17・18・24・25日)の延べ8日間で、接種実績は、2,971回(1日最大回数382回)であった。

運営にあたり、公立大学法人名古屋市立大学から医療従事者の派遣を受けた。なお、会場ではファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5)を使用した。



【名古屋市立大学会場の様子①】



【名古屋市立大学会場の様子②】



【名古屋市立大学会場の様子③】



【名古屋市立大学会場の様子④】

● 実績(令和4年12月3・4・10・11・17・18・24・25日)

区分		実績
接種回数		2,971回
団体別医療従事者数 (延べ人数)	名古屋市立大学	96人
救急搬送件数		1件

(6) その他の接種

● 高齢者施設等での接種

高齢者施設等の入所者とその従事者等への接種は、接種間隔が前回接種から3か月経過後に短縮されたことを受け、国からの通知「高齢者施設等におけるオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種について」によって令和4年12月末までに接種を完了するよう、市町村が支援を行うことが求められた。

本市においては、「高齢者施設・障害者施設等におけるオミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種について」により、令和4年12月末という目標と、それに向けた施設内接種の具体的な進め方を示しつつ、接種医が決まっていない施設のうち、希望する施設については、施設での接種が可能な医師とのマッチング（高齢者施設2施設）を行った。

● 職域接種

国は、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し接種の加速化を図るため、企業や大学等の職域（学校等を含む。）単位での令和4年秋開始接種を可能とした。

職域接種の業務は、主として国や県が担っており、市町村は、職域接種実施医療機関等から提出される集合契約に係る委任状を受領するなどの業務を実施した。

5 小児及び乳幼児への接種

(1) 小児への接種

小児（5歳から11歳）への接種については、令和4年2月21日の省令等の一部改正により特例臨時接種に位置付けられたが、当初は、オミクロン株流行下でのエビデンスが不十分であることから、努力義務は適用しないこととされた。

小児用ワクチンを取り扱う約250か所の医療機関を選定したうえで、本市に小児用ワクチンが配送された後、3月7日の週から接種医療機関において接種を開始した。また、4月23、24日及び5月14、15日に各区の集団接種会場で、小児への集団接種を実施した⁵⁴。

接種券については、年齢区分により3分割し、その時点の接種対象者へ2月下旬から3月下旬にかけて約13万通を発送した。

【接種券の発送スケジュール】

発送日	発送対象	発送数
令和4年2/28	9～11歳	約59,000件
3/14	7～8歳	約37,000件
3/22	5～6歳	約37,000件
計		約133,000件

その後も、新たに5歳になる者への接種券については、誕生月の翌月に対象者全員へ一括発送していたが、6月2日以降に新たに5歳になる者を対象に、案内ハガキを事前に送付し、申請した者へ誕生日後すみやかに接種券を発送する方法に変更した。

この変更により、保護者が、接種により期待できる効果と副反応などのリスクを考える機会を設けたうえで、希望者のみに対して、早期に接種券を発送することが可能となった。

また、令和4年9月6日の省令等の一部改正により、小児への追加接種（3回目接種）が特例臨時接種に位置付けられ、併せて、オミクロン株流行下での新たな知見を踏まえ、小児への接種に努力義務が適用された。小児への追加接種（3回目接種）についても、接種対象者へ案内はがきを送付し、保護者からの申請に基づき、順次接種券を発送した。

さらに、令和5年3月8日の省令等の一部改正により、小児への小児用オミクロン株対応ワクチンの追加接種（3回目以降の接種）が特例臨時接種に位置付けられ、同日から追加接種の接種間隔が5か月から3か月に短縮された。本市では、小児用オミクロン株対応ワクチンが国から配送された後、3月22日から接種医療機関において接種を開始した。引き続き、小児への追加接種（3回目以降の接種）についても、接種対象者へ案内はがきを送付し、保護者からの申請に基づき、順次接種券を発送した。

(2) 乳幼児への接種

乳幼児（生後6か月から4歳）への接種については、令和4年10月24日の省令等の一部改正により特例臨時接種に位置付けられた。

乳幼児用ワクチンを取り扱う約100か所の医療機関を選定したうえで、本市に乳幼児用ワクチンが配送された後、11月2日から接種医療機関において接種を開始した。

小児への接種と同様に、接種対象者へ案内ハガキを送付し、保護者からの申請に基づき、順次接種券を発送した。

⁵⁴ 詳細は96頁を参照

6 接種体制の確保

(1) 新型コロナワクチンチームの体制

令和2年12月1日、ワクチン接種体制の準備・確保に向けて健康福祉局内の「新型コロナウイルス感染症対策班」に5名の職員を配置して以降、市民に対して速やかにワクチン接種を行うことができるよう、集団接種や大規模集団接種の実施にあわせるなどしてワクチンチームの体制強化を図ってきた。

時期	組織・応援の理由	職員数（役職者の兼務含む。）					応援人数 ⁵⁵	計
		部長級	課長級	係長級	係員級	計		
令和2年 12/1	・ワクチン接種体制の準備・確保に向けたワクチンチーム設置（主幹1、主査2）	—	1	2	—	3	—	3
令和3年 2/24	・総合調整機能、集団接種等の実施に向けた体制強化（参事3、主幹4、主査4、係員4）	3	5	6	4	18	内7 外8	26
4/1	・組織体制強化（ワクチンチームを企画係内に組織） ・陽性者数の増加やワクチン接種業務への対応として2段階の応援体制レベルを構築	3	5	6	6	20	内3 外8	31
5/21	・ワクチン接種体制等強化（参事1、主幹5、主査9） ・大規模接種会場立上げに伴う増員（応援職員含む）	4	10	15	12	41	内7 外20	68
7/1	・大規模接種会場開設に伴う体制強化	4	10	15	14	43	内7 外20	70
10/1	・ワクチン接種相談受付体制見直し（主幹△1） ・ワクチン応援見直し	4	9	15	16	44	内7 外18	69
11/1	・ワクチン大規模接種体制見直し（主幹△1、主査△4） ・ワクチン応援見直し	4	8	11	16	39	内7 外13	59
12/1	・ワクチン応援見直し	4	8	11	16	39	内7 外9	55
令和4年 4/1	・組織体制強化（ワクチン接種推進係を組織） ・体制強化と業務効率化に伴い応援体制見直し	1	7	13	27	48	—	48
令和5年 4/1	・組織体制見直し	1	5	8	21	35	—	35
4/21	・組織体制見直し	1	5	7	21	34	—	34

※ワクチンチームに関する主な事項のみを記載。

⁵⁵ 「内」は健康福祉局内からの応援、「外」は同局外からの応援を示す

(2)問合対応、予約支援等

● コールセンター

ワクチン接種に関する市民からの問い合わせに対応するため、コールセンターを令和3年3月1日に設置した。

なお、コールセンターの応答率が最も低かった日は、令和3年4月23日の3.5%であった(回線数：125、受電件数：86,148、応答件数：3,001)。

【回線数の推移】

年月日	回線数	応答率(%)	年月日	回線数	応答率(%)
令和3年3/1~	15	95.0	10/1~	220	81.3
3/8~	100	40.9	令和4年1/4~	400	81.2
4/19~	125	7.9	4/1~	371	90.1
5/10~	150	34.3	7/1~	300	94.4
5/24~	165	64.3	9/1~	250	97.1
6/1~	200	83.8	10/1~	300	96.7
6/16~	250	29.2	令和5年1/4~	200	96.5
6/23~	270	87.6	2/1~	150	96.9
6/30~	285	57.5	4/1~	200	97.0
7/7~	300	49.6	5/1~5/7	125	95.4

● 子どもコールセンター

5歳から11歳の小児へのワクチン接種についての相談対応を行う、子どもコールセンターを令和4年2月21日に設置した。また、令和4年11月2日から開始された乳幼児(生後6か月から4歳まで)のワクチン接種の問い合わせについても相談対応した。

【入電件数・応答率等の推移】

年	月	入電件数	応答件数	応答率(%)	2次対応 ⁵⁶ 件数
令和4年	2月	107	104	97.2	8
	3月	403	384	95.3	25
	4月	159	150	94.3	11
	5月	46	42	91.3	3
	6月	29	22	75.9	1
	7月	50	48	96.0	3
	8月	52	52	100.0	3
	9月	51	51	100.0	3
	10月	137	134	97.8	2
	11月	158	153	96.8	11
令和5年	12月	66	65	98.5	5
	1月	76	75	98.7	1
	2月	37	37	100.0	2
	3月	16	16	100.0	0
	4月	40	39	97.5	0

⁵⁶ 保健師・看護師・准看護師のいずれかの資格を持つ者による対応

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第2章 感染拡大の防止・医療提供体制の確保 II 新型コロナワクチン接種

● 臨時予約受付

インターネット予約などが難しい、主に高齢者を対象に対面での予約支援を実施した。

➤ 第1回（初回接種時）

- ・愛知大学名古屋校舎 講義棟 1階フードコート
- ・JRゲートタワービル 16階カンファレンス(会議室)
- ・愛知芸術文化センター12階アートスペース
- ・イオンタウン有松3階

【実績】

年月日	整理券配布数	予約完了	未予約
令和3年6/19	114	104	10
6/20	152	148	4
計	266	252	14

➤ 第2回（第一期追加接種時）

- ・JPタワー名古屋ホール&カンファレンス
- ・愛知芸術文化センター12階アートスペース
- ・イオンタウン有松3階
- ・イオンモールナゴヤドーム前(1階)

【実績】

年月日	整理券配布数	予約完了	未予約
令和4年2/2	137	125	12
2/9	261	242	19
2/16	119	110	9
2/23	188	182	6
3/2	102	97	5
3/16	56	48	8
計	863	804	59

➤ 第3回（第二期追加接種時）

- ・明治安田生命名古屋ビル(16階)
- ・ヒルズウォーク徳重ガーデンズ(地下1階)
- ・イオンモールナゴヤドーム前(1階)

【実績】

年月日	整理券配布数	予約完了	未予約
令和4年7/14	61	45	16
7/28	143	106	37
8/12	127	111	16
計	331	262	69

➤ 第4回（オミクロン株対応ワクチン接種時）

- ・明治安田生命名古屋ビル(16階)
- ・イオン八事ショッピングセンター(4階)
- ・イオンモールナゴヤドーム前(1階)

【実績】

年月日	整理券配布数	予約完了	未予約
令和4年11/17	121	115	6
11/29	80	79	1
12/14	49	44	5
計	250	238	12

● 障害者予約支援

電話やインターネットによる接種予約が困難な視覚障害者や聴覚障害者への支援を目的に、接種券を発送する時期に合わせ、名古屋ライトハウス情報文化センター、名身連聴覚言語障害者情報文化センターにそれぞれ予約支援センターを設置し、大規模集団接種会場の予約及び予約キャンセルの代行及び情報提供、かかりつけ医又は地域の医療機関の情報提供を行った。

(令和5年5月7日時点)

種別	区分	開設期間	相談件数(件)	
				会場の予約
初回接種 (1・2回目接種)	視覚障害者向け	令和3年7月1～30日	32	16
	聴覚障害者向け	令和3年7月1～31日	41	24
第一期追加接種	視覚障害者向け	令和3年12月20日～ 令和4年4月28日	125	69
	聴覚障害者向け	令和3年12月20日～ 令和4年4月30日	46	22
第二期追加接種	視覚障害者向け	令和4年6月14日～ 令和4年8月31日	84	42
	聴覚障害者向け	令和4年6月14日～ 令和4年8月31日	36	18
令和4年秋開始接種	視覚障害者向け	令和4年11月1日～ 令和4年12月28日	36	20
	聴覚障害者向け	令和4年11月1日～ 令和4年12月27日	17	11
計			417	222

● ホームレス等の接種機会の確保

ホームレス等へのワクチン接種については、国からの事務連絡によりその周知や接種機会の確保等を行うこととされたため、本市では、令和3年9月から巡回相談事業⁵⁷を活用し、ホームレスに対して啓発チラシを直接手交し、福祉施策の活用と併せてワクチン接種の呼びかけを行った。

(令和5年5月7日時点)

種別	接種券発行(人)	接種(人)
初回接種(1・2回目接種)	49	34
第一期追加接種	36	29
第二期追加接種	1	1
令和4年秋開始接種	28	23
計	114	87

⁵⁷ ホームレスが多く集まる公園等を巡回して生活実態等を把握するとともに、福祉援護施策等について相談を行う

● 接種困難者への訪問接種

個別医療機関等での接種が困難な高齢者や障害者が取り残されないよう、訪問接種に関する相談を令和3年9月22日より受け付け、接種医療機関を紹介した。

(令和5年5月7日時点)

種別	接種人数(人)
初回接種(1・2回目接種)	33
第一期追加接種	21
第二期追加接種	19
令和4年秋開始接種	25
計	98

● ウクライナからの避難民へのワクチン接種支援

職員がウクライナ避難民の集いに出向き、3名の接種券発行申請(すべて3回目接種)を受け付けた。また、その内1名については、大規模接種会場で円滑に接種が受けられるよう、予約の代行等の支援を実施した(接種券を発行した3名のうち2名は接種が完了)。

(3) 接種券の発行等

● 事務処理センター

申請に基づく接種券発行や、医療機関から提出される予診票の処理等を行うため、事務処理センターを令和3年3月1日に設置した。

【事務処理センターの主な業務】

(令和5年5月7日時点)

区分	内容	処理件数
接種券発行 (再発行含む)	転入者等で接種券が届かない者や、紛失等された者からの申請に基づく接種券の発行	約7.2万件
予診票処理等	医療機関から提出される予診票の精査 OCRによる予診票のデータ化 予防接種台帳への接種記録の登録 接種費用支払いデータ作成	約640万件

※接種券発行の処理件数は、発行(再発行)申請件数。

● 接種券発行センター

4 回目接種の接種券については、基礎疾患を有する者や医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者など国が定める4 回目接種の対象者に該当する可能性が高いとして本市が対象を把握できる者には、申請不要で接種券を送付することとしたが、それ以外の4 回目の各接種対象に該当する者については、本市が対象を把握できないため、接種券の発行申請を受け付け、申請のあった者に対して、接種券を発送することとした。この申請内容の確認及び接種券の発送処理を行うため、接種券発行センターを令和4 年6 月6 日に市内1 か所に臨時で開設した。

接種券発行センターは、当初は申請による接種券の発行申請件数の増加が見込まれる8 月上旬まで(2 か月間)の開設を予定していたが、その後、新型コロナ感染第7 波の拡大及び医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者への4 回目接種対象者の拡大による申請件数の増加に対応するため、更には、令和4 年秋開始接種(オミクロン株対応2 価ワクチン接種)の開始による4 回目、5 回目接種券の発行・再発行申請及び小児接種の3 回目接種券の発行申請等に対応するため、11 月末まで開設を延長し、接種券の申請受付処理、発送処理を行った。

【申請件数】

接種券	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
3 回目	177	222	296	140	128	192	1,155
4 回目	1,285	3,997	8,201	3,316	1,805	1,659	20,263
5 回目	—	—	—	—	65	1,287	1,352
新5 歳 (小児1・2 回目)	84	130	108	53	164	62	601
小児3 回目	—	—	—	—	2,574	2,668	5,242
計	1,546	4,349	8,605	3,509	4,736	5,868	28,613

※3 回目の接種券の発行は事務処理センターで対応。

【発送件数】

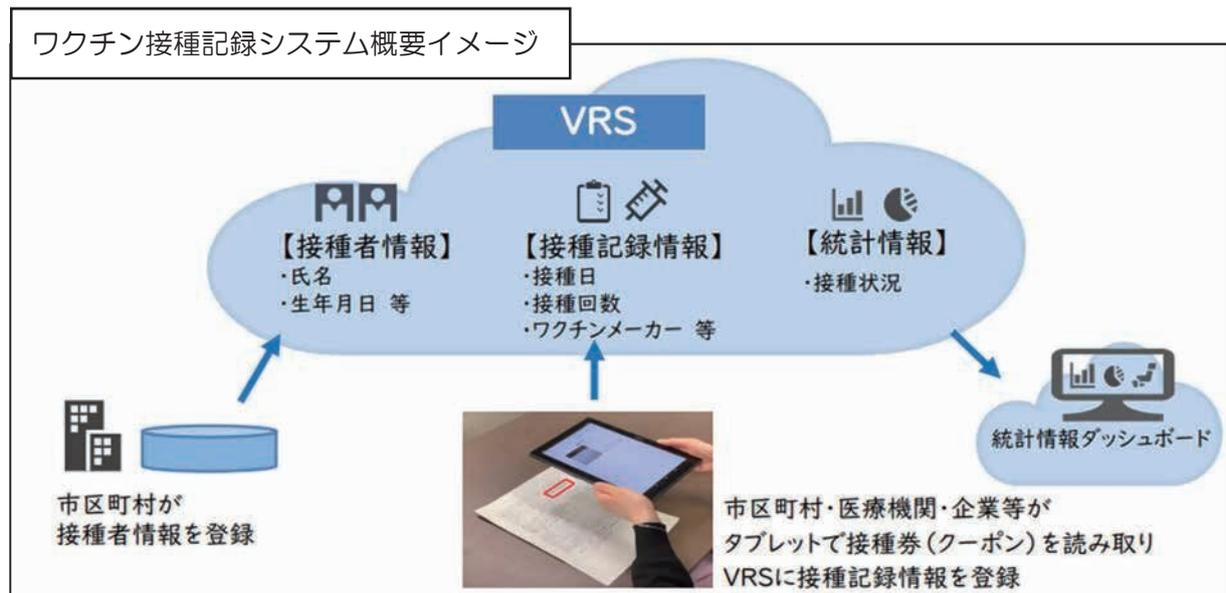
接種券	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
4 回目	389	4,523	10,051	3,725	6,160	5,238	30,086
5 回目	—	—	—	—	—	482	482
新5 歳 (小児1・2 回目)	50	92	124	95	97	93	551
計	439	4,615	10,175	3,820	6,257	5,813	31,119

※申請で受付けたものの他、VRS データによる臨時バッチ処理を行い接種券を発送したため、申請件数と発送件数が異なる。

(4) 接種の記録・証明

● ワクチン接種記録システム (VRS)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種では、国が提供するクラウドのシステムで、市区町村が接種者情報及び接種記録情報を管理することで、いつ・どこで・どのワクチンを接種したか迅速に確認することができる。



本市においては、国からの事務連絡⁵⁸を受け、令和3年4月よりワクチン接種記録システムの運用を開始した。その後、接種証明書の発行機能、他市町村へ接種記録一括照会機能等が拡充された。

運用開始後に、本市の転出入者を把握するため、名古屋市情報連携基盤システムから転入者情報を抽出し、ワクチン接種記録システムへ取り込み処理を行った。

また、接種記録情報の正確性を担保するため、請求のあった予診票を福祉総合システムの予防接種台帳へ取り込むとともに、適宜ワクチン接種記録システムへ取り込んだ。

なお、国の事務連絡⁵⁹により、ワクチン接種記録システムの利用にあたり、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取り扱いが生じたことから、特定個人情報保護評価の実施が必要となった。その後、令和3年7月に接種証明書の発行機能、令和4年3月に他市町村へ接種記録一括照会機能等が拡充され、その都度特定個人情報保護評価が必要となり、令和3年度及び令和4年度に実施した。

⁵⁸ 「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力をお願い」(令和3年3月5日付けデジタル庁(旧内閣官房IT総合戦略室、内閣官房番号制度推進室、厚生労働省健康局健康課予防接種室連名))

⁵⁹ 「新型コロナウイルス感染症予防接種事務の特定個人情報保護評価書の作成の際に必要なワクチン接種記録システムに関する情報の提供について」(令和3年4月23日付けデジタル庁(旧内閣官房IT総合戦略室))

● 転出入対応

接種券は自治体ごとに発行しているため、市区町村をまたぐ転出入が発生した場合、転出先の自治体において接種券を発行する必要がある。

国の事務連絡⁶⁰により、転入者へ接種券を発行する具体的な業務手順が示された。

これを受けて、各区分市民課及び各区支所区民生活課において、転入者へ接種券の発行申請についての案内チラシを配布し、特定個人情報の利用同意を得たうえで、接種券発行申請をさせる対応をとった。

その後、追加接種としての3回目接種の実施方針が決定されたが、令和3年12月3日付けの事務連絡⁶¹により、3回目接種のために予め本人の同意を取得する運用を定めることは困難であったこと、また、これまでの1・2回目接種の際よりも多くの転入者が見込まれる中、接種券を送付すべき時期までに本人の同意を得ることが困難であることが想定されることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号の「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合」として「本人の同意を得ることが困難なとき」に該当するものとして法的整理が示され、本人同意不要で他市町村へ接種記録情報を照会することが可能となった。

これを受けて、令和4年1月より、転入者の接種券は、本市がワクチン接種記録システムから転入前の接種記録を取得し、その情報をもとに発行申請なしで発行することとした。

また、接種記録の取得にあたっては、RPAを活用したことで迅速かつ正確な処理が可能とした。令和4年7月からはワクチン接種記録システムに新たに実装された一括照会機能を活用した。

なお、転入者向けチラシについては、前回の接種記録情報をワクチン接種記録システムで確認できない海外接種者に向けて、接種券の発行申請案内のためその後も配布を続けた。

● 接種済証

接種済証は、接種後に発行される、接種を受けた日付と接種したワクチンの情報が記載されたものである。この接種済証を見れば、いつ、どのワクチンを接種したのかが分かる。

また、職域接種等で接種券を持たずに接種を受けた場合には、接種を受けた日付やワクチンの情報を記載した「接種記録書」を受けとることができる。

⁶⁰ 「ワクチン接種記録システムを活用した 転入者への対応について」（令和3年3月22日付けデジタル庁（旧内閣官房 ICT 総合戦略室）及び厚生労働省健康局健康課予防接種室）

⁶¹ 「「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」への同意について（依頼）」（令和3年12月3日付け内閣官房副官補室、デジタル庁国民向けサービス G（VRS 担当）、厚生労働省健康局健康課予防接種室）

● 接種証明書

新型コロナワクチンの接種証明書は、法定受託事務である予防接種事務の一歩として、市町村が住民に対して実施した予防接種の記録を公的に証明するものとして、接種者からの申請に基づき、当該予防接種を実施した市町村において発行・交付するものである。

接種証明書は、パスポート情報等を記載した海外用及び国内用のものとパスポート情報等の記載の無い国内用のものの2種類が、書面または電子版で交付可能であるが、発行に係る手数料については、本来発行に要する市町村事務経費相当分を手数料として申請者から徴収すべき性質の事務であるものの、特例的に国費で当該経費の補助を行った上で無料とされている。なお、国内用の証明には、予防接種済証や接種記録書（医療従事者や職域接種した者）の利用も可能である。

令和3年7月26日から、まずは海外渡航のため、予防接種済証とは別に予防接種を受けたことを証する書類が必要な者からの申請の受付が開始された。同年12月20日からは、接種証明書のデジタル化が開始され、電子版の接種証明書が、スマートフォン上で専用アプリからマイナンバーカードによる本人確認の上で申請・取得することが可能となり、同日付けで国内用の接種証明書の交付も開始された。さらに、アプリでカバーできない国民の利便性向上に関する対応として、令和4年7月26日からは、接種証明書のコンビニ交付も開始された（利用可能なコンビニについては順次拡大）。

本市では、当初、接種証明書の発行は市役所で対応（郵送のみ）していたが、デジタル化及び国内向けのワクチン接種証明書の発行開始に伴い、多数の申し込みが想定されることから、市民に対して円滑な発行業務が行えるようにするため、令和4年1月14日に新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行センターを開設した。

【発行実績（令和5年5月7日時点）】

（単位：件）

区分	海外用	国内用	計
書面	46,719	5,133	51,852
電子版	85,887	319,790	405,677
コンビニ交付	1,408	1,721	3,129
計	134,014	326,644	460,658

7 救済等

(1) 健康被害救済制度

予防接種後の副反応による健康被害は、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるため、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとされており、市町村長はワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行うこととされている。また、救済給付に係る費用は国が負担することとされている。

本市では、救済給付の請求を受理した場合、市長の附属機関である予防接種健康被害調査委員会にて調査審議し、結果を県に進達している（アナフィラキシーを除く。）。

また、本市では、国の認定者を対象に見舞金を支給する独自の制度を運用している。

● 健康被害救済制度(国)

法に基づく健康被害の救済措置として、医療費（診療、薬剤等の支給、入院などの医療において、健康保険等による給付の額を除いた自己負担分の給付）、医療手当（入院・通院等に必要な諸経費として月単位で支給されるもの）等を給付する。

● 予防接種健康被害見舞金(本市)

昭和58年度に市独自制度として創設した制度で、予防接種を受けたことによって健康被害を受け、疾病・障害の状態にある者に対して見舞金を支給する（支給額：20,000円）。

【支給実績】

区分	令和3年度		令和4年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
救済措置負担金	1件	62,992円	7件	461,783円	8件	524,775円
被害者見舞金	6件	120,000円	8件	160,000円	14件	280,000円
計	7件	182,992円	15件	621,783円	22件	804,775円

※令和5年度は救済措置負担金及び被害者見舞金の支給実績なし(令和5年5月8日時点)。

(2) 名古屋市健康被害救済申請支援金

新型コロナワクチン接種後の副反応及び副反応を疑う症状で医療機関を受診した市民に対し、国の予防接種健康被害救済制度の申請を支援する制度であり、令和5年度に市独自制度として創設した。支給金額は、初回の国の予防接種健康被害救済申請を行った際の、医療費（自己負担分）の4分の3に相当する額と、申請に係る文書費用（カルテや診断書の取得費用等）の合計金額から、他自治体による見舞金制度等の給付を受けることが可能な場合は、その額を差し引いた額とする。

【支払い実績（令和5年5月8日時点）】

件数	34件
金額	1,107,616円

(3) なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口

ワクチン接種後の長期的な副反応が疑われる症状のある市民に対して、治療及び予防接種救済制度を案内する専用の電話相談窓口を令和4年3月25日に開設した。受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとした。

● 相談内容

治療へつなぐためのご案内

- ・かかりつけ医への受診のお勧め
- ・協力医療機関（身近な医療機関）受診のご案内
- ・専門的な医療機関への紹介制度のご案内

※協力医療機関…名古屋市医師会が取りまとめた、副反応相談窓口の相談者を紹介することに同意した市内86医療機関。

● 健康被害救済制度へつなぐためのご案内

- ・制度、手続きなどのご案内

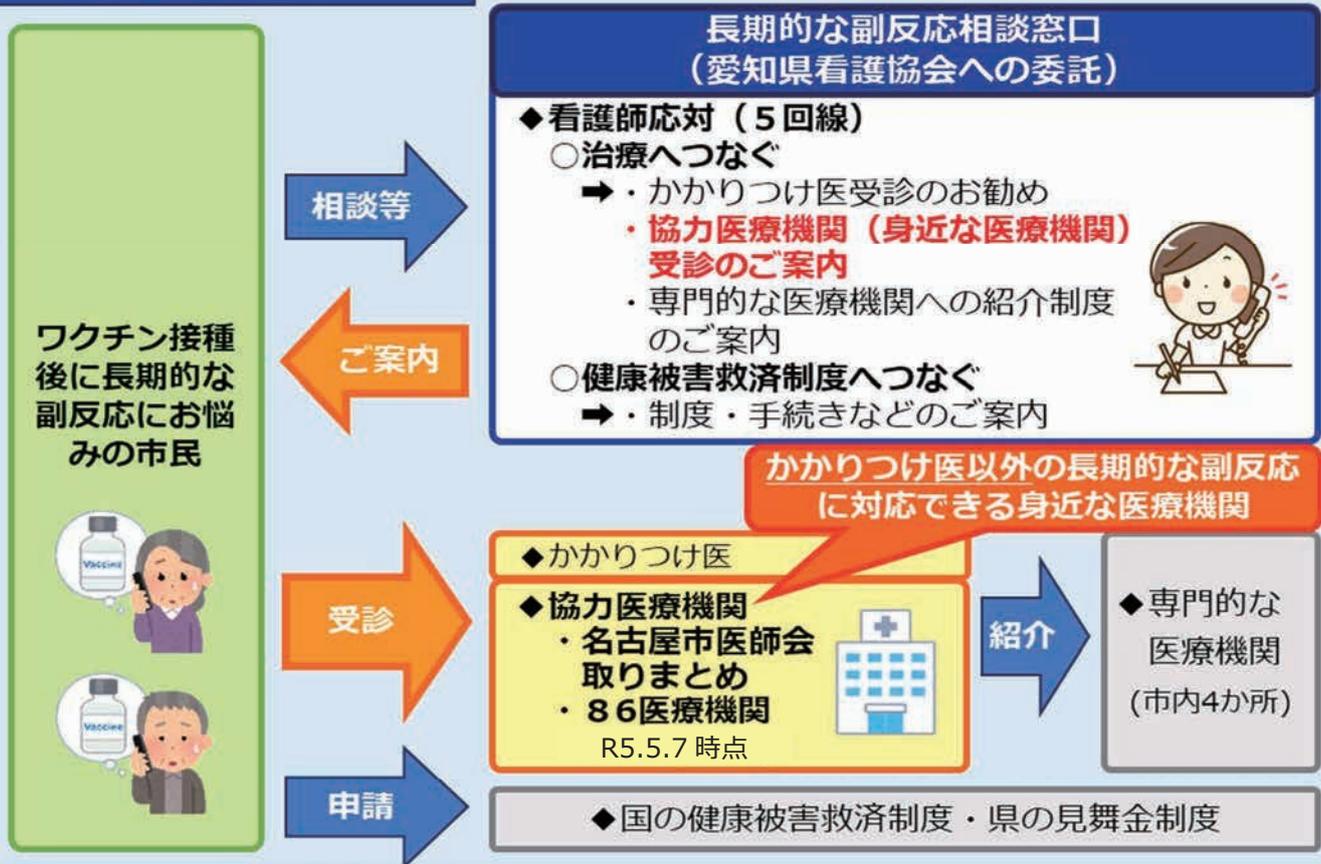
【相談実績（令和5年5月7日時点）】

区分		件数
相談件数		2,210
主な症状 (重複あり)	関節の痛み、しびれ、頭痛等	1,121
	発熱・倦怠感・めまい・不眠・脱力・難聴等	694
	皮膚症状等	266
	たん・息切れ等	151
	心臓・消化器官等	191
協力医療機関案内		1,046

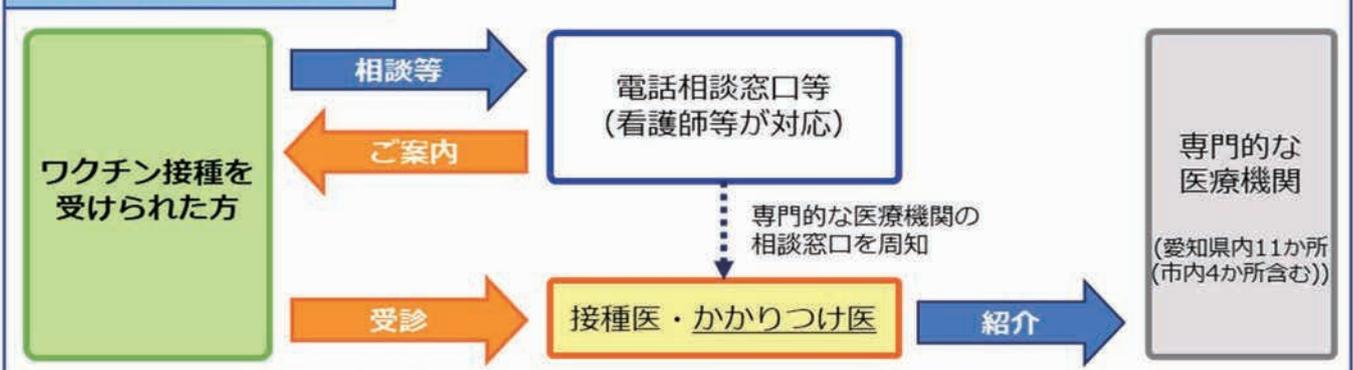
● なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口の概要

○ワクチン接種後の長期的な副反応が疑われる症状のある市民の皆様に対して、治療及び予防接種救済制度を案内する専用の電話相談窓口として令和4年3月25日に開設

名古屋市の相談体制



都道府県の相談体制



(4) 新型コロナウイルスワクチンの長期的な副反応と思われる症状で治療された方の症例集 (Case Collection Of Nagoya)

本市では、一般社団法人名古屋医師会及び公益社団法人愛知県看護協会の協力のもと、「なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口」から協力医療機関への案内後の相談者の治療状況に関する調査を実施し、その結果を「新型コロナウイルスワクチンの長期的な副反応と思われる症状で治療された方の症例集 (Case Collection Of Nagoya)」の第1報として取りまとめ、令和5年3月27日に公表した。

調査内容は性別、年代、接種ワクチンの種類、接種回数、基礎疾患・既往歴、主な症状、治療内容、経過等で、調査対象期間は令和4年3月25日から6月30日までであり、9医療機関より20症例の回答があった。

症状はワクチン接種後のしびれや痛みが長く続くもの、接種をきっかけに心身の変調をきたしたものの、新型コロナ罹患後症状に類似するものなど、幅広い訴えが見られた。

治療としては、経過観察や専門的医療機関への紹介のほか、しびれに対するビタミンB12製剤、疼痛に対する消炎鎮痛剤、めまいに対する抗めまい剤、精神症状に対する抗不安薬や抗うつ薬の投与などが多く行われていた。

令和5年度においても、臨床の場における治療の参考となる情報提供を目的として、症例集を引き続き作成していく予定である。

コラム

市長による症例集の厚生労働省への提出

令和5年4月20日に市長が厚生労働省を訪問し、本田顕子政務官に面会して症例集 (Case Collection Of Nagoya) を提出した。本田政務官からは「症例集をまとめていただいたことに感謝します。症例集を医療機関に活用していただくとともに、厚生労働省も不安な方に対してしっかり応えていくため、大事な資料として活用してまいります。」との発言があった。



【症例集の提出】



【本田顕子政務官との面会】

第3章 社会経済活動の維持・両立

I 施設・催物

1 市施設⁶²

国の基本的対処方針では、都道府県は施設管理者に対して必要な協力の要請等を行うものとされ、緊急事態措置区域や重点措置区域では、都道府県知事の判断により、必要な措置を事業者に要請することとされていた。

県では、時々の感染状況に応じて市民・事業者に対して協力要請された感染防止対策の中で、施設の休業や営業時間の短縮等の目安が示されていたため、本市の施設における対応については、これらの内容に加え、感染状況や施設の特性等も踏まえつつ決定した。

なお、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働大臣より、令和5年5月8日から感染症法上の「5 類感染症」に位置づける旨が公表され、同日付けで国の基本的対処方針についても廃止されることとなった⁶³。

(1) 国・県の措置等に基づく対応と変遷

● 本市独自の対応(令和2年2月26日～5月14日)

施設の対応を判断するにあたり、コロナ禍当初は国や県から基準等は示されていなかったため、感染状況や施設の特性等を勘案のうえ、本市の施設では休館等の対応⁶⁴を行った。

時期等	対応	期間	理由	
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・県緊急事態宣言 4/10～4/16 ・国緊急事態宣言 4/17～5/14 ・県緊急事態宣言 5/15～5/26 	休館	～3/15	国よりメッセージが発出されたため。
			延長～3/31	市内で依然として感染例が報告されていたため。
			延長～4/12	感染状況を考慮し、感染拡大防止効果を最大限にしていきたいため。
			延長～5/10	GWは人の移動・交流が増加するなど爆発的な感染拡大リスクが高まるため。
			延長～当分の間	緊急事態宣言が発出され、事態の長期化を見据えたため。

⁶² 主な市有施設の休館等の対応については、219頁を参照

⁶³ 「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について」(令和5年4月27日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)

⁶⁴ 市施設の休館のほか、本市独自の対応として、市南東部の複数の福祉施設で多数の陽性者が発生した際に、南区及び緑区の通所介護事業所等に対して休業を要請した。詳細は154頁を参照

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 I 施設・催物

● 本市ガイドラインの適用(令和2年5月15日～令和3年1月17日)

国による緊急事態宣言の解除を見据え、各施設管理者が適切な感染防止対策を講じることができるよう、令和2年5月15日に開催した本市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「市有施設の開館に向けたガイドライン」を策定した。各施設では、本ガイドラインの趣旨を踏まえたうえで、それぞれの性質や利用状況等の実態に応じた対策を行うこととした。

● 県の措置に基づく対応(令和3年1月14日～10月17日)

この頃より、国の事務連絡や県が示す感染防止対策措置において施設の取扱いが示されるようになったため、本市のガイドラインは適用を中断し、原則、県が示す内容に沿うこととした。

一方で、本市の感染状況や施設の特性等を踏まえ、令和3年5月12日からの緊急事態宣言の際には、週末における市内の人出の抑制を図るため、代表的な集客施設である東山動植物園・東山スカイタワー、名古屋城を土日に関閉するなど、本市独自の対応も行った。

時期等	対応	期間	理由
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> 国緊急事態宣言 1/14～2/28 県厳重警戒 3/1～3/21 	原則 20 時まで	1/18～2/7 緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたため。
			2/8～2/28 ⁶⁵ 緊急事態宣言が延長されたため。
		原則 21 時まで	3/1～3/14 緊急事態宣言が解除され、県が新たな対応を定めたため。
			3/15～3/21 県厳重警戒措置が延長されたため。
	<ul style="list-style-type: none"> 国まん延防止 4/20～5/11 国緊急事態宣言 5/12～6/20 国まん延防止 6/21～7/11 県厳重警戒 7/12～8/7 	原則 20 時まで	4/20～5/11 まん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたため。
			5/12～5/31 緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたため。
			6/1～6/20 緊急事態宣言が延長されたため。
			6/21～7/11 まん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたため。
	<ul style="list-style-type: none"> 国まん延防止 8/8～8/26 国緊急事態宣言 8/27～9/30 県厳重警戒 10/1～10/17 	原則 20 時まで	7/12～8/11 県厳重警戒措置が実施されたため。
			8/8～8/26 ⁶⁶ まん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたため。
			8/27～9/12 緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたため。
			原則 21 時まで
			10/1～10/17 県厳重警戒措置が実施されたため。

⁶⁵ 3月7日まで延長される予定だったが、陽性者数・入院患者数の減少を受け2月28日で解除された

⁶⁶ 8月31日まで適用される予定だったが、8月27日から緊急事態措置に切り替わった

● 感染の第6波、第7波における対応(令和4年1月21日～令和4年9月30日)

まん延防止等重点措置が令和4年1月21日から適用されたが、県の感染防止対策に従い、手指の消毒設備の設置やマスクの着用等の感染防止措置の周知などの対策を実施することとし、休館や開館時間の短縮などは行わなかった。

また、8月5日からは新型コロナウイルスのオミクロン株のBA.5による感染拡大に伴い、県では「BA.5対策強化宣言」⁶⁷が実施されたが、この際も休館や開館時間の短縮は行わず、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立に取り組むこととされた。

時期等	対応	期間	理由	
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> 県厳重警戒 1/15～1/20 国まん延防止 1/21～3/21 県厳重警戒 3/22～8/4 県BA.5対策強化宣言 8/5～9/30 	感染防止対策の実施	1/15～1/20	県厳重警戒措置が実施されたため。
			1/21～2/13	まん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたため。
			2/14～3/6	まん延防止等重点措置が延長されたため。
			3/7～3/21	まん延防止等重点措置が再延長されたため。
			3/22～8/4	県厳重警戒措置が実施されたため。
			8/5～9/30	BA.5対策強化地域に位置付けられたため。

● 感染の第8波を経て5類へ移行(令和4年10月1日～令和5年5月8日)

12月8日から季節性インフルエンザとの同時流行などによる医療ひっ迫の懸念に伴い、県では「医療ひっ迫防止緊急アピール」が実施されたが、休館や開館時間の短縮は行わず、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立に取り組むこととされた。

なお、5類感染症への位置付け変更に伴い、各種措置については一部を除き、廃止となった。

時期等	対応	期間	理由	
令和4～5年	<ul style="list-style-type: none"> 県厳重警戒 10/1～12/7 県医療ひっ迫防止緊急アピール 12/8～翌年2/19 県厳重警戒 2/20～2/26 	感染防止対策の実施	10/1～12/7	県厳重警戒措置が実施されたため。
			12/8～翌年1/15	県医療ひっ迫防止緊急アピール措置が実施されたため。
			1/16～2/19	県医療ひっ迫防止緊急アピール措置が延長されたため。
			2/20～2/26	県厳重警戒措置が実施されたため。
		自主的な取組へ転換	5/8～	5類感染症へ位置付けが変更されたため。

⁶⁷ 令和4年7月29日、オミクロン株「BA.5」の感染拡大に伴い国が新たに創設した枠組み。都道府県知事による宣言の発出を受け、国は当該都道府県を強化地域に位置づけ、必要に応じて政府職員の派遣等を行う。従来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置とは異なり、外出自粛等の私権制限は伴わないものとされた

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 I 施設・催物

(2)施設使用料の還付

令和2年2月20日、国からイベント等の主催者に対し、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう依頼するメッセージ⁶⁸が発出されたことを受け、本市では、感染拡大防止のために施設使用の取り止め・延期を行った場合や施設が閉館・休館になった場合の施設使用料やキャンセル料は不要とすることとした。当初は3月15日までの2週間としていたが、本市内における感染状況等に鑑み延長した。

なお、令和3年度からは、年度を通じて還付を実施することとして対象となる場合を明確化し、対象期間については別途定めることとした。

新型コロナウイルス感染症にかかる施設の営業時間の変更等または施設の使用の制限・停止等（以下「施設の使用制限等」という。）に伴う施設使用料の還付等の取扱いは、令和5年5月8日に廃止となった。

【令和元年度、2年度】

還付となる場合：感染拡大を予防するために施設使用の取り止め・延期を行った場合
（同様の理由で施設が閉館したことによるものも含む）

期間		理由
始期	終期	
2月20日	3月15日	国よりメッセージが発出されたため。
	【延長】 3月31日	市内で依然として感染例が報告されていたため。
	【延長】 4月12日	感染状況を考慮し、感染拡大防止効果を最大限にしていきたいため。
	【延長】 5月10日	GWは人の移動・交流が増加するなど爆発的な感染拡大リスクが高まるため。
	【延長】 翌3月31日	緊急事態宣言が発出され、事態の長期化を見据えたため。

【令和3年度】

還付等の対象期間・対象となる場合

- (1) 施設の使用制限等について、国の緊急事態宣言、国のまん延防止等重点措置または県独自の宣言に基づき知事から要請等があった場合
- (2) (1) 以外で、知事から施設の使用制限等の要請等があり、各施設管理者が必要と認めた場合

期間		理由
始期	終期	
4月1日	4月11日	県警戒領域措置が実施されたため。
4月12日	4月19日 ⁶⁹	県警戒領域措置が実施されたため。
4月20日	5月11日	まん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたため。
5月12日	5月31日	緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたため。

⁶⁸ 厚生労働省発出「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」

⁶⁹ 4月20日よりまん延防止等重点措置に切り替わった

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 I 施設・催物

期間		理由
始期	終期	
6月1日	6月20日	緊急事態宣言が延長されたため。
6月21日	7月11日	まん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたため。
7月12日	8月7日 ⁷⁰	県嚴重警戒措置が実施されたため。
8月8日	8月31日	まん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたため。
9月1日	9月12日	緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたため。 ⁷¹
9月13日	9月30日	緊急事態宣言が延長されたため。
10月1日	10月17日	県嚴重警戒措置が実施されたため。
10月18日	当面の間	警戒領域での感染防止対策実施のため。 ⁷²

【令和4年度】

還付等の対象期間・対象となる場合

- (1) 施設の使用制限等について、国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置または県独自の措置に基づき知事から要請等があった場合
- (2) (1) 以外で、当該施設において施設の使用制限等があり、各施設管理者が必要と認めた場合
※ただし、(1)(2)ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために施設使用の取り止め・延期を行った場合に限る。

期間		理由
始期	終期	
4月1日	当面の間	県嚴重警戒措置が実施されたため。 ⁷³

【令和5年度】

還付等の対象期間・対象となる場合

- (1) 施設の使用制限等について、国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置または県独自の措置に基づき知事から要請等があった場合
- (2) (1) 以外で、当該施設において施設の使用制限等があり、各施設管理者が必要と認めた場合
※ただし、(1)(2)ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために施設使用の取り止め・延期を行った場合に限る。

期間		理由
始期	終期	
4月1日	5月7日	県警戒領域措置が実施されたため。 ⁷⁴

⁷⁰ 県嚴重警戒措置は8月11日までの予定だったが、8月8日からまん延防止等重点措置に切り替わった

⁷¹ 当該期間を通知した後、8月27日からの緊急事態宣言の適用が決定した

⁷² 10月18日からの警戒領域について、期間は当面の間とされたため、本市の還付の取り扱いも当面の間継続することとした。その後も感染収束することなく年度末まで取り扱いを継続した

⁷³ 3月22日より適用された期間は当面の間とされたため、還付の取り扱いも当面の間継続することとした。その後も感染収束することなく年度末まで取り扱いを継続した

⁷⁴ 3月13日より適用された期間は5月7日までの間とされたため、還付の取り扱いも5月7日まで継続することとした

(3)指定管理施設に対する対応

指定管理者が管理運営する公の施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、休館や開館時間を短縮する必要などがあったことから、公の施設の適切な管理運営に支障をきたすことがないように、指定管理者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減収について支援することとした。

また、緊急事態宣言が発出される等の社会情勢を踏まえ、令和2年度、3年度に指定期間が終了する施設について指定期間を変更した。

● 減収補填等

指定管理者制度導入施設における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う収入の減少は、不可抗力によるものとし、収支計算書上の収入と実際の収入の差額を上限に、令和2年2月20日以降の減収を補填することとした。市の負担額の決定にあたっては、施設の休館等により生じた不用額を前述の減収額から控除し、決定することとした。

● 指定期間の延長

令和2、3年度においては、緊急事態宣言等による外出自粛や施設の時短営業等の要請が出されるなど、事業者にとって複数年の事業計画や収支計画を立てることが困難であったこと等を勘案し、当該年度をもって指定期間が終了する施設について、公募を実施せず、指定期間を原則として1年延長することとした。

2 催物⁷⁵

国の基本的対処方針では、都道府県は感染拡大期には催物の開催自粛や主催者による慎重な対応を求めるとされていた。

県では、時々の感染状況に応じて市民・事業者に対して協力要請された感染防止対策の中で、催物の開催制限について示されていたため、これらの内容に加え、感染状況や施設の特性等も踏まえつつ本市の催事の開催等について決定した。

なお、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働大臣より、令和5年5月8日から感染症法上の「5類感染症」に位置づける旨が公表され、同日付けで国の基本的対処方針についても廃止されることとなった⁷⁶。

● 本市独自の対応(令和2年2月26日～5月14日)

コロナ禍当初は、本市における催物の開催の可否を決定するための統一的な考え方が整理できておらず、催物を主催する部署が、国・県のガイドラインや市内の感染状況、催物の内容等を考慮して開催の可否を判断した。

● 本市ガイドラインの適用(令和2年5月27日～令和3年1月17日)

市民等に対し、本市主催の催物について統一見解のもとで開催可否を示すことができるよう、令和2年5月27日の本市の本部会議にて「市が主催する催物(イベント等)に係るガイドライン」(国からの令和2年5月14日及び同月25日付け事務連絡⁷⁷にて催物の開催可否を判断する際の目安が示されたため。)を策定し、各所属は、本ガイドラインの趣旨を踏まえて催物の実態(形態や場所、参加人数等)に応じて実施可否を判断することとした。

なお、5月25日変更の国の基本的対処方針では、概ね3週間ごと(①～6/18、②6/19～7/9、③7/10～7/31)に感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら段階的に緩和するものとされたため、本市のガイドラインでも、策定時点では7月31日まで段階的に開催制限を緩和する旨定め、8月1日以降は状況に鑑みて別途定めることとした。また、本ガイドラインには催物を実施する際に講じるべき感染防止策の例も記載し、各所属で催物を実施する場合にはガイドラインに従った感染防止対策を講じることとした。

期間		開催制限の内容
令和2年	5/27～6/18	屋内：100人以下かつ収容定員の半分程度以内の参加人数 屋外：200人以下かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)
	6/19～7/9	屋内：1,000人以下かつ収容定員の半分程度以内の参加人数 屋外：1,000人以下かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)
	7/10～7/31 延長～8/31 ⁷⁸ 延長～9/18 ⁷⁹	屋内：5,000人以下かつ収容定員の半分程度以内の参加人数 屋外：5,000人以下かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

⁷⁵ 市が主催する主な催物の中止等の対応については、226頁を参照

⁷⁶ 「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について」(令和5年4月27日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)

⁷⁷ 「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」(令和2年5月14日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)及び「移行期間における都道府県の対応について」(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

⁷⁸ 政府の方針及び「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」が変更され、7月10日からの制限が8月末まで延長されたため、7月29日に本市ガイドラインを改定し、7月10日からの制限を8月31日まで延長することとした

⁷⁹ 国からの令和2年8月24日付け事務連絡にて、現行の開催制限を9月末まで延長する旨示されたことを受け、県でも準じることとしたため、8月26日に本市ガイドラインを改定し、7月10日からの制限を9月30日まで延長することとした

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 I 施設・催物

	期間	開催制限の内容
3 年	9/19 ⁸⁰ ～11/30 延長～翌年 1/17 ⁸¹	人数上限・収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度 ※全国的・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討 ※全国的・広域的な人の移動が見込まれない行事で参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限なし

● 県の措置に基づく対応(令和3年1月14日～11月21日)

この頃より、国の事務連絡⁸²や県が示す感染防止対策措置において催物の開催制限について具体的な目安が示されるようになったため、本市のガイドラインは適用を中断し、原則として県が示す内容に沿うこととした。

	時期等	期間	開催制限の内容
令和 3年	国緊急事態宣言 1/14～2/28	1/18～ 2/28	収容率： 50%以内
			人数上限： 5,000人以下
			その他： 20時以降の営業時間短縮
	県厳重警戒 3/1～3/14 延長～3/21	3/1～ 3/21	収容率： (大声なし)100%以内、(大声あり)50%以内
			人数上限： 5,000人または収容定員50%以内(≤10,000人)のいずれか大きい方
			その他： 21時以降の営業時間短縮
	県警戒領域 3/22～4/19	3/22～ 4/19	収容率： (大声なし)100%以内、(大声あり)50%以内
			人数上限： 5,000人または収容定員50%以内(≤10,000人)のいずれか大きい方
	国まん延防止 4/20～5/11	4/20～ 5/11	収容定員： (大声なし)5,000人以下の場合、定員の100%以内、5,000人を超える場合、5,000人以下
			(大声あり)10,000人以下の場合、定員の50%以内、10,000人を超える場合、5,000人以下
			その他： 20時以降の営業時間短縮
	国緊急事態宣言 5/12～5/31 延長～6/20	5/12～ 6/20	収容率： 50%以内
人数上限： 5,000人以下			
その他： 21時以降の営業時間短縮			
国まん延防止 6/21～7/11	6/21～ 7/11	収容定員： (大声なし)5,000人以下の場合、定員の100%以内、5,000人を超える場合、5,000人以下	
		(大声あり)10,000人以下の場合、定員の50%以内、10,000人を超える場合、5,000人以下	
			その他： 21時以降の営業時間短縮

⁸⁰ 国からの令和2年9月11日付け事務連絡にて、9月19日からの開催制限について新たな目安が示されたことを受け、県でも準じることとしたため、9月18日に本市ガイドラインを改定し、9月11日から11月末までの開催制限を定めた

⁸¹ 国からの令和2年11月12日付け事務連絡にて、現行の取り扱いを令和3年2月末まで延長する旨示されたことを受け、県でも準じることとしたため、11月27日に本市ガイドラインを改定し、9月19日からの制限を翌2月28日まで延長することとした。ただし、国からの令和3年1月7日付け事務連絡以降、国・県より措置等に伴う催物の開催制限等について具体的な目安が示されるようになったため、それに準じた対応を取ることにし、本市ガイドラインの運用を停止することとした

⁸² 「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 I 施設・催物

時期等	期間	開催制限の内容	
令和3年	県嚴重警戒 7/12~8/7	収容率： (大声なし)100%以内、(大声あり)50%以内	
		人数上限： 5,000 人または収容定員 50%以内 (≤10,000人)のいずれか大きい方	
		その他： 21時以降の営業時間短縮	
	国まん延防止 8/8~8/26	8/8~ 8/26	収容定員： (大声なし)5,000 人以下の場合、定員の100%以内、5,000人を超える場合、5,000人以下 (大声あり)10,000 人以下の場合、定員の50%以内、10,000人を超える場合、5,000人以下
			その他： 21時以降の営業時間短縮
	国緊急事態宣言 8/27~9/12 延長~9/30	8/27~ 9/30	収容率： 50%以内
			人数上限： 5,000 人以下
			その他： 21時以降の営業時間短縮
	県嚴重警戒 10/1~10/17	10/1~ 10/17	収容率： (大声なし)100%以内、(大声あり)50%以内
			人数上限： 5,000 人または収容定員 50%以内 (≤10,000人)のいずれか大きい方
その他： 21時以降の営業時間短縮			
県警戒領域 10/18~翌年1/14	10/18~ 10/30	収容率： (大声なし)100%以内、(大声あり)50%以内	
		人数上限： 5,000 人または収容定員 50%以内 (≤10,000人)のいずれか大きい方	
	10/31~ 11/21	収容率： (大声なし)100%以内、(大声あり)50%以内	
		人数上限： 5,000 人または収容定員 50%以内のいずれか大きい方	

● 県の措置に基づく対応(令和3年11月22日~令和5年5月7日)

令和3年11月19日に国の基本的対処方針が変更され、催物における感染防止策の実効性を担保するため、主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載する感染防止安全計画及び実際の対応等を記載した結果報告の提出が新たに求められることとなった。

計画及び結果報告の提出が必要な催物は5,000人超かつ開催場所の収容率50%を超えるもののみで、これに満たない催物は感染防止対策に関するチェックリストを公表することとなった。これを受け、11月22日に県の嚴重警戒が変更され、催物の開催に係る制限の判断基準として、感染防止安全確保計画の有無も考慮されることとなった。

なお、令和5年5月8日に国の基本的対処方針が廃止され、催物における開催制限の取組は廃止となった。

【県警戒領域、県嚴重警戒(令和3年11月22日~令和4年1月20日)⁸³⁾

区分	収容率	人数上限
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント ⁸⁴⁾	100% ⁸⁵⁾	収容定員まで
その他のイベント ⁸⁶⁾	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人または収容定員50%のいずれか大きい方

⁸³⁾ 令和4年1月15日より警戒領域から嚴重警戒に切り替わった

⁸⁴⁾ 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は国からの通知に基づき運用

⁸⁵⁾ 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須

⁸⁶⁾ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要あり)

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 I 施設・催物

【国まん延防止等重点措置（令和4年1月21日～3月21日）】

区分	収容率	人数上限
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント ⁸⁷	100% ⁸⁸	20,000人 ⁸⁹
その他のイベント ⁹⁰	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人

【県嚴重警戒、BA.5対策強化宣言（令和4年3月22日～令和4年9月8日）⁹¹】

区分	収容率	人数上限
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント ⁹²	100% ⁹³	収容定員まで
その他のイベント ⁹⁴	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人または収容定員 50%のいずれか大きい方

【BA.5対策強化宣言、県嚴重警戒、県医療ひっ迫防止緊急アピール
（令和4年9月9日～令和5年1月29日）⁹⁵】

区分	収容率	人数上限
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント ⁹⁶	100% ⁹⁷	収容定員まで
その他のイベント ⁹⁸	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 ⁹⁹	5,000人または収容定員 50%のいずれか大きい方

【県医療ひっ迫防止緊急アピール、県嚴重警戒、県警戒領域
（令和5年1月30日～令和5年5月7日）¹⁰⁰】

区分	収容率	人数上限
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント ¹⁰¹	100%	収容定員まで
その他のイベント ¹⁰²	100%	5,000人または収容定員 50%のいずれか大きい方

⁸⁷ 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は国からの通知に基づき運用

⁸⁸ 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須

⁸⁹ ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない

⁹⁰ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要あり)

⁹¹ 令和4年8月5日より嚴重警戒からBA.5対策強化宣言に切り替わった

⁹² 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は国からの通知に基づき運用

⁹³ 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須

⁹⁴ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要あり)

⁹⁵ 令和4年10月1日よりBA.5対策強化宣言から嚴重警戒に切り替わった。令和4年12月8日より嚴重警戒から愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールに切り替わった

⁹⁶ 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は国からの通知に基づき運用

⁹⁷ 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが基本。同一イベントにおいて「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）とする

⁹⁸ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要あり)

⁹⁹ 同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）とする

¹⁰⁰ 令和5年2月20日より愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールから嚴重警戒に切り替わった。令和5年2月27日より嚴重警戒から警戒領域に切り替わった

¹⁰¹ 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は国からの通知に基づき運用

¹⁰² 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要あり)

II 経済対策

令和2年4月7日、国は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にあった経済の復興を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の実施を発表した。事業規模は108兆円に及び、うち1兆6,974億円が旅行や飲食、イベント等の需要喚起事業である「Go To キャンペーン」に充てられた。

本市でも、感染拡大による外出自粛等の影響により低迷した、市内の観光消費の喚起や市内経済の活性化を目的とした経済対策を実施した。

(1)事業者向けの支援

主に新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している事業者を対象に、融資制度の創設・拡充等による支援を行った。

(2)個人・世帯向けの支援

主に新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する人を対象に、公共料金の支払いや納税の猶予、少額の貸付等を行った。

(3)新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策一覧の公開

新型コロナウイルス感染症は国民生活や事業経営など、幅広く暗い影を落としたことから、これに対応する支援策も豊富に用意された反面、かえって真に必要な支援策を発見することが難しい状況となったため、内閣官房では、国の支援を一覧に取りまとめて公表することで、国民・事業者がそれぞれの窮状に応じて活用できる支援策を見つける一助とした。

本市でも、市民・事業者が必要な支援を受けられるよう各局区室

やその関係機関（国、県、外郭団体等）が実施している支援策を取りまとめ、ウェブサイトに公開した。個人・世帯向けの支援策、事業者向けの支援策、その他（情報取得窓口の案内等）に区分し、必要な情報を探しやすいように工夫した。



【新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策一覧】

(4)その他支援

● 市施設における興行支援

新型コロナウイルスの影響で大規模な興行の実施が困難となり、大きく影響を受けたイベント主催者を支援するため、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、中小企業振興会館等の市施設における使用料金の2分の1を減免した。

【興行支援実績】

施設名	減免件数	減免金額
中小企業振興会館 (吹上ホール、第1・第2ファッション展示場、メインホール、展望ホール)	148件	58,582千円
国際会議場 (センチュリーホール、白鳥ホール、イベントホール、レセプションホール)	143件	56,073千円
国際展示場(第1・第2・第3展示場、イベントホール)	47件	59,986千円
市民会館(大ホール、中ホール)	204件	38,690千円
公会堂(大ホール)	83件	10,518千円

● 行政によるモデル事業の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、イベント主催者等は感染防止対策を徹底した新たな形でのイベント等の運営を検討していく必要に迫られた。

本市では、イベント事業者等がウィズコロナの時代における新たなイベント等のモデルとできるよう、行政によるモデルケースを提示した。

① HISAYA DISTANTAIMENT

令和2年10月30日から11月1日まで、久屋大通公園 北・名古屋テレビ塔¹⁰³エリアを舞台に、音楽ライブやナイトシネマ、観光PR、土産の展示販売を実施した。

ソーシャルディスタンスとエンターテイメントの融合をテーマとし、SNSによる混雑情報の発信や事前予約制の導入、特設サイトを通じたライブ内容の配信などにより、入場制限の難しいオープンな広場における感染症対策のノウハウを示し、来場者数は3日間で26,000人超となった。

② 感染症対策総合展

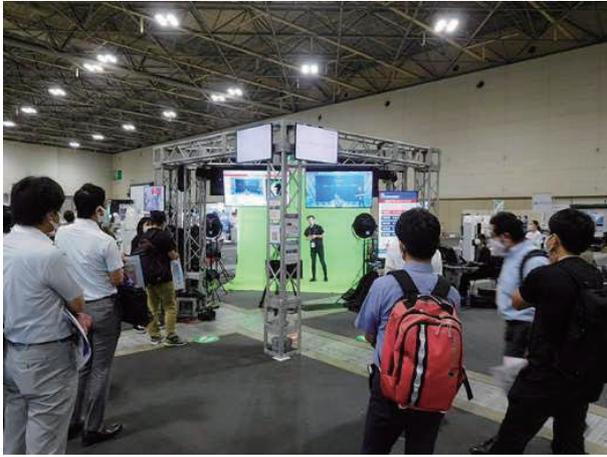
展示会主催者に対するウィズコロナの時代における展示会のモデルを示すため、令和2年9月9日から11日まで国際展示場において開催した。

本展示会は、115に及ぶ会社や団体が感染症対策に係る各種製品・システムを展示・紹介するとともに、オフィスを模したテーマゾーンでの感染対策の実践例の提案や感染予防を啓発するセミナーもあわせて行うなど、全国でも初となる展示会となった。

展示会における感染防止対策の例を示すため、事前登録制の採用、サーモカメラによる検温、大型送風機による換気など、会場での感染防止対策にも工夫した。

¹⁰³ 令和3年5月1日名称変更(新:中部電力 MIRAI TOWER)

本展示会は、地方紙や地元テレビ局だけでなく全国メディア（テレビ朝日「報道ステーション」）でも紹介された。また、東京ビッグサイト等の運営会社やマイナビ等の展示会主催者の来場もあり、第2回の感染症対策総合展（令和2年12月2日から4日）が東京ビッグサイトで開催されるなど、社会的にも大きな影響を及ぼした。



【感染症対策総合展】

● 世界コスプレサミット・にっぽんど真ん中祭り開催支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントの新たな開催方法への移行が求められている中、本市を代表する大規模イベントである世界コスプレサミット及びにっぽんど真ん中祭りの令和3年度及び令和4年度の開催に向け、県と連携して開催支援を行った。

具体的には、イベント会場における感染症対策及びオンライン配信の実施にかかる経費の一部を負担した。

● 名古屋観光クーポン「シャチ割」

令和2年10月、市内観光消費額の増加及び地域経済の回復・活性化を目的に、国の施策「GoTo トラベル事業」と連動した観光消費喚起事業として、市内の観光施設やタクシー・バス等の交通機関、土産の購入等で使用できるクーポンを発行・販売した。

本事業では「市内周遊向け」と「宿泊旅行者向け」の2種類のメニューを用意し、第1期から第4期までの4期間にわたり実施した。このうち、第2期から第4期については、県内在住者のみを対象とした。ただし、宿泊旅行者向けのクーポンについては、12月に国の「GoTo トラベル事業」の全国一時停止が決定されたことを受け、第2期以降の取り扱いを中止とした。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 II 経済対策

【「シャチ割」の概要及び実績】

区分	市内周遊向け観光クーポン	宿泊旅行者向け観光クーポン
内容	6,000円の観光クーポンを 3,000円で販売	市内を宿泊地とする旅行商品購入 者に、1人1泊につき3,000円 分の観光クーポンを進呈
クーポンの 種類	紙クーポン及び電子クーポン ※電子クーポンはLINEのシャチ割特設 アカウントにて販売	紙クーポンのみ
使用期間	発行日から14日間	
申込・販売 時期 及び 購入・使用 可能期間	(第1期) 申込:令和2年11月16日~11月23日 ※電子クーポンは11/20~ 購入:令和2年11月26日~12月14日 (第2期) 申込:令和2年12月18日~12月23日 購入:令和2年12月26日~令和3年1月21日 (第3期) 申込:令和3年8月10日~8月30日 購入:令和3年9月6日~9月16日 (第4期) 申込:令和3年11月4日~11月10日 購入:令和3年11月16日~11月23日	(第1期) 販売:令和2年11月20日~12月15日 使用:令和2年12月1日~令和3年3月12日 (第2期以降中止)
販売実績	第1期:16,325件、第2期:20,855件 第3期:18,645件、第4期:2,921件	第1期:1,267件

● 名古屋に泊まろう! 「シャチ泊」

市内の観光需要の回復や地域経済の活性化を目的に、市内宿泊施設への宿泊に対する割引及びプロモーションを実施した。本事業は、令和4年6月1日宿泊分から令和5年3月1日チェックアウト分までの市内での宿泊や宿泊旅行商品の代金の50%（1人1泊あたり最大5,000円）を割引する制度で、利用者は①旅行会社での割引、②オンライン予約サイト上でのクーポン利用、③プレミアム付き宿泊券の購入のいずれかにより、割引を受けることができることとした。

利用対象者は愛知県及び隣接4県で開始、9月に4県を追加、10月からは国内在住者¹⁰⁴に拡大し、利用者全員のワクチン接種歴（3回接種）または陰性の検査結果（有効期限内のもの）及び本人確認書をチェックイン時に提示できる者とした。

販売は3期間に分け、第1期を令和4年5月23日~8月31日、第2期を令和4年9月1日~11月30日、第3期を令和4年12月1日~令和5年2月28日とした。

また、併せて観光誘致プロモーション事業「名古屋で観パイキャンペーン」を実施し、シャチ泊利用者に対し、飲食店で特典を受けられる観パイチケットを配布した。



【シャチ泊ロゴ】

¹⁰⁴ プレミアム付き宿泊券の購入対象者は、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、福井県、石川県、富山県、新潟県在住に限ることとした

● **新型コロナウイルス感染症対策旅行商品造成支援事業**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために経済活動を制限した結果、観光分野においても消費の縮小により業界は非常に厳しい状況に置かれていた。

このため、令和4年度に地域の異業種での連携を通じて、5件の観光商品造成を支援するとともに、造成を支援した商品の販売促進を行うポータルサイトの運用を実施し、観光消費の拡大及び地域経済の活性化を図った。

● **プレミアム付き商品券の発行**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい経済情勢にある中、地域経済の活性化を図るため、令和2年度及び令和3年度に紙のプレミアム付き商品券を発行した。また、令和4年度からは紙に加えて電子商品券を発行し、プレミアム率を従来の20%から30%に引き上げ、市民のより活発な消費行動につなげた。

【プレミアム付き商品券の概要及び実績】

〈令和2年度〉

区分	紙
名称	名古屋で買おまい★プレミアム商品券
対象者	市内在住者
販売価格	1冊 1.2万円分を1万円で販売 プレミアム率 20%
販売方法	事前申し込みによる抽選販売（1人3冊まで）
期間	申込期間：令和2年9月12日～10月15日 利用期間：令和2年11月19日～令和3年1月31日
利用可能店舗数	1,345店舗
販売実績	107,863冊

〈令和3年度〉

区分	紙
名称	名古屋で買おまい★プレミアム商品券
対象者	市内在住者
販売価格	1冊 1.2万円分を1万円で販売 プレミアム率 20%
販売方法	事前申し込みによる抽選販売（1人5冊まで）
期間	申込期間：令和3年7月1日～7月30日 利用期間：令和3年8月30日～令和4年1月31日
利用可能店舗数	8,606店舗
販売実績	669,517冊

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 II 経済対策

〈令和4年度〉

区分	紙	電子
名称	名古屋で買おまい★ プレミアム商品券	金シャチマネー
対象者	市内在住者	
販売価格	1冊 1.3万円分を1万円で販売 いずれもプレミアム率は30%	1口 1.3万円分を1万円で販売
販売方法	事前申し込みによる抽選販売 (紙または電子のどちらか一方を選択し、1人5冊または5口まで)	
期間	申込期間：令和4年4月27日～5月27日 利用期間：令和4年6月23日～令和5年1月31日	
利用可能店舗数	10,325店舗	7,189店舗
販売実績	1,007,497冊	671,247口

〈令和5年度（令和5年5月31日時点）〉

区分	紙	電子
名称	名古屋で買おまい★ プレミアム商品券	金シャチマネー
対象者	市内在住者	
販売価格	1冊 1.3万円分を1万円で販売 いずれもプレミアム率は30%	1口 1.3万円分を1万円で販売
販売方法	事前申し込みによる抽選販売 (紙または電子のどちらか一方を選択し、1人5冊または5口まで)	
期間	申込期間：令和5年4月15日～5月17日 利用期間：令和5年6月22日～令和6年1月31日	
利用可能店舗数	11,946店舗	9,364店舗



【プレミアム商品券ロゴ】



【金シャチマネーロゴ】

Ⅲ 学校・幼稚園

1 全国一斉臨時休業

令和2年2月27日の国の対策本部にて、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示された。複数地域で感染経路不明の陽性者が発生するとともに、一部地域ではクラスター感染が発生していたことから、徹底した対策を講じるべきと判断された。この方針を受け、翌28日に国は各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、令和2年3月2日から春季休業開始日までの間、学校保健安全法第20条¹⁰⁵に基づく臨時休業を実施するよう通知した。

国からの通知を受け、本市もすべての学校等（市立学校及び幼稚園）にて臨時休業の実施を決定し、2月28日に学校等に通知した。5月7日に、県独自の緊急事態宣言や国の緊急事態宣言を実施すべき区域となったことにより、臨時休業は5月31日まで継続することとなった。

(1)臨時休業中における子どもの居場所確保

臨時休業中は、日中、保護者が見守ることのできない子どもの居場所の確保が必要なため、学校で読書や自主学習などを行うことができるようにしたほか、トワイライトスクール・トワイライトルームとも連携し、子どもの居場所確保に努めた。

月曜日から金曜日までの間、14時までは小学校で、それ以降はトワイライトスクールやトワイライトルームでそれぞれ過ごすことができるよう対応し、トワイライトスクール等では土曜日も受入を行った。なお、3月2日に受入の対応準備を行い、翌3日より受入を開始した。

¹⁰⁵ 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第3章 社会経済活動の維持・両立 Ⅲ 学校・幼稚園

● 令和2年3月3日～3月24日

平日	8:45～14:00	全小学校で受入	
	14:00～	トワイライトスクール 原則として、学校で午前中から受入した児童を受入 18:00まで	トワイライトルーム 原則として、学校で午前中から受入した児童を受入 【基本登録】17:00まで 【選択登録】19:00まで
土曜日	9:00～	トワイライトスクール	トワイライトルーム
		18:00まで	【基本登録】17:00まで 【選択登録】18:00まで

● 令和2年3月25日～4月6日(学年末・学年始の対応)¹⁰⁶

平日	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	9:00～18:00	8:00～19:00
土曜日	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	9:00～18:00	【基本登録】9:00～17:00 【選択登録】9:00～18:00

● 令和2年4月8日～5月31日

平日	8:45～14:00	自主登校	
	14:00～	トワイライトスクール 自宅で保護者が見守ることのできない児童を受入 18:00まで	トワイライトルーム 自宅で保護者が見守ることのできない児童を受入 【基本登録】17:00まで 【選択登録】19:00まで
土曜日	9:00～	トワイライトスクール	トワイライトルーム
		自宅で保護者が見守ることのできない児童を受入 18:00まで	自宅で保護者が見守ることのできない児童を受入 【基本登録】17:00まで 【選択登録】18:00まで

(2)臨時休業中における子どものケア

臨時休業中は、学校が児童生徒の心身の変化に気づきにくいことから、学校となごや子ども応援委員会が連携し、児童生徒の状況等を踏まえて、電話での状況確認など心とからだのケアを継続的に実施するなど、安心して生活できる環境づくりに努めた。

¹⁰⁶ この間は、学校での受入対応を行っていない

2 教育活動再開後の対応

令和2年6月5日、国の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためガイドライン」において、長期的な対応が求められるコロナ禍において持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していくための指針が示された。

同ガイドラインでは、基本的な感染症対策の実施や「3つの密」の回避といった学校での感染症対策のほか、陽性者・濃厚接触者及び発熱者の出席停止についての取り扱いや児童生徒等・教職員の感染が確認された際の臨時休業についての考え方等が整理された。

本市も、同ガイドラインに基づき「学校における新型コロナウイルス感染症への対応方針」を定めた。

国の同ガイドラインが感染状況に応じて変更されるごとに、本市同方針についても必要に応じて改訂した。その後、国の令和5年3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスクの着用の考え方の見直し等について（通知）」を受け、本市同方針については、令和4年度末をもって廃止とした上で、必要最小限の感染症対策を示した。

● 学校等での感染症対策

教育活動再開後、教育委員会において、学校教育や部活動等における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減するために必要な衛生管理や教育指導にかかる方針「学校における新型コロナウイルス感染症への対応」を令和3年4月12日に策定し、同日各学校へ通知した。

同方針では、換気の徹底や教室における身体的距離の確保などの基本的な感染対策に始まり、給食等や感染リスクが高いとされる教育活動¹⁰⁷について実施方法を整理するなど、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中でも、学びの機会を確保し、子どもたちが安心安全に過ごせるような学校運営や部活動等の継続に努めることとした。

同方針に基づき、感染リスクが高いとされる教育活動では、実施する際の身体的距離の確保や活動時間・内容の制限などの対策を実施し、部活動でも接触を伴う練習の制限や練習試合・合同練習及び部合宿の禁止などの感染症対策を実施した。

国のガイドラインが感染状況に応じて変更されるごとに、本市同方針についても必要に応じて改訂した。その後、国の令和5年3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスクの着用の考え方の見直し等について（通知）」を受け、本市同方針については、令和4年度末をもって廃止とした上で、必要最小限の感染症対策を示した。

● 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業

本市の対応方針では、児童生徒や教職員等の感染が判明した場合は、保健センターと相談のうえ当該校の全部または一部を臨時休業とすることとした。

なお、家庭学習のあり方など臨時休業中の過ごし方については、別途学校より通知を行った。

【学級閉鎖等の措置を行った件数（令和2年2月26日～令和5年5月7日時点）】

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	総数
休校（園）	43件	23件	8件	3件	1件	78件
学年閉鎖	75件	54件	54件	20件	0件	203件
学級閉鎖	4,093件	1,108件	284件	93件	62件	5,640件

¹⁰⁷ 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科での活動でのグループ学習や実験・観察、作品制作等の活動や音楽科での歌唱・楽器演奏の活動、体育科での運動時の活動など

● 分散登校

国からの通知¹⁰⁸を踏まえ、高等学校においては、各校の判断で分散登校を実施した。期間や方法を含め各校の裁量としたが、一部の高等学校では、教育活動再開後においても登校して授業を受ける生徒と、オンラインで授業を受ける生徒とに分け、分散登校を実施した。

● 主な学校行事での対応

運動会・体育大会などの「健康安全・体育的行事」や学芸会、作品展、文化祭、合唱コンクールなどの「文化的行事」、さらには授業参観や遠足などについては、それぞれの学校行事の意義や必要性和児童生徒の感染リスクとを勘案しながら、各学校において実施・延期・中止を判断した。ただし、実施する場合には、実施時期や参加人数、会場、活動場所、実施方法等を工夫し、最大限の感染症対策を講じることとした。

修学旅行については、名古屋市の「地域の感染レベル」や訪問先の受け入れ状況から、学校ごとに実施・延期・中止を判断した。

また、野外教育センターを使用した2泊3日の野外学習については、令和2、3年度は感染拡大防止のため中止し、令和4年度は1泊2日に期間を短縮し、感染症対策を行いながら実施した。

入学式・卒業式については、会場の換気や参加人数の縮小等の感染症対策の徹底や式典の内容精選による時間の短縮などの工夫をした。

その後、感染状況に応じて、国の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためガイドライン」改訂版が示され、これを基に本市ガイドラインも改定を繰り返して対応し、令和4年度末に向けて学校行事の参加者数や、マスクの着用等、感染症対策を見直していった。

令和5年度当初からの学校行事については必要最小限の感染症対策を講じることで、学校行事を行うこととした。

● 市立高等学校入学試験への対応

市立高等学校を含め県内の高等学校の入試では、急病や交通事故等のやむを得ない事情で当日の受験ができなかった者に対して追検査を行っている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に罹患、またはその疑いのある者の場合、追検査の日程においても自宅待機が必要となる可能性があるため、追検査とは別に特別の追検査を実施した。

また、県内の高等学校では、国公立のいずれの高等学校にも合格しなかった者の進学先を確保するため、合格者数が定員に達していない高等学校において第2次選抜を行っているが、前述の特別の追検査で合格校がなかった者に対しては、特別の第2次選抜を行い、行先を確保した。

なお、これらの対応は県立高等学校と市立高等学校で取扱いに差異が出ないよう、県教育委員会と調整したうえで実施したものである。

● 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別の防止

陽性者や濃厚接触者への誹謗中傷等の書き込みをインターネットやSNSで行わないことや不確かな情報を拡散させないことなどについて、授業や日常的なやり取りを通じて児童生徒に対する指導を行った。

¹⁰⁸ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長）

IV 市民生活の維持・確保

1 上下水道

(1)水道料金の減免

市民の積極的な手洗いの実施による新型コロナウイルス感染防止と感染症の影響を受けている市民生活や事業活動の支援を目的として、令和2年8月、9月検針分で2か月分の水道料金の基本料金の減免を実施した。

(2)上下水道料金の支払期限の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等により上下水道料金の支払いが困難な世帯や事業者を対象に、状況に応じて最長で検針日から6か月後の月末まで支払期限を猶予できることとした。

(3)安心・安全な水道水を利用した手洗いの励行

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、基本的な感染防止対策の一つである「手洗い」について、本市の安心・安全な水道水を利用した手洗いの励行の啓発等を実施した。

区分	内容
手洗い動画の公開	<p>水道水を水源から蛇口まで届ける過程と水道水を利用した手の洗い方について紹介する1分程度の動画を作成し、ウェブサイトで公開</p>  <p>【手洗い動画】</p>
手洗いを促すメッセージによる啓発	<p>「安心・安全な水道水を利用して手を洗いましょう」のメッセージを含むイラストを作成し、広報媒体への掲載やウェブサイトで公開</p>  <p>【手洗い啓発のイラスト】</p>
イベント等での手洗いの励行の啓発	<p>なごや水フェスタなどのイベントで手洗い体験など手洗い励行の啓発を実施</p>

2 廃棄物

(1)ごみ収集作業員の感染症対策

ごみ収集作業員の感染及び作業員からの感染拡大を防止するため、事業所内に飛沫感染対策シートやアクリルパーティションなどを設置し、共用部分の消毒を毎日実施した。また、非接触型体温計を設置し、毎日の作業員の検温を徹底した。

さらには、収集車に同乗する清掃運転士と技士をできるだけ同じ職員に固定するなど、職員に陽性者が発生した場合でも、職員間の感染拡大によりごみ等の収集が滞らないよう対策を行った。

(2)ごみ・資源の出し方についての広報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自宅療養者や濃厚接触者の増加に伴い、国は宿泊療養や自宅療養における廃棄物処理について注意喚起するよう通知した¹⁰⁹。これを受けて本市では、令和2年4月30日より陽性者やその疑いがある者の家庭からのごみ・資源の出し方について、市公式ウェブサイト等を通じて啓発を行ったほか、事業系のごみ・資源に関しても、ウイルスが付着している可能性のあるものの取り扱いについて啓発を行った。

また、PCR検査、抗原検査及び抗体検査が可能な検査キット（プラスチックが主材料で針のないもの）についても排出方法の啓発を行った。

【家庭系 陽性者やその疑いがある者の家庭からのごみ・資源の出し方】

区分	啓発内容
可燃ごみ	収集者がごみを圧縮する際に袋が破裂することがあるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・マスクやティッシュは内袋に入れるなど二重にする ・中身を詰め過ぎない ・ごみ袋は空気を抜いてしっかり縛る
PCR・抗原・抗体検査が可能な検査キット (プラスチックが主材料で針なし)	内袋に入れて1週間程度保管 ¹¹⁰ してから排出
資源 空きびん、空き缶、ペットボトル、 プラスチック製・紙製容器包装、紙パック	収集後に手作業で異物を除去しているため、家庭で1週間程度保管のうえ、それぞれの品目で排出

【事業系 新型コロナウイルス付着の可能性のあるごみ・資源の出し方】

区分	啓発内容
ごみ・資源共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみに直接触れない ・しっかり縛って封をする ・ごみを捨てた後はしっかり手を洗う ・資源を市の収集に出す場合¹¹¹は、事業所で1週間程度保管のうえ、それぞれの品目で排出
PCR・抗原・抗体検査が可能な検査キット (プラスチックが主材料で針なし) ¹¹²	内袋に入れ、1週間程度保管してから排出

¹⁰⁹ 「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)」(令和2年4月7日付け環境省環境再生・資源循環局長)

¹¹⁰ プラスチック等の表面に付着したウイルスの感染力は3日程度で失われるとされているため

¹¹¹ 特定品目を家庭並み少量として市収集に出す場合

¹¹² 性状や量が家庭並み少量の場合に限る

(3)市民からの感謝のメッセージ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、感染リスクと隣り合わせでごみや資源の収集に従事する作業員に対し、市民から800件を超える感謝のメッセージが寄せられ、エッセンシャルワーカーとしての職員のモチベーションの維持・向上につながった。

なお、寄せられたメッセージは、すべての作業員がみられるよう各環境事業所に掲示した。



【市民からの感謝のメッセージ】

3 公共交通

(1)市営交通での感染防止対策

市民生活や経済活動を支える重要なインフラである市バス・地下鉄は、深夜時間帯の運行の一部休止¹¹³を除いて通常通り運行した。市営交通に関する感染防止対策は、ダイヤ変更ではなく、バス・地下鉄それぞれの業種別ガイドラインに基づく施設・車両の消毒清掃や、車両の抗ウイルス・抗菌加工などを主とした。

このほか、地下鉄路線の混雑状況の公表や駅のデジタルサイネージを利用した新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行うなど、利用者への情報提供も実施した。

【市営交通での主な感染防止対策の取組】

主な感染防止の取組	時期
市バス・地下鉄車両の消毒清掃	令和2年2月28日～
駅長室へのビニールカーテンの設置	令和2年4月16日～令和5年5月14日
バス車両運転席へのビニールカーテンの設置	令和2年6月2日～令和5年5月14日
混雑状況の公表	令和2年10月14日～
駅構内トイレへの手洗い石鹸の設置	○名古屋・栄・金山駅 ・令和2年6月17日～9月30日 ・令和3年2月19日～ ○その他全駅 ・令和3年3月10日～
市バス・地下鉄車両の抗ウイルス・抗菌加工	・令和3年3月26日～7月30日 ・令和3、4年度新車導入時



【地下鉄車両の抗ウイルス・抗菌加工】



【市バス車両抗ウイルス・抗菌加工済ステッカー】



【駅長室へのビニールカーテン設置】



【市バス車両運転席へのビニールカーテン設置】

¹¹³ 令和2年4月24日から6月4日までの間と、同年8月7日から次のシステムの運行を休止した。

地下鉄：金曜日及び休日前の東山線終電延長

市バス：深夜1・2号系統、金曜日及び休日前の午後11時30分発の幹星丘1号系統と高畑16号系統

(2)あおなみ線、ガイドウェイバスでの感染防止対策

本市外郭団体である第三セクター会社が運営するあおなみ線及びガイドウェイバス（ゆとりーとライン）でも、車両及び駅施設における抗ウイルス・抗菌加工等の感染防止対策を実施した。

【あおなみ線、ガイドウェイバスでの主な感染防止対策】

	区分	内容
あおなみ線	車両・駅施設における抗ウイルス・抗菌加工	令和3年7月～8月にかけて実施
	車内換気	換気窓の開閉等による換気
	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・車両客室内の壁、手すり、座面、つり革、駅改札機や券売機等の消毒清掃 ・駅係員窓口に消毒液設置
	飛沫防止	駅係員窓口へのビニールカーテン設置
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に並ぶ際の距離確保の案内 ・掲示板等への感染症対策啓発ポスターの掲示 ・駅構内放送、発車標テロップを活用した感染防止啓発メッセージの発信 ・社員のマスク着用、検温等
ガイドウェイバス	車両・駅施設における抗ウイルス・抗菌加工	令和3年6月～8月にかけて実施
	車内換気	運行中の車両窓の一部開放
	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・駅・車両の消毒清掃 ・大曽根駅窓口及び本社入口に除菌用ジェル剤等を設置
	飛沫防止	運転席脇にビニールカーテン設置
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客へのマスク着用等アナウンス ・社員のマスク着用等感染防止対策の実施

コラム 公共交通機関等における感染拡大による影響

- 名古屋高速道路の一部入口の閉鎖
 令和2年2月22日、名古屋高速道路公社が委託する料金収受会社の事務員の陽性が判明し、濃厚接触の疑いのある者52名を自宅待機にしたことから、料金収受業務を維持することが困難となったため、5料金所（六番南入口、木場入口、六番北入口、船見入口、烏森入口）を閉鎖し、翌23日からは、さらに東海新宝入口料金所も閉鎖した。
 6料金所については、同月25日からETC無線通行を再開し、3月6日より通常運用に戻した。
- あおなみ線の減便
 令和4年1月27日、あおなみ線を運営する名古屋臨海高速鉄道株式会社において、運転業務に従事する社員複数の陽性または濃厚接触が判明し、通常の列車本数を維持することが困難となったことから、同月29日から翌月7日まで減便した。減便本数は毎日34本。これにより、平日161本→127本、休日145本→111本の運行となった。

4 子どもの居場所等

(1) 保育施設

● 臨時休園

令和2年2月25日、国から保育施設の臨時休園等に関する方針が示された¹¹⁴ことを受け、同月28日から利用児童または職員に新型コロナウイルスの陽性が確認され、かつ施設内に濃厚接触者が確認された等の場合に、感染拡大防止のため14日間の期間を臨時休園することとした。その後、濃厚接触者の待機期間に関する国の取扱いの変更を受け、臨時休園の期間を令和4年1月17日から10日間¹¹⁵に、同月31日からは7日間¹¹⁶に短縮（濃厚接触者の待機期間の短縮に準じ）した後、同年2月22日から臨時休園は保育体制が確保できない場合等に限り適用するものとした。

令和5年5月7日までに、延べ168件83か所の公立保育所が、延べ793件452か所の民間保育施設がそれぞれ臨時休園した¹¹⁷。

● 登園を控える旨の呼びかけ

県独自の緊急事態宣言や国の緊急事態宣言を実施すべき区域となったことを受け、保育所等での感染拡大防止のため、令和2年4月15日から5月31日までの間、家庭での保育が可能な場合は登園を控えるよう利用者に呼びかけた。

また、オミクロン株の感染拡大により、休園数が急増した理由から、令和4年1月25日から2月13日までの間、家庭での保育が可能な利用者に対しては登園を控える旨呼びかけを行った。

● 保育料の軽減

保育所等を臨時休園とした場合、利用児童が陽性者や濃厚接触者と特定され登園停止となった場合、または本市からの呼びかけに応じて登園を控えた場合に、利用者に対し、その間の保育料を日割りで減額し、相当額を還付した。

令和2年度には639,705,420円、令和3年度には561,016,460円、令和4年度には124,326,830円の保育料を減額した。

● 緊急保育

本市では、利用児童や職員に新型コロナウイルスの陽性が確認され、かつ施設内に濃厚接触者が確認された等の場合は臨時休園とすることとしたが、臨時休園中は、施設の利用ができないことから保護者の就労等に影響が及び、加えて、感染拡大による臨時休園数の増加に伴い、保護者の負担が増大したため、令和3年9月から、臨時休園中に保育体制が

¹¹⁴ 「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課、子ども家庭局保育課、子育て支援課）

¹¹⁵ 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年1月14日一部改正））に基づく期間の短縮

¹¹⁶ 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年1月28日一部改正））に基づく期間の短縮

¹¹⁷ 同一施設が複数回臨時休園になることがあるため、延べ件数とか所数は一致しない

確保できる場合は、保育が必要な児童に対して臨時休園中の保育施設において緊急保育を実施することとした。

令和3年度には391施設、令和4年度には17施設の計408施設で緊急保育を実施した¹¹⁸。

(2)トワイライト(トワイライトスクール・トワイライトルーム)

● 臨時休業

国の方針¹¹⁹に従い原則開所とし、令和2年2月28日から、利用児童または職員に新型コロナウイルスの陽性が確認された等の場合に、感染拡大防止のため、教育委員会と調整したうえで臨時休業した。

トワイライトスクール延べ169件(124か所)、トワイライトルーム延べ75件(42か所)が休業した¹²⁰。

● 利用を控える旨の呼びかけ

本市における市立学校及び幼稚園の一斉休業を受け、トワイライトでも感染拡大を防止するため、令和2年3月3日から5月31日までの間、児童が自宅で過ごすことができる場合には利用を控えるよう利用者に呼びかけた。

一斉休業解除後は、児童のマスク着用、参加前の検温、体調不良時の自宅での休養等を保護者に依頼したうえで運営を行ったが、緊急事態宣言が発出された場合には、同様に利用を控えるよう呼びかけた。

● トワイライトルームにおける利用料の軽減

トワイライトルームの利用料は、①登録制である選択事業に係る利用料(月額)、②一時利用¹²¹に係る利用料(日額)の2種類からなり、①は実際の利用日数に関わらず一律の負担となる。

本市では、感染拡大防止の観点から選択事業利用者へ利用自粛を呼びかけた令和2年4、5月の利用料を特例措置として利用実態に即した料金で対応することとした。具体的には、利用がない場合には選択事業の登録を取り消し、選択事業に係る利用料よりも実際の利用日数すべてを一時利用とした方が安くなる場合、一時利用に係る利用料を児童の利用料とした。また、感染拡大防止のためトワイライトルームを活動休止とした場合、選択事業利用料の日割減額を行った。

令和2年度には5,914,250円、令和3年度には759,760円、令和4年度には184,760円の利用料を減額した¹²²。

¹¹⁸ 令和4年度の実績が前年度に比して少ないのは、令和4年2月22日から臨時休園を適用するのは、保育体制が確保できない場合等に限ることとしたため。令和5年度は実績なし

¹¹⁹ 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」(令和2年2月27日付け厚生労働省子ども家庭局保育課、子育て支援課)

¹²⁰ 同一施設が複数回臨時休業になることがあるため、延べ件数とか所数は一致しない

¹²¹ 選択事業の登録はないが、17時以降に利用する場合もしくは18時まで選択事業の登録をしているが、18時以降も利用する場合

¹²² 令和5年度は実績なし

(3)学童保育所(留守家庭児童育成会)

● 臨時休所

トワイライト同様、国の方針に従い原則開所とし、令和2年2月28日から、利用児童または職員に新型コロナウイルスの陽性が確認された等の場合に、感染拡大防止のため臨時休所することとし、延べ335件が休所した。

● 利用を控える旨の呼びかけ

県独自の緊急事態宣言や国の緊急事態宣言を実施すべき区域となったことを受け、学童保育所内での感染拡大を防ぐため、令和2年4月10日から5月31日までの間、児童が自宅で過ごすことができる場合には利用を控えるよう利用者に呼びかけた。

● 利用料の軽減に伴う助成

学童保育所では、利用者や職員の陽性が判明した場合や小学校の児童等に陽性が判明し臨時休校になった場合、市から学童保育所に臨時休所や利用自粛の要請を行っている。学童保育所を利用できなかった保護者に対し、学童保育所が利用料を減免した場合、利用料の日割り相当額の助成を行った。

【助成件数・助成額】

区分	助成件数	助成額
令和2年度	204件	71,570,865円
令和3年度	345件	20,883,564円
令和4年度	967件	19,463,509円
計	1,516件	111,917,938円

5 高齢者・障害者等

(1) 高齢者施設への対応

● 通所介護事業所等に対する休業要請

令和2年3月6日、市南東部の複数の福祉施設で多数の陽性者が発生したことを受け、南区及び緑区の通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所に対し、休業の要請¹²³を行った。

期間は令和2年3月7日から20日までの2週間とし、この間に要請に応じて休業または事業の縮小を行った120事業所に対し、助成金による休業補償(147,710,188円)を行った。

なお、緊急事態宣言中も高齢者への介護サービス事業は継続の対象とされたため、以後の休業要請は行わず、感染防止対策を講じたうえでの事業の継続を求めた。

● 介護事業者への情報提供

本市では、従来から介護事業者に対し、ウェブサイト「NAGOYA かいごネット」を活用して介護保険制度等に対する案内を提供しており、新型コロナウイルス感染症に係る各種制度や通知についてまとめたページを作成し、事業者に対して情報提供を行った。

● 衛生用品の配布

感染の初期段階には、全国的にマスク等の衛生用品に対する需要が増大し入手困難な時期が続いた。このような状況の中、重症化リスクの高い高齢者施設の利用者及び職員の感染を防ぐため、本市の備蓄や企業からの寄贈を活用し、介護事業所に対し衛生用品の配布を行った。なお、令和2年6月以降は国から配布された衛生用品を施設に配布した。

● 新型コロナワクチンの優先接種¹²⁴

本市における新型コロナワクチンの接種は、国の定める優先順位に従って行われ、高齢者は優先順位の2番目、施設の従事者は3番目としてそれぞれ優先的に接種を実施した。

(2) 障害福祉施設への対応

● 障害福祉施設での感染防止対策

高齢者に対する介護サービス同様、障害者に対する福祉サービスも緊急事態宣言下においても継続の対象とされたことから、施設には感染防止対策を講じたうえでの事業の継続を求めた。

¹²³ 「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」(令和2年2月18日付け厚労省健康局結核感染症課ほか)に基づく休業要請

¹²⁴ 詳細は70頁を参照

● 障害福祉事業者への情報提供

本市では、障害福祉サービスについて、従来からウェブサイト「ウェルネットなごや」を活用した情報発信を行っており、事業者向けのページに新型コロナウイルス感染症に係る各種制度や通知についてまとめたページを作成し、事業者に対する情報提供を行った。

● 衛生用品の配布

感染流行の初期段階に、全国的にマスク等の衛生用品の入手が困難な時期が続いたことに伴い、本市の備蓄や企業からの寄贈を活用し、障害福祉施設に対しても入所者への感染を防ぐため衛生用品の配布を行った。なお、介護事業所と同様に障害福祉施設に対しても、令和2年6月以降は国から配布された衛生用品を配布した。

(3)その他

● 妊産婦への対応

出産を控え、新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える妊婦を対象に、新型コロナウイルス検査費用の助成を実施した。検査の実施時期は出産の2週間前頃を目途に医師と相談することとし、助成対象は令和2年10月15日から令和5年9月30日までに実施した検査とした。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対する支援として、保健センターの保健師等により相談支援を実施した。具体的には、感染した妊産婦に対し、助産師や保健師等が訪問や電話による相談を受け、専門的なケアや育児に関する助言や支援を行った。

● 外国人への情報発信

新型コロナウイルス感染症に対する不安は、当然ながら、市民だけでなく本市在住の外国人も同様に感じていたが、中には、日本語を解していない外国人も多く、日々変わる状況について情報の取得が容易ではなかった。そこで、本市では、名古屋国際センターのホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する情報を日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、フィリピン語、ベトナム語、アラビア語、やさしい日本語で発信した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、市内在住外国人へコロナ対策に関する円滑な情報提供を行うため、令和3年1月25日から令和4年9月30日までの間、名古屋大学と連携協力し、高い言語・コミュニケーション能力と文化的な理解のある外国人留学生を「なごや多言語情報発信サポーター」として登録し、Facebookを活用した情報発信を実施した。対応言語は、6言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、モンゴル語）で、それぞれの言語を母国語とする外国人留学生がそれぞれの言語のFacebookページにおいて、感染予防や相談窓口等の情報を定期的に発信した。

【フェイスブック運用実績】

(単位：件数)

区分	英語	中国語	韓国語	ベトナム語	インドネシア語	モンゴル語	計
投稿数	271	275	268	282	259	268	1,623
閲覧数 (リーチ数)	10,251	4,532	2,688	20,030	3,449	5,884	46,834
フォロー数	139	79	35	180	46	151	630
いいね (累計)	1,848	998	560	1,165	535	949	6,055

6 その他

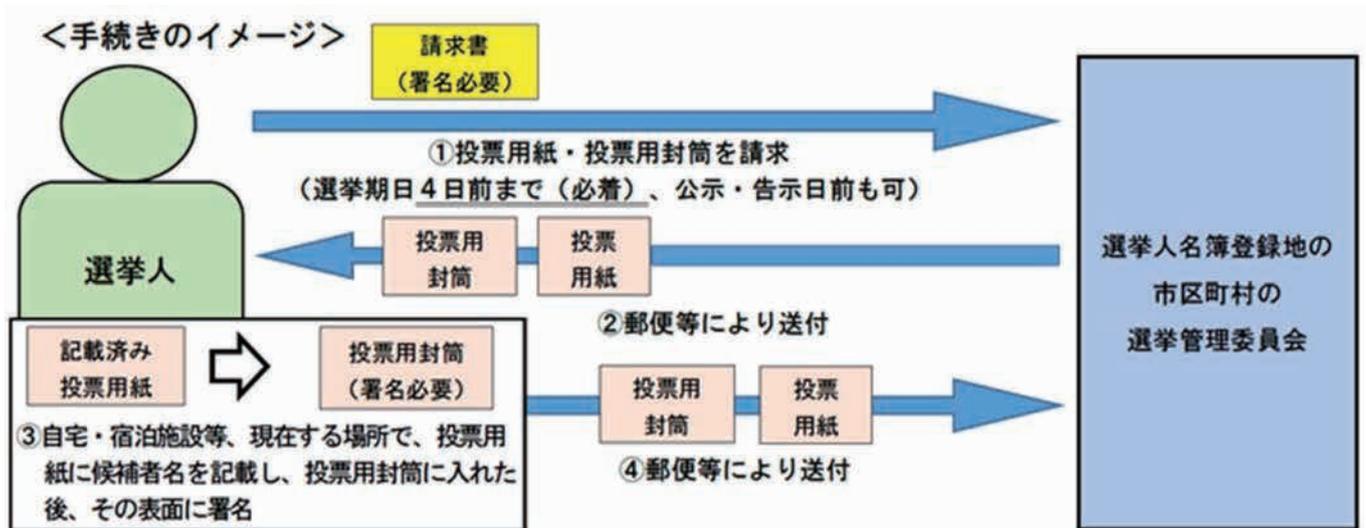
(1)選挙への対応

● 投票所における感染症対策

コロナ禍にあっても有権者が安心して投票を行えるよう感染防止対策を徹底し、投票所では、消毒液の設置や常時換気、記載台・鉛筆等の定期消毒等を行うとともに、来所する有権者に対して、マスクの着用や混雑する時間帯を避けた投票への協力を依頼した。

● 特例郵便等投票制度

国は、令和3年6月23日以降の選挙から、新型コロナウイルス感染症に罹患した宿泊・自宅療養等者が郵便等で投票できる制度を創設した。なお、制度の対象は陽性者のみのため、濃厚接触者には感染防止対策を徹底したうえで来所による投票を求めた。



【特例郵便等投票制度手続きの流れ】

(2)斎場における感染症対策

新型コロナウイルス感染症により死亡した遺体を火葬する場合は、国のガイドライン¹²⁵に基づき、納体袋に收容された遺体を名古屋市第二斎場で火葬した。なお、令和5年1月に国のガイドラインが改正され、遺体に適切な感染対策が実施されていれば、納体袋の使用が不要となった。

また、斎場についても消毒液の設置や定期的な消毒清掃、受付カウンターにパーティションの設置などを行い、さらにキッズスペース等の利用停止を行うとともに、来場者に対しては、マスク着用や少人数での来場等への協力を依頼した。

¹²⁵ 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡)

(3)避難所における感染症対策

● 指定避難所における避難スペースの確保

国からの通知¹²⁶では、避難所内の避難スペースは一家族を一区画とし、区画ごとの距離を最低1m以上あけるよう示された。本市では、それまで一人当たり2㎡を確保することとしていたが、通知に則り運用することにした。この運用に伴う収容人員の減少に対応するため、指定避難所における避難スペースを拡充し、例えば、小学校では体育館や特別活動室に加え、普通教室等のスペースを活用することとした。

● 民間宿泊施設の活用

コロナ禍において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要であることから、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討するようにとの国から通知¹²⁷を受け、本市では、民間宿泊施設を福祉避難所として活用するため、市内で宿泊施設を運営する法人と協定を締結した。令和5年5月7日時点で10法人と協定を締結し、33の宿泊施設を福祉避難所として活用できることとなった。

● 衛生用品の備蓄

本市では、熊本地震の際に避難所内でノロウイルスがまん延したことを教訓に、指定避難所で発生した体調不良者に対応するための衛生用品を備蓄していた。

しかしながら、より感染力が強く、経路も多岐にわたり、無症状者からも感染が広がる新型コロナウイルス感染症対策を想定した場合、体調不良者の有無にかかわらず開設後は常時活用する必要があるため、従来の備蓄では不十分なことから、令和2年6月の補正予算により、国の地方創生臨時交付金を財源に新たに衛生用品の備蓄を行った。

なお、備蓄に当たっては、運営者が活用しやすいようそれぞれの用途ごとにキット化して配備するとともに、バックアップ用として区役所や備蓄倉庫等にも配備した。

● 指定避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編の作成

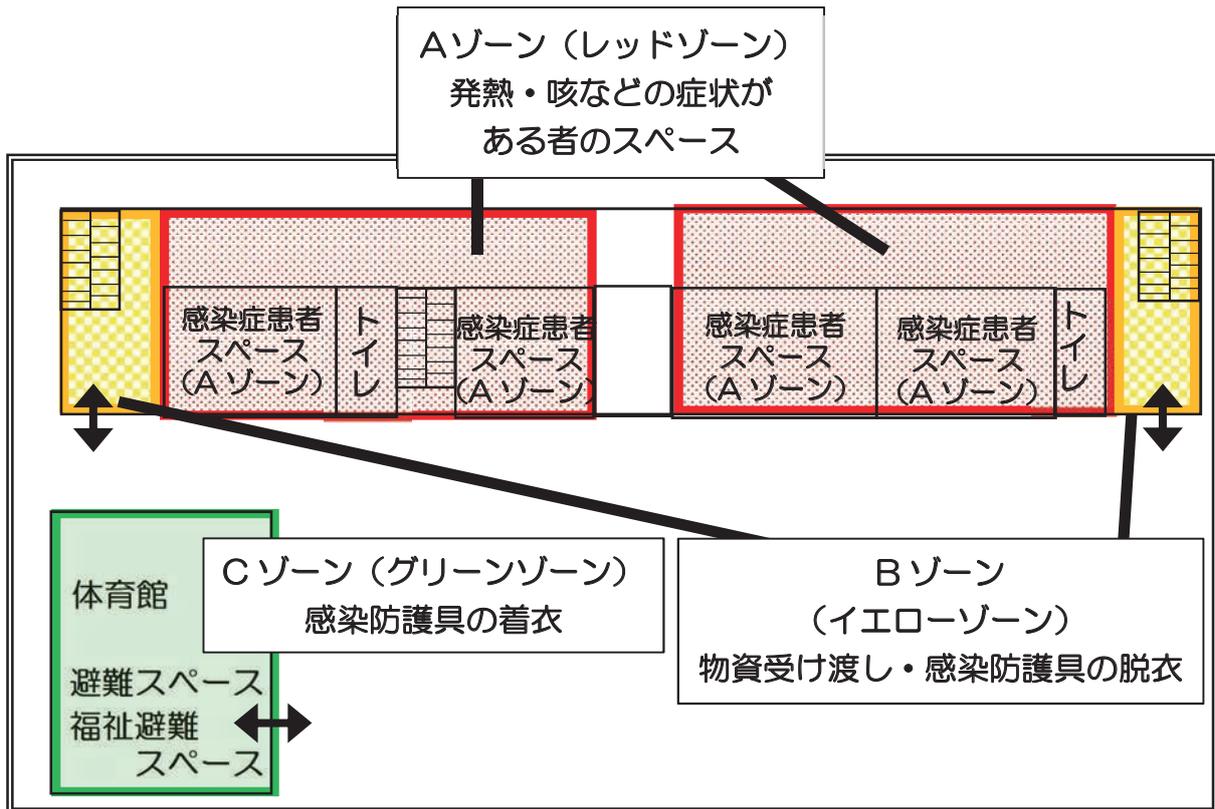
指定避難所は避難者による自主運営を原則としていることから、本市が作成した、運営方法についてまとめた指定避難所運営マニュアルを各指定避難所に配備している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ウィズコロナを前提とした避難所運営を原則とするため、令和2年6月に新たに新型コロナウイルス感染症対策編を作成し、避難者の検温やゾーニング等による感染症対策や衛生用品の活用方法等について記載した。また、コロナ禍における指定避難所の開設・運営方法について、より理解が進むよう、運営者向けに感染症対策編に則った指定避難所の開設・運営の様子を説明する動画を作成した。

なお、感染症対策編は感染拡大を受け急遽作成が必要になったため、当初は別冊として配備した。その後、令和5年4月付けでマニュアル本編に一般的な感染症対策を示したものに修正し、第3章感染症対策編として統合した。

¹²⁶ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)ほか連名)

¹²⁷ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長)



【避難所（学校）でのゾーニング例】

● コロナ禍における避難行動等に対する啓発動画の作成

コロナ禍における市民一人ひとりの災害時の避難行動について説明した動画を作成し、「まるはっちゅ〜ぶ」で紹介した。動画のナレーションは、ナゴヤコロナ対策ハートフルメッセンジャーであるSKE48のメンバーが担当した。

● 避難所の開設情報の公開

令和3年6月、避難者の特定の避難所への集中や避難所間の移動を防ぐため、スマートフォンやパソコンで避難所等の「開設・未開設・満員」といった状況を確認できるウェブサイトを開発した。

(4)防災訓練の対応

令和 2、3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、中止または一部縮小し、令和 4、5 年度は、感染症対策を講じたうえで、通常通り実施した。

● 名古屋市総合水防訓練

令和 2 年度は中止し、代替として市民に対し、謎解き問題を活用した風水害への備えについての啓発を実施した。

令和 3 年度は、ワクチン接種業務への従事等、各局室区における業務の負担が増加していたことから、各所属がそれぞれの実情に応じて、訓練の実施、一部縮小、または中止を判断した。

令和 4、5 年度は、感染症対策を講じたうえで、通常通り実施した。



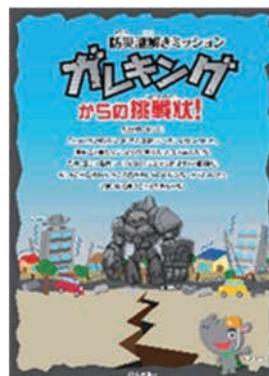
【防災謎解き（水防編）】

● なごや市民総ぐるみ防災訓練

令和 2 年度は、市本部運営訓練及び各局室独自訓練については実施し、各区総合防災訓練は中止し、代替として、令和 2 年 9 月 6 日に市民を対象として、訓練アプリを用いたシェイクアウト訓練を行った。加えて、市民に対する地震災害への備えについての啓発のため、南海トラフ地震や津波避難ビル、緊急地震速報などを題材とした謎解き問題を作成し、市公式ウェブサイトで公開した。

令和 3 年度は、各区で実施する住民参加型の訓練のみ原則中止とし、代替として、啓発リーフレットや動画を活用し、南海トラフ地震への備えについての啓発を実施した。

令和 4、5 年度は、感染症対策を講じたうえで、通常通り実施した。



【防災謎解き（地震編）】



【シェイクアウト訓練チラシ】



【南海トラフ地震への備えについての啓発リーフレット・動画】



コラム

指定避難所開設・運営訓練への影響

市が主催する防災訓練とは別に、毎年、各学区の住民が地域の状況やニーズを反映し、指定避難所の開設や運営に関する訓練を企画し、区役所や消防署とともに実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2 年度以降、訓練を実施する学区や参加人数は大きく減少したが、一方で、訓練内容を工夫する学区も多くあった。たとえば、発熱・咳等の症状がある者が避難してきた際の対応や備蓄した衛生用品を活用しながら、マニュアルの運用を確認するなど、コロナ禍での発災を想定した訓練を実施した。

● 成人の日記念行事への対応

令和 3～5 年の成人の日記念行事の運営にあたっては、国・県のガイドラインを踏まえた式典における運営上の感染防止対策（市ガイドライン）を作成し、運営者などへ周知を行った。ガイドラインに基づき、式典内容の短縮や 2 部制での式典を実施するとともに、令和 4 年までは原則収容率を定員の 50%とし、介助が必要な場合を除いて同行者の参加を制限した。令和 5 年は収容率の制限をなくし、同行者の参加は会場ごとの判断で実施した。

直前に式典内容が変更されたり、中止となったりした場合に備えて、各会場の実施状況を適宜発信できる特設サイトを開設し、参加者が確認できるようにした。加えて、令和 4、5 年については、県の定めるイベントチェックリストを作成し、特設サイトにて掲載した。

令和 3、4 年の参加者に対しては、事前に感染防止対策の呼びかけ及び当日の健康確認を行うための参加票を送付し、当日に受付で提出を求め、参加者の健康把握と連絡先を確保するようにした。令和 5 年については参加票の代わりに感染防止にかかるチラシを案内状に同封し、参加者へ周知を行った。また、会場では感染リスクが高まる「5 つの場面」について説明したチラシ等を参加者に配布し、式典参加後の行動についても感染防止対策の呼びかけを行った。

(6)公園緑地における感染症対策

令和 2 年 2 月 26 日以降、休憩所など屋内施設の閉鎖や桜のライトアップを中止した。同年 4 月中旬には、国の緊急事態宣言、県独自の緊急事態宣言が発出され、東山動植物園の閉園や子どもキャンプ広場などバーベキューができる屋外施設の利用を休止するとともに、手洗い等の感染防止対策について注意喚起を行った。4 月下旬からは、一部遊具の利用を禁止した。5 月 14 日に国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、利用を禁止していた遊具を順次開放し、屋外施設の利用についても再開した。

その後は、国の事務連絡や県が示す感染防止対策に基づき、本市の感染状況や施設の特性等も考慮しながら、引き続き公園利用者への利用案内や、バーベキューができる屋外施設の利用休止、東山動植物園等の入場制限などの対応を行った。

● 東山動植物園の入園制限

県独自の緊急事態宣言等を踏まえ、令和 2 年 4 月 10 日から臨時閉園とした。5 月 14 日に緊急事態宣言が解除されてからも、事前予約による入園制限を行い、5 月 28 日、29 日のプレオープンを経て、6 月 2 日から再開した。6 月 30 日からは、事前予約制を終了するとともに、屋内施設を開放し全面再開した。ただし、秋の行楽シーズンにあたる 9 月 19 日から 11 月 29 日までの土曜、日曜及び祝日は、混雑が予想されることから、事前予約制による入園制限を行った。また、夏の夜間開園「ナイト ZOO」及び秋の夜間開園「紅葉ライトアップ」については、限られた時間・エリアに来園者が集中するため中止とした。

春の行楽シーズンにあたる令和 3 年 3 月 13 日から 5 月 9 日（春まつり最終日）までの土曜、日曜及び祝日並びに市内小中学校の春休み期間及び大型連休期間中の平日については、混雑が予想されるため、事前予約制による入園制限を行った。しかしながら、厳しい感染状況が続いていたことから、5 月 30 日まで土曜及び日曜の事前予約制による入園制

限を延長した。その後、5月12日から緊急事態宣言が発出されたことを受け、5月29日から緊急事態宣言が解除された6月20日までの間の土曜及び日曜を臨時閉園とした。

令和3年度も秋の行楽シーズン中の感染拡大を防止するため、9月18日から12月5日までの土曜、日曜及び祝日については、事前予約制による入園制限を行った。なお、令和3年度においては、夏の夜間開園として予定していた「ナイト ZOO&GARDEN」については、当初は事前予約制による入園制限を導入の上、開催予定であったが、直前に県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされたことに伴い、中止とし、秋の夜間開園「紅葉ライトアップ」については事前予約制による入園制限を実施したうえで平日に開催した。

令和4年3月からは、春の行楽シーズンに向けて来園者の増加が予想されるため、3月19日から5月8日（春まつり最終日）までの土曜、日曜及び祝日に事前予約制による入園制限を行った。なお、令和4年度は8月5日から夏の夜間開園「ナイト ZOO&GARDEN」を3年ぶりに開催した。この際には、限られた時間・エリアに来園者が集中するため、事前予約制による入園制限を実施した。

● 遊具の使用制限と利用案内

令和2年4月16日の国の緊急事態宣言の発出、同月22日の国の専門家会議からの提言¹³¹、翌23日の国からの通知¹³²等を踏まえ、混雑や密着を避けた公園・遊具の利用や施設利用後の手洗いの推奨など感染防止対策について利用者への協力を呼びかけた。また、住民から遊具の利用の禁止についての要望があった公園や利用者の多い公園などで、混雑や密着しやすい複合遊具等の使用を禁止した。遊具の使用禁止は、4月27日から、11区107公園175基に対して行ったが、5月14日に国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、5月21日から順次開放した。



【遊具の使用制限】

以降、国や県の方針と本市の感染状況を踏まえ、熱中症への注意喚起やマスク着用の場合分けなど、表現を見直しながら利用案内を継続し、遊具の使用禁止措置は行っていない。なお、令和5年3月13日より利用案内を終了した。

公園を利用するみなさまへ 名古屋市

感染症対策のために、

- ①熱中症など体調に気をつけて、マスクを着用しましょう。
- ②人との距離は2m以上取りましょう。
- ③混雑時は公園・遊具の利用を避け、少人数で利用しましょう。
- ④公園を利用後は、かならず手洗い・うがいをしましょう。

利用の状況により、施設等の利用を制限する場合があります。

【公園緑地に掲示した利用案内（令和2年5月）】

こうえん りょう 公園を利用するみなさまへ

コロナウイルスに感染しないために、

- ①近くでおしゃべりをするときはマスクをしましょう。
- ②あそんだあとは手をあらいましょう。

マスク着用推奨

会話をする場合・距離が確保できない場合

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

名古屋市

【公園緑地に掲示した利用案内（令和4年7月）】

¹³¹ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

¹³² 「新型コロナウイルス感染症（COVID（コビッド）-19）の対策の徹底について（通知）」（令和2年4月23日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長）

● デイキャンプ場・こどもキャンプ広場の利用休止

令和2年4月10日の県独自の緊急事態宣言を受け、翌11日から、都市公園内のスポーツ施設等の有料公園施設及びデイキャンプ場・こどもキャンプ広場の利用を休止した。5月14日に県における国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、同月21日からデイキャンプ場及びこどもキャンプ広場の利用を再開した。

令和3年春ごろから、飲食店における酒類の提供自粛の要請等に伴い、路上や公園で飲酒をする人の増加が問題視されるようになった。これに伴い、国や県から、路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対する注意喚起がなされたことから、令和3年5月12日より、再度、デイキャンプ場及びこどもキャンプ広場の利用を休止した。その後も、国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、県独自の嚴重警戒が繰り返し適用され、その都度、休止期間を延長し、同年10月17日の嚴重警戒解除を受け、翌18日から利用を再開した。



【デイキャンプ場利用休止の案内（庄内緑地）】

(7)各種地域活動への対応

● 地域活動を通じた感染拡大の防止

地域活動における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国の方針、県の要請や感染防止対策などに基づき、感染拡大するなどの非常時には、地域活動の自粛を要請するとともに、地域活動に携わる方々が安心して地域活動を行うことができるよう、地域活動に特化した通知を発出するなど、わかりやすく丁寧な情報提供に努めた。

あわせて感染拡大した当初においては、令和2年4月から8月頃にかけて非接触型温度計やアルコール消毒液を全ての学区に配布するなど、地域活動を通じた感染拡大の防止に努めた。

● 地域活動に対する支援

コロナ禍において地域活動がこれまでどおりできない中でも、地域の絆やつながりを維持していくことは非常に重要であることから、まず、学区区政協力委員協議会運営補助金、民生委員児童委員協議会補助金、学区保健環境委員会活動助成金¹³³においては運用を弾力

¹³³ 各学区区政協力委員会等が行う地域活動に要する経費の一部を補助・助成することにより地域活動が円滑に推進されることを目的とする補助金

化し、交付対象となる事業を行う際に講じた感染防止対策にかかる費用を補助対象経費とするとともに、感染防止対策を講じた活動事例や本市の支援メニュー等を掲げたチラシ「With コロナ新しい生活様式を取り入れた地域活動」を令和3年8月に作成するなど、地域活動に対する積極的な支援に努めた。

また、対面での活動が困難な状況においても地域の絆を保つこと、地域活動の効率化による負担軽減を図ること、並びに新たな担い手確保の一助とすることを目的に、地域におけるICT活用を推進するため、令和2年度には、地域活動におけるオンライン会議導入ガイド「はじめてみよう地域でつながるオンライン会議」を作成し、令和3年度には、14学区をモデルに「ICTを活用した地域活動支援モデル事業」としてオンライン会議や電子回覧板の導入支援を実施するとともに、民間事業者と協定を締結し、「スマートフォン・タブレット体験教室」を開催した。令和4年度には、「スマートフォン・タブレット体験教室」を引き続き開催するなど、支援に努めた。

さらに、令和4年度には、「コロナ禍における地域活動支援事業」として地域活動の好事例を紹介する「地域活動実践集」を作成し、学区等に配付したほか、16区において地域の将来を話し合うワークショップを開催するなど、地域活動の再開に向けた支援に努めた。



【「With コロナ新しい生活様式を取り入れた地域活動」チラシ】



【地域活動実践集】



【スマートフォン・タブレット体験教室の様子】



【ワークショップの様子】

(8)新しい生活様式を取り入れた地域活動

● 区政協力委員活動

感染拡大防止と地域活動が両立できるよう、令和2年6月10日から新しい生活様式を取り入れた地域活動のあり方について区政協力委員議長協議会及び各区区政協力委員協議会等において検討を行い、接触機会の低減や外出時間短縮のため、配布物を精査するほか、一部の区においては会議の隔月開催や会議時間の短縮を図るなど、区政協力委員へ依頼する事項の見直しに努めた。

また、地域への配布物を各区ウェブサイトへ掲載し、掲載の都度、市公式LINEで通知するようにしたほか、区政協力委員議長協議会等の会議をオンラインで開催するなどICTの活用に努めた。

● 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国の方針、県の要請や感染防止対策などに基づき、民生委員・児童委員活動に特化した通知を发出するなど、わかりやすく丁寧な情報提供に努めた。

また、感染拡大するなどの非常時には、民生委員・児童委員が安心して活動を行うことができるよう、緊急性のない訪問活動の自粛を要請するとともに、定例会議等の原則中止（延期）、資料配布等への変更や、訪問活動・相談対応については、電話対応等の代替方法の検討を依頼した。あわせて令和2年6月上旬に、訪問活動等の際の飛沫感染防止のため、全民生委員・児童委員にフェイスガードを配布した。

● 保健環境委員活動

感染拡大防止と地域活動が両立できるよう、令和3年6月から令和5年3月まで名古屋市保健環境委員会内に名古屋市保健環境委員制度等検討小委員会を設置し、新しい生活様式を取り入れた地域活動のあり方について検討を行った。

その結果、感染対策や公務災害の防止とともに、負担軽減を目的として、これまで行ってきた資源ステーションにおける資源・ごみの排出指導は口頭・文書による指導・啓発とし、分別のし直しは行わず、市民一人一人が分別方法を理解し分別文化の定着を図ることとした。

さらには、新型コロナウイルス感染症の流行による様々な活動自粛の長期化に伴い、心身が衰えやすい状況の急速な進行が指摘されていることを踏まえ、学区保健環境委員会と保健センターの協働によるフレイル予防教室を開始できるよう体制を整備し、健康寿命の延伸に努めた。

(9)各種大会

● 区政協力委員大会

区政協力委員大会は、長年在職された委員を表彰するとともに、職務の研鑽を行うことを目的に毎年度実施していたが、令和2年度（第52回）、令和3年度（第53回）については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止とした。

なお、令和2年度は、在職者表彰にかかる表彰状等は区役所を通じて交付した。令和3年

度は、表彰状とともに研修資料を掲載した冊子を配布し、大会の主旨が達成されるよう努めた。

令和4年度は、基本的な感染防止対策を講じたうえで、3年ぶりに開催した。従前は、自由参加・自由席であったが、今回は事前申込、指定席とし、来場時間、指定席番号や二次元コードが記載された参加証を事前配布した。

また、開場前・閉会後のロビーの混雑を避けるため、分散入場・退場を呼びかけたほか、区別の受付を廃止し、参加証に記載した二次元コードを活用して入場確認を行った。さらに、接触機会を低減させるため、従前は、区別の受付で手渡ししていた賞状、記念品や大会プログラムはあらかじめ座席に配布した。このように様々な感染防止対策を講じるとともに、その内容について事前に周知を図ることで、区政協力委員の皆様が安心して大会に参加していただけるよう努めた。

● 民生委員・児童委員大会

名古屋市民生委員・児童委員大会は、社会福祉事業に貢献し、功績が特に顕著な民生委員・児童委員を表彰するとともに、さらなる地域福祉の推進のため、民生委員・児童委員活動の一層の充実・強化を目的に毎年度実施していたが、令和2年度（第72回）、令和3年度（第73回）については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止とした。

なお、令和2年度、令和3年度ともに、表彰状や前年度大会決議事項処理報告等を掲載した大会冊子等は区役所を通じて配付した。また、地域福祉の推進にかかる行政への提案については、令和2年度は中止、令和3年度は書面で意見集約して実施するなど、大会の主旨が達成されるよう努めた。

令和4年度（第74回大会）は、参加者を限定し縮小開催するとともに、大会に参加できなかった方に向けて、後日大会の動画を配信した。従前は自由席であったが、指定席とし、開場前・閉会後のロビーの混雑を避けるため、分散入場・退場を行った。さらに、接触機会を低減させるため、賞状や記念品、大会冊子等はあらかじめ座席に配付するなど、様々な感染防止対策を講じるとともに、その内容について事前に周知を図ることで、民生委員・児童委員の皆様が安心して大会に参加していただけるよう努めた。

● 保健環境委員大会

保健環境委員大会は、これまでの輝かしい成果を讃えるとともに、今後の益々の使命の重大さを認識し、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的に毎年度実施していたが、令和2年度（第42回）については、学区保健環境委員会会長アンケートを実施し、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止とした。

令和3年度は、令和3年6月に設置した名古屋市保健環境委員制度等検討小委員会において開催方式等を検討し、基本的な感染防止対策を講じたうえで、第42回・43回合同名古屋市保健環境委員大会として2年ぶりに開催した。従前は、自由参加・自由席であったが、今回は事前申込、指定席とし、来場時間、指定席番号が記載された案内状を個別配付した。

また、開場前・閉会後のロビーの混雑を避けるため、分散入場・退場を呼びかけたほか、接触機会を低減させるため、従前は、区別の受付で手渡ししていた賞状、記念品や大会プログラムはあらかじめ座席に配布した。このように様々な感染防止対策を講じるとともに、その内容について事前に周知を図ることで、保健環境委員の皆様が安心して大会に参加していただけるよう努めた。令和4年度も同様の開催方式等により開催した。

第4章 広報・啓発

I 市民・事業者への広報啓発

新型コロナウイルスの感染が広がり始めた当初は、ウイルスやそれが引き起こす感染症に対する知識の集積がなく、未知のウイルスが引き起こす状況に対する市民・事業者の不安を払拭しながら、感染拡大防止に向けた適切な行動を促していくため、ウイルスや感染症、本市における感染状況、施設等の対応やワクチン接種の状況等について、多様な媒体を活用して多角的で即応性のある情報発信を行った。

また、感染の拡大に伴い緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用があった際には、行動制限等の内容の周知を行ったほか、時々の感染状況に応じた広報啓発にも取り組み、市民・事業者に対して基本的な感染防止対策の徹底を粘り強く呼びかけた。

1 期間を通じた広報啓発

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、基本的な感染防止対策の徹底等について、市民・事業者に対して様々な媒体を活用して情報発信を行った。

● 市長メッセージの発出

緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用があったときや、長期休暇や時節の行事などにより人出・人流の増加が想定されるときに、市長定例記者会見等を通じて、市長から市民・事業者に対するメッセージを発出し、基本的な感染防止対策の徹底等と呼びかけた。

また、市長定例記者会見において市長自らが毎回感染状況の報告や市民への呼びかけを行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種の開始以降は、接種券の発送状況や接種実績の他、ワクチン接種後の長期的な副反応相談窓口における相談実績等についても報告した。

さらに、感染症対策にかかる重要な事項のうち、急を要するものについては市長臨時記者会見を実施した。

【市長による記者会見の取組回数と主な発表事項】

	市長定例 記者会見	市長臨時 記者会見	主な発表事項
令和元年度	6回	7回 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のための学校の対応について ・介護保険の通所介護事業所等に対する休業の要請について ・死亡された方からのウイルス検出について
令和2年度	34回	12回 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言について ・保育所等への登園自粛について ・ナゴヤ信長徳政プロジェクトについて ・ワクチンコールセンターの設置について
令和3年度	28回	6回	<ul style="list-style-type: none"> ・緑区役所の閉庁について ・ワクチン接種の状況について ・搬送先確保時における緊急的な立寄り協力に関する協定の締結について ・イベルメクチン治療への協力について
令和4年度	28回	5回	<ul style="list-style-type: none"> ・30%のプレミアム付き商品券の抽選販売申込受付開始について ・自宅療養者への配食サービスにかかる配食体制の充実について ・ワクチン接種の状況について ・陽性者登録センターの設置について ・全数届出の見直しへの対応について
令和5年度	5回 ※2	0回	<ul style="list-style-type: none"> ・5類移行に伴う対応について

※1 県市合同会見（令和元年度、2年度ともに1回ずつ）を含む。

※2 令和5年5月8日実施分を含む。

● 報道発表等による情報発信

令和2年2月14日の市内初の陽性者の発生以降、日々の陽性者数及び死亡者数について毎日報道発表を行い、常に市内の感染状況が市民・事業者に伝わるよう情報発信に努めた。

特に、感染の急激な拡大や医療体制のひっ迫、新たな変異株の確認等により特別な注意喚起が必要となった際は、記者会見を開いて市民・事業者に対し一層の感染防止対策の徹底等呼びかけた。

また、広報なごや・テレビ等の媒体を活用した広報に取り組み、報道機関からの取材等にも積極的に対応し、宿泊療養施設など各種療養サービスの利用方法や療養の流れについて市民向けにわかりやすく情報発信を行った。

● 市公式ウェブサイトでの情報発信

令和2年1月16日の国内初の陽性者の発生を受け、市公式ウェブサイトでの情報発信を開始した。国・県による措置の内容や、本人または知人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応、各種支援策など、市民・事業者の不安の払拭のため様々な情報を掲載した。

中でも、特に注目してほしい国・県による措置の実施状況については、トップページのメインビジュアルにバナーを掲載し、注意を促した。また、市民・事業者が必要な情報にアクセスしやすいよう、特に関心が高いと思われる事項については、トップページに記事のリンクをまとめて掲載した。



【市公式ウェブサイトメインビジュアル】

● 「名古屋市新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」の開設

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、市公式ウェブサイトを中心に提供していたが市政全般の情報の一部にとどまるなど、広報の効果としては十分ではなかった。

そこで、令和2年4月に県が国の緊急事態宣言に基づく特定警戒都道府県に指定されたのを機に、本市が特に伝えたい情報のみを掲載した特設サイトを新設し、大型連休（GW）を目前に控え、市民に対して改めて強く外出規制、行動変容を要請した。

以後、最新の感染動向や市民・事業者へのお願い、ワクチン接種の状況、支援策等必要な情報を整理した媒体として運用した。

【特設サイトの主な掲載内容】

最新の感染動向

新規患者発生数と健康観察対象者の推移、
年齢別・区別発生数、県のコロナ対策指標 等

新型コロナワクチンの最新状況

クーポン券に関する情報、
ワクチン接種率、集団・大規模接種会場の
予約率 等

市民・事業者の皆様へ

感染防止対策に係る啓発動画、主な支援策 等

その他

人の移動量の変化



● SNS 等での情報発信

ウェブサイトでの情報発信は、市民・事業者それぞれが必要な情報を選んで入手できるメリットがある一方、本市からの能動的な情報発信には適していないため、本市からの「プッシュ」での情報発信として SNS 等も活用した。

利用者の多い X (旧: Twitter)、Facebook 及び地域コミュニティアプリピアッザなどの SNS において、公式アカウント(「コロナに負けるなナゴヤ」)を新設し情報発信を行った。

【SNS 等での主な発信内容】

- ・名古屋市内の新規陽性者数の報告及び感染防止対策の呼びかけ(毎日投稿)
- ・市長メッセージ
- ・ワクチンに関する情報など、リアルタイムでの発信が適切なもの
- ・国や県の発信に対するリポスト(旧: リツイート)・シェア

● 広報なごやでの情報発信

広報なごやでは、令和2年3月号から表紙に「新型コロナウイルス感染症について」と題し、不安や感染が疑われる場合の相談窓口を掲載したほか、紙面には新型コロナウイルス感染症に関する支援策などをとりまとめ積極的に掲載した。

さらに、令和2年度には「コロナと新しい生活」、令和3年度には「知っておきたいコロナの話」と題したコーナーを設け、感染症対策を考慮したゴミの出し方、もしもコロナにかかったら…、生活困窮に陥った方々のための相談窓口、ワクチン接種など、毎月多方面にわたりさまざまなテーマの情報を発信し続けた。



【広報なごや】

● 「名古屋市発！新型コロナだより」の発行

紙媒体による広報として、毎号の広報なごやに記事を掲載したが、掲載できる内容に限りがあるため、令和3年8月より「名古屋市発！新型コロナだより」と題した A4 版 1 枚程度の広報チラシを毎月発行することとした。

最新の感染状況やワクチンの状況、新型コロナウイルス感染症に関するトピックス等をまとめ、各区地域力推進室や区政協力委員等を通じて、地域住民への情報発信を行った。

なお、令和5年5月版(最終号)をもって発行を終了し、延べ22版発行した。



【名古屋市発！新型コロナだより】

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第4章 広報・啓発 I 市民・事業者への広報啓発

● 大型ビジョンやデジタルサイネージを活用した広報啓発

市内の大型映像装置（西庁舎 1 階ロビー、栄 YG ビジョン、金山 NAIS ビジョン）で、啓発画像等を毎月放映するとともに、国・県の措置が適用されているときや感染が拡大しやすい季節の節目（GW、夏休み・盆、秋の行楽・ハロウィーン、年末年始、年度替わり）には、特に人出の多い栄・名古屋駅付近の民間の大型ビジョンやデジタルサイネージも活用し、市民・事業者等に対し感染防止対策の徹底を呼びかけた。



【ライトアップ】



【会見バックボード】

【広報媒体】

区分	媒体名	設置場所
大映像装置型	西庁舎 1 階ロビー	市役所西庁舎 1 階ロビー
	栄 YG ビジョン	栄南呉服町ビル
	金山 NAIS ビジョン	金山総合駅
大ビジョン型	NAGY ビジョン	名古屋駅西口
	オアシス 21 あいビジョン	オアシス 21
	Hisaya Central Vision	Hisaya-odori Park
デジタルサイネージ	サイネージエイト	サカエチカクリスタル広場
	栄モリチカビジョン	栄地下街（森の地下街）
	Central Vision	Central Park
	金山駅構内デジタルサイネージ（交通局所管）	金山駅構内

● その他

ツール	内容
防災スピーカーの吹鳴	緊急事態宣言発出期間中などに、市内 234 か所ある防災スピーカーで感染防止対策を呼びかけ
広報車・消防車等による巡回	緊急事態宣言発出期間中などに、各区役所・消防署が広報車や消防車等にて感染防止対策を呼びかけ
ウェブ広告	位置情報を活用し、繁華街にいる人等が閲覧するウェブサイトに啓発メッセージを掲載
小売店での館内放送・ポスター掲示等	・イオン(株)系列店舗の館内放送にて感染防止対策を呼びかけ ・イオン(株)系列の市内店舗及びファミリーマートの店舗にポスターを掲出
車両へのステッカー掲出	日本郵便(株)の保有する車両（二輪車及び四輪車）に感染防止対策を呼びかけるステッカーを掲出
名古屋テレビ塔等のライトアップ	市民応援や感染警戒の呼びかけを目的とした名古屋テレビ塔（中部電力 MIRAI TOWER）とオアシス 21 のライトアップ
会見バックボード	市長定例記者会見の際などに使用するバックボードに市民への啓発情報を掲載
名古屋駅での啓発	令和 2 年 5 月の大型連休に際し、新幹線改札口における検温等を通じた呼びかけ（県との共同事業）
市内大学や経済団体を通じた広報	市内大学の学生や教職員への市長メッセージの送付や経済団体のメールマガジンを活用した広報啓発を実施
名古屋青年会議所との連携	感染防止対策の普及啓発のため、名古屋青年会議所へ、本市が作成した啓発物品を受け渡し、啓発への協力を依頼
TV CM	市施策等紹介番組（コアラが住む街なごや）、市施設・行催事等紹介番組（おもてなし隊なごや）で感染防止対策や啓発事業等について放送
ラジオ	AM ラジオ（名古屋市だより）、FM ラジオ（I LOVE NAGOYA）で、感染防止対策について放送

2 対象に応じた広報啓発

市民・事業者の感染予防意識を一層向上させるため、前述の期間を通じた広報啓発に加え、キャンペーン形式で対象を絞った重点的な広報啓発にも取り組んだ。

● 3D 大作戦

モノから人への感染を防ぐため、身の回りで不特定多数の人がよく触る「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の3つのDの除菌を促進した。ポスターやシール、缶バッジ、マグネットなどを作成し、市民利用施設や区役所等をはじめ、市内のショッピングセンターやコンビニエンスストアに貼付し、市民・事業者への呼びかけを行った。



【3D 大作戦を啓発するシール】

● コロナに負けるな New Normal キャンペーン

感染の第1波が収束に向かう中、新型コロナウイルス感染症専門家会議から、今後の感染拡大の予防に向けた「新しい生活様式 (New Normal)」の普及と継続が提言され、具体的な実践例が整理された。

本市でも、令和2年6月、市民一人ひとりの「新しい生活様式」の実践・定着に向け、「3D 大作戦シールによる啓発」や名古屋テレビ塔（中部電力 MIRAI TOWER）と連携したライトアップなどをパッケージとした「コロナに負けるな New Normal キャンペーン」を実施した。

【取組内容】

取組	内容
3D 大作戦シール	前述の3D 大作戦について啓発するシールを市民利用施設や区役所等に貼付し、定期的な除菌や手洗いを促進した。
市民応援スカイブルーライトアップ	新型コロナウイルスの影響による不安解消の一助となるよう夜間の名古屋テレビ塔をスカイブルーにライトアップした。
ポッカレモン消防音楽隊と連携した啓発動画の配信	ポッカレモン消防音楽隊と連携し、3D 大作戦を広く周知するための動画を作成。SNS やまるはっちゅ〜ぶ等で配信した。 
New Normal 川柳の募集	「新しい生活様式」をテーマとした川柳を募集。優秀作品を特設サイトやSNS で発表した。

● 「ナゴヤコロナ対策ハートフルメッセンジャー」と連携した広報啓発

令和2年7月頃からの感染の第2波では、20代・30代を中心に陽性者が急激に増加したことから、若い年齢層を中心に広く市民の感染予防意識の啓発につなげていくため、地元で活躍し、社会的に影響力のある人を「ナゴヤコロナ対策ハートフルメッセンジャー」に任命し、連携して広報啓発を実施することとした。



【任命式の様子】

令和2年8月17日には地元で活躍するSKE48と名古屋グランパス公式マスコットのグランパスくんファミリーを、令和4年9月1日にはHIP HOPアーティスト・シンガーソングライターのSEAMO¹³⁴をそれぞれ任命した。ハートフルメッセンジャーとは、ポスター・チラシや動画への出演、SNS等での広報を通じて、協力して広報啓発を行った。



【ハートフルメッセンジャー出演の啓発動画】



【ハートフルメッセンジャーを起用したポスター・チラシ】



コラム

ナゴヤ新型コロナ対策でらハートフル基金

【正式名称】名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金

寄附金は、医療従事者への支援など、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に活用した。

【寄附実績（令和5年8月31日時点）】

- 令和5年度：申込件数 3件、申込金額 39,089円
- 令和4年度：申込件数823件、申込金額111,040,396円
- 令和3年度：申込件数308件、申込金額105,467,224円
- 令和2年度：申込件数829件、申込金額193,555,400円

¹³⁴ 令和3年12月に締結した本市とエイバックス・エンタテインメント株式会社との包括連携協定に基づく連携事業の一環として、エイバックス所属のアーティストで本市にゆかりのあるSEAMOをハートフルメッセンジャーに任命した

● 手洗い3S大作戦

令和2年末には、家庭内等にウイルスを持ち込むことを防ぐため、手洗いに関する啓発として、帰宅した際には「すぐに」「せっけんで」「30秒」の3つのSに気を付けて手洗いする呼びかけを行った。

主には、ポスターを市民利用施設や区役所等のほか、本市と包括連携協定を締結しているイオンやファミリーマートの店舗に掲示したほか、市内のイオン店舗では館内アナウンスを実施した。



【手洗い3S大作戦を啓発するポスター】

● コロナに負けるな！ナゴヤビジネススタイル「NBiz-エヌビズ-」

令和3年3月頃からの感染の第4波では、本市の新規陽性者の主な感染経路は職場と家庭だったため、同年7月より、職場内での感染拡大や職場から家庭へのウイルスの持ち込みを防ぐため、「STOP!職場感染」をテーマに事業所における感染防止の取組を実施した。

東京オリンピックの開幕日（7月23日）を見据え、7月1日から21日までを啓発強化期間とし、重点的に広報を実施した。

その後も、本庁舎における庁内放送で「NBiz-エヌビズ-」の推進を定期的に呼びかけ、職員や来庁者に対して職場での感染防止対策の徹底を啓発した。

【NBizに係る主な広報】

区分	内容
ポスターの掲示、 チラシの配布	<ul style="list-style-type: none"> 市内約3,000の事業所等（市内法人会、税務署、区役所等）を対象に実施 チラシは裏面に感染防止のチェックリストを掲載  <p>【ポスター】</p>
大型ビジョン等での 啓発画像の放送	オアシス21、Hisaya-odori Park、栄地下街、Central Park
ウェブ広告 (ターゲティング広告)	市内に事業所を有する企業のPCに啓発用のバナー広告を配信
X (旧: Twitter) 投稿キャンペーン	自身の職場での感染防止対策の実践事例を募集

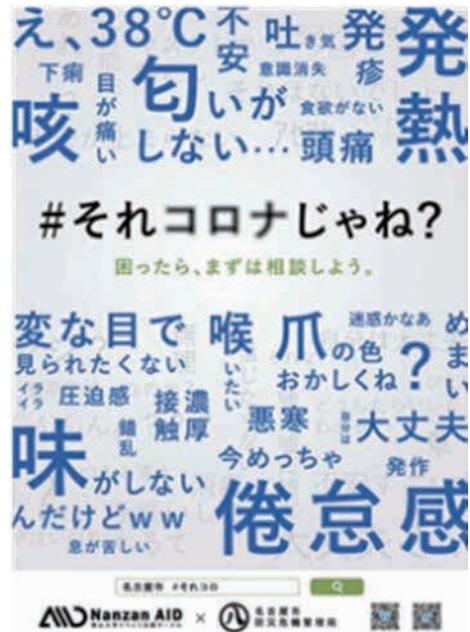
● 新型コロナウイルス感染症に罹患した方及びそのご家族からの手記

感染の第5波の拡大が続く中、市民等に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び罹患した場合の適切な対応につなげていただくため、令和3年8月19日より、自身もしくは家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した職員の体験談を手記として募集した。寄せられた手記は、ウェブサイトやSNSにて市民等に情報発信した。

● 「#それコロナじゃね？困ったら、まずは相談しよう。」

令和3年7月頃からの感染の第5波では、若い世代で新規陽性者が多数発生した。若い世代への啓発としては、それまでハートフルメッセンジャーと連携した広報を行ってきたが、実際に若年層の意見を取り入れ、より強力に啓発を行うこととした。

南山大学を拠点に活動する学生有志団体「Nanzan AID」と連携し、若年層の視点から効果的な広報について意見をもらった（啓発メッセージである「#それコロナじゃね？困ったら、まずは相談しよう」は、体調不良を相談したところ、知人から受診を勧めてもらい、陽性が判明したという学生の実体験から着想を得たもの）。また、広報媒体についても学生の意見を取り入れ、より若者のアクセスが期待できるInstagramやYouTubeでの広告放映、映画館での上映前広告も取り入れた。



【学生有志団体との連携で作成したポスター】

【「#それコロナじゃね？困ったら、まずは相談しよう」】

区分	内容
ポスターの掲示、 チラシの配布	市有施設や区役所、大学、駅で掲示、配布
大型ビジョン等での 啓発画像の放送	オアシス21、Hisaya-odori Park、栄地下街、Central Parkで 放送
ウェブ広告 (ターゲティング広告)	・20代を対象とした広告放映 ・Instagram 及び YouTube
イオンシネマでの スクリーン広告	・映画上映前のプレアド広告 ・市内のイオンシネマ（大高、ワンダー名古屋茶屋）で放映

● 飲食店等・公園の見回り

県に緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用があった際には、飲食店・カラオケ店に対し、県の定める営業時間に短縮して営業するよう県と共同して要請した。県職員とペアを組み、営業時間短縮要請の対象店舗の見回りを行った。県の営業時間短縮に協力している店舗に交付されている「安全・安心宣言施設 PR ステッカー」の掲示のない店舗に対して啓発チラシを交付し、協力を依頼した。見回りを行う地域については、県と協議し、飲食店等が多く立地する栄地区を中心とし、他にも名古屋駅地区、金山地区で行うこととした。なお、見回りは令和3年度途中より県が業者に委託することとなった。

また、国の基本的対処方針では、緊急事態措置が適用されている場合は「路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等を行うこと」とされていたため、市内の路上・公園等における集団での飲食に対しても、県と共同で見回り・呼びかけを行った。

【見回り実績】

	飲食店等		公園	
	区分	実績	区分	実績
令和3年度	日数	15日	日数	26日 (主に夕刻の30分～1時間)
	地区	栄、名古屋、金山	地区	久屋大通公園、鶴舞公園等
	従事した 本市職員数	147人	従事した 本市職員数	42人
令和2年度	日数	17日	日数	30日
	地区	栄、名古屋、金山	地区	久屋大通公園、西柳公園等
	従事した 本市職員数	157人	従事した 本市職員数	47人

コラム

熱中症予防と感染防止対策の両立

近年、熱中症による健康被害が多く報告されていることから、本市においても市公式ウェブサイト等で予防を促してきた。

基本的な感染防止対策の一つであるマスクの着用は、一方で皮膚から熱を逃げにくくするなど、熱中症のリスクを高めてしまう。国は、従来より屋外で人と2m以上離れている時はマスクを外し、熱中症を予防するよう発信していたが、令和4年5月に改めてマスク着用の考え方を明確化し、翌6月からは啓発リーフレットを新たにし、熱中症予防と感染防止対策の両立を呼びかけた。

本市においても、市公式ウェブサイトでの広報、保健センターや保健環境委員等による啓発リーフレットの配布等により、市民に対し、熱中症予防と感染防止対策の両立を呼びかけた。



【熱中症予防×コロナ感染防止リーフレット】

Ⅱ 不当な差別等を防止するための啓発

新型コロナウイルス感染症を巡っては、医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族、陽性者とその家族、ワクチン未接種者等に対する心ない言動や、根拠のない情報に基づく差別・偏見についての報道があった。

これを受け、令和3年2月の特措法の改正では、患者や医療従事者等に対する差別的取扱い等の防止に係る地方公共団体の責務として、相談支援や啓発などが定められた。

本市でも、不当な差別や偏見を防止するための人権啓発に取り組んだ。

(1)市長メッセージ「STOP!コロナ差別、STOP!ワクチン差別」

市長から市民に対する、新型コロナウイルス感染症に関連する差別の防止を呼びかけるメッセージ動画を作成し、まるはっちゅ〜びに公開したほか、会見時など折に触れ市長から呼びかけを行った。

(2)市公式ウェブサイト等での啓発

市公式ウェブサイトに、新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮を求める内容を掲載したほか、広報なごや、ラジオ、令和3年度の市政情報番組（コアラが住む街なごや）市公式LINEでも、「STOP!コロナ差別」と題した差別・偏見の防止の呼びかけを行った。



【市政情報番組 コアラが住む街なごや】

コロナ 新しい生活

コロナ禍の今、大切なのは
“自分や他者への優しさ”です。

新型コロナウイルス感染症が日本で確認されたから、まもなく1年が過ぎようとしています。長引くコロナ禍で、いつもならしないきつい態度をとってしまったり、普段は気にならないことに非常に動揺してしまう方もいらっしゃるのではないでしょうか。コロナ禍だからこそ、優しさを忘れずに、一人一人が日ごろの生活を見つめ直していきましょう。

人を傷つける、こんなことをしていませんか？

- 感染者の氏名などの個人情報をインターネットや地域で広める。
- 感染者が確認された学校や会社などを非難する。
- 医療従事者の入店や、家族の登壇・登校を拒否する。

コロナに感染したのは○○さんらしいよ。
○○学校の生徒は、外出するな！
コロナをまき散らすな

絶対にやめましょう。

恐れるべきはウイルスです。感染した人ではありません。
差別や偏見は、蔓延して距離を置くようとして抱いてしまう。過度な不安や恐れといった気持ちから生まれます。恐れるべきはウイルス自体であり、ウイルスに感染した人ではありません。何気なく言ってしまった一言で、周りの人を傷つけていないか、今一度自分を振り返り、冷静な行動ができるように心掛きましょう。

人権問題についてお悩みの方はご相談ください。
●なごや人権啓発センター ☎ 684-7017 FAX 684-7018
火曜(祝休日の翌日を除く)～日曜日の午前9:00～午後5:00
●法務省 人権に関する相談窓口 ☎ 0570-003-110
祝休日を除く月曜～金曜日の午前8:30～午後5:15
インターネット人権相談窓口はこちら→

☎ スポーツ市民局人権施策推進室 ☎ 972-2583 FAX 972-6453

一人で、こんなことに悩んでいませんか？

- 地下鉄やバスに乗るのも怖い。悪いことばかり考えてしまう。
- 家族がコロナの影響で仕事をなくして、不安で夜も眠れない。

市精神保健福祉センターこちらには、日々このような悩みが寄せられています。
不安を感じたとき、自分の気持ちを話してみましょう。
今までと異なるコロナ禍が長期にわたる、怖さやストレスを誰もが感じています。ここのうちは、日々の生活の中で無理なく楽しめる活動を増やしたり、軽い運動をしてみてもいい。信頼できる方に自分の気持ちを話すことで、つらさが和らぐこともあります。長く続く場合は専門家にご相談ください。

新型コロナウイルスの影響でお悩みの方はご相談ください。
●新型コロナウイルスここからのケア相談(電話相談)
☎ 483-2185 祝休日を除く月曜～金曜日の午前8:45～正午・午後1:00～5:00
☎ 212-9780 祝休日を除く月曜～金曜日の午後5:00～10:00
対象 市内在住か在勤(学)の方

☎ 市精神保健福祉センターこちら ☎ 483-2095 FAX 483-2029

新型コロナウイルス感染症は誰もがガガリうる病気です。こんな時こそ、自分にも他者にも優しい心を忘れずに。

【広報なごや（令和3年1月号）】

(3)なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における取組

公式ウェブサイトやX(旧:Twitter)での広報を行ったほか、新型コロナウイルス感染症と人権についての市民向け講演会を実施した。

じん けん こう えん かい わたし き
人権講演会「私のコロナ記」

※Web配信あり

講師:フリーアナウンサー すみよし み き
元NHKアナウンサー **住吉 美紀さん**

新型コロナウイルスに感染した経験を踏まえ、実際に起きたこと、感染したときの考え方、感染された方やその周囲の方との接し方などについてお話していただきます。

※手話通訳・要約筆記あり (講演時間60分)

【人権講演会はWeb配信による参加も可能です】

【令和3年度憲法週間記念行事 人権講演会「私のコロナ記」】

テーマ **新型コロナとハンセン病** 無料
～感染症と差別のつながりを考える～

日時 **12月12日(土)**
午後2時～午後4時

定員 **40名** (定員を超える場合は抽選)

講演内容 *-*-*-*-*-*-*-*-*-*
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、偏見や差別に苦しむ人が増えています。感染症への差別は過去にもありました。ハンセン病です。私たちは、過去のハンセン病の教訓から何を学ぶべきなのか、それぞれの病気の共通点や相違点も改めて考えます。

講師 **小川 秀幸さん**
(三重テレビ放送 報道制作局長)

【令和2年度第3回人権セミナー
(新型コロナとハンセン病)】

コラム シトラスリボン運動

新型コロナウイルスに関する差別や偏見を防ぐため、愛媛県の市民グループが始めたプロジェクト。「地域」「家庭」「職場(学校)」を意味する3つの輪を象ったシトラス色のリボンを身に着けるなどして、新型コロナウイルス感染症の陽性者や医療従事者の方などを笑顔で迎え、「ただいま」「おかえり」と言い合えるやさしいまちづくりを進めるもので、本市においても賛同・推進している。



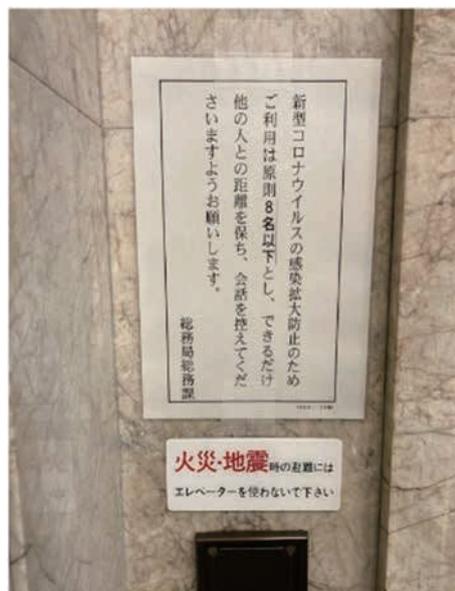
第5章 市役所の対応

I 来庁者・来所者及び職員への対応

1 庁舎における感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、来庁・来所者及び職員の感染を防ぐため、窓口業務等に従事する職員のマスク着用やアクリルパーティションの設置をはじめ、様々な感染防止対策を実施した。

- 初期においては、陽性者が発生した場合、当該人の属する執務室やトイレ・給湯室等の関係する場所について、清掃業者による消毒清掃を実施
- 密閉空間となるエレベーター内に利用者が密集しないようホール及びエレベーター内に少人数での利用を依頼する文書を掲出
- 食堂において、対面や隣り合った席とならないよう座席を減らし、パーティションを設置するとともに、時間をずらしての利用、会話時のマスク着用、手洗いの徹底などを呼びかけ
- 庁内放送による新型コロナウイルス感染症への注意喚起及び感染防止対策徹底の呼びかけを実施
- 区情報コーナーに新型コロナウイルス感染症に関するチラシ・ポスターを掲出するコーナーを設けたり、区役所内の電光掲示板や待合のディスプレイ等を活用して啓発動画を放映したりするなど、情報発信等を実施



【庁舎エレベーターの張り紙】

コラム 企業・市民からの寄贈

感染拡大の初期においては、マスクや消毒液等の衛生用品の需要が爆発的に高まり、入手困難な時期が続いた。そのような状況の中、企業や市民から本市の感染症対策に役立ててほしいとマスク（中には手作りの布マスクもあった）や消毒液、次亜塩素酸水等の寄贈が寄せられた。



【企業からのマスクの寄贈】

2 職員の感染防止対策

(1) 幹部職員の感染防止対策

● 市長室、副市長室における感染防止対策

入口へのアルコール消毒液の設置や応接机への飛沫防止パネルの設置などを行ったほか、来客や打ち合わせ等は人数を必要最小限に絞り、出席者が多くなる場合は、会議室など距離を確保できる空間で行った。

また、市長と副市長が同時に出席する打ち合わせについては、回数を必要最小限に絞り、同時感染のリスクを最小限にとどめた。さらに、市長、副市長が出席する行事については、本市ガイドラインや県の感染防止対策に沿った対策がなされていることを確認した。



【入口への消毒液の設置】



【市長室への飛沫防止パネルの設置】



【副市長室への飛沫防止パネルの設置】

● 市長定例記者会見等における対策

会場の換気、演台へのアクリルパーティションの設置、入口への消毒液の設置、共用マイクの消毒や記者席の削減など、会場での感染防止対策を徹底するとともに、出席する副市長の数を3人から1人に削減し、出席職員も人数を絞るなど、感染リスクの低減に努めた。また市長はマスクを着用していたため、聴覚障害者の方々が動画配信で記者会見の内容を把握することが難しいこともあり、手話通訳を導入した。さらに、市長臨時記者会見では、市長と記者との距離を確保するため、チェーンパーティションを設置して実施した。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第5章 市役所の対応 I 来庁者・来所者及び職員への対応

● 幹部会における新型コロナウイルス感染防止対策

令和2年4月6日開催の幹部会から、開催頻度を概ね隔週開催とするとともに、開催場所を特別会議室から正庁に変更した¹³⁵。また、危機管理の観点から令和2年5月11日開催の幹部会まで副市長の出席は1名とした。その後、対面で開催される幹部会の出席者について、緊急事態宣言下においては、副市長の出席は1名、区長の出席は中区長または中村区長のどちらかとする事とした。

さらに、令和3年2月22日開催の幹部会から、庁内ウェブ会議システムを利用したオンラインによる幹部会を導入し、緊急事態宣言下など著しく感染が拡大している場合には、オンラインで開催することとした。また、それ以外の場合においても対面とオンラインによる幹部会をそれぞれ隔週で開催した。

(2) 職員の感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、職員の感染を防ぐため、窓口業務等に従事する職員へのマスクの配布や、国や県の通知を踏まえた新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の呼びかけ等の感染防止対策を実施した。

- 初期において、マスクの入手が困難となったことから、窓口業務等に従事する職員へ、災害（新型インフルエンザ対策）備蓄用マスクを配布（約35万枚）し、着用を指示するとともに、健康管理の留意点について呼びかけ
- 陽性者が断続的に発生し、職員の感染リスクが高まったことから、感染リスク回避行動の徹底を呼びかけ
- 職員の新型コロナウイルス感染症に係る欠勤状況を集約し、適切に職員応援を実施
- 緊急事態宣言対象区域への移動、滞在等の自粛について呼びかけ
- 県内に緊急事態宣言等が発出された際には、県の通知などに基づき、移動・滞在の自粛、感染症リスク回避行動の徹底、在宅勤務等の実施など感染防止対策徹底を呼びかけるとともに、宣言発出期間の終了後も、時々状況に応じて、通知、庁内放送により感染防止対策の徹底を呼びかけ
- 市庁舎で勤務する職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に、濃厚接触者を特定し、一定期間出勤停止（自宅待機）
- 濃厚接触者に指定された職員等に対し、1人あたり2個の抗原定性検査キットを配付し、陰性を確認した場合は、国の定めに従い、待機期間を短縮

¹³⁵ 令和2年8月17日以降は東庁舎5階大会議室で行った

● 新規採用職員辞令交付式における感染症対策

令和2年度の新規採用職員辞令交付式については当初予定していた中区役所ホールでの実施を取りやめ、配属先の局区室において分散して実施した。

令和3年度、4年度も引き続き感染症対策が求められていたことから、新規採用職員の集合場所を名古屋市公館、配属先の区役所や庁内の会議室などに分散し、ウェブ会議ツールを活用して公館から市長訓示を配信する形で実施した。

コラム

職員採用試験¹³⁶及び係長昇任選考における感染防止対策

令和2～4年度の職員採用試験及び係長昇任選考において、新型コロナウイルス感染症の対策として、マスクの着用など受験時の注意事項を受験者に周知し、試験会場入り口での検温、手指用アルコール消毒液の設置、試験会場の換気等を行った。また、筆記試験においては、密を避けるため、受験者数を会場定員の概ね半分以下となるようにした。

なお、新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない、発熱等の風邪症状があるまたは濃厚接触者として健康観察の指示を受けている等の場合は、他の受験者等への感染のおそれがあるため、受験を控えるよう試験案内等で求めた。

¹³⁶ 人事委員会事務局が実施した試験会場での対策について記載している

Ⅱ 職員の勤務形態

1 時差勤務

令和2年2月25日に国が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」では、テレワークや時差出勤の推進等が強力に呼びかけられた。これを受けて本市でも、職員の感染拡大を防ぐため、通勤時の公共交通機関等の混雑による密集・密閉を避けることなどを目的に、同年3月2日から、30分または1時間の早出遅出勤務を段階的に導入した。※令和3年度からは会計年度任用職員以外の早出遅出勤務を恒久的な制度とした。また、令和5年度からは職員のライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現を目指してフレックスタイム制を導入するとともに、早出遅出勤務の幅を1時間30分に拡大した。

● 対象者

制度導入当初は、通勤に公共交通機関を利用している原則勤務（正規の勤務時間が8時45分から17時30分まで）の職員を対象に早出遅出勤務を実施したが、令和2年4月10日に県独自の緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止についてさらに緊急性が高まったことから、通勤に公共交通機関を利用している交代制勤務職員なども対象とした。

さらに同年5月4日に、5月6日までとされていた国の緊急事態宣言の延長を受け、公共交通機関に限らず職場内での接触機会を少しでも低減するため、早出遅出勤務の対象を全職員に拡大した。

※フレックスタイム制は、原則勤務の職員のうち休憩時間が1時間である者を対象とした。

2 在宅勤務

令和2年4月10日に県独自の緊急事態宣言が発出されたことを契機に、職員の職場への出勤を抑制し職員同士の接触を極力少なくすることを目的に、本市でも在宅勤務を導入した。

当時、本市でも複数の所属で陽性者や濃厚接触者が確認され、その所属の職員が自宅待機になっている状況だったため、市民生活に必要な行政サービスの継続にあたり重大な影響がある職場を除き、原則、在宅勤務を実施するよう、各職場での検討を総務局より依頼した。

(1)運用開始当初の課題

制度導入当初は、自宅で庁内ネットワークを利用できなかったため、在宅勤務で実施できる業務は限られていた。

そのため、「財務会計システム等普段使用しているシステムを使用できない」、「打合せ等を行えず意思決定に時間がかかる」など、業務を遂行するうえで支障が生じ、在宅勤務を積極的に活用していくのは困難といった意見が寄せられた。

(2)課題への対応

● 職員間チャットツールと庁内ウェブ会議システムの導入

令和2年4月23日、チャットツール「LoGoチャット」を導入した。庁内LANに接続するパソコンのほか、スマートフォンでも利用でき、テキストベースでのやり取りをチャット形式で行うことができるようになり、出勤者と在宅勤務者間の円滑なコミュニケーションの一助となった。

また、令和2年5月から庁内ウェブ会議システムの試行運用を開始した（令和3年3月より本格実施）。庁内ネットワークに接続している必要があるものの、離れた場所にいる相手と音声や映像でのコミュニケーションが可能になった。これにより、これまで会議室で行っていた会議や意思決定をそれぞれの自席等で行うことができるようになり、さらにUSB Dongle導入（後述）以降は、在宅勤務中でも会議等に加わることができるようになった。

● USB Dongleの導入

令和2年10月、在宅勤務者が庁内ネットワークに接続できるよう通信SIMを内蔵したUSB Dongleを導入した（10月に500台、12月にさらに500台導入し、計1,000台で運用）。

これにより、在宅勤務者も、財務会計システムや職員情報システム等の庁内のシステムや業務サーバーへの接続、電子メールの送受信が可能になり、在宅勤務でも、出勤して業務に従事するのと遜色ない状態で業務を行うことができる環境が整った。

(3)在宅勤務の本格導入

各種ツールの導入により、在宅勤務における大きな課題を取り除くことができたため、令和2年10月より本格的に在宅勤務を導入することとした。

令和3年1月の緊急事態宣言下、国は民間事業者に対し「出勤者数の7割削減」を目指すことを含めた接触機会の低減に向けた取組を行った。本市では、市民サービスの提供に支障がある職場（窓口職場、医療職場、福祉施設等）を除き、在宅勤務の活用や週休日を含めたローテーション勤務（後述）の実施等により、職場全体で出勤する職員（係長級以下の正規職員）を5割以上削減するよう努めるよう総務局より各所属に依頼した。結果、緊急事態宣言下における出勤抑制率は平均で約2割と目標には届かなかったものの、一定程度出勤抑制を推進することができた。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

第5章 市役所の対応 II 職員の勤務形態

また、在宅勤務は、職員同士の接触を少なくするだけでなく、職場内に陽性者や濃厚接触者が多く発生し、職員の多くが自宅待機をしなければならない状況下において、職場の業務を継続していくための手法としての役割も担った。

職場内で感染を拡大させないため、1つの課の全職員が自宅待機になったこともあったものの、体調不良のない職員が在宅勤務を行い、職場へは他課からの少数の応援職員を送るなどの態勢とすることで、業務の継続が可能になった。

ただし、令和3年4月に緑区役所でクラスターが発生した際には、業務の大半が市民応対中心で、在宅勤務で行うことのできるものが限定的だったため、在宅勤務ではなく他区や本庁からの応援により業務を継続した。

● 制度概要

区分	在宅勤務 ¹³⁷	
	在宅勤務（テレワーク環境利用有）	在宅勤務（テレワーク環境利用無）
対象者	一般職の職員（会計年度短時間勤務職員を除く。）	
実施場所	職員が居住する住宅（職員が育児または介護を行う住宅も可。職員自らが居住する住宅における勤務とみなす。）	
利用単位	1日を単位（ただし、在宅勤務中にやむを得ず出勤する必要が発生した場合等については、この限りでない。）	
実施上限	週4日	
通勤手当	減額なし	
費用負担	電話等の通信費、自宅での光熱水費及び勤務環境の整備に必要な費用は自己負担	
勤務時間	通常の勤務時間の範囲内とする（超過勤務命令は不可）。	
その他の運用	以下の事項を所属長が確認のうえ、実施を許可する。 <ul style="list-style-type: none"> 勤務成績、業務遂行能力等を踏まえ、在宅勤務による業務の執行に支障がないこと。 在宅勤務の実施により、所管事務の執行に著しい支障が生じるおそれがないこと。 在宅勤務が可能な業務であること。 機密情報を持出す場合、持出しに必要な事項が遵守されていること。 	

● 出勤抑制率（令和3年1月14日～2月28日（緊急事態宣言発出期間））

区分	出勤抑制率 ¹³⁸	
		うち在宅勤務率 ¹³⁹
全市	18.8%	3.1%
本庁	23.4%	9.5%

¹³⁷ 自然災害時や感染症流行時等の場合に、別に定めるところにより実施可

¹³⁸ 在宅勤務者数＋休暇等取得者数を職員数（学校、消防署、交通局を除く係長級以下の職員数）で除したもの

¹³⁹ 在宅勤務者数を職員数で除したもの

3 その他

時差・在宅勤務の他にも、勤務シフトや勤務場所、通勤方法について柔軟に対応することにより、職員の感染防止に努めた。

- **ローテーション勤務**

勤務シフトの作成にあたっては週休日を含めることとし、週休日の振り替えを活用して1日当たりの出勤者数を削減した。

(ローテーション勤務の実施例)

	月	火	水	木	金	土	日
Aさん	出勤	在宅	出勤	出勤	週休	週休	出勤
Bさん	出勤	週休	出勤	在宅	在宅	出勤	週休
Cさん	在宅	出勤	週休	出勤	出勤	週休	出勤
Dさん	週休	出勤	在宅	在宅	在宅	出勤	週休
出勤者数	2	2	2	2	1	2	2

- **会議室等の活用**

会議室や分室などを活用し、出勤職員の執務場所を分散させることで、各所属における職員同士の接触機会を低減した。

- **時差休憩**

原則勤務の職員については、午前11時30分から午後2時までの間で休憩時間を取得できることとし、食堂や休憩場所等での休憩中の職員の接触機会を低減した（原則勤務以外の職員にあっては、原則勤務の例により実施する。）。

- **通勤方法の変更**

公共交通機関により通勤している職員のうち、通勤方法の変更が可能な職員については、徒歩や自転車など感染リスクの低い通勤方法へ変更することにより感染抑制を行った。

Ⅲ 市会の対応

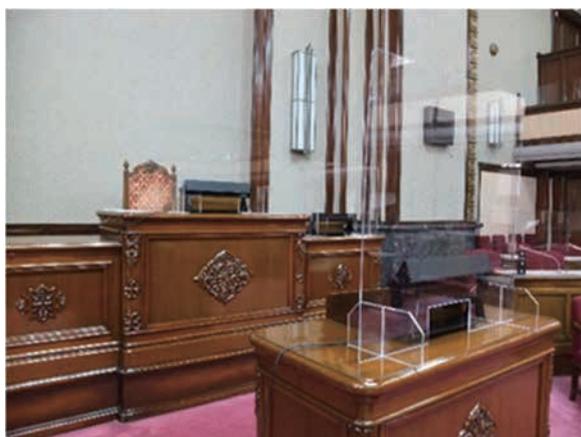
コロナ禍においても円滑な議会運営を行うことができるよう、本会議場、委員会室等においてハード・ソフトの両面から様々な感染防止対策を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延時も想定した「災害時等における議会機能維持に関する対応指針」を策定し、議会の機能を最大限発揮できるよう取り組んだ。

(1)本会議場における感染防止対策

- 飛沫防止パネルの設置

議長席、事務局長席、演壇、議席、説明員席に飛沫防止パネルを設置した。



【飛沫防止パネルの設置（演壇）】



【飛沫防止パネルの設置（議席）】

- 質問者席の設置

従来、自席で行っていた再質問を、新たに設置した質問者席（飛沫防止パネル付）で行った。



【質問者席】

- 出席説明員の調整

出席説明員は必要最小限とし、間隔を空けて着席することとした。また、質疑・質問の都度入れ替えを行った。



【出席説明員の調整】

● その他の対応

- 出席者のマスク着用、換気の徹底、議場入口へのアルコール消毒液の設置
- 意見書の提案説明の省略
- 進行係による休憩・散会の動議等は、自席で着席のまま実施
- 議事進行にかかる発言等は、自席で着席のまま実施
- 委員長報告は簡潔な内容とし、報告は自席で着席のまま実施
- 議場からの退出は、密にならないよう議長の案内に従い順次退席

(2)委員会室における感染防止対策

● 飛沫防止パネルの設置

委員席、説明員席に飛沫防止パネルを設置した。



【委員席への飛沫防止パネルの設置】



【説明員席への飛沫防止パネルの設置】

● 答弁席の設置

2列目以降の説明員は、従来、自席で共用のワイヤレスマイクを使用して答弁を行っていたが、新たに設置した答弁席で固定マイクを使用して着席のまま答弁を行った。



【答弁席】

● 出席説明員の調整

出席説明員は委員会に支障をきたさない範囲で調整し、間隔を空けて着席した。また、案件ごとに、説明員の入れ替えを行った。

● その他の対応

- 出席者のマスク着用、換気の徹底、委員会室入口へのアルコール消毒液の設置
- 委員への共用の水差しでの飲料水の提供を中止し、缶入り飲料水を提供。また、説明員の水分補給（水筒、ペットボトル等の持参）に配慮
- 令和2年度予算及び関連議案に係る常任委員会の審査日の短縮（2日間短縮）
- 請願・陳情審査の口頭陳情は、当面の間、行わない
- 市民3分間議会演説の実施を、当面の間、見合わせ

(3)その他

● 傍聴席

- 傍聴の自粛の呼びかけを実施
- 本会議傍聴は、マスク着用の協力依頼と検温を実施（37.5℃以上の発熱が見られた者については、傍聴を認めない）
- 委員会傍聴は、当面の間、傍聴者数を定員の半分までとし、マスクの着用と検温の実施を前提に許可（37.5℃以上の発熱が見られた者については、傍聴を認めない）
なお、緊急事態宣言下においては、傍聴を認めない
- 傍聴席では、間隔を空けて着席するよう「着席不可」の案内を表示



【傍聴席における感染防止対策（議場）】



【傍聴席における感染防止対策（委員会室）】

● 議員控室

- 受付窓口、応接スペース、議員執務室における飛沫防止パネルの設置
- 入口に非接触検温器及びアルコール消毒液を設置
- 口頭によらず来訪者の情報を伝えるための受付票を導入するとともに、打ち合わせ人数・時間を縮減
- 定期的な換気の徹底



【議員控室における感染防止対策】

● 市会図書室

- 令和2年3月2日から6月18日の間、一般利用を中止
- 受付窓口、閲覧机に飛沫防止パネルを設置
- 机、イス、ドアノブなどの定期的な消毒
- 閲覧席の利用を一部制限
- 利用時の検温と手指消毒、マスク着用を依頼
- 定期的な換気の徹底



【市会図書室における感染防止対策】

● その他

- 委員会視察の実施を、当面の間、見合わせ
- 個人の委員派遣については、感染症対策を講じた上で、視察先の議会の意向等を十分に踏まえ対応
- 議案説明会は、説明会場の他にサテライト会場を設け、説明の映像と音声を大型スクリーンで配信

(4)「災害時等における議会機能維持に関する対応指針」の策定

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延時を想定した「非常時における優先すべき議事の順序」を確認するなど、議会の役割を継続的に果たしていくための取り組みを行った。

令和3年9月には、新型コロナウイルス感染症に加え、風水害や震災への議事対応例を含んだ形で「災害時等における議会機能維持に関する対応指針」として整理した。

同指針においては、定足数等を勘案した議事機能の的確な維持の観点も見据え、議会の運営に関する協議機関としては、原則、本会議は議会運営委員会（理事会）、委員会は正副委員長会の協議により対処することとしているが、理事会等による協議が困難となる非常事態においては、議長において非常事態会議を設置し、理事会や正副委員長会の機能が復活するまでの間、最低限の権限を行使し、協議することができることとした。

第3編

資料編

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
令和2年 1/15	▶国立感染症研究所の検査において陽性結果が判明し、国内で初確認（武漢滞在歴有・神奈川県在住）	
1/16	▶国内初の陽性者報告	
1/26	▶県内初の陽性者報告（中国からの旅行者）	
1/27	▶愛知県がコールセンター設置	
1/30	▶国が新型コロナウイルス感染症対策本部設置閣議決定 ▶県が新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第1回）開催	
2/ 1	▶感染症法に基づく指定感染症(2類相当)及び検疫法の検疫感染症に指定する政令施行	▶本市衛生研究所にてPCR検査開始
2/10		▶南京市に救援物資（マスク）を寄贈(10万枚)
2/12		▶帰国者・接触者相談センター及び帰国者接触者外来を設置
2/14		▶市内初の陽性者報告 ▶危機管理対策本部会議開催
2/16	▶国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第1回）開催	▶「発症比2日前」からの本市独自調査開始
2/20		▶市内高齢者施設約950か所に備蓄マスクを配布（23.8万枚）
2/22		▶名古屋高速道路の一部入口の閉鎖（～3/5） ※2/25からETC無線通行車のみ通行可
2/25	▶国の対策本部会議（第13回）で新型コロナウイルス感染症対策の基本方針決定	
2/26	▶国が全国的なスポーツ、文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等要請（2週間）	▶市会2月定例会で緊急質問実施
2/27	▶国が小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の全国一斉臨時休業要請（3/2～学年末）	
2/28		▶危機管理対策本部会議開催
3/ 1		▶危機管理対策本部会議開催
3/ 2		▶市立学校（園）の臨時休業実施（～3/24） ※高等学校のみ～3/19

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
3/ 4	▶感染症法第 15 条に基づき、PCR 検査の保険適用に伴う行政検査の取扱いが国より通知され、保険適用分を除いた自己負担分の公費適用が開始	
3/ 6		▶南区・緑区内通所介護事業所等に対し休業要請（3/7～3/20）
3/ 7		▶市内初死亡事例報告
3/10		▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例公布・施行
3/12		▶国からマスク 3,420 枚配布
3/13		▶危機管理対策本部会議開催
3/14	▶特措法の一部を改正する法律施行（新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなす）	
3/20	▶国が大規模イベントに係る方針提示	
3/23	▶内閣官房に新型コロナウイルス感染症対策推進室を設置	
3/26	▶特措法に基づく政府対策本部設置	▶新型コロナウイルス感染症対策本部設置 ▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第 1 回）
3/27	▶国の基本的対処方針等諮問委員会（第 1 回）開催	
3/28	▶特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定	
4/ 3		▶教育活動の開始について市立学校（園）へ通知（4/6～）
4/ 6		▶市立学校（園）の再開
4/ 7	▶埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の都府県に緊急事態宣言発出（～5/6）	
4/ 8		▶市立学校（園）の臨時休業延長（当初：～4/19、延長：～5/10、再延長：～5/31）
4/ 9	▶県が県内最初の宿泊療養施設である、あいち健康の森健康科学総合センター健康宿泊館にて軽症者の受入開始	
4/10	▶県独自の緊急事態宣言発出（当初：～5/6、延長：～5/26）	▶県独自宣言適用 ▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第 2 回）
4/13	▶県が繁華街の接待を伴う飲食店へ自粛要請	
4/16	▶緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大（～5/6）	
4/17	▶愛知県に緊急事態宣言適用	▶緊急事態宣言適用

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
4/24		▶市会急施臨時会開会
4/29	▶県が JR 名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動（～5/6）	▶県と協働で JR 名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動（～5/6）
4/30	▶県が休業協力要請に応じないパチンコ店6店舗公表・特措法に基づく休業要請	
5/ 4	▶全都道府県の緊急事態宣言延長（～5/31）	▶緊急事態宣言延長
5/14	▶緊急事態宣言解除（除、北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫の都道府県）	▶緊急事態宣言解除
5/15		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第3回） ▶市有施設の閉館に向けたガイドライン策定
5/18		▶夏季休業日・冬季休業日の短縮について市立学校（園）へ通知（夏季休業日7/21～8/16・冬季休業日12/26～1/4）
5/21	▶緊急事態宣言解除（除、北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川の都道府県）	▶地域外来・検査センター（名古屋市PCR検査所）設置
5/25	▶北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川の都道府県の緊急事態宣言解除（全都道府県解除）	
5/26	▶県独自の緊急事態宣言解除	▶県独自宣言解除
5/27		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第4回） ▶市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン策定
7/ 3	▶国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議廃止、新型コロナウイルス感染症対策分科会新設	
7/20		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第5回） ▶令和3年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案（7/20,21,29,30）
7/21	▶県が警戒領域へ移行（終期の定めなし）	▶警戒領域へ移行
7/22	▶国が GoTo トラベル事業開始	
7/28	▶県内の陽性者数が100人/日超（110人）	
7/29	▶県が厳重警戒へ移行（終期の定めなし）	▶厳重警戒へ移行
7/30		▶市内の陽性者数が100人/日超（108人）
7/31		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第6回）
8/ 5	▶県が栄・錦地区の接待を伴う飲食店等へ営業時間短縮等要請（～8/24）	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
8/ 6	▶県独自の緊急事態宣言発出（～8/24）	▶県独自宣言適用 ▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第7回）
8/ 7	▶県が東横 INN 名古屋名駅南にて軽症者等の受入開始 ▶国より、PCR等の検査体制の更なる強化について、感染拡大を防止するため、検査ができる機器を保有する車両を派遣する方法も検討するよう通知が発出	
8/24	▶県独自の緊急事態宣言解除	▶県独自宣言解除
8/25	▶県が厳重警戒へ移行（終期の定めなし）	▶厳重警戒へ移行
9/ 7		▶自宅療養者への配食サービス開始
9/ 9		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第8回） ▶新型コロナウイルス感染症にかかる検証及び対応方針策定
9/18	▶県が警戒領域へ移行（終期の定めなし）	▶警戒領域に移行
9/19	▶国がイベント開催制限緩和（条件付きで、声を発しない屋内イベントは収容率100%まで可）	
10/ 1	▶国がGoToEatキャンペーン事業開始	
10/ 9	▶国より、診療・検査医療機関における受診者数等の報告をG-MIS(医療機関等情報支援システム)にて行うよう協力依頼が発出	
10/15	▶県が新型コロナウイルス感染症の専門病院である「愛知県立愛知病院」を開設	
11/16		▶名古屋観光クーポン「シャチ割」第1期申込開始
11/ 9		▶「受診・相談センター(コールセンター)」開設
11/19	▶県が厳重警戒へ移行（終期の定めなし）	▶厳重警戒へ移行
11/20	▶国が、クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施についての通知を発出	▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第9回）
11/24	▶国がGoToトラベル事業における感染拡大地域を目的地とした旅行の新規予約一時停止等	
11/29	▶県が栄・錦地区の飲食店等に営業時間短縮・休業要請（当初：～12/18、変更：～12/17）	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
12/14	▶国が GoTo トラベル事業における本市を目的地とした旅行の新規予約一時停止（～1/11）	
12/15		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第10回）
12/18	▶県が県全域の飲食店等に営業時間短縮・休業要請拡大と期間延長（当初：～1/11、延長：～2/7） ▶県の GoToEat キャンペーンあいち当選発表停止・食事券利用自粛呼びかけ	
12/28	▶全世界からの外国人の新規入国停止（～1/31） ▶GoTo トラベル事業全国一時停止	
12/30		▶名古屋市西庁舎駐車場にて、改造した市バス及び中京車体を用いた臨時PCR検体採取所を設置（年末年始のみ）
令和3年 1/ 1		▶市衛生研究所にて変異株のスクリーニング検査（N501Y変異）を開始
1/ 2		▶交通局緑営業所にて陽性者が確認されたため、市バスを用いてPCR検査を実施
1/ 7	▶東京、埼玉、千葉、神奈川の都県に緊急事態宣言発出（～2/7）	
1/13	▶大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、栃木の府県に緊急事態宣言発出（～2/7）	
1/14	▶愛知県に緊急事態宣言適用	▶緊急事態宣言適用 ▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第11回） ▶本市新型インフルエンザ等業務継続計画（BCP）改定、発動
1/26		▶守山いつき病院にて陽性患者2名の透析移送に中京車体を活用（2日実施）
1/30		
2/ 2	▶東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡の緊急事態宣言延長決定（～3/7）	
2/ 4	▶国より、高齢者施設の従事者等の検査を徹底するよう通知が発出	
2/ 5	▶新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について、国より要請（週300～400件を目安）	▶通知が発出される以前より市衛生研究所にて実施（R3.1.1開始）

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
2/13	▶感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症が、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更	
2/17	▶医療従事者を対象としたワクチン先行接種開始	
2/26	▶大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡の府県の緊急事態宣言解除決定（～2/28）	
2/27		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第12回）
3/ 1	▶県が厳重警戒へ移行（当初：～3/14、延長：～3/21）	▶厳重警戒へ移行
3/ 5	▶東京、埼玉、千葉、神奈川の都県の緊急事態宣言延長決定（～3/21）	
3/ 9	▶国のR2.2.4事務連絡「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について」に基づき、県が高齢者施設の従事者等に対しPCR検査を定期的に行う事業を開始	▶県と同様に従事者等に対し検査を実施
3/22	▶県が警戒領域へ移行（終期の定めなし） 県内で変異株（N501Y：英国型）の陽性例8例確認	▶警戒領域へ移行
4/ 1	▶大阪、兵庫、宮城の府県にまん延防止等重点措置適用決定（4/5～5/5）	
4/ 7		▶緑区役所閉庁
4/ 9	▶東京、京都、沖縄の都府県にまん延防止等重点措置適用決定（東京4/12～5/11、京都・沖縄4/12～5/5）	
4/12	▶高齢者へのワクチン接種開始	
4/14		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第13回） ▶ワクチン限定接種開始（中区在住80歳以上）
4/16	▶愛知、埼玉、千葉、神奈川の各県にまん延防止等重点措置適用決定（4/20～5/11）	
4/17		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第14回）
4/20	▶愛知県にまん延防止等重点措置適用	▶まん延防止等重点措置適用

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
4/23	<ul style="list-style-type: none"> ▶東京、大阪、兵庫、京都の都府県に緊急事態宣言発出決定（4/25～5/11） ▶愛媛県にまん延防止等重点措置適用決定（4/25～5/11） ▶宮城県と沖縄県のまん延防止等重点措置延長決定（～5/11） 	
5/ 7	<ul style="list-style-type: none"> ▶愛知県と福岡県に緊急事態宣言発出決定（5/12～5/31） ▶東京、大阪、兵庫、京都の都府県の緊急事態宣言延長決定（～5/31） 	
5/ 8		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第15回）
5/12	▶愛知県に緊急事態宣言適用	▶緊急事態宣言適用
5/14	<ul style="list-style-type: none"> ▶北海道、岡山、広島の道県に緊急事態宣言発出決定（5/16～5/31） ▶群馬、石川、熊本の各県にまん延防止等重点措置適用決定（5/16～6/13） 	
5/15		▶栄サービスセンター一時閉鎖
5/21	▶沖縄県に緊急事態宣言発出決定（5/23～6/20）	
5/24	▶県の大規模接種開始（名古屋空港、藤田医科大学）	
5/27		▶栄サービスセンター再開
5/28	<ul style="list-style-type: none"> ▶北海道、東京、愛知、大阪、兵庫、京都、岡山、広島、福岡の都府県の緊急事態宣言延長決定（～6/20） ▶埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の各県のまん延防止等重点措置延長決定（～6/20） 	
6/10	▶県が特措法に基づく休業命令（県内30施設中市内14施設）	
6/16	▶県が特措法に基づく休業命令（県内9施設中市内9施設）	
6/17	<ul style="list-style-type: none"> ▶北海道、東京、愛知、大阪、兵庫、京都、岡山、広島、福岡の都府県の緊急事態宣言解除決定（～6/20） ▶北海道、東京、愛知、大阪、兵庫、京都、福岡の都府県にまん延防止等重点措置適用決定（～7/11） ▶沖縄県の緊急事態宣言延長決定（～7/11） ▶埼玉、千葉、神奈川の各県のまん延防止等重点措置延長決定（～7/11） 	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
6/18	▶県が特措法に基づく休業命令（県内9施設中市内7施設）	▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第16回）
6/21	▶愛知県にまん延防止等重点措置適用	▶まん延防止等重点措置適用
6/25	▶県が特措法に基づき過料に処するよう裁判所に通知（県内34施設中市内17施設）	
7/ 1		▶大規模集団接種会場（瑞穂公園陸上競技場）での接種開始
7/ 2	▶県が特措法に基づく時短命令（県内9施設中市内8施設）	
7/ 8	▶東京都に緊急事態宣言発出決定（7/12～8/22） ▶沖縄県の緊急事態宣言延長決定（～8/22） ▶埼玉、千葉、神奈川、大阪の府県のまん延防止等重点措置延長決定（～8/22）	
7/12	▶県が厳重警戒へ移行	▶厳重警戒へ移行
7/13		▶令和4年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案（7/13～16）
7/16	▶県が特措法に基づき過料に処するよう裁判所に通知（県内7施設中市内6施設）	
7/23	▶東京オリンピック開幕	
7/29	▶全国の陽性者が初めて1万人/日を超える	
7/30	▶埼玉、千葉、神奈川、大阪の府県に緊急事態宣言発出決定（8/2～8/31） ▶東京都、沖縄県の緊急事態宣言延長決定（～8/31） ▶北海道、石川、兵庫、京都、福岡の道府県のまん延防止等重点措置適用決定（8/2～8/31）	
8/ 5	▶福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本の各県のまん延防止等重点措置適用決定（8/8～8/31）	
8/ 8	▶愛知県にまん延防止等重点措置適用	▶まん延防止等重点措置適用

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
8/17	<ul style="list-style-type: none"> ▶茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡の各県に緊急事態宣言発出決定(8/20~9/12) ▶東京、沖縄、埼玉、千葉、神奈川、大阪の都府県の緊急事態宣言延長決定(~9/12) ▶宮城、山梨、富山、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛、鹿児島各県にまん延防止等重点措置適用決定(8/20~9/12) ▶北海道、石川、福島、愛知、滋賀、熊本の道県のまん延防止等重点措置延長決定(~9/12) 	
8/24	<ul style="list-style-type: none"> ▶東京パラリンピック開幕 ▶県が R&B ホテル名古屋新幹線口にて軽症者等の受入開始 	
8/25	<ul style="list-style-type: none"> ▶北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島各県の道県に緊急事態宣言発出決定(8/27~9/12) ▶高知、佐賀、長崎、宮崎各県にまん延防止等重点措置適用決定(8/27~9/12) 	
8/26		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催(第17回)
8/27	▶愛知県に緊急事態宣言適用	▶緊急事態宣言適用
9/ 6	▶県が愛知入院待機ステーションを愛知県武道館に開設	
9/ 9	<ul style="list-style-type: none"> ▶北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、沖縄の都道府県の緊急事態宣言延長決定(~9/30) ▶宮城県と岡山県のまん延防止等重点措置適用決定(9/13~9/30) ▶福島、石川、香川、熊本、宮崎、鹿児島各県のまん延防止等重点措置延長決定(~9/30) ▶高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について、国より抗原定性検査キットの無償配布が開始 	
9/15		▶本市新型インフルエンザ等業務継続計画(BCP)改定

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
9/17	▶県が特措法に基づく休業命令（県内 5 施設中市内 5 施設）	
9/21	▶県の愛知入院待機ステーション休止 ▶県が特措法に基づく休業命令（県内 1 施設中市内 1 施設）	
9/23		▶大規模集団接種会場（名古屋国際会議場）での接種開始
9/27	▶県が特措法に基づく休業命令（県内 17 施設中市内 14 施設）	
9/28	▶全都道府県の緊急事態宣言解除決定（～9/30） ▶全県のまん延防止等重点措置解除決定（～9/30）	
9/30		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第 18 回）
10/ 1	▶県が厳重警戒へ移行（～10/17）	▶厳重警戒へ移行
10/ 5	▶県の GoToEat キャンペーンあいち再開	
10/ 6	▶J リーグ YBC ルヴァンカップ準決勝（豊田スタジアム）で「ワクチン・検査パッケージ」実証実験	
10/ 7	▶県が特措法に基づき過料に処するよう裁判所に通知（県内 22 施設中市内 19 施設）	
10/ 8	▶県が「あいち旅 e マネーキャンペーン」、 「LOVE あいちキャンペーン」開始	
10/18	▶県が警戒領域へ移行（終期の定めなし）	▶警戒領域へ移行
10/31	▶県の愛知入院待機ステーション廃止	
11/12	▶国が次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像決定	
11/17		▶高齢者施設等職員へのスクリーニング検査の対象に訪問系施設を追加し、国より無償配布された抗原定性検査キットの活用を開始
11/19	▶国の対策本部会議（第 81 回）で新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改訂、決定	
12/27		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第 19 回）
令和 4 年 1/ 5	▶県が 172 か所の検査所として登録された薬局や医療機関で PCR 検査と抗原検査の無料検査開始	
1/ 7	▶沖縄、山口、広島各県にまん延防止等重点措置適用決定（1/9～1/31）	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
1/11		▶名古屋市保健所事業所チームを設置し、16区の事業所調査・感染対策指導等の対応を一部集約
1/15	▶県が厳重警戒へ移行	▶厳重警戒へ移行
1/19	▶東京、埼玉、千葉、神奈川、群馬、新潟、愛知、岐阜、三重、香川、長崎、熊本、宮崎の都県にまん延防止等重点措置適用決定（1/21～2/13）	▶感染急拡大による積極的疫学調査・健康観察のひっ迫に伴い保健センターの一部業務中止・縮小（～2/13）
1/20		▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第20回）
1/21	▶愛知県にまん延防止等重点措置適用 ▶県のGoToEatキャンペーンあいち申込受付停止・食事券利用自粛呼びかけ	▶まん延防止等重点措置適用
1/25	▶北海道、青森、山形、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、福岡、佐賀、大分、鹿児島 の道府県にまん延防止等重点措置適用決定（1/27～2/20） ▶沖縄、山口、広島 の各県のまん延防止等重点措置延長決定（～2/20）	
1/28	▶県がホテルウィングインターナショナル名古屋にて軽症者等の受入開始	
1/29		▶あおなみ線の減便（～2/7）
2/ 3	▶和歌山県にまん延防止等重点措置適用決定（2/5～27）	
2/ 4	▶県がベッセルイン栄駅前にて軽症者等の受入開始	▶本市独自で健康観察を柔軟化
2/10	▶東京、埼玉、千葉、神奈川、群馬、新潟、愛知、岐阜、三重、香川、長崎、熊本、宮崎の都県のまん延防止等重点措置延長決定（～3/6） ▶高知県にまん延防止等重点措置適用決定（2/12～3/6）	
2/16	▶県が特措法に基づく時短命令（県内10施設中市内10施設）	
2/18	▶広島、北海道、青森、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、福岡、佐賀、鹿児島 の道府県のまん延防止等重点措置延長決定（～3/6）	
2/25	▶県が特措法に基づく時短命令（県内8施設中市内5施設）	
3/ 1	▶県が小児へのワクチン接種後の副反応等に対応する専門相談窓口を新規開設	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
3/ 4	▶北海道、青森、茨城、栃木、群馬、東京、埼玉、千葉、神奈川、石川、静岡、愛知、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、香川の各都道府県のまん延防止等重点措置延長決定（～3/21）	
3/14		▶大規模集団接種会場（中区役所ホール）での接種開始
3/22	▶県が厳重警戒へ移行 ▶県のGoToEatキャンペーンあいち再開	▶厳重警戒へ移行
3/25	▶県が特措法に基づき過料に処するよう裁判所に通知（県内18施設中市内15施設）	▶「なごや新型コロナウイルスワクチン 長期的な副反応相談窓口」開設
4/15		▶大規模集団接種会場（日本ガイシフォーラム）での接種開始
4/25		▶自宅療養者及び同居濃厚接触者への配食サービスを5千人/日から2万人/日に充実・幼児食の提供開始
5/10		▶国の方針変更に応じて、健康観察を重点化
5/31		▶令和4年地方分権改革に関する提案募集に提案
6/ 1		▶「名古屋に泊まろう！『シャチ泊』」開始
6/10	▶団体ツアー客に限り訪日観光客受入再開	
6/17	▶国が新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性決定	
7/15		▶陽性者へ制度案内等についてSMSの活用を開始
7/20		▶大規模集団接種会場（イオンタウン有松）での接種開始
7/22		▶健康観察のさらなる重点化（軽症者等へのファーストタッチをSMSに変更）開始 ▶令和5年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案（7/22,26,27,29）
8/ 5	▶県がBA.5対策強化宣言発出（当初：～8/21、延長：～8/31、再延長：～9/30）	▶BA.5対策強化宣言へ移行
8/ 8	▶県がホテルルートイン名古屋栄にて軽症者等の受入開始	
8/10		▶「陽性者登録センター」開設

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
8/12	▶県が BA.5 対策緊急アピール発出（～8/21）	
9/ 2	▶国が新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策決定	
9/ 8	▶国が With コロナに向けた政策の考え方決定	
9/26	▶感染症法の改正により、全数届出の見直し	▶全数届出見直しに伴い「陽性者登録センター」拡充・「受診・相談センター」体制強化 ▶オミクロン株対応ワクチン接種開始
9/30		▶県の補助金を活用し、市衛生研究所にてゲノム解析を行う次世代シーケンサーを追加導入
10/ 1	▶県が厳重警戒へ移行（～12/7）	▶厳重警戒へ移行 ▶「シャチ泊」の対象全国拡大
10/11	▶国が入国者数の上限撤廃、個人の外国人旅行客の入国解禁 ▶国が全国旅行支援開始	
12/ 8	▶県が医療ひっ迫防止緊急アピール発出（～2/19）	▶医療ひっ迫防止緊急アピールへ移行
令和5年 1/27	▶国が新型コロナウイルス感染症を5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけることを決定	
2/ 1	▶県がアパホテル名古屋栄にて軽症者等の受入開始	
2/ 6	▶県が東横 INN 名古屋名駅南での軽症者等の受入終了	
2/10	▶国がマスク着用の考え方の見直し発表	
2/20	▶県が厳重警戒へ移行（～2/26）	▶厳重警戒へ移行
2/27	▶県が警戒領域へ移行（～5/7）	▶警戒領域へ移行
3/ 6	▶県がホテルウィングインターナショナル名古屋での軽症者等の受入終了 ▶県がベッセルイン栄駅前での軽症者等の受入終了 ▶県がホテルルートイン名古屋栄での軽症者等の受入終了	
3/13	▶国がマスク着用の考え方の見直し適用	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

I 時系列でみる国・愛知県の動きと本市の対応

年月日	国・愛知県	本市
3/17	<ul style="list-style-type: none"> ▶国が5類移行後の検査につき、医療機関での疑い患者の公費適用は終了する旨を通知 ▶一方、重症化リスクの高い者が多く入院・入所する医療機関・高齢者施設・障害者施設でクラスターが発生した際の周囲の検査や、従事者への定期的な検査は当面の間継続 	
3/31	<ul style="list-style-type: none"> ▶県が新型コロナウイルス感染症の専門病院である「愛知県立愛知病院」を休止 	
4/ 1		<ul style="list-style-type: none"> ▶16 区のすべての事業所調査・感染対策指導等の対応を、名古屋市保健所事業所チームに集約
4/27	<ul style="list-style-type: none"> ▶国が厚生労働大臣名により新型コロナウイルス感染症を5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけることを正式決定 ▶新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について、5類移行後、都道府県ごとに週100件を目安に変更（R3.2.5 発出時点では週300～400件目安） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶市内の協力医療機関に対し、5類移行後も引き続き検体の提出を依頼
5/ 1		<ul style="list-style-type: none"> ▶新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催（第21回） ▶市有施設の開館に向けたガイドライン廃止 ▶市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン廃止
5/ 7	<ul style="list-style-type: none"> ▶県が R&B ホテル名古屋新幹線口での軽症者等の受入終了 ▶県がアパホテル名古屋栄での軽症者等の受入終了 	
5/ 8	<ul style="list-style-type: none"> ▶新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更 ▶国の新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 ▶新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ▶新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 ▶新型コロナウイルス感染症にかかる検証及び対応方針廃止 ▶本市新型インフルエンザ等業務継続計画（BCP）終了 ▶新規陽性者数の全数公表、患者の死亡に関する公表終了

Ⅱ 新型コロナ対策における業務縮小・中止等の経過

年月日	件名	概要
令和3年 1/14	名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動について	新型コロナウイルス感染症発生時における業務の実施及び業務継続に係る人員の確保のため、業務継続計画を発動し、必要に応じて、第1段階（全業務の概ね5%）を目途に各局区室において業務を縮小または中止するもの。 （令和3年2月7日まで）
2/ 3	名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動期間延長について	業務継続計画の発動を延長するもの。 （当面の間）
2/25	新型コロナウイルス感染症に対する協力体制の構築について（依頼）	新型コロナウイルス感染症の患者発生に伴い、各保健センターにおいて、所内全体で対応する協力体制の構築を依頼するもの。
3/12	名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動に係る区役所業務について	コロナ業務を行うために、一時的に中止する整理とした区役所業務の一覧を周知するもの。
3/19	名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動に係る区役所業務について	令和3年3月12日に周知した業務のうち、健康福祉局が所管する業務をあらためて周知するもの。
8/23	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う職員応援および一部業務の中止・縮小について	第5波に伴い保健センター業務がひっ迫しているため、一部業務を中止・縮小して保健センター内の応援体制構築を求めるもの。（令和3年9月6日まで）
8/31	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う職員応援について	感染拡大が収まらないことから区役所に応援職員の派遣を依頼することに伴い、業務の中止・縮小期間を延長するもの。（令和3年9月14日まで）
9/13	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う職員応援期間の延長について	陽性者数が高止まりの状況が続いていることから、応援期間を更に延長するもの。（令和3年9月30日まで）
9/15	名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の改定について	被害想定における職員欠勤率の考え方について、「市全体における職員欠勤率」に加え、新たに区役所・支所及び公所ごとに、その所属職員全員が感染拡大によって欠勤となった場合の被害想定を追加するもの。
9/30	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う職員応援期間の終了に伴う対応について	応援期間は令和3年9月30日で終了するが、各区の感染状況や保健センターの業務ひっ迫などの実情に合わせて柔軟な対応を求めるもの。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅱ 新型コロナ対策における業務縮小・中止等の経過

年月日	件名	概要
令和4年 1/19	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一部業務の取扱いについて	第6波に伴い保健センター業務がひっ迫しているため、一部業務を一時的に縮小又は中止し、保健センター内の応援体制構築を求めるもの。 (フェーズ3以下に移行する日まで)
1/25	新型コロナウイルス感染症拡大にかかる保健センターへの応援職員の派遣について(通知)	新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、保健センター業務がひっ迫しているため、各局室に応援職員の派遣を依頼するもの。併せて各区に応援職員の調整を依頼するもの。
6/17	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一部業務の取扱いを変更等する期間の終了について	フェーズ3に移行することに伴い、一部業務を一時的に縮小又は中止する取扱いは終了するが、各区の感染状況や保健センターの業務ひっ迫などの実情に合わせて柔軟な対応を求めるもの。
7/19	新型コロナウイルス感染症の感染拡大(第7波)に伴う当面の対応及び応援体制の構築について	第7波に伴い保健センター業務がひっ迫しているため、応援体制を構築する上で支障がある場合には、各区の判断で一部業務を縮小・中止(延期)できるよう取り扱うもの。
7/21	名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画における万全の備えに向けた各所属での対応について	第7波に伴い職員に欠勤者が増加しているため、各所属において業務継続計画や当該計画に基づくマニュアル等の確認を依頼するもの。
8/5	新型コロナウイルス感染症対応に係る保健センターの状況把握について	第7波に伴い各保健センター関連業務が非常にひっ迫したことから、業務縮小等の状況及び職員の応援状況について報告を依頼するもの。
9/28	新型コロナウイルス感染症の感染拡大(第7波)に伴う業務縮小等の取扱いの終了について	感染状況が比較的落ち着いてきたことを考慮し、令和4年7月19日付け通知を廃止するもの。
	新型コロナウイルス感染症対応に係る保健センターの状況把握について	業務縮小等の取扱いの終了に伴い、令和4年8月5日付け事務連絡に基づく業務縮小等の状況及び職員の応援状況の報告を終了するもの。
令和5年 5/1	名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画(第1段階)の終了について	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに伴い、業務の実施及び業務継続に係る人員の確保のために発動していた業務継続計画を終了するもの。

Ⅲ 本部会議等の開催状況

● 危機管理対策本部会議

	開催日	議題
第1回	R2.2.14	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスに関連した患者の発生について 新型コロナウイルス感染症に関する「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の設置等について
第2回	R2.2.28	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等 名古屋市立学校（園）の臨時休業について 各局の取り組み状況について
第3回	R2.3.1	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る現状について
第4回	R2.3.13	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を受けての今後の実施体制について

● 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	開催日	議題
第1回	R2.3.26	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえた本市の対応について ア 市有施設等 イ 市立学校（園）
第2回	R2.4.10	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について 新型コロナウイルス感染症対策に向けた体制強化について 新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言等について 新型コロナウイルス感染症に係る各局の取り組み状況について
第3回	R2.5.15	<ul style="list-style-type: none"> 本市における新型コロナウイルス感染症患者の状況について 愛知県緊急事態措置等について 市有施設の開館に向けたガイドライン（案）について 市立学校（園）における教育活動の再開について 愛知県緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について 新型コロナウイルス感染症に係る各局の取り組み状況について
第4回	R2.5.27	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策における今後の対応について（案） 市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン（案）
第5回	R2.7.20	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症にかかる検証及び対応方針検討の体制について 第1回愛知県新型コロナウイルス感染症検証委員会について 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の変更について

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅲ 本部会議等の開催状況

	開催日	議題
第6回	R2.7.31	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市における新型コロナウイルス感染症の現状について 新型コロナウイルス感染症対策にかかる保健所の現状と主な業務について
第7回	R2.8.6	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査等の体制強化について 医療提供体制の確保について 愛知県緊急事態宣言について 名古屋市における新型コロナウイルス感染症患者の状況について 市民・事業者の皆さまへのメッセージ
第8回	R2.9.9	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症にかかる検証及び対応方針（案）について 名古屋市における新型コロナウイルス感染症患者の状況について
第9回	R2.11.20	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について 感染リスクが高まる「5つの場面」と今後の広報について 市民・事業者の皆さまへのお願い
第10回	R2.12.15	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について 営業時間短縮・休業の要請等について 名古屋観光クーポン「シャチ割」の取扱いについて 市民・事業者の皆さまへのお願い
第11回	R3.1.14	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について 愛知県緊急事態措置等について 緊急事態宣言に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動について（案） 緊急事態宣言に伴う広報について 市民・事業者の皆さまへのお願い
第12回	R3.2.27	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について 愛知県厳重警戒宣言について 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた全庁体制の構築について 市民・事業者の皆さまへのお願い
第13回	R3.4.14	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について 新型コロナウイルスワクチン接種について 市民・事業者の皆さまへのお願い
第14回	R3.4.17	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について 愛知県まん延防止等重点措置等について まん延防止等重点措置に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて まん延防止等重点措置に伴う主な広報について 市民・事業者の皆さまへのお願い
第15回	R3.5.8	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について 愛知県緊急事態措置について 緊急事態宣言に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて 市民・事業者の皆さまへのお願い

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅲ 本部会議等の開催状況

	開催日	議題
第16回	R3.6.18	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について 愛知県まん延防止等重点措置について まん延防止等重点措置に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて 新型コロナウイルスワクチン大規模集団接種会場の運営 災害時等における新型コロナワクチン集団接種の対応について コロナに負けるな！NAGOYA ビジネススタイル（NBiz） ～STOP 職場感染～ 市民・事業者の皆さまへのお願い
第17回	R3.8.26	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について 愛知県緊急事態措置について 緊急事態措置に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて 若い世代向けの情報発信の強化について 学校、保育所等における対応について 市民・事業者の皆さまへのお願い
第18回	R3.9.30	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について 愛知県厳重警戒措置について 愛知県厳重警戒措置に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて 市民・事業者の皆さまへ
第19回	R3.12.27	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について 新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）について 新型コロナウイルスワクチンに係る集団接種に向けた全庁体制の構築について 市民・事業者の皆さまへのお願い
第20回	R4.1.20	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について 愛知県まん延防止等重点措置について まん延防止等重点措置に伴う市有施設・市主催イベントの取り扱いについて 市民・事業者の皆さまへ
第21回	R5.5.1	<ul style="list-style-type: none"> 国の今後の方針について 本市における新型コロナウイルス感染症対策について 本市における新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対応について 市民・事業者の皆さまへ

IV 新型コロナワクチン接種の主な出来事

年月日	国の動き	本市の動き
令和2年 7/31	新型コロナウイルスワクチンの供給に係る米ファイザー社と基本合意 ▶令和3年6月末までに6,000万人分の供給を受けることについて基本合意	
8/28	新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（対策本部決定） ▶令和3年前半までに全国民に供給できる数量を確保することを目指す。 ▶国民への円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図る。	
10/23	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について（厚労省通知） ▶翌年度初頭にワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、準備をあらかじめ進めていく必要がある。	
12/ 1		健康福祉局にワクチンチームを設置 ▶主幹 1、主査 2
12/ 9	予防接種法改正 ▶新型コロナワクチン接種を特例臨時接種に位置づけ	
12/17	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて（厚労省通知）	
令和3年 1/20		令和2年度補正予算を専決処分 ▶13,060,860千円
2/ 5		ウェブにより市民アンケートを実施 ▶市民の希望接種率 72.3%
2/14	ファイザー社のワクチン（16歳以上）を特例承認	市医師会会員対象の説明会を開催
2/16	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（厚労大臣指示）	
2/17	新型コロナワクチン接種の開始（ファイザー社ワクチン（16歳以上））	医療従事者等の先行接種対象者への接種開始
2/24		ワクチンチームの体制強化 ▶参事 3、主幹 4、主査 4、係員 4、区ワクチン担当 96

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

IV 新型コロナワクチン接種の主な出来事

年月日	国の動き	本市の動き
3/ 1		ワクチンコールセンターを開設
3/ 7		中村区役所で集団接種訓練を実施
3/ 8		基本型接種施設 123 医療機関を選定
3/26		サテライト型接種施設 621 医療機関を選定
4/14		なごや新型コロナウイルスワクチン接種プランを策定・公表
		集団接種の限定実施（中区在住 80 歳以上の方）を開始
5/10		5/10 の週から、特別養護老人ホームの一部で施設内接種開始
5/12		各区における集団接種開始
5/21		ワクチンチームの体制強化 ▶参事 1、主幹 5、主査 9
5/22	初回接種にモデルナ社ワクチンを追加（16 歳以上）	
5/24		5/24 の週から、個別医療機関での接種開始
6/ 1	初回接種におけるファイザー社のワクチンの対象年齢を 12 歳以上へ拡大	
6/18		令和 3 年度 6 月補正予算（大規模集団接種運営費等分）の成立 ▶1,068,000 千円
6/21	職域接種開始	
7/ 1		パロマ瑞穂スタジアムにおける大規模集団接種開始（～10/20）
7/ 6		令和 3 年度 6 月補正予算（大規模集団接種運営費等を除く分）の成立 ▶6,622,000 千円
7/26	海外渡航者向けワクチン接種証明書の受付開始	
8/ 3	初回接種におけるモデルナ社ワクチンの対象年齢を 12 歳以上へ拡大	
	初回接種にアストラゼネカ社ワクチンを追加（18 歳以上。ただし、18～39 歳は原則使用しない。）	
9/23		名古屋国際会議場における大規模集団接種開始（～11/17）
10/11		1 回目の接種率 75%を達成

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

IV 新型コロナワクチン接種の主な出来事

年月日	国の動き	本市の動き
10/31		2 回目の接種率 75%を達成
11/ 1		ワクチンチームの大規模接種体制見直し ▶主幹△1、主査△4
11/16	実施期間を延長（令和 3 年 2 月 17 日 ～令和 4 年 9 月 30 日）	
12/ 1	第一期追加接種（3 回目接種）開始 （ファイザー社ワクチン（18 歳以上））	
12/ 8		令和 3 年度 11 月補正予算（3 回目接種）の成立 ▶11,800,618 千円
12/17	3 回目接種にモデルナ社ワクチンを追加 （同日～）	
12/20	予防接種証明書のデジタル化開始	
令和 4 年 1/14		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行センター開設
1/29		3 回目接種における各区での集団接種開始（～5/22）
2/ 9		国際会議場における大規模集団接種開始（～3/13）
2/21	小児（5～11 歳）の初回接種を開始 （ファイザー社ワクチン）	なごや新型コロナウイルスワクチン子ども相談窓口の設置
3/14		中区役所ホールにおける大規模集団接種開始（～10/7）
3/22		令和 4 年度当初予算（小児（5～11 歳）のワクチン接種等）の成立 ▶2,495,635 千円
3/25	3 回目接種におけるファイザー社ワクチンの対象年齢を 12 歳以上へ拡大	なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口の設置
4/13		日本ガイシフォーラムにおける大規模集団接種開始（～7/17（6/1～7/7 休場））
5/19		令和 4 年度 5 月補正予算（4 回目接種）の成立 ▶2,495,635 千円
5/25	第二期追加接種（4 回目接種）開始（ファイザー社及びモデルナ社ワクチン（60 歳以上、基礎疾患を有する方等）） 初回接種・3 回目接種に武田社（ノババックス）ワクチンを追加（18 歳以上）	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

IV 新型コロナワクチン接種の主な出来事

年月日	国の動き	本市の動き
5/30		新たに 5 歳になる方の接種券の発送方法を変更（案内ハガキを送付し、希望者のみ接種券を発送）
6/ 6		接種券発行センター開設（～11/30）
6/24		武田社ワクチン（ノババックス）を使用する個別医療機関を公表
7/20		イオンタウン有松における大規模集団接種開始（～8/31）
7/22	4 回目接種の対象者に「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を追加 初回接種における武田社ワクチン（ノババックス）の対象年齢を 12 歳以上に拡大	
7/26	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の開始	
9/ 6	小児（5～11 歳）の 3 回目の接種を開始	
9/20	令和 4 年秋開始接種（オミクロン株対応 2 価ワクチン等接種）を開始（ファイザー社及びモデルナ社ワクチン（BA.1 12 歳以上））	
9/27		中区役所ホールで接種するワクチンをオミクロン株対応 2 価ワクチン（BA.1）に切り替え
9/28		令和 4 年度 9 月補正予算（オミクロン株対応ワクチン接種）の成立 ▶2,495,635 千円
9/30	アストラゼネカ社ワクチンの供用終了	
10/13	令和 4 年秋開始接種にファイザー社ワクチンのオミクロン株対応 2 価ワクチン（BA.4-5）を追加	
10/24	乳幼児（生後 6 か月～4 歳）の初回接種を開始（ファイザー社ワクチン）	
11/ 8	武田社ワクチン（ノババックス）を令和 4 年秋開始接種に使用するワクチンに位置づけ	
11/11		イオンタウン有松における大規模集団接種開始（～R5/1/31）
11/18		サンシャインサカエにおける大規模集団接種開始（～R5/3/26）
11/25		名鉄レジャックにおける大規模集団接種開始（～12/28）

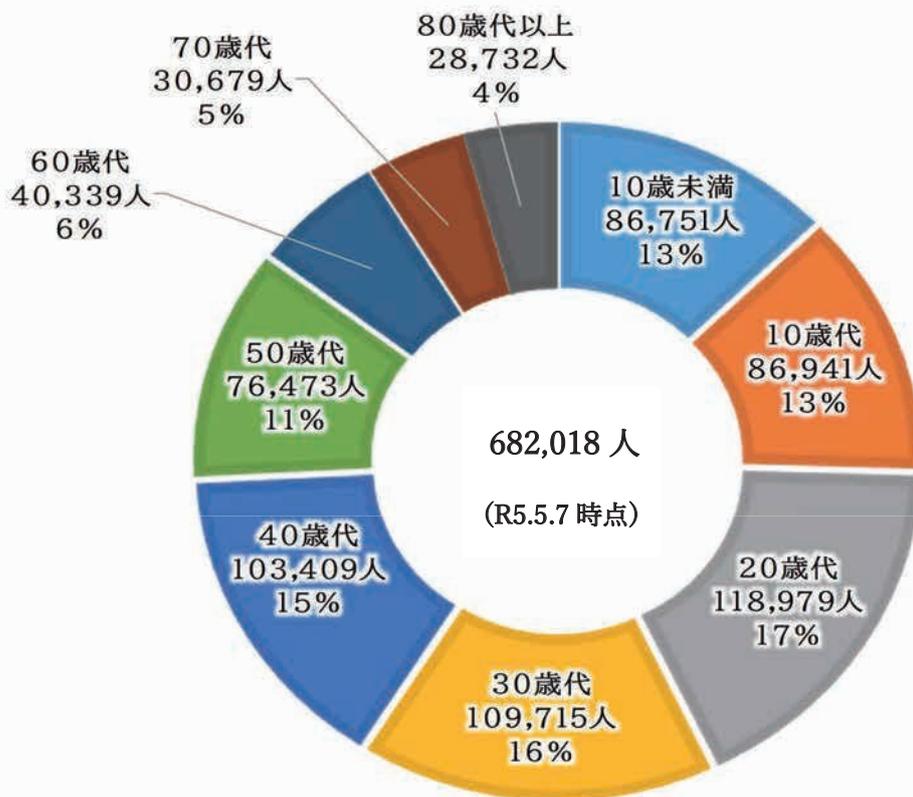
名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

IV 新型コロナワクチン接種の主な出来事

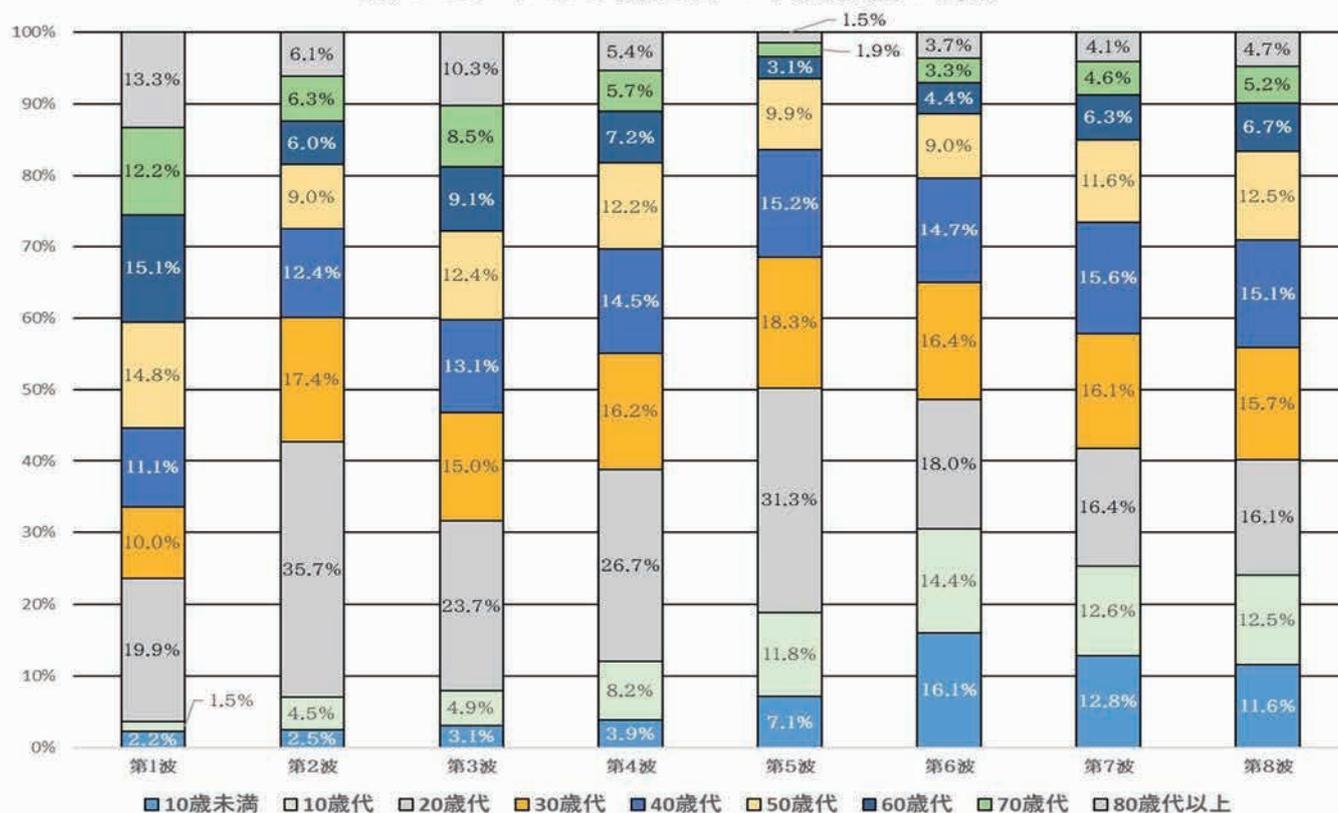
年月日	国の動き	本市の動き
11/28	令和 4 年秋開始接種にファイザー社ワクチンのオミクロン株対応 2 価ワクチン (BA.4-5) を追加	
12/ 3		名古屋市立大学 (看護学部棟) における大規模集団接種開始 (~12/25)
12/14	3 回目接種におけるモデルナ社ワクチンの対象年齢を 12 歳以上へ拡大	
令和 5 年 2/11	モデルナ社の従来型ワクチンの供用終了	
3/ 8	小児 (5~11 歳) の 3 回目接種にファイザー社ワクチンのオミクロン株対応 2 価ワクチン (BA.4-5) を令和 4 年秋開始接種の使用ワクチンに位置づけ	
3/16		令和 5 年度当初予算 (ワクチン接種事業等) の成立 ▶8,921,810 千円
3/23		名古屋市健康被害救済申請支援制度の受付を開始 (制度開始日は 4/1)
3/27		新型コロナウイルスワクチンの長期的な副反応と思われる症状で受診された方の症例集 (Case Collection Of Nagoya) (第 1 報) の公表
3/31	第一期追加接種 (3 回目接種) 及び第二期追加接種 (4 回目接種) を終了	
4/20		市長による厚生労働省 本田顕子政務官への症例集 (Case Collection Of Nagoya) の提出
5/ 7	令和 4 年秋開始接種を終了 (小児を除く)	

V 本市における年齢階級別の陽性者数

年齢階級別の陽性者数の割合（累計）



波ごとにおける陽性者の年齢階級の割合



V 本市における年齢階級別の陽性者数

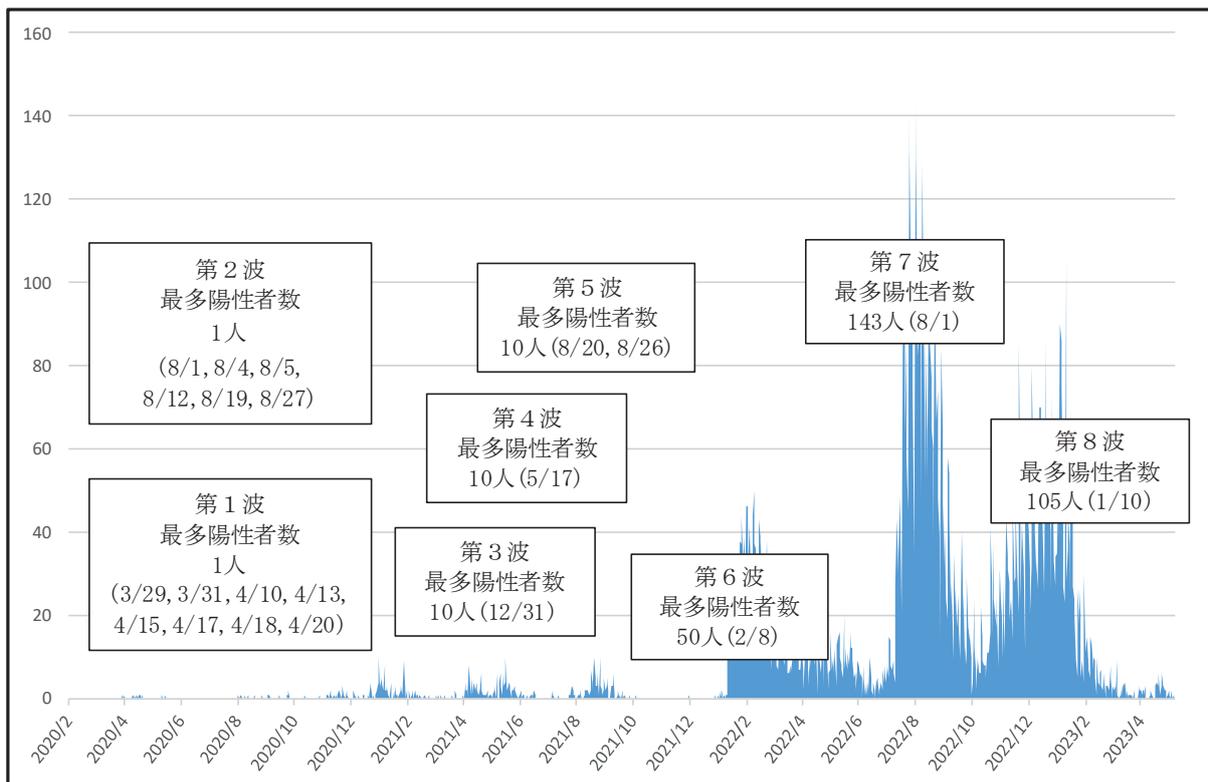
VI 本市職員の感染状況

● 本市職員の月別陽性者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	2	2
R2年度	6	2	0	0	7	7	2	21	33	64	13	8	163
R3年度	63	76	12	14	81	37	1	1	1	505	834	398	2,023
R4年度	310	296	117	1,464	2,396	716	451	961	1,479	1,102	175	48	9,515
R5年度	52	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60

(注) 令和5年度は令和5年5月7日まで

● 本市職員の陽性者数推移



Ⅶ 市施設の休館等の対応状況

区分	施設名	市独自の対応 (R2.3~5)		国・県の措置 ¹⁴⁰ に伴う対応 (R2.6~)		
		休館/開館 ¹⁴¹	その他 ^{143, 144}	休館/開館 ¹⁴³	時短有/無 ¹⁴²	その他 ^{143, 144}
防災危機管理局	港防災センター	休館	—	開館	無	—
総務局	戦争に関する資料館	休館	—	開館	対象外	—
	市政資料館	休館	—	開館	無	—
	学生活動拠点「N-base」	休館	—	開館	有	—
スポーツ市民局	障害者スポーツセンター	休館	—	開館	有	—
	総合体育館	休館	—	開館	有	—
	瑞穂運動場	休館	—	開館	有	—
	市体育館	休館	—	開館	有	—
	スポーツセンター	休館	—	開館	有	—
	温水プール	休館	—	開館	有	—
	黒川スポーツトレーニングセンター	休館	—	開館	有	—
	上社レクリエーションルーム	休館	—	開館	有	—
	名城庭球場	休館	—	開館	有	—
	港サッカー場	休館	—	開館	有	—
	志段味スポーツランド	休館	—	開館	有	—
鶴舞公園多目的グラウンド (テラスポ鶴舞)	休館	—	開館	有	—	

¹⁴⁰ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、県嚴重警戒等で示された措置内容

¹⁴¹ 一部期間でも休館した場合は「休館」、施設の一部のみ閉鎖した場合は「一部休館」、継続して開館した場合は「開館」、市の方針や国・県で示された措置内容と異なる対応をした場合は「—」とし、その他欄に対応内容を表記

¹⁴² 一部期間でも営業時間を短縮した場合は「有」、施設の一部のみ短縮した場合は「一部有」、短縮していない場合は「無」、対象外の場合は「対象外」、市の方針や国・県で示された措置内容とは異なる対応をした場合は「—」とし、その他欄に対応内容を表記

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅶ 市施設の休館等の対応状況

区分	施設名	市独自の対応 (R2.3~5)		国・県の措置に伴う対応 (R2.6~)		
		休館/開館	その他	休館/開館	時短有/無	その他
スポーツ市民局	東山公園テニスセンター	休館	—	開館	有	—
	守山区仮設ソフトボール場	休館	—	開館	対象外	—
	地域スポーツセンター (中学校施設開放)	休館	—	開館	有	—
	区役所・支所講堂	休館	—	開館	有	—
	地区会館	一部休館	—	開館	有	—
	コミュニティセンター	休館	—	開館	有	—
	市民活動推進センター	一部休館	—	開館	有	—
	人権啓発センター	休館	—	開館	対象外	—
	文化センター (西、中)	休館	—	開館	有	—
	消費生活センター	休館	—	開館	対象外	—
経済局	中小企業振興会館	一部休館	—	開館	有	—
	サイエンス交流プラザ	一部休館	—	開館	対象外	—
	工業研究所	一部休館	—	開館	対象外	—
観光文化交流局	名古屋城	休館	—	一部休館	有	—
	観光案内所	休館	—	開館	対象外	—
	御岳休暇村	一部休館	—	開館	対象外	—
	観光ルートバス 「メーグル」	運休	—	運行	対象外	—
	国際センター	一部休館	—	開館	一部有	—
	公館	一部休館	—	開館	対象外	—
	国際展示場	休館	—	開館	有	—
	国際会議場	休館	—	開館	有	—
	公会堂	休館	—	開館	有	—
	市民会館	休館	—	開館	有	—

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅶ 市施設の休館等の対応状況

区分	施設名	市独自の対応 (R2.3~5)		国・県の措置に伴う対応 (R2.6~)		
		休館/開館	その他	休館/開館	時短有/無	その他
観光文化交流局	芸術創造センター	休館	—	開館	有	—
	青少年文化センター	休館	—	開館	有	—
	文化小劇場	休館	—	開館	有	—
	市民ギャラリー (栄・矢田)	休館	—	開館	対象外	—
	演劇練習館	休館	—	開館	有	—
	音楽プラザ	休館	—	開館	有	—
	短歌会館	休館	—	開館	有	—
	東山荘	休館	—	開館	対象外	—
	能楽堂	休館	—	開館	有	—
	文化のみち二葉館	休館	—	開館	対象外	—
	文化のみち榎木館	休館	—	開館	対象外	—
	旧豊田佐助邸	休館	—	開館	対象外	—
	旧春田鉄次郎邸	休館	—	開館	対象外	—
	揚輝荘	休館	—	開館	対象外	—
岡家住宅	休館	—	開館	対象外	—	
環境局	環境学習センター	休館	—	開館	対象外	—
	南リサイクルプラザ	一部休館	—	開館	対象外	—
健康福祉局	休養温泉ホーム 松ヶ島	休館	—	休館	対象外	—
	福祉スポーツ センター	休館	—	開館	有	—
	福祉会館・老人 いこいの家	休館 ¹⁴³	—	休館	対象外	—
	鯉城学園	—	令和2年3月から 令和3年3月末まで 休校	—	対象外	令和2年度・ 令和3年度中 休校
	鯉城ホール	休館	—	開館	有	—

¹⁴³ 福祉電話事業に係る電話相談は継続

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅶ 市施設の休館等の対応状況

区分	施設名	市独自の対応 (R2.3~5)		国・県の措置に伴う対応 (R2.6~)		
		休館/開館	その他	休館/開館	時短有/無	その他
健康福祉局	総合社会福祉会館	休館	—	開館	有	—
	高齢者就業支援センター	休館 ¹⁴⁴	—	休館	一部有	—
	南陽交流プラザ	休館	—	開館	有	—
	がん相談・情報サロン「ピアネット」	休館	—	休館 ¹⁴⁵	無	—
子ども青少年局	子ども・子育て支援センター	休館	—	開館 ¹⁴⁶	無	—
	子育て応援拠点・地域子育て支援拠点	休館	—	開館 ¹⁴⁷	無	—
	地域子育て支援センター	休館 ¹⁴⁸	—	—	—	保育所等の登園自粛期間中は施設判断で閉所
	ジョイナスナゴヤ	休館 ¹⁴⁹	—	開館	対象外	—
	児童館	休館 ¹⁵⁰	—	開館	対象外	—
	とだがわこどもランド	休館 ¹⁵¹	—	開館	対象外	—
	青少年交流プラザ	休館	—	開館	有	—
	青少年宿泊センター	休館	—	開館	有	—
	子ども・若者総合相談センター	休館 ¹⁵²	—	開館	有	—
	ステップアップルーム	休館 ¹⁵³	—	開館	対象外	—
子どもの権利相談室「なごもっか」	休館 ¹⁵⁴	—	開館	対象外	—	

¹⁴⁴ 電話による就業相談は継続

¹⁴⁵ 電話や web での相談、郵送申請受付業務等は継続

¹⁴⁶ 事前予約等による人数制限を実施

¹⁴⁷ 事前予約等による人数制限を実施

¹⁴⁸ 保育所等の登園自粛期間中は施設判断で閉所

¹⁴⁹ 来所相談のみやむを得ない場合に限り、感染拡大防止策を講じて継続

¹⁵⁰ 留守家庭クラブ事業・電話等による相談業務のみ継続

¹⁵¹ 電話等による相談業務のみ継続

¹⁵² 電話等による相談業務のみ継続

¹⁵³ 電話等による相談業務のみ継続

¹⁵⁴ 来所相談のみやむを得ない場合に限り、感染拡大防止策を講じて継続

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅶ 市施設の休館等の対応状況

区分	施設名	市独自の対応 (R2.3~5)		国・県の措置に伴う対応 (R2.6~)		
		休館/開館	その他	休館/開館	時短有/無	その他
住宅都市局	オアシス21	閉鎖 ¹⁵⁵	—	開放	有	—
	Hisaya-odori Park	— ¹⁵⁶	—	—	—	一般イベントの受付中止
	クルーズ名古屋	運休	—	運航 ¹⁵⁷	対象外	—
緑政土木局	東山動植物園	休館	—	開館 ¹⁵⁸	対象外	—
	東山スカイタワー	休館	—	開館 ¹⁵⁹	有	—
	農業センター	休館	—	休館	対象外	—
	堀川ギャラリー	休館	—	開館	無	—
	鶴舞公園	一部休館	—	一部休館	一部有	—
	名城公園	一部休館	—	一部休館	対象外	—
	荒子川公園	一部休館	—	一部休館	対象外	—
	庄内緑地	一部休館	—	一部休館	一部有	—
	久屋大通庭園 フラリエ	一部休館	—	一部休館	対象外	—
	農業文化園	一部休館	—	開館	対象外	—
	戸田川緑地	一部休館	—	一部休館	対象外	—
	東谷山フルーツ パーク	休館	—	一部休館	一部有	—
	千種公園	一部休館	—	一部休館	無	—
	中村公園	一部休館	—	一部休館	一部有	—
	白鳥庭園	一部休館	—	一部休館	対象外	—
	徳川園	休館	—	休館	対象外	—
猪高緑地	一部休館	—	一部休館	無	—	
鹿子公園	一部休館	—	一部休館	無	—	

¹⁵⁵ 水の宇宙船のみ閉鎖

¹⁵⁶ 令和2年9月開業

¹⁵⁷ 乗船定員は制限

¹⁵⁸ 事前予約による入場制限を実施

¹⁵⁹ 館内滞在者数を制限

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅶ 市施設の休館等の対応状況

区分	施設名	市独自の対応 (R2.3~5)		国・県の措置に伴う対応 (R2.6~)		
		休館/開館	その他	休館/開館	時短有/無	その他
緑政土木局	天白公園	一部休館	—	一部休館	無	—
	明が丘公園	一部休館	—	一部休館	無	—
	明德公園	一部休館	—	一部休館	有	—
	若宮大通公園	一部休館	—	一部休館	有	—
	野鳥観察館	休館	—	休館	対象外	—
	有料公園施設 (スポーツ・レクリエーション施設)	休館	—	休館	有	—
上下水道局	メタウォーター 下水道科学館なごや	—	6/21 までリニューアルオープン日を延長	—	対象外	6/21 までリニューアルオープン日を延長
	水の歴史資料館	休館	—	開館	対象外	—
	平和公園アクアタワー	休館	—	開館	対象外	—
交通局	レトロでんしゃ館	休館	—	開館 ¹⁶⁰	対象外	—
	市営交通資料センター	休館	—	開館 ¹⁶¹	対象外	—
市会	市会図書室	開館 ¹⁶²	—	開館	無	—
教育委員会	博物館	休館	—	開館	対象外	—
	美術館	休館	—	—	対象外	建物保全工事により令和2年12月末まで休館
	科学館	休館	—	一部休館	対象外	—
	鶴舞中央図書館・各図書館分館	休館	—	開館	対象外	—
	市立27小学校・名東高校 (施設開放)	休館	—	開館	—	20時以降利用自粛要請
	学校体育センター	休館	—	開館	—	20時以降利用自粛要請
	教育センター	一部休館	—	開館	—	20時以降利用自粛要請
教育館	一部休館	—	開館	—	20時以降利用自粛要請	

¹⁶⁰ 事前予約による人数制限を実施。令和5年3月2日以降、事前予約制を取りやめ、通常営業

¹⁶¹ 事前予約による人数制限を実施。令和5年3月2日以降、事前予約制を取りやめ、通常営業

¹⁶² 令和2年3月2日~6月18日の間、一般利用は中止

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅶ 市施設の休館等の対応状況

区分	施設名	市独自の対応 (R2.3~5)		国・県の措置に伴う対応 (R2.6~)		
		休館/開館	その他	休館/開館	時短有/無	その他
教育委員会	蓬左文庫	休館	—	開館	対象外	—
	秀吉清正記念館	休館	—	開館	対象外	—
	見晴台考古資料館	休館	—	開館	対象外	—
	体感!しだみ古墳群ミュージアム	休館	—	開館	対象外	—
	生涯学習センター	休館	—	開館	—	20時以降 利用自粛要請
	上汐田教育集会所	休館	—	開館	—	・20時以降 利用自粛要請 ・定員半数 までの人数制限
	イーブルなごや	休館	—	開館	—	20時以降 利用自粛要請

Ⅷ 主な催物の中止等の対応状況

区分	催物名 ¹⁶³	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
防災危機管理局	総合水防訓練	コロナ前に実施	代替事業 (オンラインでの 謎解き防災学習等)	実施 (住民参加型訓練は 一部を除き中止)	実施
	市民総ぐるみ防災訓練	コロナ前に実施	代替事業 (オンラインでの 謎解き防災学習等)	実施 (住民参加型訓練は 一部を除き中止)	実施
スポーツ市民局	名古屋市消費生活フェア	コロナ前に実施	現地とオンライン のハイブリッド	展示中心に 実施	実施
	名古屋シティマラソン	オンライン	現地とオンライン のハイブリッド	現地とオンライン のハイブリッド	実施
経済局	尾張名古屋の職人展	コロナ前に実施	中止	中止	実施
	ロボカップジュニア・ ジャパンオープン	—	中止	中止	実施
観光文化交流局	感染症対策総合展	—	実施	実施	実施 ¹⁶⁴
	名古屋城夏まつり	コロナ前に実施	規模縮小	実施	実施
	名古屋城秋まつり	コロナ前に実施	実施	規模縮小	実施
	名古屋城冬まつり	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	名古屋城春まつり	中止	実施	実施	実施
	名古屋城金鯨展	—	実施	—	—
	春姫まつり	—	中止	中止	実施
	世界コスプレサミット	コロナ前に実施	オンライン	現地とオンライン のハイブリッド	現地とオンライン のハイブリッド
	にっぽんど真ん中祭り	コロナ前に実施	オンライン	オンライン	現地とオンライン のハイブリッド
	県人会まつり	コロナ前に実施	規模縮小	代替事業 (オンライン講演会)	実施
	名古屋まつり	コロナ前に実施	中止	中止	規模縮小
	台湾・台中夜市	—	実施	実施	実施
	旅まつり名古屋	中止	中止	中止	—

¹⁶³ 毎年度継続開催しない催物については、該当年度以外の欄は「—」と表記

¹⁶⁴ 民間主催の催物として実施

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅷ 主な催物の中止等の対応状況

区分	催物名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
観光文化交流局	名古屋城金シャチ特別展覧	—	—	実施	—
	ストリーミング・ヘリテージ	—	実施	実施	実施
	やっとかめ文化祭	コロナ前に実施	一部オンライン	一部オンライン	一部オンライン
環境局	環境デーなごや (中央行事)	コロナ前に実施	オンライン	オンライン	実施
緑政土木局	春の物語 (農業文化園・戸田川緑地)	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	東山動植物園春まつり	コロナ前に実施	途中で中止	実施	実施
	さくらまつり (荒子川公園)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	春の華まつり (庄内緑地)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	花まつり (鶴舞公園)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	桜のライトアップ (山崎川)	コロナ前に実施	中止	中止	中止
	春まつり (名城公園)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	シダレザクラまつり (東谷山フルーツパーク)	コロナ前に実施	規模縮小	実施	実施
	牡丹祭 (徳川園)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	フラリエみらい花フェスタ	コロナ前に実施	中止	中止	中止
	ローズフェスタ (久屋大通庭園フラリエ)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	初夏の物語 ¹⁶⁵ (農業文化園・戸田川緑地)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	ゴールデンウィークフェア (農業センター)	コロナ前に実施	中止	中止	中止
	トロピカルフルーツフェア (東谷山フルーツパーク)	コロナ前に実施	中止	代替事業 (毎月実施しているイベントを 拡大して実施)	実施
	初夏の華まつり (庄内緑地)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	初夏のラン展 (久屋大通庭園フラリエ)	コロナ前に実施	中止	中止	実施
	雨を聴く 徳川園の和傘 と七夕	コロナ前に実施	実施	実施	実施
ラベンダーフェア (荒子川公園)	コロナ前に実施	中止	中止	実施	

¹⁶⁵ 旧とだがわまつり

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅷ 主な催物の中止等の対応状況

区分	催物名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
緑政土木局	ミリオンベルの庭 (久屋大通庭園フラリエ)	コロナ前に実施	実施	中止	中止
	納涼まつり (鶴舞公園)	コロナ前に実施	中止	規模縮小	規模縮小
	子どもまつり (名城公園)	コロナ前に実施	中止	中止	中止
	東山動植物園ナイト ZOO&GARDEN	コロナ前に実施	中止	中止	実施
	ハロウィン☆ガーデン (久屋大通庭園フラリエ)	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	秋の華まつり (庄内緑地)	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	多肉とみどりのマルシェ (久屋大通庭園フラリエ)	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	秋の物語 ¹⁶⁶ (農業文化園・戸田川緑地)	コロナ前に実施	規模縮小	実施	実施
	秋まつり (鶴舞公園)	コロナ前に実施	規模縮小	実施	実施
	東山動植物園秋まつり	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	秋のフルーツフェア (東谷山フルーツパーク)	コロナ前に実施	代替事業 (毎月実施しているイベントを 拡大して実施)	実施	実施
	農業センターまつり	コロナ前に実施	中止	実施	実施
	東山動植物園もみじ狩り ・紅葉ライトアップ	コロナ前に実施	規模縮小	実施	実施
	観楓会 (白鳥庭園)	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	あいち花マルシェ	—	—	実施	実施
	寒を遊ぶ 徳川園の冬牡丹	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	クリスマスローズフェア (久屋大通庭園フラリエ)	コロナ前に実施	実施	中止	中止
	早春のイベント (徳川園)	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	しだれ梅 (農業センター)	コロナ前に実施	実施	実施	実施
	名古屋コーチン共和国	中止	規模縮小	実施	中止

Ⅷ
主な催物の中止等の対応
状況

¹⁶⁶ 旧秋まつり

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅷ 主な催物の中止等の対応状況

区分	催物名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
上下水道局	なごや水フェスタ	コロナ前に実施	中止	オンライン	現地とオンラインのハイブリッド
消防局	名古屋市消防出初式	コロナ前に実施	中止	代替事業 (消防初式・震災対応連携訓練発表会)	実施
市会	なごや子ども市会	コロナ前に実施	中止	代替事業 (PR 動画配信)	中止
	名フィルミニコンサート	実施 (感染症対策の注意喚起や消毒液の増設などを行った)	中止	代替事業 (演奏動画配信)	中止
教育委員会	ファミリーデーなごや	コロナ前に実施	中止	オンライン	現地とオンラインのハイブリッド

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅷ 主な催物の中止等の対応状況

区分	催物名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
千種区	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区民まつり</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(守山区は「元気まつり守山」) (中区は「中区安心・安全快適なまちづくりフェスタ」)</p>	コロナ前に実施	中止	現地とオンラインのハイブリッド	現地とオンラインのハイブリッド
東区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
北区		コロナ前に実施	代替事業 (区内職人紹介 映像配信)	中止	実施
西区		台風により中止	中止	オンライン	実施
中村区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
中区		コロナ前に実施	代替事業 (啓発動画配信)	代替事業 (まちあるき イベント)	実施
昭和区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
瑞穂区		コロナ前に実施	代替事業 (ウェブ写真展、 塗り絵)	中止	実施
熱田区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
中川区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
港区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
南区		コロナ前に実施	オンライン	オンライン	実施
守山区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
緑区		コロナ前に実施	中止	中止	実施
名東区		コロナ前に実施	代替事業 (参加予定だった 団体等によるメッ セージ動画配信)	中止	中止
天白区		コロナ前に実施	代替事業 (区の魅力発信 動画配信)	代替事業 (区民まつりメモリアル 写真集配布)	代替事業 (デジタルスタン プラリー実施)

Ⅷ 状況
主な催物の中止等の対応

IX 支援策一覧

● 個人・世帯向けの支援

区分	支援策	内容	期間
財政局	個人市民税・県民税の申告期限の延長	個人市民税・県民税の申告期限を延長	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度 R2.4.16まで延長 ・R3年度 R3.4.15まで延長
	納税の猶予	給与が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税を猶予	R2.4.30～R3.2.1
	所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除	R2.5.27～
	軽自動車税(種別割)の課税上の取扱いの変更	3月中に解体等を行い、15日以内に手続きした場合、手続きの完了が4月以降であっても、3月中に手続きがされたものとして、軽自動車税(種別割)の課税を行わないよう取扱いを変更	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度 R3.3.9～4.15 ・R4年度 R4.3.9～4.15 ・R5年度 R5.3.9～4.15
スポーツ市民局	特別定額給付金	一律1人当たり10万円を給付	申請期間 R2.5.9～9.1
	臨時特別定額給付金	特別定額給付金の受給資格がありながら、申請期限までに世帯員全員が死亡し受給できなかった方の遺族の代表者に亡くなられた方1人につき10万円を給付	申請期間 R2.12.15～R3.2.12
	マイナンバーカード交付期間の延長	マイナンバーカードの受取について、交付通知書に記載された期限後でも受取できるよう受取期間を延長	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.3.13～7.1 ・R3.1.18～2.28 ・R3.5.12～6.20
	住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除	R2.5.27～
健康福祉局	介護保険料の減免	介護保険被保険者のうち、一定の要件に該当する者に対する保険料を減免	受付期間 R2.6.1～R5.8.31
	国民健康保険料の減免	国民健康保険被保険者のうち、一定の要件に該当する者に対する保険料を減免	受付期間 R2.6.1～R5.11.30
	在宅高齢者エアコン設置等助成事業	コロナ禍における外出自粛に伴い、自宅における熱中症罹患リスクを低減するため、高齢者に対し、エアコン購入費等を助成	申請期間 R3.4.12～9.30

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅷ 支援策一覧

区分	支援策	内容	期間
健康福祉局	緊急小口資金（特例貸付）	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、少額の費用を貸付	R2.3.25～R4.9.30
	総合支援資金（特例貸付）	生活再建までの間に必要な生活費用を貸付	R2.5.15～R4.9.30
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金などの特例貸付における総合支援資金の再貸付の利用が終了した世帯もしくは再貸付の申請が不承認とされた世帯の生計維持者で収入要件などを満たす方に支援金を給付（月6～10万円 世帯人数により変動）	申請期間 R3.7.1～R4.12.31
	住宅確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対して、賃貸住宅の家賃相当分を支給（支給対象者の拡大等を実施）	R2.4.20～
	生活保護世帯から大学等へ進学した学生への支援金	生活保護世帯から進学し、生活保護の受給対象外となった学生に対し、支援金を支給	R4.8.1～11.30
	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療被保険者のうち、一定の要件に該当する者に対する保険料を減免	受付期間 R2.6.1～R5.12.28
	国民健康保険の傷病手当金の支給	国民健康保険被保険者のうち、一定の要件に該当する者に傷病手当金を支給	適用期間 R2.1.1～R5.5.7
	後期高齢者医療の傷病手当金の支給	後期高齢者医療被保険者のうち、一定の要件に該当する者に傷病手当金を支給	適用期間 R2.1.1～R5.5.7
中央看護専門学校授業料の免除	中央看護専門学校で定める家計急変の事由に該当する方に対する授業料を減免	R2.4.1～R5.10.31	
子ども青少年局	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分児童手当受給世帯及び令和2年3月まで中学3年生だった児童がいる令和2年3月分児童手当受給世帯（本則給付）の児童1人につき、1万円を給付	申請期間 R2.6.1～9.30
	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等や収入が児童扶養手当受給世帯と同じ水準になった世帯に給付金を支給 （基本給付）1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 （追加給付）児童扶養手当受給世帯等で収入が減少した世帯には5万円を加算（基本給付再支給）基本給付受給世帯に基本給付と同額を再支給	申請期間 R2.8.3～R3.2.28
	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	児童扶養手当受給世帯等や収入が児童扶養手当受給世帯と同じ水準になった世帯に、児童1人当たり5万円を支給	申請期間 ・R3.6.1～R4.2.28 ・R4.7.1～R5.2.28
	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	住民税非課税又は収入が急変し、住民税非課税と同じ水準になった子育て世帯に、児童1人当たり5万円を支給	申請期間 ・R3.7.1～R4.2.28 ・R4.7.1～R5.2.28

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅹ 支援策一覧

区分	支援策	内容	期間
子ども青少年局	子育て世帯への臨時特別給付金	0歳から18歳までの児童を養育し、所得が児童手当（本則給付）所得制限限度額未満の世帯に対し、児童1人当たり10万円を支給	申請期間 R4.1.5～3.31
	子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）	離婚等によって現に児童を養育しているにもかかわらず、「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取れなかった世帯に対し、児童1人当たり10万円を支給	申請期間 R4.3.11～4.30
	愛知県子育て世帯臨時特別給付金	児童手当（本則給付）受給世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給	申請期間 R4.12.9～R5.1.31
	利用者負担額（保育料）の日割り計算による減額	本市からの要請により、保育所等が臨時休園や登園停止となった際に、保育料を日割り計算により減額	R2.4.1～R5.5.7
	産前・産後ヘルプ事業利用料の助成	里帰り出産ができず、産前・産後ヘルプ事業を利用した場合に利用料の一部を助成	助成対象期間 R2.4.1～R5.3.31
	名古屋のびのび子育てサポート事業利用料の助成	学校等の臨時休業を理由に名古屋のびのび子育てサポート事業を利用した場合に利用料の一部を助成	R2.3.2～5.31
	児童養護施設等退所者への物価高騰対応支援金の支給	児童福祉施設等を退所し、自立して生活する子ども・若者に対し、物価高騰の影響を軽減するため、支援金を支給	R4.8.29～R5.3.31
住宅都市局	市営住宅の提供	解雇等により住宅の確保が困難となった方に対し市営住宅を提供（有償）（新規受付は停止し、既入居者の更新手続きは継続実施）	R2.4.13～R5.5.31
	補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃減額補助限度額引上げ	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が概ね20%以上減少し、家賃の支払いが困難となった入居者について、家賃減額補助総額の限度額を超えない範囲で1か月ごとの限度額を増額	R2.6.23～ R5年度内終了予定
上下水道局	水道料金の減額	すべての水道利用者を対象に2か月分の基本料金を減額	<ul style="list-style-type: none"> 偶数月検針 令和2年8月検針分（7～8月分） 奇数月検針 令和2年9月検針分（8～9月分）
	上下水道料金の支払の猶予	上下水道料金の支払いが困難な世帯等に対する支払を猶予（検針日から最長で6か月後の月末まで）	R2.3.23～R5.8.31

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅷ 支援策一覧

区分	支援策	内容	期間
教育委員会	学校休業期間中の学校給食費支給	就学援助の認定を受けている児童生徒の保護者に対し、学校休業期間中も学校給食が実施されたものとみなし、相当額を支給	R2.4月～6月の学校給食が再開されるまでの期間
	就学援助制度の運用の弾力化	就学援助の認定申請の期限を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減を事由とした申請を認定	R2.4月～ (申請期限の延長はR2.12月まで)
	就学援助の所得基準額の変更	就学援助の所得基準額を当面の間引き上げ	R4.9月～
	名古屋市奨学金の制度運用の弾力化	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減を事由とした申請を認定	R2.4.1～
	市立高等学校入学料・授業料免除	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減を事由として免除	R2.4.1～
	特別支援学校スクールバスの増車	スクールバス1台あたりの乗車人数を減らし、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるため、スクールバスを増車	R2.6.1～
選挙管理委員会事務局	特例郵便等投票	新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養をされている方で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票することができる制度	R3.6.23～R5.5.7

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅹ 支援策一覧

● 事業者向けの支援

区分	支援策	内容	期間
財政局	個人市民税・県民税の申告期限の延長	個人市民税・県民税の申告期限を延長	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度 R2.4.16まで延長 ・R3年度 R3.4.15まで延長
	納税の猶予	事業継続が困難となった等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税を猶予	R2.4.30～R3.2.1
	所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除	R2.5.27～
	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）の軽減	令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期間と比べて、3割以上減少した中小事業者等の税負担を軽減	R3年度課税分のみ
	固定資産税（家屋・償却資産）の軽減	中小事業者等の先端設備投資に対して固定資産税を最大3年間ゼロとする特例措置の対象資産に事業用家屋と構築物を追加し、特例適用期限を2年延長	R2.4.30～R5.3.31
	工事及び工事に関連する業務の一時中止措置等	相手方からの申出があった場合、必要に応じて工事及び工事に関する業務の一時中止等の措置を実施	R2.2.28～R5.5.7
	契約における納期等の変更	相手方からの申出があった場合、必要に応じて、納期の見直し等を実施	R2.3.4～R5.5.7
スポーツ市民局	住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除	R2.5.27～
経済局	セーフティネット保証4号・5号/危機関連保証の認定	中小企業信用保険法に基づき、突発的災害等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であることを認定	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号 R2.3.2～ ・セーフティネット保証5号 R2.3.6～ ・危機関連保証 R2.3.13～R3.12.31
	経営相談等	市内中小企業向けの経営・法律・金融等に関する無料相談窓口を設置するとともに、セーフティネット認定申請等に係る土日・祝日の電話相談窓口を開設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 R2.2.18～ ・電話相談窓口 R2.4.4～7.5
	環境適応資金（経済対策特別資金）	経営環境が急激に悪化している中小企業者の資金繰りを支援するため、融資制度を拡充	R2.2.18～

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅷ 支援策一覧

区分	支援策	内容	期間
経済局	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助	新型コロナウイルス感染症対策として活用できる既存の融資制度（環境適応資金、経済変動対策資金及び大規模危機対策資金）について、概ね3年間分の保証料を免除	R2.2.18～R3.3.31
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金	実質無利子・無担保・保証料減免・据置最大5年かつ長期借入を低金利とした融資制度（限度額6,000万円）	R2.5.1～R3.3.31 ※融資の実行はR3.5.31まで
	愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金	県の休業協力要請に応じて、休業や営業時間短縮に協力した中小企業者等に協力金を交付（一事業者50万円）	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間 R2.4.17～5.6 申請期間 R2.5.15～6.30
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金	複合商業施設等の休業方針により休業を余儀なくされた一定の要件を満たすテナント施設を営む中小企業者等に協力金を交付（一事業者50万円）	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間 R2.4.17～5.6 申請期間 R2.5.15～6.30
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金	県独自の緊急事態宣言における「基本的に休止要請しない施設」のうち、消費者と対面して商品等を提供する事業を継続する中小企業者等に応援金を交付（一事業者10万円）	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間 R2.4.10～5.14 申請期間 R2.6.22～8.31
	愛知県・名古屋市感染防止対策協力金	県の要請に応じて営業時間の短縮を実施した中小企業者等に協力金を交付（一事業者1日あたり1万円、最大20万円） 対象地域：中区錦三丁目、栄三丁目1番から15番、栄四丁目	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間 R2.8.5～8.24 申請期間 R2.8.25～9.30
	飲食宅配サービス利用促進事業	飲食宅配代行業者と連携し、次回注文時に利用可能なポイントを付与することで市民のデリバリーサービスの利用を促進し、飲食店の事業継続を支援	ポイント付与期間 R2.5.30～7.31
	中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金	新しい生活様式・働き方に対応した事業展開に必要な設備等の導入に要する経費の一部を補助	申請期間 R2.10.20～11.19
	中小企業新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	従業員等のワクチン接種を推進する中小企業者に対し、従業員等規模に応じて給付金を支給	申請期間 R3.10.19～11.30
	商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助	新たな生活様式に対応した安心・安全な商店街づくりへの対応に必要な設備・機器等の導入に要した経費を補助（75%以内、上限50万円）	R3.4.1～R4.3.31
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金	経営行動計画を立てた中小企業者が据置最大5年かつ長期借入を低金利で融資（限度額10,000万円）	R3.4.1～	

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅹ 支援策一覧

Ⅹ
支援策一覧

区分	支援策	内容	期間
経済局	経営改善サポート資金	国の経済対策を活用し、中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行する中小企業者を対象に融資を実施	R3.4.1～
	成長応援資金	民間金融機関からの借入れのない小規模企業者を対象に、第三者保証人を不要とした名古屋市小規模事業金融公社が経営支援を行う低利な融資制度（限度額 300 万円）	R3.4.1～
観光文化交流局	ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業	活動を自粛しているアーティスト等の映像作品をウェブサイトで募集・公開し、一人あたり 10 万円を補助	募集期間 R2.5.25～6.15
	MICE 開催支援事業	主催者の感染症対策に係る経費や国内会議開催を支援（①新型コロナウイルス感染症対策関連経費助成②国内会議開催助成）	①R3.4.1～R5.5.7 ②R3.4.1～
健康福祉局	理美容事業者への休業協力金	県独自の緊急事態宣言における「基本的に休止要請しない施設」のうち、自主的に休業した理容事業者・美容事業者に対し、10 万円を交付	R2.5.18～8.31
	新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金	資金繰りが悪化している第二次救急医療を担う病院等を運営する医療法人（従業員 301 人以上）に対し無利子・無担保で融資	R2.8.17～R5.5.7
	サービス提供体制確保事業補助	通常の介護サービス提供では想定されない経費（事業所等の消毒・清掃費用、マスク・手袋等の衛生用品の購入費用等）を支出した場合に経費を補助	R2.4.1～
	障害福祉サービス継続支援	通常の障害福祉サービス提供では想定されない経費（事業所等の消毒・清掃費用、マスク・手袋等の衛生用品の購入費用等）を支出した場合に経費を補助	R2.1.15～
	障害者就労継続支援 B 型事業所工賃支援	生産活動事業収益が減少している障害者就労継続支援事業所（B 型）の工賃支払いを補助	R2.4.1～9.30
	障害者就労継続支援事業所生産活動支援	生産活動事業収益が減少している障害者就労継続支援事業所（A 型・B 型）の設備整備や新たな販路拡大等に要する経費を補助	R2.4.1～R4.3.31
	高齢者施設等における検査費用補助	新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した高齢者施設等において、任意検査（自由診療）を行った場合に費用を補助	R2.4.1～

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅸ 支援策一覧

区分	支援策	内容	期間
健康福祉局	障害者施設等における検査費用補助	新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した障害者施設等において、任意検査（自由診療）を行った場合に費用を補助	R2.4.1～
	高齢者施設等における改修・設備設置補助	高齢者施設等の感染拡大防止対策を進めるための改修や設備等の整備費用を補助（①多床室の個室化改修②簡易陰圧装置の設置③換気設備の設置④ゾーニング環境等の整備）	①R2.8.18～ ②③R2.10.8～ ④R3.9.15～
子ども青少年局	障害児通所支援等サービス継続支援	通常の障害児通所支援等サービス提供では想定されない経費を支出した場合に経費を補助	R2.10.30～
	障害児通所支援事業所等における検査費用補助	新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した障害児通所支援事業所等において、任意検査（自由診療）を行った場合に費用を補助	R2.10.30～
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金	開所要請に応じた民間児童福祉施設等及び県の預かり保育等実施要請に応じた私立幼稚園に対し5万円を交付	申請期間 R2.6.9～6.18
	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所助成	小学校の臨時休業期間中、午前中から開所した育成会等に対し運営費を助成	・R2.3.2～3.24 ・R2.4.8～5.31
	新型コロナウイルス感染症対策利用料減免助成	本市からの要請に基づき留守家庭児童育成会の利用を自粛した保護者の利用料を減免した場合に助成金を交付	・R2.3.2～3.31 ・R2.4.15～R5.5.7
住宅都市局	公開空地等環境整備助成金	公開空地等の滞在快適性を向上させるための再整備・物品調達に要した経費を助成（一建築敷地あたり上限50万円）	R2.12.14～R5.3.31 （新型コロナウイルス感染症対策としての期間）
上下水道局	水道料金の減額	すべての水道利用者を対象に2か月分の基本料金を減額	・偶数月検針 令和2年8月検針分（7～8月分） ・奇数月検針 令和2年9月検針分（8～9月分）
	上下水道料金の支払猶予	上下水道料金の支払いが困難な世帯等に対する支払を猶予（検針日から最長で6か月後の月末まで）	R2.3.23～R5.8.31
教育委員会	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金	県独自の緊急事態宣言に際し、県の預かり保育等の要請に応じた私立幼稚園に対し、1園あたり応援金5万円を交付	R2.6.30
	マスク等衛生用品の配布	私立幼稚園等における教職員の感染予防のためのマスク等衛生用品を配布	R2.3月～R4.3月

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

Ⅹ 支援策一覧

● その他の支援

区分	支援策	内容	期間
財政局	ナゴヤ新型コロナ対策 でらハートフル基金	新型コロナウイルス感染症対策の推進 を目的とした寄附を募集し、医療従事 者への支援等、新型コロナウイルス感 染症対策事業に充当	R2.5.15~
スポーツ市民局	人権相談	なごや人権啓発センターにおいて、新 型コロナウイルス感染症に関連した不 当な差別、偏見等に関する相談への対 応を実施	
	防犯カメラ、防犯灯 LED 化等に対する補 助の延長	各種補助を受けるための申請期限を延長	R2~R5 年度
	防犯灯、防犯カメラの 電気料に対する補助 の延長	補助を受けるための申請期限を延長	R2~R5 年度
観光文化交流局	外国人市民への多言 語情報発信、相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋国際センターにおいて、外国 人相談窓口を運営し、必要に応じて 適切な専門機関を紹介 ウェブサイト、フェイスブックにて、 9言語（日、英、ポ、ス、中、ハ、 フィ、ベ、ネ）及び「やさしい日本 語」による情報提供 タブレット端末によるビデオ通訳や トリオホン（三者通話）による通訳 を実施 	R2.1.28~R5.5.7
健康福祉局	新型コロナウイルス こころのケア相談	不安や緊張が強い、眠れない等、メン タルヘルスの不調を感じている方に対 する電話相談への対応を実施	R3.4.1~R4.3.31
各施設所管局	施設休館期間中の使用	感染拡大防止のため休館中の施設に係る 行政財産使用料・貸付料を減免・還付	R2.2.20~R5.5.7
	施設使用料等の還付	感染拡大防止のため、施設使用の取り 止め・延期を行った場合の施設使用料 等を還付	R2.2.20~R5.5.7
	興行等開催支援	興行等の開催を支援するため、施設利 用料金の2分の1を減免 対象施設：中小企業振興会館、国際会 議場、国際展示場、市民会館、公会堂	R2.7.1~R3.3.31

X 新型コロナ対策に係る予算対応状況

● 一般会計

(単位：千円)

区分	予算額	特定財源			一般財源
		国庫支出金	県支出金	その他	
令和元年度	559,174	554,174	5,000	—	—
補正予算	559,174	554,174	5,000	—	—
3月24日専決	559,174	554,174	5,000	—	—
令和2年度	307,697,511	285,460,445	8,591,166	4,718,225	8,927,675
補正予算	307,697,511	285,460,445	8,591,166	4,718,225	8,927,675
4月補正	14,296,362	6,987,365	3,568,000	3,563,997	177,000
5月1日専決	232,506,000	232,506,000	—	—	—
5月補正	13,017,761	64,025	3,496,625	420,950	9,036,161
6月補正	7,935,830	7,343,180	509,912	△403,261	485,999
6月補正(追加)	3,778,070	3,486,570	41,500	—	250,000
8月18日専決	773,000	386,500	386,500	—	—
9月補正	6,016,085	13,595,759	△1,343,661	1,019,462	△7,255,475
9月補正(追加)	1,015,340	294,800	720,540	—	—
9月補正 (9月30日提出)	905,024	336,404	568,620	—	—
11月補正	△435,337	△547,877	△163,120	—	275,660
11月補正(追加)	6,882,986	6,763,734	—	—	119,252
12月16日専決	1,833,000	1,124,000	709,000	—	—
1月20日専決	13,060,860	13,060,860	—	—	—
2月補正	6,112,530	59,125	97,250	117,077	5,839,078
令和3年度	120,388,898	94,712,907	2,314,436	12,471,193	10,890,362
当初予算	26,213,941	2,918,772	1,483,590	12,471,193	9,340,386
補正予算	94,174,957	91,794,135	830,846	—	1,549,976
当初補正	115,919	—	—	—	115,919
4月2日専決	1,645,000	1,645,000	—	—	—
5月補正	3,839,000	3,212,000	—	—	627,000
6月補正	6,661,100	6,654,940	—	—	6,160
6月補正 (新型コロナウイルスワクチン大規模集団接種会場運営費等分)	1,714,200	1,714,200	—	—	—
9月補正	4,183,485	2,396,337	761,230	—	1,025,918

X 予算対応状況
新型コロナ対策に係る

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

X 新型コロナ対策に係る予算対応状況

区分	予算額	特定財源			一般財源
		国庫支出金	県支出金	その他	
9月補正(追加)	2,082,000	2,082,000	-	-	-
11月補正	137,445	117,150	-	-	20,295
11月補正(追加)	13,106,618	12,263,118	58,366	-	785,134
11月補正 (12月8日提出)	59,410,000	59,234,250	-	-	175,750
2月補正	1,280,190	2,475,140	11,250	-	△1,206,200
令和4年度	101,839,279	58,204,748	25,747,444	7,238,599	10,648,488
当初予算	36,496,950	17,657,576	4,575,551	7,194,799	7,069,024
補正予算	65,342,329	40,547,172	21,171,893	43,800	3,579,464
5月補正	10,031,500	10,031,500	-	-	-
6月補正	12,222,042	5,235,093	2,962,283	13,800	4,010,866
9月補正	27,069,506	8,239,340	15,250,819	-	3,579,347
9月補正(追加)	15,321,300	14,826,330	494,970	-	-
11月補正	518,205	2,065,133	2,463,821	-	△4,010,749
11月補正(追加)	88,030	88,030	-	-	-
2月補正	91,746	61,746	-	30,000	-
令和5年度	57,493,177	25,289,095	19,821,866	5,067,007	7,315,209
当初予算	57,493,177	25,289,095	19,821,866	5,067,007	7,315,209
累計額	587,978,039	464,221,369	56,479,912	29,495,024	37,781,734

X 予算対応状況
新型コロナウイルス対策に係る

● 国民健康保険特別会計

(単位：千円)

区分	予算額	特定財源			一般財源
		国庫支出金	県支出金	その他	
令和2年度	2,160	-	2,160	-	-
補正予算	2,160	-	2,160	-	-
4月補正	2,160	-	2,160	-	-
累計額	2,160	-	2,160	-	-

● 病院事業会計

(単位：千円)

区分	予算額	特定財源			一般財源
		国庫支出金	県支出金	その他	
令和2年度	67,000	-	67,000	-	-
補正予算	67,000	-	67,000	-	-
11月補正	67,000	-	67,000	-	-
累計額	67,000	-	67,000	-	-

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

X 新型コロナ対策に係る予算対応状況

● 自動車運送事業会計

(単位：千円)

区分	予算額	特定財源			一般財源
		国庫支出金	県支出金	その他	
令和2年度	2,251,137	—	—	—	2,251,137
補正予算	2,251,137	—	—	—	2,251,137
2月補正	2,251,137	—	—	—	2,251,137
令和3年度	131,936	—	—	—	131,936
当初予算	131,936	—	—	—	131,936
令和4年度	55,567	55,567	—	—	—
当初予算	1,822	1,822	—	—	—
補正予算	53,745	53,745	—	—	—
11月補正	53,745	53,745	—	—	—
令和5年度	4,471	4,471	—	—	—
当初予算	4,471	4,471	—	—	—
累計額	2,443,111	60,038	—	—	2,383,073

● 高速度鉄道事業会計

(単位：千円)

区分	予算額	特定財源			一般財源
		国庫支出金	県支出金	その他	
令和2年度	6,160	—	—	—	6,160
補正予算	6,160	—	—	—	6,160
2月補正	6,160	—	—	—	6,160
令和3年度	84,639	—	—	—	84,639
当初予算	84,639	—	—	—	84,639
令和4年度	1,300,330	1,300,330	—	—	—
当初予算	258	258	—	—	—
補正予算	1,300,072	1,300,072	—	—	—
11月補正	1,300,072	1,300,072	—	—	—
累計額	1,391,129	1,300,330	—	—	90,799

自動車運送事業会計及び高速度鉄道事業会計については補助金として一般会計から繰り出した額を示す。

XI 新型コロナ対策に係る地方創生臨時交付金の主な活用状況

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

▶令和2年度

区分	事業名	事業内容
健康福祉局	介護保険事業費補助金	休業要請を受けた事業所、利用者又は職員に陽性者が発生したサービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等がコロナ禍においてもサービスを継続して提供するために必要な経費を支援
	新型コロナウイルス感染症対策インフルエンザ予防接種費用の助成	新型コロナウイルス感染症と同時流行が懸念されるインフルエンザについて、子ども、妊婦、高齢者を対象に予防接種費用を助成
	愛知県医療従事者応援金に対する負担金	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関の医療従事者の処遇改善を推進するため、「愛知県医療従事者応援金」の一部を負担
	地域医療体制緊急応援金	帰国者・接触者相談センターから紹介された帰国者・接触者外来受診者を受け入れる医療機関に応援金を支給
	救急患者等受入医療機関支援金	新型コロナウイルス感染症患者等を救急搬送で受け入れる医療機関を支援するため、救急患者等1人あたり35,000円を交付
	救急医療体制運営費補助金（コロナ救急患者受入医療機関の当番制）	新型コロナウイルス感染症に特化した夜間・休日における救急医療の当番制に参加する医療機関に対し、補助金を交付
	救急医療体制運営費補助金（一般救急医療機関に係る補助の増額）	一般救急医療機関への救急医療体制確保に係る補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う負担軽減を図るため、人件費相当分の単価を増額して交付
子ども青少年局	分べん前PCR検査の補助	不安を抱える妊婦に対して、PCR検査に係る費用を助成
	子ども・子育て支援交付金	小学校の臨時休業に伴い開所時間が増加した放課後児童クラブに対して、追加で必要となった経費を補助
教育委員会	学校保健特別対策事業	名古屋市立小・中・特別支援・高等学校及び幼稚園における感染症対策や学習保障に必要な物品を購入
	教育支援体制整備事業	名古屋市立小・中・特別支援・高等学校及び幼稚園においてスクールサポートスタッフを任用し、教職員が教育活動に専念できる体制を整備

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

XI 新型コロナ対策に係る地方創生臨時交付金の主な活用状況

▶令和3年度

区分	事業名	事業内容
健康福祉局	愛知県医療従事者応援金に対する負担金	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関の医療従事者の処遇改善を推進するため、「愛知県医療従事者応援金」の一部を負担
	新型コロナウイルスワクチン健康被害救済事業	新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応による健康被害について、本市独自の予防接種健康被害見舞金を支給
	救急患者等受入医療機関支援金	新型コロナウイルス感染症患者等を救急搬送で受け入れる医療機関を支援するため、救急患者等1人あたり35,000円を交付
	救急医療体制運営費補助金（コロナ救急患者受入医療機関の当番制）	新型コロナウイルス感染症に特化した夜間・休日における救急医療の当番制に参加する医療機関に対し、補助金を交付
消防局	救急活動における新型コロナウイルス感染症対策の強化	救急活動における新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策資器材を購入
教育委員会	学校保健特別対策事業費補助金	名古屋市立小・中・特別支援・高等学校及び幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費を配当

▶令和4年度

区分	事業名	事業内容
健康福祉局	愛知県医療従事者応援金に対する負担金	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関の医療従事者の処遇改善を推進するため、「愛知県医療従事者応援金」の一部を負担
	新型コロナウイルス感染症退院患者受入短期入所生活介護等事業所支援金	新型コロナウイルス感染症に罹患した入院患者を受け入れる短期入所生活介護等事業所を支援するため、退院患者1人あたり100,000円を支給
	救急患者等受入医療機関支援金	新型コロナウイルス感染症患者等を救急搬送で受け入れる医療機関を支援するため、救急患者等1人あたり35,000円を交付
	救急医療体制運営費補助金（コロナ救急患者受入医療機関の当番制）	新型コロナウイルス感染症に特化した夜間・休日における救急医療の当番制に参加する医療機関に対し、補助金を交付
	救急医療体制運営費補助金（一般救急医療機関に係る補助の増額）	一般救急医療機関への救急医療体制確保に係る補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う負担軽減を図るため、人件費相当分の単価を増額して交付
子ども青少年局	分べん前PCR検査の補助 ※令和3年度も実施しているが、地方創生臨時交付金は活用していない	不安を抱える妊婦に対して、PCR検査に係る費用を助成
教育委員会	学校保健特別対策事業費補助金	特別支援学校の児童生徒送迎用スクールバスにおける感染リスクの低減を図り、障害のある子どもたちが安心・安全に登下校できる環境を確保

XI
臨時交付金の主な活用状況
新型コロナウイルス対策に係る地方創生

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

XI 新型コロナ対策に係る地方創生臨時交付金の主な活用状況

II. 雇用の維持と事業の継続

▶令和2年度

区分	事業名	事業内容
経済局	新型コロナウイルス感染症対策協力金	愛知県の休業協力要請等に協力した中小企業者等に協力金を交付
	新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助	新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少している中小企業を対象とする融資制度において信用保証料の一部を免除
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金	令和2年4月より実施された愛知県緊急事態措置の期間中に休止要請されていない施設で事業を継続した中小企業者等に応援金を交付

▶令和3年度

区分	事業名	事業内容
経済局	コロナ禍における航空宇宙産業認証維持継続助成	コロナ禍で航空機需要が減少している航空宇宙産業において、新型コロナウイルス感染症の収束後の持続的な成長を支援するため、事業継続に必要な品質マネジメントシステム規格の維持に係る経費の一部を助成
	中小企業新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	経済活動の維持・回復のため、従業員等のワクチン接種を推進する市内中小企業等に対して、従業員等の規模に応じた給付金を支給
健康福祉局	新型コロナウイルス感染症自宅療養者等配食サービス事業	新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅療養をすることとなった方やその同居の濃厚接触者に対して、感染拡大防止の観点から、外出せずに自宅待機していただくため、配食サービス事業を実施
子ども青少年局	離婚によるひとり親等に対する子育て世帯臨時特別給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響下にある子育て世帯を支援するため、「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取ることができない世帯に対して、市独自で給付金を支給

▶令和4年度

区分	事業名	事業内容
経済局	コロナ禍における航空宇宙産業認証維持継続助成	コロナ禍で航空機需要が減少している航空宇宙産業において、新型コロナウイルス感染症の収束後の持続的な成長を支援するため、事業継続に必要な品質マネジメントシステム規格の維持に係る経費の一部を助成
住宅都市局	名古屋市タクシー事業者運行支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、市民の移動を支える公共交通の1つとして運行を継続しているタクシー事業者に対して、継続的な運行ができるよう名古屋市タクシー事業者運行支援金を交付

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

XI 新型コロナ対策に係る地方創生臨時交付金の主な活用状況

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

▶令和2年度

区分	事業名	事業内容
経済局	飲食宅配サービス利用促進事業	公募により選定した飲食宅配代行業者の提供する宅配サービスの利用者に、次回注文時に利用可能なポイントを付与
	中小企業の新しい生活様式対応支援	新しい生活様式に対応した事業展開・働き方への対応を図ろうとする市内中小企業者に対し、設備等の購入に要した経費の一部を助成
観光文化交流局	観光消費喚起事業	市内有料観光施設の入場や土産購入、タクシーをはじめとする交通機関等で使用できる観光クーポンを、旅行会社の窓口やコンビニエンスストア等で発行
住宅都市局	栄地区の観光魅力向上	栄地区の賑わいを取り戻すため、エリアの観光資源であるオアシス21において、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、魅力向上を図るための施設改修を実施

▶令和3年度

区分	事業名	事業内容
財政局	名古屋市自動車運送事業会計繰出・補助	新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、市民の移動手段として不可欠な市バスの安定的な輸送サービスを提供していくために、生活路線を始めとした不採算路線に対し補助を実施
経済局	商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助	新たな生活様式に対応した安心・安全な商店街づくりを進めるため、商店街等が3密対策や保健衛生対策として用いる設備・機器等の購入費用を補助
観光文化交流局	観光消費喚起事業	市内観光施設の入場、飲食、交通機関などで使用できるクーポン券を、特設ウェブサイト等で発行
住宅都市局	公開空地の活用	3密を回避しつつ都市の賑わいを回復することを目的として、既存のオープンスペースである公開空地等を活用した、居心地が良く歩きたくなる空間づくりに取り組む事業者に対して助成金を交付

▶令和4年度

区分	事業名	事業内容
観光文化交流局	新型コロナウイルス感染症対策旅行商品造成支援事業	異業種連携による旅行商品造成支援及びプロモーションを実施

名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

XI 新型コロナ対策に係る地方創生臨時交付金の主な活用状況

IV. 強靱な経済構造の構築

▶令和2年度

区分	事業名	事業内容
教育委員会	学校のICT環境整備	校外ネットワークの高速大容量化に対応するためのネットワークサーバーを購入するとともに、教室でのタブレット端末を活用した学習に必要な大型提示装置を購入
	家庭オンライン学習支援サービスの導入	学校の臨時休業により授業時間が減少する中で、家庭学習を支援し、生徒の学習内容の理解促進を図るため、オンライン学習支援サービスを導入

▶令和3年度

区分	事業名	事業内容
総務局	持続可能な行政運営に向けた職員の働き方改革の推進	新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続確保のため、職員の在宅勤務に必要なICT環境の運用を実施
子ども青少年局	トワイライトスクール等の情報通信ネットワーク環境整備等	新型コロナウイルス感染症の影響下におけるトワイライトスクール等の従事者の業務負担軽減等を図るため、無線LAN環境の整備等を実施
	保育対策総合支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響下にある保育所等に勤務する保育士の業務負担軽減を図るため、登降園管理機能を備えたシステムの導入等を支援
教育委員会	学校のICT環境整備 ※令和2年度からの繰越事業	名古屋市立小・中・高等学校における校外ネットワークの高速大容量化に対応するためのネットワークサーバーの購入、普通教室でのタブレット端末を用いた学習に必要な大型提示装置（可動式プロジェクター）の購入

▶令和4年度

総務局	持続可能な行政運営に向けた働き方改革の推進	新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続確保のため、引き続き在宅勤務に必要なICT環境の運用を実施
教育委員会	高等学校における1人1台タブレット端末の導入	生徒貸出用タブレット端末を整備することによって、本市立高等学校におけるICT環境の整備を推進し、ウィズコロナ下における新たな学びに対応



名古屋市新型コロナウイルス感染症対応記録

2023（令和5）年12月発行

- 【編集発行】 名古屋市
【事務局】 名古屋市防災危機管理局危機対策室危機対策係
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
〈TEL〉 052-972-3522
〈FAX〉 052-962-4030

本記録誌は、名古屋市における新型コロナウイルス感染症に関する感染第1波（2020（令和2）年2月）から5類感染症への移行（2023（令和5）年5月8日）までの対応を中心に記す。